嵐山町議会平成２７年第１回定例会会議録

目　　次

招集告示……１
応招・不応招議員……２

第　１　号　（３月３日）

議事日程……３
出席議員……４
欠席議員……４
本会議に出席した事務局職員……４
説明のための出席者……４
開会の宣告……７
開議の宣告……７
会議録署名議員の指名……７
会期の決定……７
諸般の報告……８
行政報告……９
常任委員会所管事務調査報告……１１
広報広聴特別委員会所管事務調査報告……１９
施政方針表明……２４
議案第２１号～議案第２６号の上程、説明、質疑……３４
予算特別委員会の設置、委員会付託……６３
予算特別委員会委員の選任……６３
予算特別委員会正副委員長の互選結果報告……６４
休会の議決……６４
散会の宣告……６４

第　２　号　（３月５日）

議事日程……６７

出席議員……６８
欠席議員……６８
本会議に出席した事務局職員……６８
説明のための出席者……６８
開議の宣告……７１
諸般の報告……７１
一般質問……７１
３番　佐久間　孝　光　議員……７１
４番　長　島　邦　夫　議員……９４
６番　畠　山　美　幸　議員……１１１
１３番　渋　谷　登美子　議員……１３８
散会の宣告……１６５

第　３　号　（３月６日）

議事日程……１６７
出席議員……１６８
欠席議員……１６８
本会議に出席した事務局職員……１６８
説明のための出席者……１６８
開議の宣告……１７１
諸般の報告……１７１
一般質問……１７１
８番　河　井　勝　久　議員……１７１
９番　川　口　浩　史　議員……１９３
７番　吉　場　道　雄　議員……２０８
１０番　清　水　正　之　議員……２２０
休会の議決……２３４
散会の宣告……２３４

第　４　号　（３月１０日）

議事日程……２３５
出席議員……２３７
欠席議員……２３７
本会議に出席した事務局職員……２３７
説明のための出席者……２３７
開議の宣告……２３９
諸般の報告……２３９
議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２３９
議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……２４５
議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……２４９
議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……２５６
議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……２７１
議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……２７３
議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……２７５
議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決……２７９
議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……２８１
議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決……２９１
議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２９７
延会の宣告……３１１

第　５　号　（３月１１日）

議事日程……３１３
出席議員……３１５
欠席議員……３１５
本会議に出席した事務局職員……３１５
説明のための出席者……３１５
開議の宣告……３１７
諸般の報告……３１７
議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決……３１７
議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決……３２４

議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決……３３０
議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決……３３４
議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決……３３５
議案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４５
議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決……３７０
議案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決……３７４
議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決……３７６
議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決……３７８
議案第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決……３８１
議案第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決……３８３
議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決……３８５
嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙について……３８５
埼玉中部資源循環組合議会議員の選挙について……３８６
休会の議決……３８７
散会の宣告……３８８

第　６　号　（３月２０日）

議事日程……３８９
出席議員……３９０
欠席議員……３９０
本会議に出席した事務局職員……３９０
説明のための出席者……３９０
開議の宣告……３９３
諸般の報告……３９３
議案第２１号の委員長報告、質疑、討論、採決……３９４
議案第２２号～議案第２６号の委員長報告、質疑、討論、採決……４０８
議員派遣の件について……４１５
閉会中の継続調査の申し出について……４１６
日程の追加……４１６
発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……４１７

発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……４２０
発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……４２２
発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……４２４
発議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……４２６
発議第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……４２８
発議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……４３０
発議第８号の上程、説明、質疑、討論、採決……４３２
発議第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……４３５
町長挨拶……４３７
議長挨拶……４３８
閉会の宣告……４３９

署名議員……４４１

◎　招　集　告　示

嵐山町告示第８号

平成２７年第１回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２７年２月２３日

嵐山町長　　岩　澤　　勝

１．期　　日　　平成２７年３月３日

２．場　　所　　嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○不応招議員（なし）

平成２７年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

３月３日（火）午前１０時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告（青柳議長）

日程第　４　行政報告（挨拶並びに行政報告　岩澤町長）

（行政報告　　小久保教育長）

日程第　５　常任委員会所管事務調査報告

日程第　６　広報広聴特別委員会所管事務調査報告

日程第　７　施政方針表明（岩澤町長）

日程第　８　議案第２１号　平成２７年度嵐山町一般会計予算議定について

日程第　９　議案第２２号　平成２７年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について

日程第１０　議案第２３号　平成２７年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第１１　議案第２４号　平成２７年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について

日程第１２　議案第２５号　平成２７年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について

日程第１３　議案第２６号　平成２７年度嵐山町水道事業会計予算議定について

○出席議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山　岸　堅　護
書　　記	岡　野　富　春
書　　記	久　保　かおり

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総務課長
中　嶋　秀　雄	地域支援課長
中　西　敏　雄	税務課長
山　下　次　男	町民課長
石　井　　彰	健康いきいき課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
植　木　　弘	文化スポーツ課長
大　塚　　晃	環境農政課長
山　下　隆　志	企業支援課長
根　岸　寿　一	まちづくり整備課長
新　井　益　男	上下水道課長

内　田　　勝	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長
大　塚　　晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開会の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成27年嵐山町議会第１回定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○青柳賢治議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第１番　　森　　一　人　議員

第２番　　大　野　敏　行　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○青柳賢治議長　日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長　おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第１回定例会を前にして、２月24日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席者は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として青柳議長、並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、井上総務課長にご出席をいただき、提出

されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、条例16件、予算10件、その他４件の計30件ということでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第１回定例会は、本日３月３日から20日までの18日間とすることに決定いたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については、受け付け順として、３月５日に１番の佐久間孝光議員から４番の渋谷登美子議員、６日に５番の河井勝久議員から８番の清水正之議員とします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日３月３日から３月20日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月20日までの18日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　日程第３、諸般の報告をいたします。

初めに、過日、埼玉県町村議会議長会定期総会が、さいたま市の埼玉県県民健康センターで開催され、あわせて自治功労者表彰式が挙行されました。

本町議会では、町村議会議員として15年以上在職した功労に対し、河井勝久議員が全国町村議会議長会から表彰を受けられ、伝達されました。まことにおめでとうございます。今後とも地方自治の進展にご活躍いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案は、条例16件、予算10件、その他４件の計30件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、追加議案も予定されております。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきまして、お手元に配付しておき

ましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成26年12月から平成27年２月末までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成27年２月６日、吉見町のフレサよしみにおいて、比企郡町村議会議長会主催の議員研修会に議員10名が出席いたしました。平成27年２月10日、さいたま市の埼玉県県民健康センターにおいて、埼玉県町村長・町村議会正副議長合同研修会に本職と副議長が出席いたしました。

以上、議員を派遣いたしましたので報告いたします。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項等につきましては、町長宛て要望を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会において可決されました発委第２号　35人学級見直しをやめ、さらなる少人数学級を求める意見書の提出についての件及び発議第23号　ネオニコチノイド系農薬の使用規制を求める意見書の提出についてにつきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第１号　ふたたび被爆者をつくらないために現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める議会決議・意見書採択のお願いの写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○青柳賢治議長　日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて、本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際、これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成27年嵐山町議会第１回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成27年度予算案をはじめ、町政の重要課題につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

さて、本議会に提案をいたします議案は、条例16件、予算10件、その他４件の計30件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

さて、昨年12月、地方創生のための総合戦略及び緊急経済対策が閣議決定をされ、いよいよ自治体が政策を具体化する段階に入ります。嵐山町におきましても、先般、まち・ひと・しごと創生推進本部を設置したところでございます。各世代が安心して働ける雇用環境、結婚・出産・子育ての切れ目ない支援等、さまざまな課題に向き合い、乗り越え、希望に満ちた嵐山町の未来を創造すべく、知恵を絞り、全力で取り組んでまいる所存でございます。何とぞ議員各位のご指導とご鞭撻をお願いを申し上げます。

平成26年11月から平成27年１月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧を願いたいと存じます。

以上をもちまして、挨拶並びに行政報告を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長　教育委員会関係をご報告させていただきます。

こども課庶務関係、（２）会議等開催状況でございます。

去る１月24日、第１回嵐山町いいとこスピーチコンテストを開催いたしました。当

日は、岩澤町長、青柳議長はじめ多くの議員の方々のご臨席のもと、盛会にて終了することができました。深く感謝申し上げます。506名の児童生徒の応募の中から、当日、小中学生11名、外国人研修生２名、計13名が発表いたしました。発表者等につきましては、広報嵐山今月号に掲載されております。当日は、豊かな自然、地域の人々とのつながり、歴史・文化のある町、嵐山町のよさを子供の目線から発表いただき、再確認できるよい機会となったと思っております。今後とも、ご注意をいただければありがたいと思います。

２、学校教育関係、（３）行事関係について申し上げます。

菅谷小学校校庭整備工事、菅谷中学校救助袋改修、次ページ、菅谷中学校防球ネット張りかえと七郷小学校貯水槽塗装修繕、七郷小学校給食配膳室シャッター改修、嵐山幼稚園配水管布設替え等工事、概要につきましては記載のとおりでございます。既に嵐山幼稚園の配水管布設替え工事を除きまして終了しているところでございます。

（５）備品関係、自転車通学用ヘルメット購入につきまして申し上げます。

来年度より菅谷中、玉ノ岡中生徒全員に、自転車通学用ヘルメットを計上しているところでございます。134万円の予定でございます。

３、児童福祉関係、嵐山町子ども・子育て支援事業計画を12月、１月２回開催いたしまして、３月に策定が終了したところでございます。

（５）子育て支援拠点整備事業でございます。工事関係、地域子育て支援拠点アイプラザ建設工事、26年12月26日から間もなく終了の予定でございますけれども、概要につきましては記載のとおりでございます。1,512万円を予定しております。備品関係でございますが、それに伴いましてカウンター８台と、その他記載のとおりでございます。契約金額につきましては、296万9,784円でございます。

以上で、ご報告を終了させていただきます。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長　日程第５、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長　総務経済常任委員会から報告いたします。朗読をもって報告にかえさせていただきます。

嵐山町議会議長　青　柳　賢　治　様

総務経済常任委員長　吉　場　道　雄

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査下記のとおり中間報告いたします。

記

1　調査事項

「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」及び「土地利用と開発行為等について」

2　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」及び「土地利用と開発行為等について」を調査するため、１月15日及び２月12日に委員会を開催し、調査研究しました。

（１）１月15日の委員会について

当日の委員会は、前回の委員会での質問事項について大塚環境農政課長から説明を受けました。

（問）小千代山を取得する際、国からの補助金をもらっているが、返還義務が生じなくなるのはいつか。

（答）平成19年度に古都及び緑地保全事業国庫補助金を活用し、3,939万8,000円（うち国庫補助金額1,280万円）で町が取得し公有地化を図り、特別緑地保全地区の指定を受け、緑地を保全するため開発等の制限をしたので、緑地として保全するために取得した際の補助金であることから、目的外使用を想定していないので返還義務が生じなくなることはないと考えています。

説明を受けた後、最終報告のまとめをするため意見交換をしました。

（２）２月12日の委員会について

前回の委員会で課題が出てきたので、大塚環境農政課長から説明を受けました。

埼玉県内の特別緑地保全地区は嵐山町を入れて15カ所あり、うち14カ所は市である。緑地を保全するだけではなく、予算を使って整備できることがわかりました。

説明を受けた後、まとめに入りました。

午後からは山下企業支援課長に出席を求め、土地利用と開発行為等についての説明を受けました。

滑川町は人口が増加しているために、土地利用の中で開発許可制度11号区域（市街化調整区域内の既存集落において、市街化区域に隣接または近接し、市街化区域と生活環境が同種と認められ、おおむね50以上の建築物が連担し、指定された区域)、12号区域（市街化調整区域内において、市街化を促進するおそれがないと認められた区域で、埼玉県では都市計画マスタープランに基づく土地利用で指定された区域。流通施設・工業施設・商業施設等）の状況について説明を受けました。11号区域、12号区域では人口が減少しており、滑川町の人口増加の要因は、市街化区域、主に駅周辺での人口増加であることがわかりました。

以上報告し、「土地利用と開発行為等について」の中間報告とします。

３　要望及び提言事項

（１）小千代山の農保全方法の見直し

緑地の保全だけでなく、町内外からの人に楽しんでもらえるよう、ヤマツツジ、ヤマユリ等を植栽したり、散策できる憩いの場所になるよう整備していく。

（２）直売所周辺を中心とした観光発信地づくり

ア、観光協会と連携して駅前・直売所敷地内に観光案内所を設置して、観光の発信拠点とする。

イ、北部地区を観光につなげるよう貸し自転車や散策マップの配布、休憩所、トイレ等設置し、観光客に対して利便性の向上を図る。

ウ、地元産食材を使った食事場所の設置。

（３）農地に親しめる観光誘致について

ダイズ祭り、コスモスの摘み取り等、年間を通じてイベントができる場所をつくり集客する。

以上３項目の提言事項をもって、「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」の最終報告とします。

以上です。

○青柳賢治議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　２ページのところですけれども、２ページの３行目ぐらいあたりから、市街化調整区域と生活圏が同一し、おおむね都市計画法の11号区域と12号区域について、山下企業支援課長にお話を聞いたということなのですが、そして市街化区域に関して、滑川町の人口増加の要因は、市街化区域、特に駅周辺での人口増加であり、ごめんなさい。前後しますけれども、11号区域、12号区域で人口が減少しておりというふうになっているわけですけれども、私のほうで子供の数を調査しましたら、福田小地域は人口は一時の減少はあったけれども、それからまたふえているのです。だから、こういう事実というのは、どこから、はっきりした数字の中で出てきているのか、どうなのでしょうか。私よくわからないのですけれども、決して市街化調整区域といえども、人口は物すごくは減少していないし、維持はされているのだなというふうに見ていて、そして11号区域では明らかに子供たち、その兄弟たちが家を建てることができるように都市計画を変更しているので、減少はすごく少ないか、あるいはしていないかぐらいだというふうに私自身は滑川町に調査に行ったとき聞いているのですけれども、そこの点はどのような形で調査されているのか伺いたいと思うのです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長　私たちも、それに及んで調べようと思って、だけれども企業支援課のほうで、その資料がちょっと間に合わないというので、その数字というのは次の委員会で出してくれるということで、今回は、そこまでは数字がわからなかったのが現実です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、11号区域、12号区域では人口が減少しており、滑川町の人口増加の要因は市街化区域、主に駅周辺での人口増加であることがわかりましたというふうにまで明言することはできないですよね。こういった形の文章の書き方は、ちょっとまずいのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長　そうかとも思いますけれども、ある程度、その委員会で、企業支援課長のほうからそのような、少ないという報告があったので、私はそういうふうに書かせてもらいました。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません。委員会報告なので、しっかりした数字に基づいて議論をしていくということが必要だと思うのです。これは委員会で、そして最終まとめなのか、取りまとめとしてなのかわからないのですけれども、これちょっと私としてはまずいのではないかなと思うのです。しっかりした数字がなくて、課長から聞いたことだけで、それで市街化調整区域ではなくて、確かに人口増は駅周辺の開発によるものだということが多いと思うのですけれども、こういう書き方はまずいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長　やっぱり書き方は少しまずかったかもしれませんけれども、人口の多い少ないというのは、これからはっきり数字を示しまして、次のときにまた報告いたします。

では、その表現の仕方が、もしかしたら間違っていたかもしれないですけれども、その点はおわびします。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口文教厚生常任委員長。

〔川口浩史文教厚生常任委員長登壇〕

○川口浩史文教厚生常任委員長　朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思います。

記とあります下から朗読していきます。

１　調査事項

「子ども子育てについて」及び「嵐山町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例のあり方について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「子ども子育てについて」及び「嵐山町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例のあり方について」を調査するため、12月22日、１月28日、２月13日及び２月17日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

（１）子ども子育てについて

今まで学童保育と保育園について調査研究をしてきましたので、次に幼稚園の３年保育について調査研究することにいたしました。

１月28日、簾藤こども課長及び奥田嵐山幼稚園長に出席を願い、説明を求めました。簾藤こども課長から、幼稚園については２年保育を実施しており、現在の園児数は、４歳児49人、５歳児が30人、合計79人を保育しているなどの説明がありました。

奥田園長から、全国公立幼稚園長会は、毎年、重要課題の中に３年保育の推進を働きかけている。県内には56の公立幼稚園があるが、３年保育を実施しているのは12園だけ。私立幼稚園に依存してきたことが、進まない理由ではないかと考える。嵐山幼稚園の施設状況では３年保育が不可能なので、現在３歳児の未就園児教室、さくら教室を月１回程度、年10回開いている。

主な質疑として、

（問）さくら教室の子供は、今、何人か。

（答）現在34人。

（問）さくら教室の先生は何人か。

（答）保護者同伴の教室なので、基本的には１人。

（問）さくら教室は何時間くらいの教室か。

（答）午前10時～12時くらいまで。

（問）さくら教室の利用は幾らかかるのか。

（答）無料。

（問）現在の施設状況で３年保育は不可能との話だが、講堂を利用すれば可能ではないかと思う。講堂の利用状況はどうか。

（答）入・卒園式、雨天時、子育て講座（学期中に１回）などで使用しているが、利用度は低い。３年保育ができないかと言えば、できなくはないが、やりづらいということだ。

以上のような質疑でありました。

２月13日、滑川町の町立幼稚園の３年保育について視察をいたしました。町執行部から吉田町長、小澤教育長ほか３名、議会から金井塚議長ほか４名に対応いただきました。事前にお送りした質問事項について、次の回答がありました。

（問）３歳児から４歳児に進級する際、人数が増加している理由について。

（答）３歳児は100人定員、４～５歳児はそれぞれ140人定員である。これは３年保育より２年保育（４～５歳児）を希望する保護者がいるため、このような定員になっている。

（問）延長保育時間と実績について。

（答）延長保育については、埼玉県の中でも先駆けて平成12年から実施していた。しかし、園児が多くなったため、教室が足りなくなり、平成17年から実施していない。

（問）通園バスの料金について。

（答）通園バスの利用料はない。

続いて、当日の質疑を以下のとおり行いました。

（問）４歳からの保育児は、３歳まではどのように過ごしているのか。

（答）町の事業への参加や公園などを利用され過ごしていると思う。

（問）３歳時保育を実施するに当たって、予算はどのくらいかかっているのか。

（答）下表のとおりです。

３歳児保育に当たっての経費で、職員人件費、これは正規、臨時４人ずつおりますが、2,945万5,076円、バスリース代が660万円、バス運転委託料が294万円、需用費が88万5,793円、机・椅子100人分購入で157万2,000円、委託料、バスを除きますが、30万9,056円、牛乳費269万9,930円、プレハブ園舎借上料が3,969万円、合計で8,415万1,855円ということでした。

質疑を終え、滑川町立幼稚園を訪問し、視察を終了いたしました。

（２）嵐山町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例のあり方について

嵐山町では現在９件の開発行為があり、現地を確認することから始めました。

１月28日、大塚環境農政課長に説明を求めました。９件のうち６件は太陽光発電事業に伴う開発で、大規模な埋め立てはないと見られます。しかし、３件は土砂の埋め立てが予定され、中でも志賀地区の嵐山ドライブイン裏の埋め立ては大規模なものであり、仮に汚染された土砂が持ち込まれると環境への影響が大きいことを確認いたし

ました。

嵐山町では、埋め立て面積3,000平方メートル以上は埼玉県が許可しております。しかし、川越市、鳩山町、毛呂山町などは埋め立て面積が3,000平方メートル以上でも、それぞれの自治体で許可をしております。町が許可権限を持ったほうがよいのか、このまま県が許可したほうがよいのか、調査研究するため、毛呂山町の状況を視察することにいたしました。

２月17日、「毛呂山町土地の埋め立て等の規制に関する条例」について調査研究するため、毛呂山町を視察いたしました。

当日は、毛呂山町の古野生活環境課長、小山生活環境主任、宮寺議長などに対応いただきました。

初めに、事前にお送りした質問事項について、次のような回答がありました。

（問）条例を制定したいきさつについて。

（答）平成16年民間事業者による大規模な埋め立て計画に対し、過去に土砂災害が発生した場所であることから、地元住民による反対運動が起きました。町は、住民の安全を第一と考え、計画に同意しない判断をいたしました。しかし、県は、「県条例や基準に合致していれば、許可せざるを得ない」ということであったため、町の許可にしたほうがよいのか調査研究した結果、「埋め立てがしにくくなる」ことから平成19年に条例化いたしました。

（問）条例施行に伴う職員の負担について。

（答）現在、主担当１名で対応。現場状況により増員している。申請数は平成24年度３件、平成25年度４件、平成26年度１件（２月１日現在）となっており、いずれも埋め立て面積が1,000平方メートル前後であります。申請書類に限れば特段の負担は発生しておりません。しかし、条例違反や予防的措置を含めた対応となると相当な負担となります。

（問）今までの埋め立てに関し問題発生は。

（答）条例制定後、特段の問題は発生しておりません。

続いて、質疑を以下のとおり行いました。

（問）民間事業者による大規模な埋め立て事業を阻止することができたということだが、損害賠償は発生したのか。

（答）裁判を起こすという話もあったが、結局は何もなかった。

（問）嵐山町と比較して埋め立て申請数が少ないが、「土砂条例」が抑止力になっているということか。

（答）埋め立てをしにくくすることが目的だから、抑止力になっていると思う。

（問）3,000平方メートル以上であっても職員負担はないということについて、もう少し説明を。

（答）3,000平方メートル以上であっても図面の面積が広がるだけで、審査内容は同じなので変わらないということであります。

（問）抑止力になっているということだが、中でも住民周知と同意が大きいのか。

（答）事業者にとっては、その点も大きいと考える。同時に、隣地地権者の同意も必要であり、申請手数料も県条例にはない事項なので、抑止になっていると考える。

質疑を終え、視察を終了いたしました。

以上、委員会報告といたします。

○青柳賢治議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

なお、常任委員会所管事務調査報告の中に町に対する要望事項等がございますので、これの取り扱いについては議長に一任願いたいと存じます。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長　日程第６、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を行います。

長島広報広聴特別委員長。

〔長島邦夫広報広聴特別委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴特別委員長　広報広聴特別委員会の長島邦夫でございます。委員会報告をしたいと思います。朗読をもって、かえさせていただきます。

平成27年３月３日、嵐山町議会議長青柳賢治様。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を上記のとおり報告をいたします。

１　調査事項

視察研修、研修総括、次回報告会及び議会モニター会議について

２　調査結果

本委員会は、１月22日、23日に実施された視察研修等について、１月７日、29日、２月16日に委員会を開会しまして、調査研究を行いました。

（１）１月７日の委員会について

１月22日、23日に予定されている視察研修について、事務局長より、日程、視察先議会の特性、研修目的について、また、委員長より研修先の選定理由について説明がある。事前質問は依頼済みでありますが、委員からの細部質問を受け付け、１月８日夕刻までの締め切りとした。締め切り後は、正副委員長、議長で精査し、視察先に改めて依頼をいたしました。

事前質問の内容は以下のとおりであります。

開成町議会

広報広聴常任委員会について

・広報広聴常任委員会の運営方法、所管について

・議会報告会の進め方と内容、町民への周知及び結果報告の周知について

・議会だより編集委員の選任方法について

その他

・町村議会検索システムによると、「質疑の形態・方法」は「対面式・一問一答方式」を採用しているが、その詳細について

・議員勉強会の開催方法、内容、回数について

・通年議会、日曜議会開催までの経緯とその必要性、実施に当たっての方法

広報活動について

・子ども議会は議会が主催しているのか、その内容について

山北町議会

・「山北町議会広報広聴委員会に関する条例」制定までの経緯、その内容について

・議会報告会の内容、開催回数、開催場所など運営方法について

・子ども議会の内容について

立川市議会

・タブレット端末導入の経緯及び効果について

・昨年６月からタブレットを導入されているが、本議会及び委員会でどのように利

用されているのか。関連する条例等の整備内容について

・行政側のタブレット導入は、どの程度進んでいるのか

・タブレット本体の価格、通信費等経費の内訳、通信契約等の内容について

・タブレットの議員活動への利用に対する取り決め、規制等について

１月22日、23日の視察概要でありますが、１月22日、神奈川県開成町議会、午後１時半より研修、秦野市内宿泊。

１月23日金曜日、神奈川県山北町議会、午前９時半より研修。

東京都立川市議会、午後２時より研修いたしました。

（２）１月29日の委員会について

先進的な広報広聴活動、議会報告会及びタブレット端末導入の経緯、効果についての視察研修は、議会改革を進めるに当たり、多面の成果があったと思っています。

視察研修の総括は、以下のとおり。

ア　開成町議会について

（ア）広報広聴常任委員会について

広報広聴常任委員会の委員は議長を除く11名の構成で、広報、広聴、２分科会を設置し、活動を進めている。各分科会の正副委員長は、広報広聴常任委員会の正副委員長が兼ねる。

委員からの意見としまして

・分科会に分かれて活動するのは、それなりの意味がある。

（イ）議会報告会、意見交換会について

議会報告会、意見交換会は議員全員で対応し、年に１回実施している。概略は委員会で決定し、細部については分科会で決定している。開催日７日間、うち夜間１回、午後１回実施している。意見交換はテーマがあると誘いやすいとのこと。周知は広報誌を全戸配付、開催日程も大きく掲載をしておりました。

委員からの意見として

・近隣場所での開催日に行ってみたくなるように広報されている。

・周知及び会場の設定は自治会（区）の協力を得ているのが特徴。

（ウ）通年議会について

専決処分がなくなり、デメリットがなければ採用したほうがよいとの考え方から実施。災害などの緊急時に対応できる。

委員からの意見として

・想像していたよりも負担が少ないように感じた。

・特定事件の設定が容易なため、通年議会では委員会活動がさらに活発になる。

（エ）日曜議会は一般質問１人30分とし、１日で終了。町民に開かれた議会を目指し、多くの方に議会活動の一端を知っていただくために実施している。

委員からの意見として

・よい取り組みと感じている。検討の余地あり。

イ　山北町議会について

（ア）広報広聴委員会の当町との違いは、議長、委員長ほか12名が、広報分科会６名、広聴分科会６名で構成されている。それぞれの所管は開成町とほぼ同様であるが、議会報告会の周知等については、自治会の協力が大きい。議員全員で対応し、６会場を設定、来場者も多くなっている。

（イ）広報広聴委員会委員長は「議会のあり方検討委員会」委員長も兼ね、議会改革の議会の見える化、議員の資質向上について検討し、全員協議会に提言する。我々議会の検討課題の一つに、災害時における議会対応があるが、山北町議会の「議会災害対策規程」は、ここで検討されました。

（ウ）最終決定の場として議員全員協議会の活性化が見られました。

ウ、立川市議会について

（ア）主にタブレット端末導入の効果及び操作方法について研修を受けた。先進的に取り組んでいる神奈川県逗子市と同様の議会向けのソフトを導入している。

（イ）タブレット導入による費用対効果

現状は電子データと紙媒体を併用しており、予算書、決算書など紙媒体のほうがよいものもある。用紙印刷などの経費は導入前と比べ変わらないが、タブレット端末を使い、市民にデータやカラーのグラフを見せながら説明できるところ、会議の議案資料提供に要する時間が短縮できたことなどの効果のほうが、むしろ大きい。また、タブレット端末の通信方法は、使用箇所が限定されるワイファイ通信でなく、ＬＴＥや３Ｇなどのモバイル通信を選択している。

委員からの意見として

・ペーパーレス化の費用対効果が顕著でなくても、導入検討は重要な項目。

・通信方法の選択（ワイファイ、ＬＴＥなど）、使用規制も導入検討に当たって重

要な項目。

・タブレット端末導入により文書管理も容易でわかりやすく、ダウンロードも可能、印刷して紙ベースでの管理もできる。

・災害時の連絡手段としての活用もできる。

エ　その他

今回の視察先である開成町議会、山北町議会及び立川市議会が本会議方式か、委員会方式か、研修成果を導入するのであれば、注意すべきとの意見もありました。

上記を取りまとめ、議長へ報告をいたしました。

（２）２月16日の委員会について

ア、次回の議会報告会について

研修成果を生かした報告会とすべく意見を取りまとめた。

内容は以下のとおり。

・説明資料の作成について

説明資料は、３月定例会予算審議一般、特別会計総論は予算特別委員会、各項目は総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会で所管の部分及び施政方針の重点項目を選定、各委員会が資料を作成する。

発表者について

予算特別委員会委員長より全て報告と決定をしました。

・各常任委員会報告、主な議案とその他の報告、質疑、意見交換会は前回どおりとする。

・周知の方法、報告回数、設定時間、開催場所について

周知は各地区区長に協力をいただき、各戸取り回し回覧、議会だよりの二本立てとする。

・議会報告回数、設定時間、開催場所等について

報告回数は５月第３週の３日間、場所は南部、北部、中部、各１カ所とする。開催時間は３カ所とも午後７時から８時30分までとする。

・意見交換会について

今回よりテーマを設定、内容は議会モニターからのアンケート結果により選定する。

上記の決定事項をもとに、次回の委員会で正式マニュアルを決定する。

イ議会モニター会議について

開催日程を４月６日の週で選定、委員長、事務局一任とする。（４月９日に決定）議会モニターには３月定例会日程とあわせて連絡をする。

以上で委員会報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

再開の時間は11時といたします。

休　　憩　午前１０時４８分

再　　開　午前１１時００分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎施政方針表明

○青柳賢治議長　日程第７、町長の施政方針表明を行います。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　本議会において、平成27年度予算案をはじめ、提出議案のご審議をお願いすることに先立ちまして、平成27年度に臨む町政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきます。

平成26年は２月の記録的な大雪に始まり、豪雨や台風等により全国各地に甚大な被害が発生したほか、９月には御嶽山の噴火など災害の続いた年でありました。これらの被害に遭われた方も多くおりまして、この場をおかりして心よりお見舞い申し上げます。

防災対策はこれで完璧というゴールはありません。日ごろの備えなどの積み重ねが大切だと感じております。平成26年12月からは、防災・防犯情報等をメールにて配信する「嵐山町あんしんメール」を開始いたしました。これにより、日中嵐山町にいらっしゃらない方にも情報の取得ができるようになりました。今後、より多くの方の登録をお願いするものでございます。

さて、昨年末に衆議院議員選挙が行われ、引き続き現政権が支持されました。国の平成27年度予算は、経済再生と財政再建の両立を旗印に、地方創生を積極的に推進していくこととしているようであります。町は、これまでさまざまな活性化策を行ってまいりました。国の動向も見据えつつ、これからも「町民福祉の向上」に資する政策を引き続き行ってまいります。

平成27年度の一般会計当初予算は、59億3,600万円と前年度比0.2％増の予算を計上いたしました。

国民健康保険特別会計は22億9,500万4,000円で前年度比10.7％増、後期高齢者医療特別会計は１億6,667万8,000円で前年度比0.4％減、介護保険特別会計は11億2,003万7,000円で前年度比3.4％減、下水道事業特別会計は６億1,464万2,000円で前年度比6.6％減、水道事業会計は７億8,242万円で前年度比0.7％減で計上いたしました。町全体では、109億1,478万1,000円で前年度比1.4％増でございます。

一般会計の歳入についてご説明申し上げます。

政府の平成27年度予算案は、約96兆3,000億円と過去最大となっており、税収は、消費税８％への引上げに伴う増加を含み、前年度比9.0％増となりました。２月に発表された地方財政計画においても、市町村の地方税収を前年度比6.4％増としております。

平成27年度嵐山町の一般会計の町税は、町民税は伸びたものの、評価替えに伴う固定資産税やたばこ税の落ち込みが予想され、前年度比1.1％増で見込んでおります。

地方交付税は、「まち・ひと・しごと創生事業費」による増はあったものの、税収の伸びにより減額されることになり、前年度比2.1％減と見込んでいます。町を取り巻く財政状況は、引き続き大変厳しい状況が続くものと思われます。

国庫支出金は、学校施設環境改善交付金や国の消費税対策に伴う臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の減により、約4,200万円減の前年度比6.6％減で計上いたしました。

県支出金では、市町村有施設再生可能エネルギー等導入事業の増加に伴いまして、約1,400万円増の前年度比3.3％増で計上いたしました。

投資的経費の見直しや臨時財政対策債の減に伴い、地方債も約１億2,500万円減の前年度比18.9％減となりました。ここ数年、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の赤字が続いておりましたが、平成27年度においては、元金ベースのプライマリーバ

ランスが約4,800万円の黒字となり、厳しい中でも財政の健全化に資することができました。

平成27年度も多額の財源不足を解消するため、財政調整基金から昨年度より1,200万円多い２億5,400万円を繰り入れ、予算編成を行ったところでございます。

一般会計歳出の性質別では、人件費が約1,000万円減少しましたが、扶助費が約1,700万円、公債費も約1,070万円増加し、義務的経費全体では約1,800万円の増加となっております。

投資的経費では、防災・安全交付金を活用し、町道整備事業、舗装修繕事業、橋梁修繕事業を行ってまいります。玉ノ岡中学校及び北部交流センターにおいては、防災用太陽光発電装置を設置してまいります。

さらに、駅前の活性化のための武蔵嵐山駅東西連絡通路大規模改修事業、医療の充実のための小川赤十字病院建替建設負担事業などの単独事業も行ってまいります。

しかしながら、小中学校空調施設整備事業が終了したことに伴い、約１億2,000万円減となりました。

物件費では、選挙事務や機械器具借上料の増加等によりまして、約１億1,000万円の増、補助費等は約1,200万円の増、繰出金については約590万円の減で計上しております。

それでは、平成27年度の主な事業につきまして、「豊かな自然　あふれる笑顔　心の通いあうまち　らんざん」を将来像とした第５次嵐山町総合振興計画の各種施策に基づきまして説明させていただきます。

１．町民と行政の協働による調和のとれたまち

まず、「町民と行政の協働による調和のとれたまち」でございます。

ふれあい交流センターは、平成23年度にオープン以来、多くの方にご利用いただき、大変ご好評をいただいております。平成27年度は、皆様のご意見をいただきながら設計を行った北部交流センターの改修工事を実施してまいります。多目的ホールの舞台もより使いやすくなりますので、より多くの方がご利用され、人と人とのさらなる「ふれあい」が深まるものと考えております。

平成26年12月、国は「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、長期ビジョンと総合戦略を閣議決定しました。町でも平成27年度に人口ビジョンと地方版総合戦略を策定すべく、国の交付金を活用し、平成26年度補正予算に基礎調査委託を計上したところ

でございます。国は東京圏から地方に人口の流れをつくるべく、雇用や子育て等の積極的な施策展開を求めております。

嵐山町では、これまでも子育て支援等積極的に行い、平成26年度からは企業誘致条例及び人口増加対策を行ってまいりました。平成26年度から始めた子育て世帯等転入奨励事業につきましても引き続き積極的にアピールし、人口増加を図ってまいります。

町民の交流施設としてご利用いただいておりました武蔵嵐山駅の「アイプラザ」におきましては、利用実態を考慮し、平成27年度より子育て支援の拠点施設として新たな展開を図ってまいります。

これまで、町ではボランティア活動の支援を重視し、ボランティアセンターの設立等行ってまいりました。ボランティア活動も盛んになっています。さらに、その活動を後押しすべく、コミュニティ、福祉、環境、農業、防犯、防災、教育分野など、町をあらゆる面で「守っていきたい」、「支えていきたい」という町に愛着と発展を願う気持ちを持っている草の根的なグループ活動に対し、支援を行ってまいります。

平成28年度は、第５次総合振興計画の中間年です。平成27年度に策定する人口ビジョン及び総合戦略の策定にあわせ、計画の成果と見直しを進めてまいります。平成26年度から準備を進めています自治基本条例につきましても、皆さんの意見をいただきながら策定してまいります。

平成26年には、残念ながらスポーツの世界においても人権問題が取り上げられました。誰もが平等に尊重され、明るく幸せに生活する権利を再認識するため、平成27年度は嵐山町を会場に「人権フェスティバル」の開催及び「人権の花」運動を行ってまいります。また、戦後70年という記念の年となります。町では、平成10年9月に世界の恒久平和の確立を強く望むため、非核平和都市宣言を行いました。これからも戦争のない世界の実現のため、平和事業を行ってまいります。

２．健康で互いに支えあう活き活きとしたまち

次に、「健康で互いに支えあう活き活きとしたまち」でございます。

こども医療費の助成は、近隣に先駆けて中学生まで無料化を行ってまいりました。小児科のコンビニ診療や医療にかかる経費のご理解を得るため、医療機関の窓口で医療費を一旦支払っていただき、その後、申請に基づき支払いさせていただく償還払い方式でございました。

しかしながら、今後の少子社会への対応や子供の貧困も全国的に課題となっている

ことから、平成27年度中に、こども医療費につきましては、窓口払いを廃止し、現物給付としてまいります。

こども医療費窓口払代替事業として行ってまいりましたロタウィルス・おたふくかぜ・Ｂ型肝炎・中学３年生へのインフルエンザの予防接種への助成につきましては、子供の健康を守り、子育て支援を進めるため、継続してまいります。

重度心身障害者医療、ひとり親医療につきましても、財政状況を鑑みながら窓口払いの廃止を検討してまいります。

平成26年度に策定した健康増進・食育計画に基づきまして、町民の方がより一層健康的な生活が実現できるよう、既存の事業を見直した健康事業を行ってまいります。

国では、先般、「地方の雇用の創出」を提唱しておりますが、町では平成26年度より基金を活用し、地域福祉に携わる人材の確保・育成を行ってまいりました。今後も積極的に推進してまいります。

介護保険につきましては、平成26年度に策定した第６期介護保険事業計画に基づき、平成27年度からの介護保険料の基準額を月額4,250円とさせていただきます。国では、全国平均の保険料基準額を5,550円程度と推計しておりますので、大変低い保険料基準額となっています。これは、町民の健康意識の高さのみならず、町で実施してまいりました介護予防事業に多くの町民の方が参加いただき、積極的に取り組んでいただいた成果だと考えます。今後も介護予防事業に積極的に取り組んでまいります。

平成27年度から介護保険制度が大幅に改正され、新しい地域支援事業への移行が求められています。町におきましても、平成28年度から実施ができるよう体制を整えてまいります。

介護予防施設として長年使用していただいておりました「活き活きふれあいプラザなごみ」につきましては、利用者数の減少が課題となっておりました。今後の施設利用を検討し、町の地域福祉推進の中心的組織である社会福祉協議会の事務所及び交流の場として活用することとなりました。町と社会福祉協議会が高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等あらゆる面で、さらに連携を深め、地域福祉の向上に努めてまいります。

平成26年度に、町では公共施設のトイレを多機能化に改修し、障害者用駐車スペースの青色化、歩道への点字表示の実施などバリアフリー化に積極的に取り組んでまいりました。今後も障害者をはじめ、誰もが住みよいまちとなるよう、各種施策を行っ

てまいります。

３．水と緑に恵まれたうるおいのあるまち

次に、「水と緑に恵まれたうるおいのあるまち」でございます。

災害になると急がれるのが、ライフラインの確保・復旧です。特に水は、生命の維持にとって不可欠であることは言うまでもありません。町では、給水車を導入するなど、災害時における水の確保を行ってまいりました。さらに安全性を高めるため、老朽化した送配水管の整備を続けるとともに、今後の人口減少を考慮した水道施設を総合的に検討するアセットマネジメントを行ってまいります。

日本人は河川とともに生活してまいりました。町も都幾川、槻川、市野川等河川とともに歴史を刻んでまいりました。きれいな河川を取り戻すことは、全ての人々の願いです。関東で始めてＰＦＩ方式により実施している市町村管理型合併浄化槽事業も引き続き行ってまいります。

可燃物のごみ焼却施設等の老朽化は、小川地区衛生組合の構成町村にとって大きな課題となっていました。東松山市、桶川市、吉見町とともに、埼玉県中部資源循環組合を設立し、課題解決に取り組んでまいります。

４．歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち

次に、「歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち」でございます。

町では、これまでも子育て支援を積極的に行ってまいりました。平成26年度においては、民間保育園に対し、建替え建設費の助成を行い、入所児童数の増加を図ってまいりました。

旧「アイプラザ」は、平成27年度から地域子育て支援拠点施設として、乳幼児及び保護者の交流の場として提供していくとともに、子育てに関する相談や情報提供などを行ってまいります。これに関連して、駅西公園も芝生化に続き、あずまやと遊具を整備し、屋外でも遊ぶことができる場を提供してまいります。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が本格実施されます。保育や幼児教育制度も変更となり、子育て支援体制は時代や社会環境により大きく変化してきております。今後も、平成26年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ニーズに即した子育て支援の充実を図り、安心して子育てできる環境整備を進めてまいります。

歴史的に非常に価値のある国指定史跡杉山城跡についても、地権者の皆さんの協力

を得ながら公有化を行い、嵐山町が誇る歴史的資産を継承してまいります。

また、町は木曽義仲公生誕の地でありますので、引き続き「義仲・巴」広域連携推進会議とともに、義仲公と巴御前のＮＨＫ大河ドラマ放送実現に向けて尽力してまいります。

教育環境の向上のため実施してまいりました学校施設の改修は、菅谷中学校及び七郷小学校体育館の建て替え、菅谷小学校及び志賀小学校体育館の耐震化により、学校施設の耐震化率は100％となりました。平成26年度は小中学校の普通教室等の空調設備工事を実施し、嵐山町の全ての幼稚園・小学校・中学校にエアコンが設置されました。エレベーターの安全対策も実施したところであります。

今後、教育現場においても、これまで以上にＩＣＴの利活用が行われるものと思われます。平成27年度においては、他の市町村に先駆けて、各中学校の普通教室及び特別教室等でタブレット端末等を利用した情報教育を行うとともに、ＩＣＴ支援員による教員・生徒のサポートを行ってまいります。

連続性を重視した学力の向上と「中１ギャップ」の解消のため、県内でも先進的に行ってまいりました小中一貫教育推進事業は、大変効果が上がっております。平成26年度は、各中学校区に専用教員を１名ずつ配置しておりましたが、平成27年度からは３名体制とし、さらなる教育環境の向上を図ってまいります。

こども医療費の窓口払代替事業として実施してまいりました小学生・中学生への学年費補助につきましては、こども医療費窓口払い廃止後も助成金額を見直し、継続してまいります。嵐山町で育ち、成長していく子供たちに、「嵐山町に生まれてよかった」と言われるよう、今後も総合的な施策を行ってまいります。

５．安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまち

次に、「安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまち」でございます。

「地方創生」には、地方の農業の「創生」が欠かせないものと考えています。農業は日本の礎であり、この振興が「創生」には必須条件になっていると考えています。これまで町では、土地改良事業や農道整備事業など積極的に実施してまいりました。平成27年度においても、土地改良施設維持管理適正化事業を活用した土地改良事業を行ってまいります。

しかしながら、耕作放棄地の拡大、農業者の高齢化など、課題解消に簡単な解決策は見当たりません。農業者の生の声を聞きながら、嵐山町らしい新たな農業の進展に

向けて取り組んでまいります。

道路整備においては、平成25年度から行っている国の補助金を活用した主要幹線道路の舗装修繕工事を引き続き実施するとともに、新たに舗装点検を行ってまいります。

橋梁においても、長寿命化計画に基づき、３橋の修繕設計と10橋の道路ストック点検を行い、橋梁の安全対策を計画的に進めてまいります。

幹線道路では、引き続き越畑地内の1―３号の用地補償等や鎌形地内の１―17号及び将軍沢地内の２―26号の工事を行ってまいります。

生活道路では、鎌形75号線工事及び菅谷30号線の整備に着手してまいります。

川島地区北部は、人口増加及び働く場の確保のため、工業系の土地利用と位置づけ、平成26年度は都市計画マスタープランの改定も行いました。平成27年度は懸案であった都市計画道路の測量設計に着手し、早期に企業が進出できる体制を整えてまいります。

武蔵嵐山駅は、町の公共交通機関の玄関口です。東西連絡通路は、平成26年度に外部の塗装、屋根修繕、鳩害対策工事を実施しましたが、さらなる町のイメージアップを図るため、大規模改修工事を実施します。嵐山町が変わったと思っていただけるような、新たな玄関口の整備を進めてまいります。

人口増加のためには、住宅地の整備が欠かせません。引き続き平沢土地区画整理事業及び東原土地区画整理事業を支援してまいります。

「地方創生」には、地域経済の活性化が必要です。平成27年度から３年間、町内産業の経済活性化を図りつつ、子育て支援及び高齢者の介護予防支援を行うため、子育て世帯のリフォーム及び高齢者世帯への高齢者対応のリフォーム補助を行ってまいります。

町では、全町にわたる自主防災組織の育成や防災倉庫の設置など、防災対策を積極的に行ってまいりました。平成26年度は住民参加型の防災訓練も行いました。平成27年度においては、平成26年度に引き続き町の主要な避難場所である北部交流センター及び玉ノ岡中学校において、防災用太陽光発電装置の設置工事を行ってまいります。

町民の皆様の活発なパトロール活動により、平成19年に305件あった刑法犯発生認知件数が、平成25年は147件と激減しています。しかしながら、全国では、児童生徒を狙った凶悪犯罪は後を絶たず、さらに一歩先の防犯対策が必要です。平成27年度からは、防犯モデル地区を選定させていただき、さらなる防犯対策の向上を図ります。

町では、環境に配慮するため、新規の道路照明灯はＬＥＤ化を行ってまいりました。平成27年度においては、リース方式により、既存の約1,684基ある道路照明灯のＬＥＤ化を行ってまいります。

消費者行政におきましても、引き続き専門相談員を配置し、町民の方の安心した生活を支援してまいります。

平成27年３月に民間会社の都合により、北部地域の路線バスを廃止することとなりました。町では、高齢者を対象にデマンド交通事業を行っていますが、今後の人口減少社会及び超高齢社会に対応した公共交通施策を実施するための基礎調査を行ってまいります。

町名の由来を再認識し、「武蔵嵐山」の再生と、その魅力を後世に伝える「川のまるごと再生事業」におきましても、埼玉県及び関係者の皆様とともに事業を推進してまいります。

６．計画の実現に向けて

平成27年度は、県議会議員選挙、県知事選挙、町議会議員選挙、農業委員会委員選挙と選挙が続く年でございます。選挙は民主主義の最も重要かつ基本的な機会です。適正な選挙事務が執行されるよう、選挙管理委員会を支援してまいります。

また、平成27年度は国勢調査の年でもあります。国勢調査は、国の動向を決める基本的な統計調査です。調査員をはじめ、町民の皆さんの特別なご協力をお願いするものであります。

これまで、町では、公平・公正のため税等の徴収事務の強化を行ってまいりました。平成27年度も引き続き県補助金を利用した納税コールセンター委託を行うなど、徴収事務の強化を図ってまいります。

人件費は、毎年減少を続け、平成27年度も前年度より約1,000万円減少しています。平成12年度と比較いたしますと、約2億4,000万円の減少となっています。職員の減少を補うため、個々の能力の向上が必要となっています。町では平成25年度から人事評価制度を導入してまいりました。今後も各職員のスキルアップを図るため、さまざまな育成支援を行ってまいります。

「地方創生」は、この日本が持続可能であり続けるために、人口減少を食い止め、地方に新たな産業や「しごと」をつくるため、始まったものでございます。

町では、平成６年度に花見台工業団地が完成するなど、企業誘致を行ってまいりま

した。平成26年度からは、新たに企業誘致条例を制定しました。都市計画マスタープランも見直しを行い、川島地区工業系土地利用地への企業立地の推進等、税収の確保においても積極的に行っています。

また、平成27年度は、１年ぶりに基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を図ることができました。しかしながら、財政調整基金の大幅な取り崩しによる予算編成など、決して楽観できるものでありません。財政的にも持続可能であるために、さらなる事業の見直し等健全化に努めてまいります。

現在行われている大河ドラマに吉田松陰先生が登場しております。吉田松陰先生は、「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。ゆえに、夢なき者に成功なし」という有名な名言を残されました。

今、国からは「地方創生」についてさまざまな後押しが来ております。町では、これまでも「豊かな自然　あふれる笑顔　心の通いあうまち　らんざん」という第５次総合振興計画の将来像に基づき、人口減少社会、超高齢社会に対応するため、転入促進事業や企業誘致事業、子育て支援事業、武蔵嵐山の再生事業などの活性化事業を行っています。その成果により、６カ月連続で減少していた人口が、平成26年12月と平成27年１月の２カ月は増加に転じることができました。しかしながら、全体では減少傾向が止まりません。

人口減少社会、超高齢社会の解消に簡単な解決策はありません。しかし、今、「地方創生」という大きな流れがやってきています。私は、これまでも地域経営のまちづくり、全員参加のまちづくりを進めてまいりました。今、まさにその姿勢を後押しする国の施策が行われようとしています。これほどのチャンスはありません。それには、町が行ってきたこれまでの取り組みの一歩先を行くことが必要となっています。そのためにも「夢」を持ち、「計画」し、「実行」することが必要です。

「一歩先」の嵐山町には、町民一人一人、各種団体の関係者の方々、町を取り巻く全ての企業等ありとあらゆる協力が必要となります。

これからも、嵐山町を愛する多くの方々とともに、嵐山町らしい「夢」と「計画」があり、それを「実行」する、豊かなまちづくりを行っていこうではありませんか。

以上、平成27年度の町政運営に関する基本的な考え方と、平成27年度予算の概要を申し上げました。今後も、町民福祉の向上のため、議員の皆様並びに町民の皆様には、引き続き特段のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成27年度の施政方針とさ

せていただきます。よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。これにて施政方針表明を終わります。

◎議案第２１号～議案第２６号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長　日程第８、議案第21号　平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件、日程第９、議案第22号　平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第10、議案第23号　平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第11、議案第24号　平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第12、議案第25号　平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び日程第13、議案第26号　平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上６件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第21号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第21号は、平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件でございます。平成27年度の町政を執行するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億3,600万円と定めるものでございます。このほか債務負担行為２件及び地方債11件の設定並びに一時借入金の借り入れの最高額等について定めるものでございます。

次に、議案第22号について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第22号は、平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件でございます。平成27年度の国保会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,500万4,000円と定めるものであります。このほか一時借入金の借り入れの最高額等についても定めるものであります。

次に、議案第23号について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第23号は、平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件でございます。平成27年度の後期高齢者医療会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億6,667万8,000円と定めるものでございます。

次に、議案第24号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第24号は、平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件でござい

ます。平成27年度の介護保険会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,003万7,000円と定めるものであります。このほか歳出予算の流用について定めるものであります。

次に、議案第25号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第25号は、平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件でございます。平成27年度の下水道会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億1,464万2,000円と定めるものであります。このほか、債務負担行為２件及び地方債２件の設定並びに一時借入金の借り入れの最高額について定めるものであります。

最後になりますが、議案第26号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第26号は、平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件でございます。平成27年度の水道会計は業務の予定量を給水戸数7,557戸、年間総配水量272万8,000立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益５億1,821万1,000円、事業費用４億9,835万7,000円、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入1,500万円、資本的支出２億8,406万3,000円とするものであります。このほか一時借入金の限度額等について定めるものであります。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長に細部説明を求めます。

まず、議案第21号　平成27年度嵐山町一般会計予算議定について、細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　それでは、議案第21号の細部につきましてご説明申し上げます。

初めに、予算案の参考資料をごらんいただきたいと思います。２ページをお願いいたします。

予算額等の推移でございます。平成27年度を見ていただきますと、上から当初予算額、町税、人件費、普通建設事業費、町債の順でございまして、前年度に比較いたしますと予算額及び町税が微増となっております。

平成27年度の当初予算額は59億3,600万円でございまして、対前年度伸び率はプラ

ス0.2ポイント、1,100万円の増額となりました。町税につきましては26億1,226万円でございまして、対前年度伸び率はプラス1.1ポイント、2,738万円の増額でございます。普通建設事業費は６億7,324万1,000円で、前年度対比１億2,576万7,000円の減額でございます。人件費は12億3,184万4,000円でございまして、996万5,000円の減額でございます。町債につきましては５億3,580万円でございまして、１億2,480万円の減額となりました。

３ページをお願いいたします。歳入の財源別内訳表でございます。自主財源でありますが、予算額32億6,721万5,000円で構成比は55.0％、依存財源につきましては26億6,878万5,000円で構成比は45.0％でございます。平成27年度は、町税、諸収入の増額及び町債の減額等によりまして、自主財源が4.3ポイント上昇いたしました。

８ページをお願いします。歳出の目的別内訳表でございます。平成27年度の予算額と構成比を平成26年度と比較したものでございます。この中で、前年度対比10％を超えて伸びておりますのは、第６款の農林水産業費は3,723万3,000円の増額、第７款商工費は1,911万7,000円の増額、第８款の土木費につきましては１億4,913万5,000円の増額となっております。

12ページをお願いします。次に基金の状況でございますが、積立基金の平成26年度末現在高見込み額でございますが６億641万円、平成26年度の積立額は８万5,000円、取り崩し額は２億6,480万円、27年度末現在高見込み額につきましては３億4,169万5,000円という状況でございます。その他の資料につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

それでは、予算書に戻っていただきまして、８ページをお願いいたします。第２表、債務負担行為でございますが、農業近代化資金利子補給及び特別小口融資制度に係る損失補償の２件でございまして、期間、限度額につきましては、ごらんいただいておりますとおりでございます。

次ページでございますが、第３表、地方債でございますが、小川赤十字病院建てかえ建設負担事業から再生可能エネルギー等導入事業まで10事業の起債でございまして、限度額につきましては、ごらんいただいておりますとおりでございます。合計いたしますと２億4,180万円でございます。財政対策債につきましては２億9,400万円でございます。総合計でございますが、５億3,580万円となるものでございます。

16、17ページをお願いします。初めに歳入でございます。第１款町税の町民税でご

ざいますが、個人分、法人分とも前年度実績を考慮いたしまして3,616万2,000円の増額といたしました。

第２項の固定資産税につきましては、土地及び償却資産分は増額の見込みでありますが、家屋分が約1,100万円ほど減額の見込みであるため、差し引き444万円の減額でございます。

18、19ページをお願いします。第２款地方譲与税の自動車重量譲与税につきましては、平成26年度実績で減額が見込まれておりまして300万円の減額といたしました。

第３款の利子割交付金、第４款の配当割交付金、第５款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度と同額でございます。

20、21ページをお願いします。第６款の地方消費税交付金につきましては、県の試算に基づきまして6,500万円の増額とさせていただきました。

第７款のゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額でございます。

第８款の自動車取得税交付金につきましては、平成26年度の税制改正によりまして取得税率が引き下げられたことに考慮いたしまして1,800万円の減額といたしました。

９款の地方特例交付金でございますが、前年度と同額でございます。

第10款地方交付税６億6,500万円でございますが、基準財政需要額及び基準財政収入額を試算するとともに、前年度の実績等も考慮いたしまして1,400万円の減額といたしました。

22、23ページをお願いします。11款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額でございます。

第12款分担金及び負担金、児童福祉費負担金の特定教育・保育施設利用者負担金5,831万6,000円につきましては、国の制度改正によりまして保育料負担金が名称変更されたものでございます。

24、25ページをお願いします。第13款使用料及び手数料の農林水産業使用料の行政財産使用料の増額でございますが、太陽光発電に対する花見台第３調整池の使用料でございまして、１万3,335平米の面積で１平米当たり150円の半年分でございます。

26、27ページをお願いします。教育使用料の幼稚園保育料につきましては183万6,000円の増額でございますが、17人の園児数の増を見込んでおります。

30、31ページをお願いします。第14款国庫支出金、社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金につきましては1,178万1,000円の増額でございまして、通所系サー

ビスの利用人数の増加が主なものでございます。

下に行きまして子どものための教育・保育給付費負担金7,476万7,000円につきましては、国の制度改正によりまして保育所運営費負担金が名称変更されたものでございます。

32、33ページをお願いします。第２項国庫補助金、総務費補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金でございますが、総務省分といたしまして1,439万4,000円でございます。住民基本台帳システム、税務システム等の整備に要する経費が交付されるものでございます。個人番号カード交付事業費補助金につきましては、制度導入に伴います通知カード及び個人番号カードの関連経費でございます。臨時福祉給付金事業費補助金1,920万円につきましては、前年度に引き続き交付されるものでございますが、金額は１人一律6,000円でございます。

１つ飛んでいただきまして、社会保障税番号システムの整備費補助金、これにつきましては厚生労働省分として578万5,000円でございます。国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム等の整備に要する経費が交付されるものでございます。

子ども・子育て支援交付金1,805万3,000円でございますが、子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業に対し交付されるものでございます。子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金685万5,000円につきましても、１人一律3,000円の交付でございます。

34、35ページをお願いします。土木費国庫補助金の狭隘道路整備等促進事業交付金1,550万円でございますが、鎌形75号線の工事で640万円、菅谷30号線の測量、土地購入補償分として910万円でございます。

防災・安全交付金でございますが、7,295万2,000円でございます。橋梁修繕の詳細設計、道路ストック点検の設計委託、路面正常調査、町道１―９号ほか４路線の舗装修繕工事、町道１―３号整備事業でございます。

38、39ページをお願いします。第15款県支出金、老人福祉費負担金の低所得者介護保険料軽減負担金45万5,000円につきましては、軽減に対する県の負担分４分の１でございます。

40、41ページをお願いします。児童福祉費補助金の特別保育事業費補助金につきましては、前年度比１億634万5,000円の減額となっておりますが、若草保育園の建設補

助分9,826万6,000円の減額が主なものでございます。

42、43ページをお願いします。労働費補助金の緊急雇用創出基金市町村事業費補助金782万5,000円につきましては、昨年の11月から10割補助で現在実施しておりますコールセンター業入職促進・人材育成事業を10月まで継続するものでございます。

下のほうに行きまして、農地費補助金の多面的機能支援事業補助金310万円でございますが、旧制度の農地・水保全管理事業の制度変更によるものでございまして、内容につきましては概要のとおりでございます。農村地域防災減災事業補助金1,080万円につきましては、災害の未然防止や災害の軽減を図るため、ため池の調査、ハザードマップの作成に対し交付されるものでございまして、３カ所の沼を予定しております。

44、45ページをお願いします。消防費補助金の市町村有施設再生可能エネルギー等導入事業補助金4,342万円につきましては、玉ノ岡中学校及び北部交流センターの太陽光発電設置補助金でございます。

下の第３項委託金の地域人権啓発推進委託金80万円につきましては、平成27年度、本町が比企郡市人権フェスティバルの実施幹事町のため交付されるものでございます。

46、47ページをお願いします。選挙費委託金でございますが、平成27年度に実施を予定されております県議会議員一般選挙委託金として550万円及び県知事選挙委託金として850万円が交付されるものでございます。

統計調査費委託金の国勢調査事務交付金704万6,000円でございますが、10月に実施する調査経費でございます。

50、51ページをお願いします。第17款寄附金の一般寄附金110万円でございますが、このうちふるさと納税寄附として100万円を見込んでおります。

52、53ページをお願いします。第18款繰入金でございますが、財政調整基金繰入金といたしまして２億5,400万円、ふるさとづくり基金から1,000万円、地域福祉人材育成基金から80万円、計２億6,480万円を基金から繰り入れるものでございます。

第20款諸収入の貸付金元金償還金6,219万7,000円でございますが、平沢土地区画整理事業貸付金の償還金でございます。

58、59ページをお願いします。第５項雑入の彩の国さいたま人づくり広域連合職員派遣交付金500万円でございますが、彩の国さいたま人づくり広域連合へ１名の職員

を派遣しておりまして、その人件費相当額が交付されるものでございます。

太陽光発電売電収入６万7,000円につきましては、花見台工業団地管理センターの太陽光発電による売電収入でございます。

二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金2,691万2,000円につきましては、既存の町で管理する照明灯をリース方式によりましてＬＥＤ化する経費に対し交付されるものでございまして、調査費に10割、工事補助が３分の１でございます。

60、61ページをお願いします。第21款町債でございますが、再生可能エネルギー等導入事業債80万円につきましては、北部交流センターの太陽光発電設置事業に対し起債するものでございます。以下、歳入概要のとおりの事業に対しまして起債するものでございまして、62、63ページをお願いします。再生可能エネルギー等導入事業債まで合計いたしますと２億4,180万円でございます。臨時財政対策債２億9,400万円をプラスいたしますと、町債の総額は５億3,580万円となりまして、前年度比１億2,480万円の減額となるものでございます。

○青柳賢治議長　細部説明の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

昼の再開の時間は、午後からは１時30分、再開の時間といたします。

休　　憩　午後　零時００分

再　　開　午後　１時３０分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

井上総務課長の細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　それでは、続きまして歳出でございますが、人件費につきましては、平成26年度の当初予算は人事異動前の予算編成のため、平成27年度と比較いたしますと大きな増減が出ている款もございます。また、継続事業の増減につきましては、平成26年度の実績見込みに基づくものでございます。それをご了解をいただきたいというふうに思います。

70、71ページをお願いします。第２款総務費総務管理費の臨時非常勤職員管理事業446万9,000円の増額でございますが、臨時職員数の増及び労災保険の加入を全員に拡大するものでございます。職員安全衛生管理事業のストレスチェック委託料14万円で

ございますが、ストレスチェック義務化法が制定されたことに伴いまして、従業員数50人以上の事業所全てに義務化されるものでございます。

72、73ページお願いします。給与人事システム運用管理事業の電算委託料162万円でございますが、マイナンバー制度及び年金一元化に伴いますシステム改修委託でございます。住民税情報システム運用管理事業の中間サーバプラットホーム利用負担金653万6,000円につきましては、人口10万人以下の市町村の負担金でございまして、7月から運用するための設計構築分でございます。財政管理事業の消耗品費を増額しておりますが、ふるさと納税の特典の拡大を予定しております。

80、81ページをお願いします。広域路線バス運行事業の500万円の減額につきましては、イーグルバスの駅東口からの路線が廃止されたことによるものでございます。交通弱者対策事業の生活交通基礎調査委託料270万円につきましては、生活交通の現状や住民意識等関連する事項について専門的な調査を行うものでございます。

82、83ページをお願いします。総合振興計画策定事業につきましては、平成28年度を目途に中間年で見直しを行うための委員会経費でございます。嵐山まもり隊支援事業でございますが、嵐山町をあらゆる面で守っていきたい、支えたいというグループに対し支援を行うための経費でございます。一番下でございますが、コミュニティ推進事業につきましては250万円の増額となっておりますが、宝くじの助成金でございまして、次の85ページにございますが、志賀一区の子供みこしを整備するものでございます。

86、87ページをお願いします。交流センター改修事業の工事請負費2,224万8,000円につきましては、北部交流センターの改修にあわせまして10割補助の再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用いたしまして、太陽光発電設備を設置するものでございます。

90、91ページ、お願いします。防犯対策事業の防犯モデル地区事業補助金100万円でございますが、安全安心事業として２地区を選定いたしまして、講演会の実施や夜間パトロールを実施していただき、防犯灯や看板等を設置していくものでございます。

94、95ページをお願いします。第２項徴税費徴収事業のコールセンター業入職促進・人材育成事業業務委託料782万5,000円につきましては、収納率の向上及び雇用促進のため、県の緊急雇用創出基金を活用いたしまして、昨年の11月から実施しております事業でございまして、本年10月まで県の10割補助で継続実施するものでございます。

96、97ページをお願いします。第３項戸籍住民基本台帳費の住基ネットワーク事業の地方公共団体情報システム機構負担金につきましては、国の10割補助でございまして、平成28年１月からのマイナンバー制度開始に伴いまして公的個人認証サービスを委託するための負担金でございます。

98、99ページをお願いします。県議会議員選挙執行事業565万4,000円。100、101ページをお願いします。県知事選挙執行事業865万4,000円。下でございますが、町議会議員選挙執行事業1,089万7,000円。102、103ページをお願いします。農業委員会委員選挙執行事業230万1,000円。今年は、この４つの選挙が実施される予定でございます。

104、105ページをお願いします。第５項統計調査費の国勢調査事業742万9,000円でございますが、５年に１度の国勢調査を10月に実施するものでございます。

110、111ページをお願いします。第３款民生費、社会福祉費、介護給付・訓練等給付事業２億1,122万2,000円につきましては、前年度に比較し3,085万6,000円の増額でございますが、通所系サービスの利用人数の増加が主なものでございます。

112、113ページをお願いいたします。臨時福祉給付金事業の臨時福祉給付金事業補助金でございます。1,920万円でございますが、非課税者１人につき6,000円の3,200人分でございます。

116、117ページをお願いします。在宅高齢者等日常生活支援事業の嵐山お助けサービス事業運営費補助金でございますが、100万円でございまして、介護保険特別会計から組み替えるものでございます。

124、125ページをお願いします。第２項児童福祉費のこども医療費給付事業につきましては、平成27年度中に窓口払いの廃止をしていく予定でございます。

次に、地域子育て支援拠点運営事業でございますが、アイプラザを改修いたしまして地域子育て支援の拠点施設として整備いたしますので、その管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。子ども・子育て支援事業434万6,000円につきましては、幼稚園や保育園など、子育て支援事業を選択できるよう情報提供や相談援助をする利用者支援事業等、子育て家庭を支援するための経費でございまして、嘱託職員報酬は保育士１名分を予定しております。

126、127ページをお願いします。子供のための教育・保育給付事業の子供のための教育・保育実施委託料２億4,331万2,000円につきましては、子ども・子育て支援新制度に伴いまして保育所保育事業から移しかえるものでございます。子育て世帯臨時特

例給付金事業の子育て世帯臨時特例給付金685万5,000円につきましては、対象児童１人につき3,000円の2,285人分でございます。

132、133ページをお願いします。第４款衛生費保健衛生費の骨髄移植ドナー支援事業の骨髄移植ドナー助成金28万円につきましては、骨髄移植のドナーに対しまして助成金を交付するための経費でございまして、１日２万円、上限７日間の２人分でございます。

146、147ページをお願いします。第６款農林水産業費、農業費の土地改良事業の測量設計委託料220万9,000円及び工事請負費1,100万円につきましては、川のまるごと再生事業として実施いたします鎌形地内の野戦場農道整備でございます。

148、149ページをお願いします。農業用施設整備事業の測量設計委託料1,102万7,000円につきましては、ため池の一斉点検の結果を踏まえまして三ツ沼の測量、地質調査、ハザードマップの作成等を行うものでございます。その下の多面的機能支援事業補助金413万4,000円でございますが、地域で実施いたします農地や水路、農道等の保全活動及び資質向上を図る活動に対しまして補助を行うものでございます。

川のまるごと再生事業2,185万4,000円につきましては委託料でございまして、枯損木及び不良木を伐採し、大平山山頂の見晴らしを確保するものと、槻川沿いのもみじの植栽を委託するものでございます。

150、151ページをお願いします。第７款商工費、子育て・高齢者応援リフォーム補助事業の子育て・高齢者応援リフォーム補助金300万円でございますが、子育て世帯に対する中古住宅のリフォーム及び高齢者世帯のバリアフリーリフォーム改修費用に対し補助を行うものでございまして、補助額の上限は20万円でございます。

154、155ページをお願いします。川のまるごと再生事業の測量設計委託料594万円及び土地購入費300万円につきましては、遠山側駐車場の整備及び観光トイレを設置するものでございます。

156、157ページをお願いします。第８款土木費の一番下でございますが、道路修繕事業の工事請負費8,955万9,000円でございますが、158、159ページをごらんください。まず、補助事業といたしまして町道１―１号線ほか14路線の路面性状調査委託30.6キロ分、それから町道１―９号線ほか４路線の舗装修繕工事、単独事業として吉田280号線の舗装修繕工事でございます。

生活道路整備事業の3,101万4,000円につきましては、備考欄、事業概要欄にござい

ますが、鎌形75号線の工事及び菅谷30号線の測量設計、土地購入、物件補償費でございます。

幹線道路整備事業１億814万4,000円につきましては、事業概要にございます町道１―３号の測量設計、土地購入、物件補償費、町道１―17号の土地購入、物件補償費、町道２―26号の工事費でございます。

160、161ページをお願いします。道路照明灯施設設置事業の道路照明灯調査委託料691万2,000円及び機械器具借上料440万7,000円につきましては、低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金から補助を受け、リース方式で道路照明灯をＬＥＤ化する事業でございます。

162、163ページをお願いします。第３項都市計画費の武蔵嵐山駅東西連絡通路駅前広場管理事業の工事請負費8,000万円につきましては、武蔵嵐山駅東西連絡通路内の塗装、天井の修繕、エレベーターのラッピング等の大規模改修工事でございます。

耐震化促進事業の負担金でございますが、住宅耐震診断費補助金30万円につきましては、２分の１補助で上限３万円の10件分でございます。住宅耐震改修費補助金200万円につきましては、３分の１補助で上限20万円の10件分でございます。

164、165ページをお願いします。一番上にあります安心安全耐震化促進リフォーム補助金につきましては、上限20万円の補助でございます。

168、169ページをお願いします。公園等整備事業の工事請負費1,450万円でございますが、駅西公園の遊具及びあずまやの整備でございまして、子育て支援拠点に対応する整備でございます。

172、173ページをお願いします。第10款教育費、総合教育会議運営事業でございますが、委員会の費用として費用弁償、会議３回分でございます。

174、175ページをお願いします。教育委員会事務局総務事業の需用費の印刷製本費161万3,000円でございますが、小学校３年生、４年生用として、平成22年に作成いたしました社会科副読本の在庫がなくなりましたので、再編集をし、500冊作成するものでございます。

178、179ページをお願いします。小中学校学年費補助事業につきましては減額となっておりますが、助成額を見直し、前年度の２分の１で継続するものでございます。

次の小中一貫教育推進事業につきましては、435万4,000円の増額となっておりますが、主なものは臨時職員を１名追加いたしまして、今まで各中学校に１人置いており

ました職員を各小学校に１名配置していくことにしたものでございます。

180、181ページをお願いします。第２項小学校費の管理事業で事業概要をごらんいただきたいと思いますが、拡大分として教師用指導書購入がございますが、４年に１度の教科書の採択替えによるものでございます。

186、187ページをお願いします。一番下の小学校施設改修事業でございますが、大きな減額となっておりますが、平成26年度に実施いたしました空調整備分の減額でございまして、中学校費も同様でございます。

190、191ページをお願いします。第３項中学校費、菅谷中学校管理事業の機械器具借上料348万6,000円でございますが、普通教室及び特別教室等に配置するデスクトップパソコン、これをタブレットパソコンに入れかえるものでございます。このことにつきましては、玉ノ岡中学校も同様でございます。

194、195ページをお願いします。中学校施設改修事業の工事請負費3,537万7,000円でございますが、各中学校に無線ＬＡＮのアクセスポイントを設置する整備工事及び玉ノ岡中学校に太陽光パネル及び蓄電池の設置をする工事でございます。

200、201ページをお願いします。第４項幼稚園費、幼稚園教育振興事業の子どものための教育・地域型保育費負担金289万9,000円につきましては、認定こども園に対する給付経費でございます。

206、207ページをお願いします。第５項社会教育費の指定文化財保存管理事業の需用費、印刷製本費30万8,000円につきましては、杉山城跡リーフレットの印刷１万部でございます。委託料の看板作成業務委託料82万5,000円につきましては、指定文化財の説明看板の設置を６カ所予定しております。

212、213ページをお願いします。第６項保健体育費のスポーツ施設管理事業の一番下の工事請負費634万5,000円でございますが、Ｂ＆Ｇ海洋センターの変電所内の改修工事でございます。

218、219ページをお願いします。第12款公債費につきましては６億6,034万9,000円でございまして、前年度対比1,070万4,000円の増額でございます。

最後に、13款予備費でございますが、1,819万2,000円とさせていただきました。

220ページの給与費明細書以降につきましては、ご高覧願いたいと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　続いて、特別会計などの細部説明を担当課長に求めます。

議案第22号　平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について及び議案第23号　平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長　それでは、議案第22号　平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の細部についてご説明申し上げます。

最初に、平成27年度予算案の参考資料によりご説明させていただきます。26ページをお開きください。

１の歳入の構成ですが、項目別に円グラフの表示と款ごとの予算額及びその構成比を表にしております。歳入総額は22億9,500万4,000円であります。構成比の大きな順に、前期高齢者交付金７億454万7,000円で構成比は30.7％、次に共同事業交付金４億8,859万7,000円で構成比は21.3％、次に国民健康保険税４億4,469万9,000円で構成比は19.4％となっております。

次に、27ページ、２の歳出の構成ですが、歳出総額は歳入総額と同額で、構成比の大きな順に保険給付費13億9,968万円で構成比は61％、次に共同事業拠出金４億4,979万3,000円で構成比は19.6％、次に後期高齢者支援金等２億8,875万4,000円で構成比は12.6％となっております。平成27年度予算では共同事業の制度改正があり、交付金、拠出金とも構成比が大きくなっています。

28ページをお開きください。次に、３、世帯数、被保険者数の推移ですが、平成27年度の見込みは、世帯数3,045世帯、被保険者数5,200人で、前年度比較ではそれぞれ若干の減少となっております。

次の29ページ以下は、年度別医療費の推移等の資料ですが、説明は省略させていただきたいと思いますので、後ほどご高覧ください。なお、29ページの一般及び退職被保険者のグラフは各年度の当初予算額の比較であり、30ページ以下の資料は実績額及び見込み額をもとに作成をしておりますので、そのようにごらんいただければと思います。

それでは、これからは予算書によりご説明をさせていただきます。予算書の242、243ページをお開きください。

２、歳入ですが、１款国民健康保険税、１項１目一般被保険者国民健康保険税は４

億353万8,000円で、前年度比較285万3,000円の減額となっています。積算内訳ですが、１節から３節までの現年課税分については、それぞれの収納率を調定見込み額の92％と見込み、計上しております。

次に、２目退職被保険者等国民健康保険税は4,116万1,000円で、前年度比較476万7,000円の減額となっています。これは、１節から３節までの現年課税分について、収納率を26年度と同じ調定見込み額の99％で見込んでおりますが、27年度からこの制度が廃止になり、新たに退職該当になる被保険者がいないため、被保険者数が減となることによるものです。

244、245ページをお開きください。次に、３款国庫支出金ですが、１項１目療養給付費等負担金は３億399万3,000円で、前年度比較128万円の増額となっております。これは、本来、一般被保険者に係る療養給付費、療養費、高額療養費等の所要額の32％が交付されるものですが、この計算過程において前期高齢者交付金分等が控除されるため、その影響により、本来交付されるべき額より減額となっております。内訳ですが、１節現年度分は療養給付費分１億8,439万2,000円、後期高齢者支援金分8,432万3,000円で、前年度と比較して増額となりますが、介護納付金分は3,527万6,000円で、前年度と比較して減額の計上となっております。

次に、２目高額医療費共同事業負担金867万円は、高額医療費共同事業拠出金に対して、国、県より４分の１ずつが交付されるもので、国負担分の金額であります。

また、３目特定健康診査等負担金168万7,000円は、特定健康診査、特定保健指導に対しての補助であり、国、県より補助単価の３分の１ずつが交付されるもので、国負担分の金額であります。

次に、２項国庫補助金ですが、１目財政調整交付金は5,293万3,000円で、これは市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、前年度比較609万円の減額となっております。

次に、２目災害臨時特例補助金35万4,000円は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う一般被保険者の税の減免及び一部負担金の免除に係る財政負担に対して交付されるもので、補助率は10分の８であります。

246、247ページをお開きください。４款療養給付費交付金ですが、１億270万2,000円で、前年度比較1,858万1,000円の減額となっております。これは、退職被保険者等に係る医療給付に要する費用として交付されるもので、27年度からこの制度が廃止にな

るため退職被保険者数が減少することを見込んでの計上となっております。

次に、５款前期高齢者交付金ですが、７億454万7,000円で、前年度比較2,842万4,000円の増額となっております。これは、65歳から74歳の前期高齢者の加入率に応じて保険者間の負担の不均衡を調整する目的で交付されるものですが、前期高齢者の加入見込み数の増加及び平成25年度の確定に伴う追加交付が多くなるための増額となっております。

次に、６款県支出金ですが、１項１目高額医療費共同事業負担金867万円及び２目特定健康審査等負担金239万円は、国庫負担金分と同様にそれぞれの県負担分として交付されるものです。

次に、２項県補助金、１目第１号県調整交付金ですが、7,093万2,000円で前年度比較690万9,000円の増額と見込み、計上しております。定率国庫負担は減少されてきており、平成24年度から32％となっていますが、減少分として算定額の６％が補填され交付されております。

248、249ページをお開きください。２目第２号県調整交付金は3,965万6,000円で、前年度比較2,898万8,000円の増額となっております。これは、人間ドック等健診助成事業及びレセプト点検等の医療費適正化対策について助成されるものと、26年度は計上していなかったその他特別調整交付金として、定率国庫負担の２％減少分等で今年度は3,000万円を計上しているものです。

７款１項１目共同事業給付金は6,228万9,000円ですが、これはレセプト１件80万円を超える高額療養費に対し、交付基準に基づき交付されるものです。

次に、２目保険財政共同安定化事業交付金は４億2,630万8,000円であります。これは、県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、全ての医療費を対象として交付基準に基づき交付されるものです。なお、26年度までは１件10万円を超える医療費が対象となっていたものが、27年度から全ての医療費が対象となるため１億9,281万5,000円の大幅な増額となっております。

この２つの交付金は、前年度比較で増額となっていますが、どちらも国保連合会で試算をした金額が示されましたので、その金額を計上しております。

次に、９款繰入金ですが、１項１目一般会計繰入金は6,314万7,000円で、前年度比較518万6,000円の増額となっております。内訳として、１節保険基盤安定繰入金2,602万5,000円は、一般被保険者に係る保険税軽減分を繰り入れるもので、この財源

の負担割合は県が４分の３、町が４分の１となっております。

２節出産育児一時金繰入金448万円は、出産育児一時金支給額の３分の２を繰り入れるものです。

３節国保財政安定化支援事業繰入金804万5,000円は、国保財政の健全化、税負担の平準化に資するために、地方財政措置されたものを繰り入れるものです。

４節その他繰入金1,550万6,000円は、人件費、事務経費及び保健事業に要する経費等についての繰り入れであります。

250、251ページをお開きください。５節保険基盤安定（保険者支援分）繰入金909万1,000円は、一般被保険者の保険税の軽減対象人数に応じて、国が４分の２、県、町が４分の１の負担割合で繰り入れるものです。

254、255ページをお開きください。３、歳出ですが、１款総務費は全体で918万1,000円ですが、１項総務管理費が事務的な経費、２項徴税費が賦課徴収に要する経費、３項運営協議会費が国保運営協議会の運営経費等をそれぞれ計上しているものです。

256、257ページをお開きください。２款保険給付費、１項１目一般被保険者療養給付費は11億4,536万8,000円で、前年度比較3,283万2,000円の増額となっています。26年度当初予算額に対しては３％の増額で見込んでおりますが、26年度の給付費の状況は大幅な増額となっており、27年度の予算額は大変厳しい状況となっています。

次に、２目退職被保険者等療養給付費は7,779万9,000円で、前年度比較1,701万1,000円の減額となっています。退職者医療制度は27年度から廃止となりますが、これまで該当となっていた人が65歳になるまでは対象となるため、被保険者数370人分を見込み、計上しております。

258、259ページをお開きください。３目一般被保険者療養費1,852万8,000円及び４目退職被保険者等療養費124万1,000円は、マッサージ等の施術料及び治療用装具等の費用を負担するもので、平成25年度等、数年間の実績に基づき計上をしております。

次に、２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費は１億3,291万2,000円、２目退職被保険者等高額療養費は1,145万9,000円ですが、それぞれ被保険者の一部負担金が一定限度額を超える場合に、その超える額について負担するもので、平成25年度等、数年間の実績に基づき、計上しております。

260、261ページをお開きください。ページ中段の４項出産育児諸費、１目出産育児一時金は672万円で、１人当たり42万円の16人分を計上しております。

次に、５項葬祭諸費、１目葬祭費は190万円で、１件５万円の38件分を計上しております。

262、263ページをお開きください。３款後期高齢者支援金等、１項１目後期高齢者支援金は２億8,873万5,000円で、前年度比較194万8,000円の減額となっています。これは、加入者１人当たりの後期高齢者支援金負担額5,422人分と25年度の精算分を見込み、計上しております。

264、265ページをお開きください。６款介護納付金は１億1,023万8,000円で、前年度比較1,033万6,000円の減額となっています。これは、国保加入者のうち介護保険の第２号被保険者該当分を診療報酬支払基金へ納付するものであります。

次に、７款共同事業拠出金、１項１目共同事業医療費拠出金は3,400万7,000円で、レセプト１件当たり80万円を超えた高額医療費に対し交付される共同事業交付金に要する費用として、一定割合を国保連合会へ拠出するものであります。

次に、４目保険財政共同安定化事業拠出金は４億1,578万4,000円で、県内の市町村国保間の保険料の平準化、保険財政の安定化を図る制度である保険財政共同安定化事業交付金に要する費用として、一定割合を国保連合会に拠出するものです。なお、26年度までは１件10万円を超える医療費が対象となっていたものが、27年度から全ての医療費が対象となるため、２億2,105万4,000円の大幅な増額となっております。

この２つの拠出金も、交付金と同様に27年度分は国保連合会で試算を行い、金額が示されましたので、その金額を計上しております。

266、267ページをお開きください。８款保健事業費、１項１目疾病予防費は1,867万3,000円で、このうち主なものとしては人間ドック350人分、併診ドック70人分、その他各種がん検診等の委託料1,743万3,000円となっています。

次に、２項１目特定健康診査等事業費は1,331万3,000円で、主なものとしては特定健康診査等委託料1,100万8,000円であります。

次の９款基金積立金から11款諸支出金は省略させていただきます。

270、271ページをお開きください。最後に、12款予備費は247万1,000円を計上しております。

以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号　平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算の細部についてご説明申し上げます。

予算案の参考資料には、歳入歳出の構成、被保険者の推移及び年度別、月別医療費の状況等を載せさせていただいておりますが、説明は省略させていただきますので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

予算書の282、283ページをお開きください。２、歳入ですが、１款後期高齢者医療保険料は、１項１目特別徴収保険料9,276万4,000円及び２目普通徴収保険料3,838万9,000円で、合わせて１億3,115万3,000円を計上しています。この保険料については、埼玉県後期高齢者医療広域連合で見込んだ１人当たり平均調定額に基づき算定した額を特別徴収保険料と普通徴収保険料に分けて計上したものと、滞納繰り越し分を計上しております。保険料率は２年ごとに見直すこととされておりますが、平成26年度に見直しされておりますので、平成27年度の変更はなく、均等割額４万2,440円、所得割率8.29％、賦課限度額57万円となっています。

２款、３款については、省略させていただきます。

次に、４款繰入金は、１項１目事務費繰入金が51万1,000円、２目保険基盤安定繰入金が3,431万1,000円で、合わせて3,482万2,000円を計上しております。この保険基盤安定繰入金は、所得が一定額以下の被保険者の保険料軽減分を県が４分の３、町が４分の１の割合で負担するものであります。

次に、５款繰越金は、前年度決算における純剰余金を50万円と見込み、計上しております。

次に、６款諸収入は、主なものとして１項１目延滞金を10万円、２項１目保険料還付金を10万円計上しております。

286、287ページをお開きください。次に、３、歳出ですが、１款総務費、２項１目徴収費は、保険料徴収に係る事務経費として51万1,000円を計上しています。

次に、２款後期高齢者医療広域連合納付金は１億6,546万6,000円で、前年度比較70万円の減額であります。これは、被保険者から特別徴収、普通徴収により徴収した保険料及び保険料の軽減分である保険基盤安定負担金を合わせて広域連合に納付するものです。

次に、３款諸支出金、１項１目保険料還付金10万円は、過年度に過納された保険料を還付するための経費です。

288、289ページをお開きください。最後に、４款予備費ですが、59万9,000円を計上するものです。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　続いて、議案第24号　平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木　務長寿生きがい課長登壇〕

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、議案第24号の細部につきましてご説明を申し上げます。

当初予算書の302、303ページをお願いいたします。歳入の１款保険料の１項１目第１号被保険者保険料でございますが、２億7,569万3,000円で、前年度比3,132万7,000円の増額となっております。現年度分特別徴収保険料につきましては収納率を100％、現年度分普通徴収保険料は88％として計上いたしました。滞納繰り越し分につきましては、滞納額を1,061万6,000円と推計をいたしまして、32万2,000円を計上してございます。

３款国庫支出金の１項１目介護給付費負担金でございますが、１億9,168万円で前年度比741万4,000円の減となっております。平成27年度の保険給付費の予定額となる標準給付費を10億8,107万9,000円と推計をいたしまして、そのうちの居宅介護サービス費分につきまして５億9,037万9,000円の20％、１億1,807万5.000円を、また施設介護サービス費分につきましては４億9,070万円の15％、7,360万5,000円を見込んでございます。

次に、２項１目調整交付金につきましては、市町村間の財政力格差を調整するため、標準給付費に対して全国平均で５％が交付されるところでございますが、各市町村の後期高齢者の割合と所得改正の状況等によりまして交付割合に変動がございまして、本町では1.41％と試算をいたしまして1,524万3,000円を見込んだところでございます。

次に、４款支払基金交付金の１項１目介護給付費交付金でございますが、３億270万2,000円で前年度比2,338万9,000円の減額となっております。これは、40歳から64歳までの第２号被保険者の保険料相当分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、積算の基礎となります標準給付費の見込み額の減額及び負担割合が29％から28％に改められることによる減額でございます。

304、305ページをお願いいたします。５款県支出金の１項１目介護給付費負担金で

ございますが、１億5,966万9,000円で、前年度と比較をいたしますと668万3,000円の減額となっております。なお、県の負担率といたしましては居宅分が12.5％、施設分が17.5％でございます。

次に、７款１項一般会計繰入金の１目介護給付費繰入金から４目その他一般会計繰入金までは、事業費の一定割合を一般会計から繰り入れるものでございます。

５目低所得者介護保険料軽減繰入金182万円につきましては、新たな制度といたしまして、一般会計で受け入れる介護保険料軽減に係る国県補助金及び町負担分を繰り入れるものでございます。

306、307ページをお願いいたします。２項基金繰入金の１目介護保険介護給付費支払準備基金繰入金600万円につきましては、介護給付費の支払いに充当するため基金から繰り入れるものでございます。これにより平成27年度末の支払準備基金残高は１億1,658万円となる見込みでございます。なお、第６期介護保険事業計画期間の平成27年度から29年度の３カ年では、総額8,000万円の繰り入れを予定してございます。

308、309ページをお願いいたします。歳出の１款総務費中、３項１目の介護認定審査会費648万円でございますが、前年度比123万3,000円の増であり、これは比企広域市町村圏組合で行っております介護認定審査会に要する負担金の増額によるものであり、審査会の開催回数の増及びシステム改修費用等による増でございます。

310、311ページをお願いいたします。６項１目の趣旨普及費88万6,000円でございますが、制度改正に伴うパンフレットを作成し、周知するための経費でございます。

２款保険給付費の１項１目居宅介護サービス給付費でございますが、４億6,163万1,000円で前年度と比べますと4,107万5,000円、9.8％の増となっております。主な給付といたしますと、訪問介護が4,797万7,000円、通所介護が１億7,082万1,000円、短期入所生活介護が5,902万2,000円でございます。

312、313ページをお願いいたします。３目の地域密着型介護サービス給付費が7,607万4,000円となっておりますが、主に認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に係る給付を予定してございます。

５目施設介護サービス給付費でございますが、３億8,972万5,000円で前年度比5,612万8,000円、12.6％の減額となっております。主なものは介護老人福祉施設が２億6,503万9,000円で、前年度比5,303万5,000円の減額、介護老人保健施設が１億1,144万1,000円で、前年度比1,090万3,000円の減額でございます。

314、315ページをお願いいたします。９目の居宅介護サービス計画給付費でございますが4,232万4,000円で、前年度比743万6,000円の減額となっており、これはケアプランの作成報酬といたしまして10割を給付するものでございます。

２項１目介護予防サービス給付費につきましては3,666万8,000円で、前年度比1,481万6,000円、28.8％の減額となっております。これは、要介護認定におきまして、要支援１、要支援２と判定された方に対しましての保険給付でございまして、介護予防訪問介護799万7,000円、介護予防通所介護1,564万7,000円、介護予防通所リハビリ621万2,000円が主なものでございます。

318、319ページをお願いいたします。４項１目高額介護サービス費につきましては1,595万6,000円で、前年度比340万2,000円の減額となっておりますが、介護保険の利用者の負担軽減を図るための経費として計上をいたしました。

320、321ページをお願いいたします。６項１目の特定入所者介護サービス費につきましては、低所得の方が施設利用に当たり負担が重くならないように居住費と食費の軽減を図るものでございまして、3,643万円を計上いたしました。

322、323ページをお願いいたします。３款の地域支援事業費でございますが、１項１目の二次予防事業費につきましては382万2,000円であり、前年度比23万9,000円の増額となっております。２目一次予防事業費でございますが、高齢者みずからが介護予防に向けて取り組んでいただきますよう、支援、育成する経費といたしまして778万4,000円を計上させていただいたところでございます。

330、331ページをお願いいたします。２項包括的支援事業・任意事業費の５目任意事業費のうち、認知症者への対応といたしまして徘回高齢者位置情報探索サービスに係る使用料28万5,000円を新たに計上いたしました。

６目生活支援体制整備事業費から８目在宅医療介護連携推進事業につきましては、制度改正に伴いまして新たに地域支援事業に位置づけられた事業につきまして計上したものでございます。

332、333ページをお願いいたします。６款の予備費でございますが、253万2,000円といたしました。

334ページの給与費明細書につきましては、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　この際、暫時休憩いたします。

再開の時間は２時35分といたします。

休　　憩　午後　２時２５分

再　　開　午後　２時３５分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、議案第25号　平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について及び議案第26号　平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定について、細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　それでは、議案第25号　平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての細部説明をさせていただきます。

予算書の340ページをお願いいたします。債務負担行為についてご説明させていただきます。１件は、水洗便所改造資金利子補給について、債務負担行為を設けるものでございます。期間は平成27年度から平成30年度までの間で、限度額につきましては水洗便所改造資金融資あっせん条例に基づき利子補給する額でございます。

もう一件は、水洗便所改造資金損失補償について、債務負担行為を設けるものでございます。期間は平成27年度から平成31年度までの間で、限度額につきましては下水道事業のため水洗便所の改造をしようとする者が、金融機関から借り入れた資金のうち、その元本及び利子について、最終弁済期到来後６カ月を経過しても償還できない額を限度額とするものでございます。

次に、341ページをお願いいたします。第３表、地方債ですが、流域下水道事業について限度額を1,510万円とするものでございます。起債の方法は、普通貸借及び証券発行でございます。利子につきましては４％以内でございます。償還の方法ですが、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協議するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができるとしています。浄化槽市町村整備事業につきましても、限度額を3,920万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、流域下水道事業債と同様でございます。

348ページ、349ページをお願いいたします。歳入ですが、第１款１項１目浄化槽事業分担金ですが、887万2,000円としています。前年度より222万8,000円の減額でござ

います。内容は、浄化槽設置申請者が、事業費の一部を担う分担金でございます。転換浄化槽60基、新築・増改築浄化槽20基、全体で80基分に対応する分担金を見込んでおります。前年度と比較し、20基分の減としています。

２項分担金１目下水道事業負担金ですが、160万9,000円としています。前年度より683万円の減でございます。減額の理由は、賦課面積が大幅に少なくなっているためでございます。

次に、第２款１項１目下水道使用料ですが、２億3,064万6,000円を見込んでおります。前年度の納入実績等から勘案をいたしまして、予算計上をさせていただきました。

次に、２目浄化槽使用料ですが、1,977万8,000円を見込んでおります。前年度と比較し、521万3,000円の増でございます。浄化槽使用者が排出した汚水の量に応じてかかる使用料でございます。

２項手数料は、説明を省略いたします。

第３款国庫支出金ですが、１項１目浄化槽整備事業費国庫補助金ですが、4,114万9,000円は前年度より1,061万2,000円の減でございます。内容は、転換浄化槽を60基、新築増改築浄化槽20基に応じた補助金額を計上しております。浄化槽設置事業に対し、２分の１以内の補助率で交付されるものとし、積算しております。

第４款県支出金ですが、１項１目浄化槽整備事業費補助金1,800万円を見込んでおります。内容は、転換浄化槽60基分に応じた補助金でございます。

次に、第５款繰入金の１目一般会計繰入金ですが、２億3,490万4,000円と見込んでおります。前年度と比較し、1,096万8,000円の減額となっております。公共下水道事業及び町管理型浄化槽設置事業を推進するための一般会計からの繰入金でございます。

350ページ、351ページをお願いいたします。第６款繰越金ですが、500万円を見込んでおります。

第７款諸収入の説明は、省略をさせていただきます。

第８款町債ですが、１項１目下水道事業債として5,430万円を見込んでおります。町債の内容は、流域下水道事業債及び浄化槽市町村整備事業債でございます。前年度より1,670万円の減でございます。

352、353ページをお願いいたします。歳出ですが、第１款公共下水道費、１項公共下水道総務費、１目一般管理費は、2,498万2,000円でございます。前年度より678万

3,000円の減でございます。公共下水道事業の推進に要する費用でございます。

354、355ページをお願いいたします。第２項公共下水道事業費の１目建設事業費は、2,028万1,000円で前年度より681万9,000円の減額となっております。建設事業費の内容は、嵐山町生活排水処理施設整備構想策定業務委託料及び市野川流域下水道事業建設負担金でございます。嵐山町生活排水処理施設整備構想策定業務委託につきましては、埼玉県において、県の構想見直しにあわせて県内の全市町村が生活排水処理施設整備構想の見直しを行う必要性から、町の生活排水処理施設整備構想見直しの費用でございます。

次に、市野川流域下水道事業建設負担金につきましては、嵐山町、小川町、滑川町の３町で負担をしているものでございます。嵐山町の負担割合は32.02％となっております。

次に、２目維持管理費ですが、１億3,908万3,000円で前年度より541万6,000円の増でございます。主なものは、13節委託料が1,300万9,000円となっております。内容は、清掃委託料等でございます。

15節工事請負費485万5,000円の内容ですが、花見台ナンバー３、マンホールポンプの交換工事などを予定しております。

19節負担金補助及び交付金の主なものは、市野川流域維持管理負担金が１億1,739万4,000円でございます。前年度と比較し、247万5,000円の増でございます。市野川流域維持管理負担金の汚水処理予定量につきましては、約141万4,000立方メートルを予定しております。

356、357ページをお願いいたします。第２款浄化槽費、１項浄化槽総務費、１目一般管理費は、492万1,000円でございます。町管理型浄化槽事業を推進するための費用でございます。

第２項浄化槽事業費の１目建設事業費は１億1,192万1,000円で、前年度より2,778万1,000円の減額となっております。建設事業費の主な内容は、17節の公有財産購入費でございます。内容は、転換浄化槽60基分、新設・増改築浄化槽20基分、合わせて80基の浄化槽施設買い取り費用でございます。

19節の浄化槽配管費補助金につきましては、転換分、新設分を合わせて80基分でございます。浄化槽撤去費補助金につきましては、67基分を見込んでおります。

358、359ページをお願いいたします。２目維持管理費ですが、3,913万7,000円で、

前年度より432万円の減でございます。主な内容は、13節委託料でございます。町管理型浄化槽の適切な維持管理を行うため、浄化槽の保守管理委託料及び浄化槽内部の清掃委託料などでございます。

次に、第３款公債費でございますが、１項１目元金が１億9,521万4,000円でございます。前年度より1,023万6,000円の増でございます。内容は、公共下水道事業及び流域下水道事業の元金償還金でございます。２目利子は7,410万円と見込んでおります。内容は、公共下水道事業、流域下水道事業及び浄化槽事業の利子償還金でございます。公債費の全体額でございますが、２億6,931万4,000円と見込んでおります。

第４款予備費でございますが、500万3,000円を計上させていただきました。

368ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございますが、表の横列２行目、前年度末現在高見込み額でございますが、合計が29億6,399万9,000円でございます。当該年度末現在高見込み額合計は28億2,308万5,000円になる見込みでございます。

戻りまして、362ページにあります給与費明細書以降の資料につきましては、後ほどご高覧をお願いいたします。

以上をもちまして、下水道事業特別会計の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号　平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての細部説明をさせていただきます。

371ページをお願いいたします。業務の予定量等につきましては、説明を省略させていただきます。

ページの中段にあります第４条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億6,906万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金１億5,015万9,000円、減債積立金2,680万円、建設改良積立金7,370万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,840万4,000円で補填するものとするとしております。

387ページをお願いいたします。平成27年度水道事業会計予算執行計画書につきまして、ご説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出でございますが、初めに収入でございます。第１款事業収益、１項営業収益、１目給水収益でございますが、水道料金収入を４億5,289万5,000円と見込んでおります。前年度と比較し、1,957万1,000円の減額となります。内容は、年

間総有収水量を255万7,000立方メートルと予定し、その料金収入でございます。

次に、２目受託工事収益でございますが、水道管の移設工事を見込んでいないため、計上をしておりません。

３目その他営業収益でございますが、2,386万円と見込んでおります。前年度より819万6,000円の減額となっております。２節雑収益の新設加入金収入1,603万8,000円は、前年度と比較し880万円ほど減額と見込んでおります。

次に、２項営業外収益、１目受取利息及び配当金は、預金の利息を見込んでおります。

次に、２目長期前受金戻入につきましては、会計基準の見直しから設けられた項目でありまして、償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金や一般会計負担金等については、長期前受金として負債、繰り延べ収益に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化することになっております。減価償却見合い分としまして3,931万8,000円を長期前受金戻入として収益化するものでございます。

３目雑収益につきましては、不用品売却代金等でございます。

次に、４目消費税還付金として74万7,000円を見込んでおります。内容は、平成27年度の営業行為によりまして還付金が生じるという予測により計上したものでございます。

次に、３項特別利益でございますが、１節の貸倒引当金戻入につきましては、平成26年度現年未収予定水道料金に過去５年間の平均未収率を掛けた額と、平成27年度当初未収予定水道料金に過去５年間の平均未収率を掛けた額との差額17万2,000円を貸倒引当金戻入とするものでございます。

388ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、第１款事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費でございますが、１億984万4,000円と予定しております。前年度より342万6,000円の減額でございます。主な支出としましては、９節委託料が1,985万円、12節動力費が2,800万円、14節受水費が4,574万5,000円となっております。

次に、２目配水及び給水費ですが、8,516万4,000円で前年度より1,803万5,000円の減額となっております。配水及び給水費の主な支出としましては、389ページをお願いいたします。７節委託料が1,350万2,000円、８節修繕費が4,184万8,000円、10節路面復旧費を1,000万円と見込んでおります。

次に、４目総係費でございますが、１億277万3,000円を計上しております。前年度より2,478万5,000円の増額でございます。総係費の主な支出としましては、人件費関係費用及び390ページをお願いいたします。13節委託料を4,928万5,000円としております。委託料の中で水道台帳更新業務委託料2,200万円が、前年度に比較し増額しているものでございます。

391ページをお願いいたします。５目減価償却費でございますが、１億6,450万5,000円を計上しております。前年度より482万4,000円の増額となっております。内容は、建物からリース資産までの有形固定資産減価償却費を計上しております。

６目資産減耗費でございますが、275万円を計上しております。前年度より148万1,000円の減額でございます。内容は、老朽管の布設替え等に伴う固定資産の除却費でございます。

次に、２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費でございますが、987万3,000円を計上しております。内容は、企業債の利息及びリース取引に係る支払利息でございます。

次に、３項特別損失でございますが、1,616万2,000円を計上しております。特別損失を当初予算に計上するものは、地方公営企業法により会計基準の見直しから特別損失の項目を設けることになったもので、退職給付費を計上しております。

４項予備費でございますが、700万円、前年度と同額を計上しております。

次に、392ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。第１款資本的収入、１項補助金、１目国庫補助金1,500万円でございます。ライフライン機能強化等の事業費補助金として、国の補助金を予定しております。内容は、第３水源から第１配水池までの間の送水管及び配水管の布設替え工事の補助金でございます。補助率につきましては、４分の１以内でございます。

２項１目負担金は、水道管の移設に関する工事の予定がないことから計上しておりません。

393ページをお願いいたします。支出でございますが、第１款資本的支出、１項建設改良費、１目事務費でございますが、2,624万4,000円でございます。主な内容は、人件費と委託料でございます。第５節委託料につきましては、配水管の布設工事のための測量設計調査業務及び耐震補強設計委託でございます。

次に、２目浄水施設費970万円の内容でございますが、第２浄水場にあります受変

電電気設備のトランス等を交換する工事や、第２水源の発電機プライミングポンプ交換工事及び第１浄水場、第２浄水場の次亜塩素注入設備盤改修工事などを予定しております。

３目配水場施設費220万円の内容でございますが、第１配水池の水位計交換工事を予定しております。

次に、４目配水本管施設費２億1,500万円は、前年度より1,790万円の減額でございます。工事請負費の主な内容でございますが、送配水管布設替え工事を含む老朽管の更新工事及び管網の整備工事を予定しております。なお、工事場所等につきましては、別紙予算書の参考資料の56ページ等をご高覧いただければというふうに思います。

６目工具器具及び備品費141万円の内容につきましては、水道管の管網図を管理しております水道台帳管理システムに使用しているサーバー、ノートパソコン等の機器に係る費用でございます。

７目リース債務支払い額180万9,000円の内容でございますが、水道料金システムに係る費用でございます。内容につきましては、水道料金の賦課徴収に関連するデータ管理を株式会社ＴＫＣの電算システムにより行っておりますが、水道メーター検針員が使用していますハンディー端末を含むパソコン機器のリース費用でございます。

次に、２項企業債償還金でございますが、予定額は2,683万4,000円でございます。前年度より94万8,000円の増額となるものでございます。企業債の平成26年度末の残高予定でございますが、２億4,884万1,532円になる予定でございます。

戻りまして、380ページをお願いいたします。平成27年度嵐山町水道事業予定貸借対照表でございますが、資産の部、１、固定資産の（１）有形固定資産のイ、土地から、リの建設仮勘定までの有形固定資産合計が40億8,029万432円となります。（２）無形固定資産の合計が68万5,900円となり、（３）投資その他の資産は、破産更生債権等貸倒引当金が107万5,000円となります。固定資産の合計は、40億8,097万6,332円となります。

２、流動資産ですが、（１）現金預金から（５）前払金までの流動資産合計は10億2,253万7,351円となります。

資産の部の１、固定資産合計と、２、流動資産合計を合わせた資産合計は51億351万3,683円となります。

続きまして、381ページ、負債の部でございますが、３、固定負債としまして（１）

企業債、（２）リース債務及び（３）引当金までの固定負債合計は５億6,247万648円となります。

４、流動負債ですが、（１）企業債から（８）浄化槽使用料までの流動負債合計は5,329万6,802円となります。

５、繰延収益ですが、（１）長期前受金と（２）長期前受金収益化累計額の繰延収益、合計は８億2,708万7,370円となります。負債合計は14億4,285万4,820円となります。

次に、資本の部でございますが、６の資本金ですが、（１）固有資本金及び（２）組入資本金の合計、資本金合計は22億381万3,769円となります。

７の剰余金ですが、（１）資本剰余金は、イの受贈財産評価額から、チの国庫補助金までの資本剰余金合計が２億2,238万7,661円となります。（２）利益剰余金は、イ、減債積立金から、ハ、当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計が12億3,445万7,433円となります。（１）資本剰余金合計と（２）利益剰余金合計とを合わせた剰余金合計が14億5,684万5,094円となります。

６の資本合計と７の剰余金合計を合わせた資本合計は36億6,065万8,863円となります。負債合計14億4,285万4,820円と資本合計36億6,065万8,863円との負債資本合計が51億351万3,683円となりまして、資産合計と一致するものでございます。

次に、382ページに記載しております内容につきましては、会計基準の見直しから重要な会計方針に係る事項を注記として記載をしております。後ほどご高覧をお願いいたします。

戻りまして、375ページの水道事業予定キャッシュ・フロー計算書及び376ページ以降にあります給与費明細書等の資料につきましては、後ほどご高覧をお願いいたします。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

これにて平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件ほか５件の提案説明並びに細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、予算議案６件を一括して行います。

どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

◎予算特別委員会の設置、委員会付託

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

本予算議案６件の審査に当たっては、委員会条例第５条並びに会議規則第39条の規定により、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、本予算議案６件は、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました予算議案６件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、予算議案６件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎予算特別委員会委員の選任

○青柳賢治議長　続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第７条第４項の規定により、議長が指名いたします。

予算特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　３時０７分

再　　開　午後　３時１９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○青柳賢治議長　休憩中に、先ほど設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長、松本美子議員、副委員長、森一人議員が互選されました。

この際、予算特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

〔松本美子予算特別委員長登壇〕

○松本美子予算特別委員長　27年度予算特別委員会委員長に指名推選ということで、松本でございますけれども、委員長を仰せつかりました。ふなれではございますけれども、精いっぱい職務を全うさせていただきたいと思います。また、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　ありがとうございました。

◎休会の議決

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

議事の都合により、３月４日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、３月４日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時２１分）

平成２７年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

３月５日（木）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第３番議員　　佐久間　孝　光　議員

第４番議員　　長　島　邦　夫　議員

第６番議員　　畠　山　美　幸　議員

第13番議員　　渋　谷　登美子　議員

○出席議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山　岸　堅　護
書　　記	岡　野　富　春
書　　記	久　保　かおり

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総務課長
中　嶋　秀　雄	地域支援課長
中　西　敏　雄	税務課長
山　下　次　男	町民課長
石　井　　彰	健康いきいき課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
植　木　　弘	文化スポーツ課長
大　塚　　晃	環境農政課長
山　下　隆　志	企業支援課長
根　岸　寿　一	まちづくり整備課長
新　井　益　男	上下水道課長

内　田　　勝	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長
大　塚　　晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま、出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成27年嵐山町議会第１回定例会第３日の会議を開きます。

これより開会いたします。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇　佐久間　孝　光　議　員

○青柳賢治議長　それでは、最初の一般質問は、受付番号１番、議席番号３番、佐久間孝光議員。

初めに、質問事項１の文化教養講座に学ぶことについてからです。どうぞ。

〔３番　佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○３番（佐久間孝光議員）　おはようございます。議席番号３番、佐久間孝光、議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

大項目１番、文化教養講座に学ぶことについて。嵐山町文化教養講座は、平成25年度に新規事業として予算もない中、受講生から受講料を徴収するという形でスタートをいたしました。当初、受講料まで払ってどれだけの方が参加してくれるのか、そん

な不安な面もあったわけでありますが、結果的には大変多くの方々に支持された講座となったものと認識をいたしております。

そこで、確認させていただきます。（１）といたしまして、文化教養講座の目的、またその思いは。また、（２）といたしまして、この講座の内容と受講者数の推移は。また、受講者からの反応はどのようなものがあったのか、お尋ねをいたします。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　それでは、まず質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

まず１つには、古典の日にちなむ古典文化、あるいは歴史、民俗、哲学、宗教、文芸、スポーツや健康といったジャンルを超えた文化教養に親しむ機会を提供いたしまして、町民の心豊かで文化的な生活やあるいは資質の向上といったものを目指すというものでございます。

また、もう一つの目的としては、講師として、町内に在住・在勤、あるいは出身というような人材を活用するということでございまして、その人材を通じて町のことをより深く知っていただくというものでございます。

続きまして、項目１、（２）につきましてお答えいたします。この講座は、ボランティアの運営による実行委員会方式で実施しております。町及び教育委員会が後援するという形で、平成25年度、26年度にそれぞれ５回の講座を実施してまいりました。

内容は、先ほども申し上げましたように、古典文化や歴史、哲学、健康や生き方など多岐にわたっております。２カ年とも、受講者には全５回で1,000円の受講料を負担していただきました。

受講者数は、平成25年度が65人、平成26年度が71人の当初の申し込みをいただきました。それぞれ25年度が44.8人、26年度が52.8人の平均参加人数となっております。２カ年とも、受講者にアンケートをお願いしたところ、回答者のほとんどの方が、内容、受講料ともに満足しており、機会があればまた参加したいという回答をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　それでは、（１）と（２）は関連がありますので、一括し

て再質問をさせていただきたいと思います。

私自身もこの講座に参加をさせていただきまして、大変興味深く、またいろいろなことを学ばせていただきました。今、課長のほうからも目的などの説明がありましたけれども、まさにその目的に合った講座だったのかなというふうに思っております。

印象に残っておりますのは、受講者一人一人が本当に自分の意思で選択をし、そして積極的に参加をしている。そして、初年度であればこういった事業というのは、おつき合いもあってどうにか形になるかなと思いますけれども、今聞いてみますと、２年目はさらに多くの方々が参加をしている。これ、お金も払ってですから。私は、まさにそういったことから考えますと、この講座というのは、単に文化教養講座ということではなくて、私は、本当に町民の今求めているもの、必要としているもの、ニーズに直結した事業展開がなされた、その結果として、町民としてはお金を払っても時間を割いても参加協力をしたということにつながったのではないかなというふうに思っております。

これは、ただ単に文化教養講座の事業展開だけではなくて、行政全般に対して、私は大変多くの示唆に富んだ事業展開であるというふうな認識を持っておりますけれども、町長はどのようなご感想をお持ちでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

今、課長から答弁をさせていただきました。大変、人員もこう伸びているということで、議員さんから今、お褒めをいただきました。

当初の予定は、50名を予定して始めますよということで説明を受けておりました。そういう中で、関係のこの実行委員会の皆様方のご努力、そして講師の皆様の魅力、そういうようなことを勘案をして、こういう経過で来ているということでございます。

この２年続いたわけですけれども、ご承知のように、この古典の日というのが11月１日に国のほうで決められているのです。それで、当初はこれを国民祭日の日まで持っていこうというようなことの動きがあったようですけれども、そこまではいかなかった。しかし、これが京都を中心にということで、平成20年の11月１日、源氏物語の千年紀委員会というのがこの起源で、その11月１日、これが紫式部日記によると、源氏物語が一番最初に確認をされた古い日付だというのが11月１日ということで、こう

いうことになったということなのです。

それで、嵐山町においては、交流センター事業の中に特別こういった銘打ったようなものが見られなかったものですから、教育長さんに相談をして、11月１日、古典の日にちなんだ事業展開というものはどんなものでしょうねというようなことでご相談申し上げたところ、教育長さんのお考えで、こういった文化教養講座としてはどうだろうと、それで秋を中心に、そしてまた嵐山町の人材を活用して、当面こういう形で進めてはどうだろうというようなご相談をいただきまして、大変すばらしいことで、ありがたいことですねということで進めていただいたわけです。

それで、このところにも最初もお話を申し上げたのですけれども、古典というのは何だということなのですが、今も答弁の中にありましたけれども、「文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化、その他の文化芸術、学術、または思想の分野における古来の文化的所産であって、我が国において創造され、また継承され、国民に多くの恵沢をもたらして、すぐれた価値を有するものと認められるに至ったもの」というふうに、ちょっとかたいですが、こういうようなことが古典として定義をされて、それで古典の日ということにきているということで、国ではこれを11月１日にしたわけですが、古典の日においていろんな行事を実施をしてください、そしてまた古典の日を契機として学習、あるいは教育の機会の整備、そういうことまで進めていただけるとありがたいというようなことで進めているというのがこの11月１日ということで、嵐山町では、今まで交流センターの中では特別こういうことを銘打ったものがなかったので、お願いをして始めていただいたという経過でございまして、大変ありがたいことで、２年目は人数がふえる、その予定した人数を席はないので足すというような話を聞きまして、ありがたいことだというふうに思っておりまして、実行委員会の皆様に改めて敬意を表すると同時に、参加をいただいた町民の皆様に御礼を申し上げる次第でございます。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　今、ご説明をいただきましたけれども、古典の日にちなんでということで、今定義の説明もございました。ただ、その定義は町長自身も言われていましたけれども、非常にかたい。ただ、これをどういうふうに料理をして、そして町民のニーズに応えていくのか、そこのところが私は非常に、今回はうまく事業展開が考えられた結果として、このようなお金を払っても、そして時間を割いて来ると

いうことが非常にあったと思いますので、ぜひその点を検証していただいて、ほかの行政のサービスにも役立てていただけたらと思います。

それでは、大項目の２のほうに移らせていただきます。

こども医療費窓口払い廃止について。平成24年の第１回の定例会におきまして、財政状況が許すようになったならば、あるいは優先順位を変えてでも、将来的にはこども医療費窓口払いは廃止していくことが望ましいのではという提言をさせていただきました。その後３年間状況を見守ってまいりましたが、いまだにその廃止を望む声は多く、廃止を求める署名運動にまで発展しており、私自身もその思いはますます大きく強くなっているのが率直な気持ちであります。町としても、今回この件に関して、大きくかじを切る方向性で検討いただいておりますけれども、今までの経緯も含めまして、再度確認をさせていただきたいと思います。

（１）といたしまして、こども医療費窓口払いを廃止した際の医療費等の増額分、約2,000万円についての積算根拠はどのようなものなのか。これは、我々が一番最初に説明を受けたときには3,000万円ぐらいの積算だったと思います。それが翌年には2,600万円になり、今回は2,000万円。この短期間に大変大きな額の差が生じておりますので、もう一度確認をさせていただきます。

それから、（２）といたしまして、こども医療費窓口払い代替事業としての予防接種への助成状況についてお願いいたします。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、私からは、質問項目２の（１）につきましてお答えを申し上げます。

積算根拠といたしますと３点ございまして、１点目でございますが、窓口払いを廃止にいたしますと、支払基金等への事務手数料の支払いが生じまして、平成25年度支払い実績で算出いたしますと、支払い件数２万1,586件に対し、１件当たり約114円かかりますので246万円。

２点目といたしまして、安易に医療機関を受診することによる増加分として、近隣市町村が現物給付にした際、償還払いに比べて平均1.25倍の支給件数となっておりますので、平成25年度実績をもとに算出いたしますと、支払い金額3,685万2,728円でございますので、こちらを1.25倍いたしますと4,606万5,910円となり、実績と増加分の

差額約920万円になります。したがいまして、１点目の事務手数料として246万円と、２点目の増加分として約920万円を足しますと1,166万円となりますので、約1,100万円になります。

そして、３点目でございますが、国民健康保険の調整交付金への影響額として、調整対象需要額から差し引かれる金額の150万円と受診増に伴う保険者負担増として約800万円を合わせまして、約950万円が国保分としての増加分と見込まれますので、先ほど申しました1,100万円と合わせまして約2,000万円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（２）について、石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　質問項目２の（２）につきましてお答えをいたします。

任意予防接種への費用助成につきましては、平成25年度は、ロタウイルスに252万7,000円、おたふく風邪に95万8,000円、水痘に120万円、中学３年生のインフルエンザに50万5,000円の合計519万円を助成いたしました。

なお、水痘につきましては、平成26年10月より定期接種となり、Ｂ型肝炎につきましては、平成26年度より新たに助成しております。今後も子供の健康を守り、子育て支援を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　それでは、（１）のほうから再質問をさせていただきたいと思います。

今、課長のほうから事務手数料の話がございました。これは、レセプトの１件当たりの手数料が114.2円ということで計算されています。これは高い単価で計算されておりますけれども、100％こういうことというのはあり得るのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

支払基金と国保連合会の手数料につきましては、若干金額が違っておりますので、どちらかというと高いほうのもので、あくまでも予測数値でございますので、計算させていただいたということでございます。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　国保連合会と、それから社会保障の支払基金のほうで、そのレセプトの手数料が違うということでありますけれども、これ、例えば仮に50％、それからあと50％を57.2円ということで計算をさせていただきますと、この手数料分だけで62万円ぐらいの差が出てきます。

また、先ほど安易に医療機関を受診するということで、いわゆるコンビニ受診です。これは、近隣の市町村と比べて大体25％、1.25ということですから、計算してありますけれども、自然増を見ますと11.11％、1.11倍になっているわけです。つまり、差額の14％が、私は厳密に言うと、いわゆるコンビニ受診に当たるというふうにも捉えることができるかなというふうに思っております。そうすると、この時点で400万円を超えてきます。この２つを計算しますと、四百六、七十万円の差額が出てきます。

それからあとは、国から償還される補助金が出ますけれども、財政調整交付金ですか、それからあとは国保会計への負担増ということは、これはいずれにしても医療費がベースになっているものでありますから、そこの額が小さくなればその影響額は当然もっと小さくなるわけです。ざっと計算しても、五、六百万円は変わってくるかなというふうに私は思っております。

そういう中において、私は、この医療費が無駄な経費がかかってしまうというのが窓口払いを廃止しないということの一番大きな要因でありましたので、ただ、そういうことであるならば、私はこの部分に目を向けるのではなくて、ほかの世代に対してもうちょっと目を向けるべきなのかなというふうに思っております。

資料の１をごらんください。これは、嵐山町の世代別の医療費の推移でございますけれども、2011年、2012年、2013年、その未就学児、それから７歳から15歳ということで、2011年度は0.9％と1.4％、合計しても2.3％です。それに対して、65歳以上の高齢者の方々81.1％。2012年度も2013年度もいずれにしても2.1％、それから1.7％、それに対して80.9％、82％、大変大きな割合がこういった世代で消費をされているわけです。ですから、私は、こういった方々にしっかりと働きをかけていくことによって、医療費というのは削減することが大きく効果を上げることができるというふうに考えております。

現に、今年計画を出していただいておりますけれども、嵐山町の健康増進、食育推進計画等を、こういうものを実施していけば、本当に大きな効果が出ていくのかなというふうに思いますので、その辺は町長いかがお考えでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

今、議員さんおっしゃるような状況で推移をしてきているわけです。それで、こども医療費につきましては、国でも大きな子供対策、子供に対する政策というものが大きくカーブをしてきております。そして、今、地域創生ということで、人口減少の時代に対応する政策づくりということで、国も、そして地方も頑張るというようなことに方向が今、切られてきている。

しかし、何をおいても一番問題なのは、社会福祉、これに対する費用がかかり過ぎるということが大きなネックになっているわけです。ですから、出すべきところには出さないといけないと思いますが、出してあるところでもちょっと削れるところはないだろうかというのが、国が腐心をしている政策転換、政策を実行していく上の大きな課題といいますか、研究課題になっているのだと思うのです。そこのところが政府でも与党でも意見が合わない部分に一番なってきているかなというふうに思います。

しかし、基本的には、使える部分とそれを支払う部分、それがどこまで支払う部分ができるかというようなことが、最終的には判断の基準になってくるかなというふうな感じがしております。

そういう中で、子供の貧困というのが年々言われてまいります。そして、数値等もいろんな新聞紙上でも出てまいります。それで、それらの数値の調べ方というのですか、同じ厚労省の数字であっても数字が違ったりというようなことがあるのですけれども、、それは、ひとり親家庭というくくりでやった場合には幾らになりますよ、それで、ひとり親家庭なのだけれども、女性の場合でもひとり親家庭でパート・アルバイトに勤めている方と、正規の就職といいますか、雇用関係が結ばれておられる方とでは、その所得に差が大分ある。それと、ひとり親家庭でも、男性と女性とでやっぱり違ってきている。そして、それもパート・アルバイトと正規雇用とでも差があるというような状況で報じられておりますけれども、いずれにしても格差というのが残念ながら出てきているというような状況にあるわけです。そういう中にあって、足腰の弱い市町村がどこまで何ができるかというようなことで、みんな全国の自治体で苦慮しながら対策を練っているとこだと思うのです。

そういう中でちょっと前から話しておりますけれども、こども医療費の無料化とい

うのはどういう状況なのかというので、面倒くさいのですけれども、全国の資料をちょっと見てみました。そうしましたら、青森が40の市町村があるのです。40分の16、岩手が33分の14、大阪が44分の26、島根が19分の８、山口が18分の12、福岡が66分の31、長崎に至っては21分の21、宮崎が26分の13、鹿児島が43分の20。この数字というのは、就学前の児童まで無料だという今の数値なのです。こういう状況なのです。

ですから、市町村の中で、これ今話したのは、まだほかにも就学前というのはあるのですけれども、これはほぼ半分から半分以上が就学前、小学校に上がる前まできり出していないということなのです。そういった全国の医療費の状況があるわけです。しかし、そのほかのところにあっては、小学校の途中のところまで、あるいは小学校の卒業まで、あるいは中学生まで、あるいは高校生までというような形になっておりますけれども、これだけ医療費の差というのが出てきてしまっている。そして、こういうものというのがどういうところにどう影響しているのかというのを、私どももしっかり見ていかないといけないと思うのですけれども。

そういう中で、先ほど一番最初に申し上げましたけれども、社会福祉にかかり過ぎている。しようがないことなのですけれども、かかってきている。しかし、そういうものを少しでも節約、節減をしていかないことには、ほかのところに予算配分ができないというのは、もう国の予算を見たり町の予算を見ればはっきりしていることなのです。ですので、どうやってどこをどう削れるか、我慢ができるかというのは、今の日本の全体の状況だと思うのです。

そういう中にあって、我々にできるものというのは、医療費の節約ということが、自分の健康を考えながらどこまでできるかというのは個々の考え方によりますけれども、そういう中にあって節約をしていただきたいということ。

それと、医療費、コンビニ診療と議員さんおっしゃいましたけれども、やっぱりそういったコンビニ診療、便利だからひょいとかかってしまうというようなことでふえていますよとも言われていますので、そういったこと。

それと、健康というものをもう一回自分でしっかり見直してもらう、親が子供の健康も考えてもらう、そういうきっかけづくりということで窓口払いということをずっと続けてまいりました。

それで、ただやっただけではなくて、協力をしていただいているわけですから、そのご父兄、家族に対して、その分のことはお返しをしてくるということで、今言って

いる2,000万円とか何千万円とかという数字を試算の中から出てきて、それでそういうものを還元をしてきたという経過なのです。

そういう中にあって、今大きく変わっていくという中で、嵐山町にもどこまでできるかという子供対策の一つとして、貧困の問題もありますし、窓口払いはここのところでやめていこうと、そしてそのかわり今までやっている事業については、できるだけ金額等も見直しながら続けていこうという方向に大きく転換をいたします。それは、そういうような状況があるからということでございます。

そして、そのほかにも子供対策については、いろんな面でいろんな分野で考えて施策を展開をしていこうということになっておりますけれども、こども医療費についてはそういうようなことで、今回見直しをして、こども医療費は事務手続がいろいろありますので、それらの進行状況が終わり次第といいますか、準備ができ次第、そちらのほうのことを窓口払いはなしという形でやっていきたいというふうに思っております。

なお、重ねて申しますが、子供対策については今までやってきた部分について、できるだけ金額等も見直す中で、子供のことを考えた政策を続けて展開をしていきたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　今、医療費の削減、もちろん削るところは削らなければいけない、これはもう大前提であります。それは私も全く同感でありますけれども、ここのところで私が述べたのは、削減をするのであれば子供たちの医療費ではなくて、もっとほかの世代の医療費のほうに目を向けることによって、もっと大きな削減効果が見込めるのではないのかなというふうなことであります。

それから、あとはいわゆるコンビニ受診のことにしても、例えば高齢者の方が薬局に行って薬を買う、そうするとすぐ何千円にもなってしまう、しかし、病院に行けば何百円でこんなに薬が来るのだよと、こんな話は決して珍しいことではありません。ですから、私は、そういうことを含めてやっていけば、十分にカバーできるのかなというふうなことであります。

それでは、（２）のほうに移らせていただきます。予防接種への助成についてでありますけれども、これは既に施政方針において継続をしていただけるというような大変ありがたいメッセージをいただいております。ただ、規律ある財政運営を目指すと

いう点においては、これも少し自己負担のことも見直していくのもいいのかなという点も持っております。

そこで、もう一度確認したいと思うのですけれども、この自己負担は大体幾らぐらいで受診できるのでしょうか。予防接種を受けることができるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

おたふく風邪、水痘、中学３年のインフルエンザ、Ｂ型肝炎等は、自己負担300円としております。また、ロタウイルスのほうは330円から500円ということで設定をしております。

以上です。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　これは、１万5,000円ぐらいかかるものが500円、１万円前後のものが300円程度で、これは本当にありがたいことであります。

ただ、注意しなければいけないのは、手厚過ぎる支援というのは往々にしてこの予防接種に対するリスク、これに対する注意というものが散漫になる可能性もございます。

例えば、2013年に子宮頸がん予防接種が実施をされました。あれは、国を挙げて積極的に勧奨を行った予防接種でありますけれども、それを受けたお子さんが全国から大変多くの副反応の事例が報告をされまして、そして急遽、国としてもその積極的勧奨をストップせざるを得ない、そういうような状況になったわけであります。

嵐山町においても、予防接種を受けた方がいますけれども、そういったお子さんの中にはそういった重篤な副反応が出た方はいませんでしたけれども、やはり私も画像も見させていただきましたけれども、その重篤な症状というのは大変なものです。

もう家族にとっても本当につらい思いをしたのかなというふうに思いますので、私は、この予防接種を受けるということは、同時にそういったリスクも伴うのだということをしっかりと啓蒙活動していく上においても、その辺の見直しをしてもいいのかなというふうには思いますけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

予防接種についてのこのメリット、リスクということですけれども、今までも渋谷議員さんからも質問いただいて答弁させていただいてまいりました。国で実施をするというのは、国の最高レベルの専門知識を持った権威と言われるような人たちが判断をして、その予防接種をやっていこうということのわけです。そういう中で、世界的にもメリットが大変見込まれるというものを見込んで、それでそういう病気に対して予防接種で防いでいこうということでやってきているわけです。その中の一つに、子宮頸がんも入っているわけです。

ですから、そういうものがリスクのほうが大きいというような判断になれば、それは国のほうで判断をしてやっていくことであって、嵐山町には何の研究機関もありませんから、ただ情報がそう来るだけであって、そこの中でどう対応するという、嵐山町で判断をして決めるということはできないで、国の方針、そして県の指導というような状況、それと医師会の先生方と相談をしながら実施をしていくということで、今までやってきております。これからもその方向でやっていきます。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　これは、財政運営という点から考えますと、先ほどちょっと町長も触れましたけれども、学齢期の補助に関して少し調整をしながら、こちらのほうは今までどおりということですので、それは本当にそういう形でできれば一番いいと思いますし、ただやはりリスクに対する注意喚起というものは、町としてもある程度できる限り継続して行っていただきたいと思います。

それでは、今度は、町全体のイメージという観点から考えてみたいと思いますけれども、資料の２を見ていただきたいと思います。

これは、こども医療費協定医療機関、窓口払い不要ということで、東松山市、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、私も時々医療機関を訪れたときに、必ずこれをこう目にするわけであります。ないのはわかっているのですけれども、思わず目で追ってしまう。そしてまた、若いお母さん方もそうですし、年配の方からでも、「佐久間さん、何で東秩父村とかみんなやっているのに、嵐山だけできないんですか」って、「できないんじゃなくてこうです」、「だからいろいろあるかもしんないけれども、何でやってくんないんですか」ということはよく言われるのです。ですから、これは自然な疑問だとやっぱり思いますし、先ほど町長のほうが

東北の県だとか、何かそのいろんな県の実情もお話をいただきました。それもよくわかります。ただ、嵐山町は比企郡の中にあるわけです。ですから、ここまで来ると、やっぱりこれを毎回毎回病気のお子さんを連れて行った若い世代が見たときにどうなのかなというふうに思っているわけです。

そして、代替事業としていろいろな事業を展開をしていただいております。しかし、それに対する感謝以上に、私は、嵐山町は子育てに対して少し後ろ向きなのではないのかなというような、マイナスの心的イメージがどんどん多くなっていってしまっているのではないかというようなことを危惧いたしております。

大項目の１番で講座のことをお話しさせていただきました。あれは、町民の方々がお金を払って時間を割いても来るわけです。つまり、町民の方々が求めているもの、必要としているもの、そこのところの事業展開がなされれば、私は、そういった形ができてくるはずです。そういった観点から考えますと、この窓口払いを廃止しなかったということは、少しそういった子育て世代の方々のニーズ、必要としているものと少し乖離していたのかなという印象は持っていますけれども、町長はいかがお考えでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

私もこれを見ているのです。高血圧の薬をもらいに行くとこれがこう張ってありまして、それで、ここのところの近くのところに嵐山町でこういうことをやっていますというのを医師会の先生のほうからお話をいただいて、嵐山町も張ってくださいということで今のものを張らせていただいているわけです。これ、医師会の先生のほうから話し合いの席で出た話で、「町はちょっと説明不足だよ。やったほうがいいよ。これはいい政策だから、私たちも協力するからぜひこれをやってください。それにはこう張ってください」という話をいただいて、それで嵐山町ではこういう代替事業をやっていますよということでやってまいりました。そういうことが心理的にほかの方から見るとマイナスになるのではないかというふうに思われているよというご意見でございました。そういう見方もあるかもしれません。

しかし、私は今までお話をさせてきていただいたように、今一番の問題というのは何なのだろうということなのです。国全体の中で、あるいはまた嵐山町全体の中で、

それは我々が負担をすべきもの、そしてそれを受けるべきものというもののバランスというのがどういうことなのだろうということです。それで、医療費の窓口払いといって、かかったときにお支払いをしないで済むというのは、本当にこれはそれなりに意義のある効果的なことだと思うのです。

しかし、今いろんな状況の話を聞くときに、教育にかかる費用というのがすごく高い。「教育に費用がかかるんで、なかなか子供が大勢欲しいんだけれども」という親御さんの声も時々聞くわけです。そういう中で、こういう小さな町の中でもどうにか何かできないものだろうかというので考えたのがこういうことなのです。

それで、そのために頑張って努力をしていただいた、いわば自分たちが稼ぎ出したお金ですから、それをそのままお返しをして子供の学年費ですとか、あるいは保育園の園費、先ほど話が出ました予防注射接種事業、こういうものを周りにも増して先行的に行ってきているような状況でして、子供を育てるための教育費というか、子供・子育てをするためにかかる費用を医療費のかわりに町が払っているという、それには皆さんが協力をしていただいて稼ぎ出した分でそれをやっているという、しかも、医療についてはしっかり自分で考えて、健康というのは自分で守らなければいけないのだというのを親御さんも子供に対しても話をしていただく。そして、学校でもそういうような話をして窓口払いの話もしていただく。医療の場所に行っても、嵐山だけそうなんだというような話をお医者さんがするというような中で、医療というものをしっかり考えていただくきっかけづくりと、そして、それを考えていただいた成果というようなものも出てくるのではないかという希望的観測を持っているわけですけれども、どこまでどうだということは薬の効薬ではないですけれども、言えないのですけれども、そんなような面も見られるのではないかというような状況も散見されるような状況にはなってきているというふうに思っています。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　代替事業の充実という点においては、本当、確かにありがたい。ただ、少しうがった見方をすると、ここまでやったのだけれども、まだ廃止にしてほしいという声がとまらない。それではもっと、そういうような状況の中で膨らんでいってしまったことはないかどうか、ちょっと心配な点があります。

今年の１月広報の中で、町長のほうは、この窓口払いの廃止について触れられております。その中の文言の中に、一定程度の成果があったというような表現があります

けれども、これはどういった意味合いなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　これは、まさに今お話ししたような状況で、医療に対する考え方というのがかなり意識をいただいてきている。ですから、予防注射についてもご理解をいただいてご協力をいただく人もふえてきている。ご高齢の方の肺炎球菌の受ける割合もふえてきているというような状況、いろんな面で健康についての意識づくりというものがこども医療費について、子供だけでなくて、子供の父兄だけでなくて、町民全体にそういうものが進んできているのかなというような感じがしております。

ですので、それがどこまでどう波及して、ここのところがこうなっているのですよというのはなかなか言えないのですけれども、これからお話が出てくるでありましょう介護保険の保険料、これについて近隣より大変安い価格で設定ができるような状況にあるわけです。というのは、高齢者の病気、病気になって、医療になって、介護になってというような状況に進んでいくわけですけれども、そこの部分というのがないということ、その前段もよくなっている。

それと、あるいは町の中でいろいろ文化・スポーツでもやっていますけれども、いろんな形の高齢者のスポーツ事業に対しても、社協でもやっていますけれども、そういうものに対して参加をいただく人がふえているというようなことで、健康づくりというものが徹底をされてきてあるのかな、そういうものが結果として介護のところに結びつかない、途中のところで踏みとどまっているというのですか、そういう状況が今回の介護保険なんかの保険料のところにも影響が出てきているのか。ですから、これはわかりません。これがこうだからこうだということはわかりませんけれども、介護をいろんな形でお世話になって、いろんなメニューを使えば使うほどお金がかかるということになっているわけですから、かかる部分を抑えられるということは、それだけかからないでいられる方が多い。それと、重度のところに行かないで済む方も出てきているのかなというような状況が、今おっしゃる成果として見られる部分かなと。ですから、はっきりしたものはわかりませんけれども、私はそういうふうに認識をしております。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　私は、ちょっと誤解をしていたかなと思うのですけれども、

ちょうど窓口払い廃止の文言の中で「一定の成果があった」ということが書かれてあったので、窓口払いをしなかったことによる何か成果があったのかなというふうに私は認識していたものですから、ここのところで聞かせていただいたのですけれども、今、町長のほうの説明によると、医療全体、健康に対する意識づくり、そういったことで成果があったというような意味合いだということでよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　もう一度お願いします。

○３番（佐久間孝光議員）　私は、広報の中で町長がお書きになった文言の中で、ある一定の成果があったというようなことが窓口払い廃止に関する文書の中で出てきたものですから、私はぱっと読んだときに、窓口払いを廃止しなかったことによる何か成果があったということかなというふうにちょっと思っていたのですけれども、今の町長の説明聞くとちょっと違っていましたので。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ちょっとはっきり伝わらなかったと思うのですけれども、おっしゃるように、しなかったから成果が出たということなのです。ですから、窓口払いをやってずっと続けてきたから、やめなかったから効果が出てきたというふうに、私は思っているのです。というのは、いろんな形で医療についての考え方というのを考えざるを得ない機会がいろんな形で出てきた。

それと、おっしゃるように、周りのところは全部窓口払いなしでやっているのだよと、嵐山だけ何でというようなときにも、何かのことでは医療の話が出てくる。いろんなところにそういう医療の話が出てくる機会が多かったと思うのです。

それは、だから逆を返せば、ご迷惑をかけている部分になるのかもしれないのですけれども、逆にそういうことが成果として、徹底をして、歩く人もふえたりというか、いろんな形のところに出てきて、健康づくりというのが子供からお年寄りまで浸透をしてきているのかな、これは、これをやったためにというふうに、私は思ってます。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　今のお話だと、そうすると、成果があったので今までの方針を変えて廃止にするということが、ちょっと私は理解しづらいのですけれども、も

うちょっとその辺のところだけお願いをしたいと思います。

例えば、成果があったのであれば今までどおり続けていきますよと、それでほかの代替事業をもっと充実してということであるならばあれなのですけれども、成果があったにもかかわらず、それは今度は窓口払いを廃止をしていくということの整合性というのはどういうふうになるのかなというふうに、ちょっとお願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　そこなのですね。ですから前々から話が出ているように、「窓口払いは廃止をしてください」という議員さんの多くの意見があるわけです。それで、町民の人たちの中にも、ご父兄の中にもそういう方が一部的にはある。あるいは、大部分の方は賛成をしていただいているわけだけれども、そういう方もいるというような状況の中で、埼玉県の全体の中で見るために、この比企郡だけでなくて、窓口払いをやっているのは、羽生の川田市長と私のところだけなのです。それで、やっぱりそれなりの考え方を持っていないと、周りがやっているのだからこっちもやればいいのではないかと、それでどこのところの何も、誰のところの何も痛まないのです。ただやられてしまうわけです。

だけれども、そうではなくて、何でやらないのかということなのです。それをやらないのは、やるよりやらないほうが大変な考え方を持って、ご理解をいただく努力をしなければいけないし、また職員の皆さんもいろんな苦しい立場に立たされたりというような状況がある中で、何でそれをやるか。それにはやはり、先ほど一番最初言っているように、お支払いする部分と使える部分と、ここのところがどうバランスをとるのか、できるだけ有功利に使うことを考えるのが我々の責任だろうということで、こういう形をとっていただいた。それは、ですから、格差の問題もいろんな問題が出てきた。それで片方には、今までやっていただいて、医療についての考え方も一定程度浸透してきたのではないかというような効果が出ているというふうなことも、相反すると言いますけれども、そういうようなことと、それは成果が出てきているのだよ、だからここのところで意図を話しても続けてもらえるのではないだろうかというようなこと、それと周りの状況、国の状況等も勘案をして、それと今度の総合政策の中の全体像を見る中で、どの方向に進むべきかというようなこともある中で、大局的な判断をさせていただいたということでございます。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　それでは、その中でまた段階的に廃止をしていくというようなことですけれども、これ具体的に、どのように段階的ということなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　段階的にというのは、事務手続のいろんなことがあるわけなのです。それはちょっと課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

今、町長が申しました事務的なということでご説明させていただきたいと思いますけれども、私どものほうで今考えているこれからの手続というか、やらなくてはならないというのは、まだ細かく精査したわけではないのですけれども、まず私どものほうの住民登録とか、そういったものの機械の現物支給に伴うシステムの変更の打ち合わせから始まりまして、条例も必要になるだろう。また、医療機関向け等のそういった皆様にお集まりをいただいた説明会を開き、承諾書をいただくとかですね。それから医師会、歯科医師会両方と調剤師会等の協定の締結も必要だろう。また、町民の皆さんに周知のための広報等の徹底も必要だろうと。それから、支払基金、国保連合会等の町の契約、それで最後になるかと思うのですけれども、対象者に新しい医療費の受給資格証明書をお送りしなくてはならないだろうと。このような考え方で今始まったところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　今、こども課のほうは、新しい子ども・子育て３法も実施に移すということで、本当に大変忙しいときというのは私も十二分に認識をいたしております。

ただ、これは本当に、若い世代の方たちが強く望んでいることだと思いますので、その辺のところは、ぜひ一日も早く実現できるように、そして今私がちょっと心配しているような、嵐山町は少し後ろ向きなのではないかなというそういうマイナスのイメージが一日も早く払拭できるように実現をしていただきたいと思います。

それでは、大項目３番のほうに移らせていただきたいと思います。精神障害者に対する支援についてです。精神疾患を有している方々の苦しみはもちろんのこと、その家族の心労や経済的負担は、大変大きなものでございます。また、このような疾患に対する社会全体の理解等もまだまだ高くないのが現状であります。さらに、疾患の性質上、家族も余り公にしたくない、相談をどこに、誰にすればいいのかわからない等、相談自体に二の足を踏んでいるケースも少なくありません。

そこで、精神障害者やその家族が公共施設を障害者対策等に関する活動を行うために利用する際の利用料減免措置は、現時点で置いてあるのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　質問項目３につきましてお答えをいたします。

使用料減免措置につきましては、交流センター設置及び管理条例の条文の中に、町長が特別な事情があると認めたときに使用料を減免することができるとあります。精神障害者やそのご家族が公共施設を利用する際も、他の団体と同様に団体登録をしていただき、利用していただければと思います。

また、使用料の減免については、団体登録後に減免基準に該当するか判断をさせていただくことになります。

相談につきましては、障害者が利用できる各種サービスにつきましては社会福祉担当、精神保健全般につきましては、東松山保健所または健康管理担当にご相談いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　私、昨年の10月27日、滑川の健康センターで開催されましたよつ葉の会、このよつ葉の会というのは、ご家族のお子さんの中に統合失調症を患っているご家族の集まりですけれども、その中には、保健所のほうからの職員の方、それから嵐山、滑川、吉見、それから東松山のご家族の方が集まっておられました。

その中に、初めてその会に参加されたご家族がいるのですけれども、最初は、本当に恐る恐る言葉を選びながら話を始めたわけです。「こういう症状で、こうで」と言って、そうしたらその先輩たちが周りで聞いていて、「ああ、それはまさに私の子供

と全く同じ症状ですよ」と、「それだったらこうしてこうなりますよ」、「これ薬、よくなったからといって絶対にストップしてはいけませんよ、そうなるとまた同じような症状が出ますから」というような、本当に的確な、もう即座にいろんなアドバイスが出てくるわけです。

そして、何よりもそのときに私が感じたのは、その家族の方々の不安、孤立感、これがだんだん雪解けしていって、「こんな苦しみをしてんのは私たちだけじゃないんだな」と、「みんなもこういうに頑張ってるんだな」と。もうこういうことの中で一番大変なのは、孤立していってしまうと。そういう中でこういう家族会というのは共感をしていただくことができる。第三者にお話ししても、これなかなか理解できないと思います。ですから、そういった意味においては、こういった家族間の情報交換の場というのは、大変大切なものというふうに思っております。

そのときに私がある方から聞かれたのは、「佐久間さん、何で嵐山は、私たちみたいな目的で使おうとするとお金を取るんですか。全ての人の名前を書いてくださいって言われるんですか」ということを言われたのです。

ただ、私も後で担当課の人に聞いてみますと、担当課はきちんと今のルールに従って、適切にお答えすべきことはお答えして、お願いすることはお願いするということでありました。ですから、言葉のやりとりの中で多分感情的な行き違いがあったのかなというふうには思いますけれども、先ほど利用料の減免規定、具体的にはどのような減免規定があるのか、もう一度お願いいたします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

先ほど申し上げましたのは、町長が特に、特別な事情がある場合、認めたときに減免をさせていただくということでございます。

またほかに、施設に関しまして減免事項としましては、国及び地方公共団体が使用するとき、また町内の中学生以下の生徒等が使用するとき、また町の設置する各種委員会及び団体が使用するとき等がございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　そうしますと、例えばこういった精神障害者の方々が利用

するときにはこうですよというそういう明確なルールはないという認識でよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　特にここにはございません。

以上です。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　それとあとは、団体登録をするときに、嵐山町の住民の方の割合というようなことで減免の関係が動くということはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

この条例の中には、町民、在住・在勤及び在学の者を含むですけれども、町民以外の者が過半数を占める団体等の利用料は、一応２倍になるということになっておりまして、あくまでもこちらのほうの使用料の条文では、そのような形になっております。

以上です。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　私、こういった精神疾患を伴う方々が利用する、そういったことは、今後ふえてくることが予想されますので、例えばそういう規程が既に定まっていれば、窓口としてもすぐ対応ができるわけです。それで、その方たちが使いたいと言っても、町長の認めるところということであれば、そこからまた何カ月もずれてしまうわけです。

ですから、私はそういう面においては、そういったことをしっかりと明記をしていくということが必要かなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　施設の使用基準というのは、今言ったとおりなのです。ですから、これからもそういう形でしっかりやっていきたいと思います。

その中で、今こういう人が使う場合にはという話がございました。こういう人とか、ああいう人とかというのはないのがこの基準のあれなのです。ですので、いろんな皆

様方にお使いをいただいているわけですけれども、１つには、私も毎回ご案内いただいて参加をさせていただいているものに身体障害者福祉会というのがあるのです。それで、障害者の皆様方で手帳を持っていらっしゃる方のほんの何％になるのでしょうね、それぐらいきり入っていただけないのです。その人たちが利用するものについては、特別の形の利用の仕方をしていただいているということです。ですから、何でこの会のところに入ってもらえないのかというのがあるのです。

私は身体障害者ですという手帳を持っていますというのを人に知られることというのは、余り好まないという方がかなりいらっしゃるわけです。ですから、この障害者身体福祉会の組織が大きくならない。ですから、集まる方が新年会にしてもカラオケ大会といいますか、そういうような慰労の会にしても、人数が少ないという状況なのです。

ですので、議員さんおっしゃるようなこういう会のところに、どういう形でこの会をつくっていくのか、あるいはそういうところにどういう人たちがリーダーシップをとっていただけるのか。ですから、仲間といいますか、そういうふうな同病相哀れむ人たちという意識を持った人たちであれば、いろんな形でどうだろうと言えるかもしれないですけれども、そうでなくて、行政のほうでどうするとかこうするとかというようなことは到底できませんし、そういうものでもないと思いますので、身障者福祉会と同じような形の組織ができたり、あるいはこういった形の組織ができていないまでも、こういう形の会をこういうふうにやりたいというような届け出をした段階で判断をさせていただいて、ご利用しやすいような状況でこれからも利用していただければありがたいかなというふうに思っています。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　ちょっと議論が少し進み過ぎてしまっていましたのであれですけれども、例えば、町長も触れましたけれども、こういった症状を持たれている方は余り公にしたくないケースもたくさんあります。対象となる絶対数が非常に少ないわけでありますので、先ほど課長のほうからの説明もあったように、団体登録をするにしても、これ過半数が嵐山の住民でないとそういった減免措置に当たらないというようなことになってしまうと、これは本当に対象者が一般化されているのであればいいですけれども、絶対数が少ない上に、またそれを公にする人はもっと少なくなる。そうすると、先ほどのよつ葉の会ではありませんけれども、嵐山から１組、それから

小川から１組、東松山１組、そういうような形で行われることも多いわけです。

ですから、そういったことを勘案するときに、そういったことで減免措置が受けられないということは避けたほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　大変技術的に難しい面といいますか、心的にご配慮をいただく、あるいはしなければいけない状況があるかと思うので、その点につきましては検討を重ねて、使いやすいような形で、気を使って使うのではなくて、使いやすいような状況が生み出せるような行政の配慮をしていければなというふうに、研究をさせていただきたいと思います。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　仮に、そういったことが明確化されれば、家族にとっても、町は私たちのことをしっかりと見てくれているのだな、そういった安心感や信頼感にもつながると思いますし、また、対応する窓口の職員も、この規定に入りますからこうでこうですよとはっきりと的確に対応することができる。

また、それに関しては町のほうの大きな負担を予算を組んでやるということもないと思いますので、ぜひこういったことはご検討をいただきたいと思います。

それで、今後こういったことを考えていくときに、これはもう精神障害者の問題だけではなくて、これから認知症の問題、介護の問題、こういった方々の共通していることは、この家族がだんだん孤立していってしまうとことなのです。そうすると、もうどんどん、どんどんその方たちの希望が失われていくということになりますので、ぜひそういった家族の方々が自由に情報交換できる場を充実させていただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　ご苦労様でした。

この際、暫時休憩いたします。

再開の時間を11時20分とさせていただきます。

休　　憩　午前１１時０６分

再　　開　午前１１時１９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　長　島　邦　夫　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号２番、議席番号４番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項１の介護保険の制度改革についてからです。どうぞ。

〔４番　長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○４番（長島邦夫議員）　議長から指名をされました長島邦夫でございます。

これから一般質問をさせていただきますが、今回の一般質問は、大項目で３つでございます。順次質問をいたしますので、明快なる答弁をお願いしたいというふうに思います。

それでは質問をいたします。初めに、介護保険の制度改正についてであります。介護保険の低い要支援の１、２の高齢者サービスの一部が、従来の介護保険の給付から切り離して段階的に市町村に移行すると、そういうふうな発表が昨年なされました。本年の４月１日からスタートするということで、猶予は３年間あると言われております。その体制が整わないまま、昨年からずっと準備をしてきて、ここで４月からびっちり始まればいいのでしょうけれども、猶予というのが３年ございますから、その間に進めれば、最終的には進めるというふうなことができればいいわけでございますけれども、そういうふうな間に、いざ、はいスタートということになったときに、サービスの低下だとか地域間格差が生じると言われております。

そのようなことがないように、きょう質問をさせていただくわけでございますが、まず小項目（１）としまして、嵐山町はこの４月からスタートするのかとか、（２）としまして、制度改正に際して、総合事業となる予防通所介護、予防訪問の介護のサービスを従来の介護事業者を主で進めるのか。また、自治体ごとに独自の基準やサービス料、いわゆる料金等を定めることが可能になります。地域に合ったサービスも提供できるというふうに聞いておりますが、介護保険、介護ボランティア、ＮＰＯ法人を含めて、基本の方針をお伺いをしたいというふうに思います。

３つ目としまして、介護保険の対象外であった、いわゆる従来も今行っておりますが、見守り、買い物支援等住民同士でできる範囲の支え合いの仕組みをさらに進めていく必要があるというふうに思いますが、考えをお伺いをいたします。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

今回の法改正により、要支援者の多様な生活ニーズについて予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限に生かしつつ、住民等の多様な主体による多様なサービスを総合的に提供する仕組みに見直されました。しかし、多様なサービスの充実には一定の時間がかかること、また円滑な移行のための準備期間が必要なことを踏まえ、その実施を平成29年４月まで猶予できるものとされております。

町におきましては、最終期限前の移行を図るべく、平成27年度より生活支援体制整備事業に取り組み、地域の資源開発や多様な主体のネットワーク化を図ることで体制を整備し、平成28年４月に介護予防・日常生活支援総合事業への移行を予定しております。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。介護予防・生活支援サービスにつきましては、現行の訪問介護・通所介護相当のサービスと多様な主体によるサービスとがあります。また、多様な主体によるサービスには、１つ目に、緩和した基準によるサービス、２つ目に、住民主体による支援、３つ目に、短期集中予防サービスがあり、現行の訪問介護・通所介護相当のサービスにつきましては、従来の介護事業者をみなし指定することにより実施する予定でございます。

また、緩和した基準によるサービス及び住民主体による支援につきましては、平成27年度に実施する生活支援体制整備事業にて、ニーズや地域資源の把握や開発に取り組み、実施方法を検討してまいります。なお、短期集中型サービスにつきましては、町が直接実施するよう検討してまいります。

次に、（３）につきましてお答えをさせていただきます。介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、掃除や買い物などの生活行為の一部は難しいものの、排泄、食事摂取などの身の回りの生活行為は自立している方が多い要支援者に対し、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、その有する能力に応じた柔軟な支援を提供することで、自立意欲の向上につなげ

ていくことが期待できます。

このことから、町社会福祉協議会が実施している嵐山お助けサービスについて、現在は介護保険など公的制度の対象とならない高齢者の支援や、介護保険の適用とならないサービスを補う仕組みとなっておりますが、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するに当たり、多様な生活支援・介護予防サービスに位置づけ、事業の運営を支援していきたいと考えております。

また、支え愛運動、支え合いマップ作成事業などの地域における支え合い活動を通して、支援を必要とする人を地域で支え合う活動につなげ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちの実現に向け、取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ありがとうございました。

町長の施政方針の中にも、28年度からスタートするということが書かれていましたので、ああ、そうなのだ、１年おくれるけれども、その間に準備をして来年の４月からスタートするということで了解をいたしました。

２番から再質問させていただきますが、よろしくお願いいたします。

制度改正云々というより、この第６期の介護保険計画にも書かれておりますが、今までの施設の方々に頼る部分というのは非常に多いというふうに思います。移行した場合のことですけれども、その準備期間というものがあるものですから、その準備期間についてご提言を申し上げるところでございますけれども、今までのサービス事業者だけではなく、いろんな方々が携わってくれるというふうに聞いております。

この６期のあの中にも書かれておりますが、この１番最後のほうでしたね。高齢者の生きがいづくりと健康づくりの事業というところの中に、地域住民グループの支援事業として、在宅の高齢者や障害者の閉じこもりを防止し、地域の連携の輪を育てる地域支援者、ボランティア団体等が中心となって地域の集会所等で行う交流を支援しますというふうなことが書かれておりますが、いわゆる地域のボランティアについてちょっとお聞きしたいのですが、老人会等の組織というのもなかなか今厳しいというふうに聞いております。それであっても、大きな組織で組織を運営しようとすると、なかなか難しいかというふうには思うのですけれども、もうちょっといわゆるこの在なんかで言いますと、隣組単位ぐらいの、それから２つの隣組を合わせたぐらいの、

やっぱり10人から20人ぐらいのおうちの単位の中で、支えられる方と支援をする方と２つに分かれるかと思うのですが、やっぱり年代に応じて徐々に、支援するほうだったけれども、支援されるほうになったと、そういう段階というのは踏んでいくというふうに思うのです。

そういう中において、こういうボランティアの組織みたいなものがここにも必要だというふうに書かれているものですから、より具体的に今お話し申し上げたのですが、そういうことがこの生きがい課の中では考えていらっしゃるかどうか、来年制定に向けてについて、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

まず、現状を若干申し上げたいと思うのですけれども、今議員さんがお話をいただいた、隣組単位あるいは複数の隣組単位での支え合い、そういった部分に関しましては、ご案内のとおり、現状支え合いマップという、これは要援護者を把握する事業でございます。こういった事業を通しまして、近隣、隣組単位、こういった中で、例えば支えが必要な方、どこにどういった方がいるのかということを把握するという事業を行っています。この事業の中で、把握するだけではなく、災害時あるいは日常の見守り、声かけ、こういった活動に生かしていただくということで、平成24年から取り組んでいただいています。こういった活動を継続していくことによりまして、そういった地域の意識の高まりというのでしょうか、そういったものが図られるのではないかというふうに思っております。これが現状のお話です。

次に、今後の展開ということで申し上げたいと思いますが、今回の法改正に基づきまして、今、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、多様な主体による多様なサービスというような言い方をしています。この多様なというところには、当然既存の事業者もございます。あるいは福祉に関係するＮＰＯがあったり、住民があったり、こういったいろんな主体がいろんなサービスをつくっていきましょうと、そういった資源の開発を今後していくということになっています。その資源の開発をするのが生活支援体制整備事業、こういった事業の中で行っていくということで考えています。

ただ、なかなか今議員さんがお話をいただいた隣組単位だとか、複数の隣組の単位での、例えば高齢者が集う居場所というのは、現実的にはちょっと難しいのかなとい

うふうに、私はちょっと今思っています。少なくとも、やはり字単位というのでしょうか、行政区単位、集会所を用いてというお話も先ほど議員さんお話をされました。そういった集会所を例えば起点として、そういった高齢者の居場所をつくっていく、そういった取り組みができたらというふうには考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　質問させていただきますが、地域で見守るという高まりというのはさらに必要だというふうに思うのです。今もこの６期の中にもいろいろ支援の体制は書かれておりますが、いろいろな講座もあるし、体制もあるし、すばらしいなというふうに思うのですが、それはどっちかというと自分で出向いていって支援していただくような、相手からも来ていただきますけれども、やはりこの地域で自発的に見守りをするのだとか、支援をしていくのだという単位のものではないというふうに思うのです。それも必要です。もちろんこのＮＰＯですとか社会福祉法人、社会福祉協議会、シルバー人材センターだとかそのようなものが書かれておりますが、やはりもうちょっと何というのですか、組織を小さくした、自分の身の回りにいる人たちで助け合っていくというほうが効果的だというふうに思うのです。

ですから、それは十分わかっているのですが、そのようにしていっていただいたほうが、助けられるほうも助けるほうも近所であれば、近所のおつき合いがだんだん少なくなっている時代ですから、なおさら地域の見守りということであっても、また支援ということであっても、私は進めるべきだというふうに思っていますので、まだ１年間の猶予があるということでございますから、一つの考えの中に入れてみていただけたらと思うのですが、よろしくお願いしたいというふうに思います。

次の再質問をさせていただきますが、25年度実績の中に、答弁で今まで聞いておりますが、介護ボランティアについて少しお聞きをしたいのですが、実績、前の25年の決算のときの私が聞いた限りにおいてあると、介護ボランティアさんの数は22名ということで、活動の時間帯は１時間から２時間ぐらいでお願いをしていると、些少のものも差し上げるとともに、ボール遊び、そんなにいわゆる付き添うというか一緒に遊ぶというボールボランティアさんだというふうに聞いておりますが、さらにふやしていく必要性があるというふうに思うのです。

それで、アンケートが、あるところでとったというところの中に、この埼玉県でも

この近辺は鳩山町だけであって、ほかにはボランティアさんのあれをやっているというふうには書かれていません。それで、いわゆる65歳以上の方が一緒に助け合うという、そういう支援ボランティアさんの層だというふうに書かれています。

今言ったように、やられていることは、一緒に散歩に行ってみたり、またはレクリエーションで一緒に遊ぶだとか、要支援のタイプのことですから、そのようなことが主になるのだというふうに思いますけれども、そういう簡単なボランティアさんをさらにふやしていくというふうなお考えは今のところはお持ちではないのでしょうか。私とすると、まだまだいろんな方に手伝っていただいたほうがいいように感じるのですが、またいろんな組織も立ち上げた中でやるということですから、ボランティアだけのほうに力を注ぐとなかなか難しいかもしれませんけれども、お考えをお伺いできればというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今回のこの総合事業の大きなポイントといたしまして、住民主体のサービスをいかにつくっていくか、これは大変重要なところだというふうに認識をしています。当然、この住民主体のサービスというものは、ボランティアさんが中心となって運営をしていくということになります。まさしく今議員さんがお話をいただいたように、より多くの方がそういったボランティアさんとして活動していただく、最初の答弁の中でも申し上げました、支えられる側だけではなく支える側としても、そういった両方の側面を持った活動が展開できれば望ましいのかなというふうには思っております。

今お話をいただいたボールボランティアさんにつきましては、たしか平成25年に新たに講習会、その前にもいたのですけれども、新規講習会を行いまして、増員を図ったところでございます。今後、こういったボールボランティアさんを中心として、より大きな輪となって広がっていくようなことができればと、そういった方向性を持って生活支援体制整備事業、こういった事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ちょっと聞き損ねたかもしれませんけれども、現状の皆様よ

り手伝っていただける方がいたら、さらにふやしていくという考え方でそういう講座等も持っていくということでよろしいのですよね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えします。

方向性といたしましては、今議員さんのお話のような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　１番については、ないということでお話ししましたが、２と３を一緒に含めて質問してしまったような感じになってしまっていますが、お許しいただきたいというふうに思います。

それでは、これについては結構ですので、平成28年度から体制をつくって住民の方が不安にならないように進めていただければというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

次に、２番目に移らせていただきます。デマンドタクシー事業についてお伺いをいたします。試行されているデマンドタクシー事業は、住民の方にさらに認知をされてきた。高齢者が増加する中、広域バス等が廃止されるとなれば、さらに公共機関の足が限られてくる。また、高速道路等で逆走事故などの高齢者による事故も多いと聞きます。今後の事業展開についてお伺いをいたします。

まず、１つとしまして、初めに、年々利用者もふえ、利用勝手もよくなってきていると聞きますが、平成26年度の現状をお伺いをいたします。

２番目としまして、75歳以上の方、運転免許証を持っていない方に限定しているというふうになっておりますが、75歳以下においても「できれば免許証を返納したい」、「高齢になり自信がない。余り運転はしたくない」などと話を聞く場合もございます。介護保険なども適応される65歳以上の方、免許証のない方に引き下げてもよいのではないかというふうに考えるのですが、考え方をお伺いしたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　それでは小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　では、質問項目２の（１）につきましてお答えをさせて

いただきます。

高齢者外出支援事業は４年目を迎え、年々利用者数、利用件数ともに増加をしております。今年度の利用状況につきまして、１月末現在の数値を前年度同時期と比較をして申し上げます。申請者数につきましては504人であり、前年度比54人、12.0％の増、利用件数につきましては7,322件であり、前年度比764件、11.6％の増でございます。なお、平成25年度から制度の一部を見直し、迎車時等の複数枚利用を可能といたしましたが、この利用が443件であり、前年度比187件、92.6％の大幅な増加となっており、制度見直しの効果があらわれているものと考えております。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。交通事故発生件数は、年々減少傾向にある反面、65歳以上の高齢者が占める割合は高くなっております。さらに近年では、交通事故の被害者だけではなく加害者になるケースもふえています。その背景には、高齢者人口の増加だけではなく、老化による体力や判断力の低下等、個人差はあるものの、高齢者特有の事情も影響していると思われます。

現在実施しております高齢者外出支援事業につきましては、75歳以上の運転免許を持たない高齢者の外出支援や社会参加促進を目的として実施しておりますが、今後は、年齢要件のみならず、いわゆる交通弱者と言われる障害者や妊産婦などの足の確保をどのように行っていくのかが大きな課題であると認識しており、調査研究を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ありがとうございます。

細かくなりますが質問させていただきますが、状況を伺った中で質問をさせていただきますけれども、登録者、利用者も随分ふえているなと改めて思ったところです。

それで、登録して補助券をいただいている方が、この２月だとか３月になると、余っているからどんどん利用しようというので、そういう傾向も見られるみたいです。利用率というか、返納している方なんかも、使い切れずに返納している方なんかもいらっしゃるのかどうか、まずちょっとお聞きできればというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

利用券のほうには有効期限というものを印刷をしてございまして、年度末、３月31日までというような形で記載をしてございますので、あえて余ったものを義務的に返納いただくということはしておりません。ただ、更新をされる場合には、余ったものがありましたらいただくというような形でしております。

参考までに申し上げますと、先ほど今年度504名申請をいただいているということでご答弁を申し上げましたが、そのうち実際にご利用いただいた方の人数でございますが、504名中435名の方が利用、回数はちょっと把握をしてございませんが、利用をされております。残りの69名の方については、申請はしていただいたのですけれども、１月末の現在ではお使いになっていないという方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　いろんな利用者がいると思いますので、一応は申し込みをしていただいても、その後の利用が100％うまく利用できているという状況でもないというふうな感じではないかなというふうに思いますが、それで、前もいろいろ話は出ていますけれども、中心地の方が登録している方は非常に多くて、中心地から離れれば離れるほど、利用すべきと思っている方は多いのだというふうに思うのですが、登録者も少ないのだという話ですが、現在はその偏りをなくすようにやっているのだというふうに思いますが、現在はどうなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中でも申し上げました、25年に制度の一部を見直しをさせていただいたというものについては、やはり課題として今議員さんがお話をいただいた、地域によって偏りがあると、そういったことに対して、中心地から離れた方も使いやすくしようではないかということで、一定の条件を付して複数枚の利用を可能としたところでございます。そういった成果もあるというような最初答弁をさせていただきました。

この利用者の偏りにつきましては、これは対象者の居住をする偏り、こういったものがやっぱり一番大きく影響しておるというふうに思っております。簡単に申し上げますと、駅の周辺に75歳以上の方の７割から８割が居住をしている、こういったこと

からして、どうしてもそちらの方の申請者であったり、利用率であったりというものが高くなるのは否めないというふうに考えております。ただ、例えば北部の方、こういった方についても若干ではございますが、少しずつ申請の方の数もふえておりますし、利用をいただく枚数もふえてきているというふうに把握をしているところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　この６期のデマンド交通事業の中にも、アンケートをとって、利用者の要望、利便性の高いシステム変更を行う必要があるというふうに書かれておりますが、その一環として、迎車のときに２キロを超えたら２枚ですよ、２枚までは使いますよというふうなこともなさっていたのだというふうに思います。ですから、遠方の方にもそういうところの気配りはしているつもりでありますということだというふうに思うのですが、アンケートの中にというか要望の中に、それ以外のもの、そういう利用勝手外のもののほかに、何か要望等で書かれているものもございましたか。やはりこれだけの事業ですから、いろんな要望だとか意見とかというものがあるかというふうに思うのですが、さらにこの事業を拡大するためには、その要望を取り入れていく必要があるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

直近のアンケートでございますが、25年の４月にアンケートをいただいたと思います。ちょっと手元に持っておらないで、詳細なことは申し上げられませんが、確か複数枚利用以外には、いろんな要望のある方がいらっしゃるかと思います。例えば、枚数がもう少し多くいただけたらいいのではないかとか、すみません、枚数をもう少しふやしてくださいだとか、あるいは利用勝手というのでしょうか、タクシーの事業者に対するお話であったり、そういったものがございましたが、大方の方、たしか９割程度の方は、現在のこの事業の内容に満足しているというような回答をいただいたというふうに思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　私は、北部地区に広域循環バスがなくなるとかそのような中で、今回さらに足の不便さを感じている人がふえてくるのではないかなというふうに思ったものですから、今回この質問をさせていただいたのですが、考え方として、乗り合いバス、循環バスの運行は、日々定期的な一定の利用者が存在しないとなかなか難しいというふうに思うのです。また、乗り合いタクシーも、利便性、運行効率はよいのですけれども、予約等のコストがまたかかる、そのようなものも必要になってくるということでございます。これは一つのデメリットですが。

やはり高齢者には、歩行が少なくて済む、やはりドア・ツー・ドア、自分の街道の先にもタクシーが来ていただけると、庭先まで来ていただけるというのがやっぱり最適なのではないかな、それを延ばしておくのがいいのではないかなというふうに私は思います。ただ、タクシーというとやっぱり高額というイメージがありますから、確かに何千円という、何百円という単位ではないですから、日常的に移動に使うというのは非常に難しいです。中心地から離れれば離れるほど利用者が少なくなるというのは、やはり金額的なものだというふうに思います。利用者が不便だから、やはり遠方の方が使っていただけるのだろうというふうな想定もあるでしょうけれども、やはり自分の出す分が多くなっていくと、なかなか考えてしまうのではないかなというふうに思います。

町全体のデマンド交通を考えるのであれば、現在のデマンドのタクシーでは不足する部分があるというふうに思います。さらに進めていただきたいからこういうふうな言い方をするわけですが、やはり今現在の交通の弱者、高齢者の対策を考えていくのであれば、現在のデマンドタクシーの事業をさらに利便性が増したものにしていただきたい、それにはやはり枚数を正直ふやしていただくだとか、対象年齢を下げていただくだとか、やはり循環バスの今まで利用してきた人たちの対策にもつながるかというふうに思うのですが、この利用枚数、補助券の枚数をふやす、また対象年齢を下げるということについて、２番目の再質問になってしまいますが、お答えをいただきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今回、北部の公共バスが廃止になるというようなことになりました。こういったこ

とを受けて、この制度も今後変えていく必要があろうかというふうに思っております。当課といたしましては、平成27年度にも改めて利用者の皆様にアンケートをとろうというふうに今考えております。

また、これ地域支援課の事業でございますが、今後予算の中で審議をいただくということで伺っておりますが、生活交通基礎調査というものを予算化をしているということでございます。そういった町民の方がどういったニーズを持っているのか、そういったことをより詳しく把握をした上で、この現行の制度、どうするべきかということについて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。お昼の再開は１時30分といたします。

休　　憩　午後　正　　午

再　　開　午後　１時２９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

長島邦夫議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項２の（１）再質問からどうぞ。

第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　再質問に対しましてご答弁をいただきました。

質問の内容に対しまして、新しく構築を、研究を始めるデマンドシステムの中で研究をしていくということでお答えをいただいたというふうに思います。それにて了解をさせていただきます。

ですけれども、今年から研究をなさって、まだしばらくかかるのではないかなということを予想しまして、一つお願いというか要望をさせていただくのですが、外へ出る高齢者の方は、なるべく外へ出る支援をしていくということでありますので、中心地の人というのは、だから、いわゆる年間36枚いただきますよね。それで月に計算すると３枚ですか。３枚を、例えば10日に１遍、中心地の人はどこかに出かけるとすればそれで足りるかと思うのですけれども、遠方の人というのは２枚使ってしまうと、もうそれであと１枚しか残らないのです。これが実情ではないかなというふうに思うのです。そうすると先ほども言ったように、自分のお金をそこへ足していくというこ

とになってしまうのですけれども、やはり同じ視点に立って外出を支援をしていくということであれば、遠方も中心地もないというふうに思うのです。ですから、そこのところというのはなかなか難しいかなというふうに思うのだけれども、少しでも支援をしていく、外へ出る機会を与えていくということになれば、やはりそういうふうな地理的なこともこれから考えていく必要があるかというふうに思いますけれども、町長どうですか。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおりなのです。支援制度ですので、どういう形でしっかり支援ができるかということにかかってくると思うのです。それで、嵐山町の特性といいますか、地形が何としてもキュウリみたいに長細くて、それでタクシーを利用してということになると、やはりある場所からは遠いところと近いところが出てきてしまう。しかし、行政でやるわけですから、何としてもその公平性というのを確保しないといけないというふうに思うのです。

それで、試行ということでやらせていただいているわけですけれども、どうにか使う回数が、大勢の人が何回も使ってもらう中で、どうしたらいいというような方向がだんだん煮詰まってくるのかなというようなこともあって、この試行なわけですけれども、おっしゃるように公平性を確保する意味、それと、通告書の中にもありますけれども、免許証の返納だとかこれからいろいろ出てくるわけです。できるだけ運転はしたくないとか、あるいは今実際の問題の中でも、高速道路の逆走問題というのが、やってしまった人の半分以上が認知症の気があるとかいうようなことも、調べの中で出てきているということになると、免許証の返納、そしてそういう人たちは足の確保どうするのだというようなことにだんだん広がってくると思うのです。

ですから、このデマンドタクシー、デマンド交通、今嵐山町やっているこのやり方についてもしっかり、これからもどんどん改善に改善を重ねて、公平性を持ちながら、足の不便な人に対してどう有意義な活用がしてもらえるかというのを、さらに検討を重ねていかなければいけない、議員さんおっしゃるとおりだと思うのです。

ですから、そういった意見を、先ほど答弁の中でもさせていただきましたけれども、利用者の声を聞いてという答弁をさせていただきました。まさに利用者の声を聞いて

なのですが、利用しない人は関心がないのかという、だから利用する人に聞くのだということになってしまうのかと思うのですけれども、逆に考えると、利用しないというのは、ちょっとこういう不公平感があったり、いろんな不満足の点があるから使わないのだというふうにも考えると、非常に難しいわけなのですけれども、いずれにしても、公平感が達成できるようなアンケートをしっかりととりながら改善を重ねていって、試行ができるだけ早く本施行、本格的な運行になるように、町のほうでも努力したいというふうに思っています。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　最初の答弁の中にも、本当に利用数が年々ふえているのです。ですから、関心も高いし必要だなという方もふえているのだというふうに思います。やっぱり高齢者ふえてますから。そういうところからいけば、やはり私は、このデマンドタクシーのタイプが一番最適だというふうに思っていますので、さらなる研究をなさっていただくということですから結構なのですけれども、そういうことも、公平性ということも十分考えていただいて、このシステムを伸ばしていくのであれば、そこのとこも注意していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。ジェネリック医薬品の推奨についてということで質問いたします。

これは、前も私質問をさせていただいて、十分充実してきたなというふうに思っておったのですが、最近私が感じるところはちょっと違うものですから、今回質問させていただきました。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品と医薬効果は同等で、低価格で医療費の削減にもつながると言われる。推奨の現状についてお伺いをいたします。

○青柳賢治議長　それでは答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　それでは、質問項目３につきましてお答えいたします。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造した薬であり、ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性は新薬と同等であると認められています。年々医療費が増加する中で、低価格で使用できるジェネリック医薬品を使用することは、医療費を削減するための一つの

方法であり、町としても普及促進を行っているところであります。町では、毎年広報誌に掲載し町民に周知を図っております。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に対しては、被保険者証の更新時に、被保険者証とあわせてジェネリック医薬品希望カードを同封して配付しており、転入等で新規加入者の方には、窓口で手続を行う際にお渡ししております。

国民健康保険の被保険者の方に対しては、平成27年度からジェネリック医薬品希望カードではなく、被保険者証に直接張りつけるジェネリック医薬品希望シールに変更し、さらに利用しやすくなるようにと考えております。

また、国保連合会に委託して、ジェネリック医薬品の利用差額通知書を９月と３月の年２回作成し、該当者へ通知しております。

医療保険制度を守り続けていくためには、一人一人の小さな節約が大切なことであり、今後もジェネリック医薬品の普及促進に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それでは、質問をさせていただきますが、行政で行っているジェネリックに対する考え方というのは非常に進んでいるとそのように思います。いろんな対策をなさっていただいているように感じます。その中において、前も質問したときには、薬剤師会等にもお願いをして、いろんな面でこれから、そのころ始まったばっかりだったですから、推奨していく、住民の方にも理解をしていただくように、行政側からだけではなく、薬剤師会だとか薬局の方からもお願いをして勧めていくと。また、医師の方も、あるのであればジェネリックはありますよというようなこともやっていただくと。そういうふうに聞いていましたですから、自分なりに自分がもらっている薬についてはどうなのですかというふうに尋ねてきた経緯もございます。

そういう中からちょっと質問をさせていただくのですが、新薬が出ていて、それで途中で後発品にかわる場合があるかというふうに思いますが、患者のほうとすると、先生から言っていただければそれはわかりますけれども、先生に言っていただかない、また薬局でも勧めはされないとなると、自分からジェネリックでお願いしますと毎回このカードを出せばわかりますけれども、いつかわったかわからないってそういう状態もありというふうに思うのですが、そういう場合に、やはり薬局の対応というのも非常に重要だなというふうに思うのです。薬局さんも、やっぱり大きな病院に行くと、

たくさん薬局さんも周りにあるから、自分の好きなところに大体行くのだというふうに思いますが、たまたまそこが混んでいたりなんかすると、違うところへ行ってみたりなんかすると、忘れたりなんかすると、後発品をもらっていたのにまた新薬に戻ってみたり、そういうこともあるのです。ですから、それについては仕方ないことだとというふうに思うのですが、いつその後発品が出たか、そういうふうなあれというのは薬局でないとわからないと思うのですけれども、そういう指導というか、お願いもしているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えいたします。

町のほうでは、その後発品がいつ出たとかという把握をしてございませんので、薬局さんのほうにそういったお願いといいましょうか、するということはしておりません。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ですから、前のときにもご答弁いただいたときも、薬局さんにも協力をいただいてやっていただくということは、やっぱり患者自身が忘れていたとしても、そういう対応がこれから必要になってくると思いますので、まだまだ後発品というのは少ないというふうに思いますけれども、やはりこれからどんどん出てくると思います。

そういう中においてあれなのです、私も２カ月に１遍もらう薬なんかだって、知らないでいると1,800円も差があるのです。２カ月に１回もらうだけであっても。簡単な薬ですけれども、でも、この１種類のほうはジェネリック、１種類については新薬のほうですから、これが逆に両方後発品になってくれば約5,000円ぐらいになるのではないかな。そういうふうなことを計算をすると、やはりこの何ていうか、節約効果というのは非常に大きいと思うので、患者さんが嫌だと言えばしようがないことかもしれませんけれども、自分の負担のほかにも町の負担が、私は３割ですけれども、７割もあるわけなので、そこのとこをよく理解していくために、患者さんにお願いするのではなくて、患者さんについては行政からいっぱいやっていただいているので、そうではなくて薬局のほうもさらに注意をしていただきたいということをお願いしたい

というふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　お答えいたします。

先ほどお答えをさせていただきました中に、被保険者証等の更新時に、これは国保の被保険者の方にお送りしている医薬品の希望カードですけれども、こちらが後期高齢者の方です。こういったものを同封しまして、こちらを切り取っていただいてカードとして使っていただくのですけれども、それを来年度からは国保の方につきましては、これはまだ見本で確定はしておりませんが、こんな形の小さいもので、これがここに８枚ほどあるのですけれども、張れるシールになっているのですが、これを保険証に張っていただいて使っていただくと、そうすれば希望カードを忘れるということもなくご利用いただけるかなと思います。

それでまた、薬局ですとか医療機関のお願いについては、前にこの希望カードを一番早目に町が送り出したのが平成21年度でございました。そのときに、医療機関、それから薬局さん等については、町からの文書で、こういったものを持っていった患者さんにつきましては、ぜひそのジェネリック医薬品があるものについてはそれを勧めていただくようにお願いしますというような依頼といいましょうか、通知を差し上げてあります。その後については特にしていないのですが、やはり患者さんが希望していただくというのが一番だというふうに思っていますので。

また、今後そういった機会がありましたら、ぜひ医療機関等につきましてもまたお願いをするということはできると思いますので、やりたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　答弁書の中にも、行政のやっていることがたくさん、こういうものについて、また利用差額の通知書というのも委託をして、９月と３月に該当する方には送られているということですから、これは啓発というか、患者さんに対する啓発を行政のほうでは、先ほども言いましたですけれども、たくさんなさっている。患者も被保険者もそれについて十分理解していただいて、それでなおかつ、医師並びに薬局のほうでジェネリックに対して理解をさらにしていただかないと、いい効果と

いうのは出てこないと思いますので、ぜひそちらのほうについても、これからぜひ推奨といいますかお願いをしていただければいいのではないかなというふうに思いますので、さらなるお願いをして、充実したこの事業が、事業というかジェネリックの使用ができますようにお願いをしたいというところです。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　どうもご苦労様でした。

◇　畠　山　美　幸　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号３番、議席番号６番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項１の地方創生戦略の推進についてからです。どうぞ。

〔６番　畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○６番（畠山美幸議員）　議長のご指名がございましたので、通告書に基づいて一般質問を行いたいと思います。議席番号６番、畠山美幸です。

本日は、３つの大項目に沿って質問をさせていただきます。

１番、地方創生戦略の推進について。我が国の人口は減少局面に入っています。また、若者の地方からの流出と東京圏への一極集中が進み、首都圏への人口の集中度は諸外国に比べて圧倒的に高くなっています。このままでは人口減少を契機に、消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状態に陥ってしまいます。町民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備、地域における社会生活、インフラの維持、地域における雇用創出、国と地方自治体の連携などが基本理念として掲げられています。それで、伺います。

（１）、まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための人材の確保について、どのように考えていますか。

（２）、周辺市町村との連携のあり方について。

（３）、地方移住の推進についての現状と今後について。

（４）、結婚、出産、子育て、教育の環境整備の現状と今後について。

（５）、企業誘致への取り組みについて。

以上です。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（５）の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、質問項目１の小項目（１）についてお答えをさせていただきます。

議員ご質問のとおり、国を挙げての地方創生の取り組みが本格的にスタートいたしました。町といたしましても全力を挙げてこれに取り組む考えでございます。具体的な今後のスケジュールとしては、昨年12月に国がまとめた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、平成27年度中に嵐山町の人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、またこれを踏まえて今後５カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を策定することとなります。

そこで、（１）のご質問の人材の確保についてでございますが、まず役場内部の体制といたしましては、全庁的な推進を図るために、町長を本部長とし、副町長、教育長及び関係課局長で組織する嵐山町まち・ひと・しごと創生推進本部を２月19日に設置いたしました。さらに、必要に応じてプロジェクトチーム及びワーキンググループを設置し、情報共有を図りつつ、全課の総力を結集して取り組んでいきたいと考えております。

また、国では、意欲ある各省庁職員を相談窓口として専任する地方創生コンシェルジュ制度を創設し、人的支援を行うこととしておりますが、本町でもこれを要望し、活用を図りたいと考えております。

さらに、地方版総合戦略の策定に当たっては、例えば住民代表や産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、メディアなど、いわゆる「産・官・学・金・労・言」で構成する推進組織で審議するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要であるとされております。本町におきましても、今後本町に関係する各種企業や団体等に協力をお願いしていきたいと考えております。

続きまして、（２）の質問についてお答えをさせていただきます。国の総合戦略では、地域間の連携・推進としては、国は、経済成長の牽引などの機能を有する連携中枢都市圏の形成促進、地域連携による経済・生活圏の形成を推進し、各地方公共団体は、こうした地域連携施策を活用しつつ、広域連携を積極的に進めることとしております。また、現状分析もその連携エリア単位で行い、抽出された課題を各地方公共団

体の地方版総合戦略に順次反映させていくよう求められております。さらに、都道府県は、市町村レベルの地域課題をみずからの地方版総合戦略にも反映させ、市町村と連携をとり地方創生を進めるとして、自治体単位にとらわれず、地方を主体とした枠組みの構築に取り組んでいく必要があるとしております。

埼玉県ではこれを踏まえまして、各地域振興センター管内の市町村職員と県職員で構成する地域の未来を考える政策プロジェクト会議を設置いたしました。川越比企地域振興センター東松山事務所管内におきましては、去る２月10日に比企地域の未来を考える政策プロジェクト会議が開催されたところでございます。県はこのプロジェクト会議の検討を踏まえ、今後、県が策定する総合戦略において、県と市町村が連携して地域の課題に対応する施策を盛り込んでいく予定とのことでございます。

本町といたしましてもこうした機会を有効に活用し、近隣市町村との連携が必要と思われる分野につきましては、情報共有や協議を積極的に進め対応していきたいと考えております。

続きまして、（３）についてお答えをさせていただきます。国の長期ビジョンでは、東京圏への人口の集中が日本全体の人口減少に結びついているという人口問題に対する基本的認識を示しておりまして、今後の基本的視点の一つとして、東京一極集中の是正を挙げております。国の総合戦略のアクションプランにおいては、若者、人材等の還流及び育成・定着支援やプロフェッショナル人材の地方環流などに関する施策を示しております。地方移住を推進するためには、国の総合戦略の基本的な考え方のまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に示されていますとおり、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支えるまちに活力を取り戻すため、地域の特性を生かした取り組みが必要であると考えております。

本町での現状の取り組みといたしましては、企業誘致条例を制定し企業誘致の促進を図り、産業の振興や雇用機会の拡大を進めております。また、新たな住民の転入を進めるために、転入奨励事業を始めたところでございます。今後、町の総合戦略を策定していく中で、関係する企業・団体等をはじめ、さまざまな分野の方からご意見を伺い、またご協力をいただきながら、移住並びに定住の促進につながる施策を構築していきたいと考えております。

続きまして、小項目（４）についてお答えをさせていただきます。国の長期ビジョンでは、今後の基本的視点として、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現する

ことを挙げております。人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚、出産、子育てをすることができる社会経済環境を実現するとしております。これを受けまして、国の総合戦略では、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることを基本目標の一つとして掲げ、その実現のためのアクションプランとしては、若い世代の経済的安定、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援、子ども・子育て支援の充実、仕事と生活の調和の実現を挙げております。

本町におきましては、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から５カ年を計画期間とする、子ども・子育て支援事業計画をこのたび策定いたしました。この計画を推進しつつ、さらに国の総合戦略を勘案して作成する町の総合戦略に、結婚、出産、子育て、教育について、まち・ひと・しごと創生につながる環境整備等を含め、施策を検討してまいりたいと考えております。

最後に、質問項目（５）についてお答えをさせていただきます。

小項目（３）でお答えをしましたとおり、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を進めるためには、その好循環を支える町に活力を取り戻すことが重要であり、そのためには地域における仕事の創出が必要であります。国の総合戦略のアクションプランでも、地方に仕事をつくり安心して働けるようにすることを目標に、地域経済、雇用戦略の企画、実施体制の整備、地域産業の競争力の強化、地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策、ＩＣＴ等の利活用による地域の活性化などのプランが示されております。

今後、町の総合戦略につきましても、このようなプランを念頭に置きまして検討を進めることになることとなります。しかしながら、企業誘致をはじめ、地域における仕事の創出は町だけの対応では限界があることから、進める上におきましては、国や県の行う施策を十分に見極めながら進めることが必要であると考えております。企業誘致についても、町の企業誘致条例の成果も踏まえ、本町において有効と考えられる施策につきましては、可能な限り積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　（１）番から再質問をさせていただきます。

人が主役の地域社会へ、いよいよ各地で地方創生への取り組みが本格的にスタートします。各自治体は、2015年度中に独自の政策と数値目標を盛り込んだ地方版総合戦

略を策定することになっていますということで、（１）番では人のことを伺いました。そういったところで今の答弁の中に、地方創生コンシェルジュ制度を活用するという内容がございました。また、内閣府地域活性化推進室のホームページからは、地方創生人材支援制度というものも載っていたのですけれども、まずこの地方創生人材支援制度と地方創生コンシェルジュ制度の違いをお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えをさせていただきます。

国では、この総合戦略を進める上で、まずは縦割りの弊害を除くということで、横のつながりを大事にした、やはり国の体制においても、そういった縦割りを除いた形での総合的な支援を行うということにしておりまして、今議員さんご質問のとおり、地方版の総合戦略を作成していくためには、やはり国としての人的な支援を行うということで、総合戦略の中に定められております。

そして、今お話がありました２つの違いでございます。１点目は、お答えの中でもさせていただきましたが、いわゆるコンシェルジュ制度、これは一つの基本的な考えとして、国が総合戦略に基づいて当該地域に、当該の地域と、例えば埼玉県であるとか嵐山町ということですね、そういったところに思い入れのある愛着を持っている職員、国の職員、そういった方に手を挙げていただいて、地方版の総合戦略についてその相談に応じるというような制度を設けました。埼玉県の中でも30幾つだったと思うのですけれども、市町村が手を挙げまして、嵐山町もそういった支援体制を望むということでさせていただきました。

このたび国から通知といいましょうか、ございまして、全体では、17の府省庁、871名の国の職員がコンシェルジュとして手を挙げたということで登録がされました。その中で、埼玉県には37名の方が手を挙げられたということで通知が参りました。この方たちについては、地域創生推進室の方が５名、あるいは警察庁ですとか金融庁ですとかそれぞれの各経済産業省ですとか、そういったところの職員が全体で37名。こういった方たちが今後、電話ですね、基本的には電話によって、どこの省庁がこの地方版の総合戦略の担当になるのかわからないというような場合について、その適切な省庁を紹介していただいたり、あるいはその担当の省庁の職員であれば、具体的な相談に乗っていただけるということになっております。これがコンシェルジュ制度。

それから、もう一点の人材の支援制度としてお話をいただきましたものについては、直接的に各市町村に、副町長クラスということでございますが、国からの人的な支援を求める場合にはそこに派遣しますよというのが、そちらのもう一つの制度ということになっております。嵐山町では、そちらのほうの制度については、クラス的に副町長クラスの方を望めばということでございましたので、今回については一応そちらのほうの要望は出しておらないということでございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　はい、わかりました。コンシェルジュ制度には37名の方が登録をしていて、５名の方が地域活性化推進室のところにいらっしゃる方がいるということですけれども、相談して、では例えばこれから嵐山町でいろんな計画を立てていくわけですけれども、例えば「学生さんを使ったようなことをするためにはどういうふうにしたらいいですか」と言ったときに、このコンシェルジュ制度のところに連絡をすれば、「じゃあ、窓口はここです」ということで、文科省とか何かそちらのほうにつなげるというような形なのか、また再度確認したいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　基本的にはそのような形になろうかと思います。

最初の、実はこのコンシェルジュの説明というか、手を挙げてくれと言ったときには、実はもう少し町では具体的な嵐山町担当というような形で、そのコンシェルジュの方がついていただけるのかなというふうに、実は期待をしておりました。しかしながら、今回県から改めて来た名簿、それによりますと、37名の方が埼玉県の担当ということになっておりまして、嵐山町独自の担当者というような決め方ではないという感じでございます。

そういったことで、今議員ご質問のとおり、こういったことについての相談はどこにしたらいいのかと、どこに相談をかけたらいいのかということについて、直接文科省の担当者の方もいらっしゃいますので、そこに、これは文科省管轄だなといえばその方に連絡をすればいいのですが、ちょっとどこの部署かわからないということについては、基本的には地方創生室です。こちらの担当のほうに連絡をいただきたいということになっておりますので、そこからご紹介がいただけるというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　２番のほうに移るのですけれども、２番のほうに移る前に、今回、嵐山まもり隊という新規事業が入っておりましたけれども、この嵐山まもり隊というものも、この人材確保という意味では、何かそういう活用、何か嵐山町でこういうことに頑張ってほしいというような、何かそういう内容になっているものなのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　嵐山まもり隊、今回当初予算の中で計上させていただいています。嵐山まもり隊自体は、基本的には嵐山町を愛する人たち、そして嵐山町の地域をよくしたい、嵐山町全体をよくしたいという、そういう意識を持って活動されている、しかもそれも団体的な行動ではなくてやられている方たち、やっていただいている方たち、そういった方たちの意識の高揚といいましょうか、啓発を図るということを目的にしておりますので、直接的にその方たちに何らかの総合戦略の役割を担っていただくというふうには考えておりませんが、しかしながら、今議員さんご質問の中にもちょっとありましたが、この地方版の総合戦略を作成していく上では、まずは地域の活力を上げるということにあっては、町民の皆様方の意識というものが非常に重要になってまいります。この嵐山町をどのようにしていきたいのか、自分たちは、例えば、町民一人一人はどのようにかかわってその事業戦略をやっていくのかという意識を持っていただく。というのは、地域の活性化というのは、嵐山町の活性化だけではなくて、それを構成するそれぞれの地域が活性化につながらなければ、やはり一体的な総合戦略は練られないということになりますので、その辺ではいろんな角度でご意見ですとか、ご活躍をいただきたいというふうに思いますし、そういった方たちの力も当然、今後発揮していただけるように総合戦略の中に位置づけていければよろしいのではないかなと考えております。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　それでは、（２）のほうに移らせていただきまして、（２）は周辺市町村との連携ということで、先ほどの答弁の中に、地域連携施策地方版総合戦略地域の未来を考える政策プロジェクト会議というものを設置するのだという答弁がございました。

やはり、嵐山町だけでこの地方創生をやろうと思っていても、なかなか大変なことがあるなと思います。そういった中で、やはり広域の連携が必要なのでなないかなと思うわけなのですけれども。例えば、今回、東秩父村、小川町では細川紙のユネスコ文化遺産に登録をされましたし、また、吉見町ではおいしいイチゴがとれるというイチゴのブランドがありますし、また、東松山では、この間親戚が集まったときは、やはり東松山の焼き鳥が食べたいとそういう話もありますし、それでまた、川島町は何があるかなと思ったのですけれども、田園風景しか思い浮かばなかったのですが、すったてうどんというおいしいうどんがあるなとか、また嵐山町におきましては辛モツ焼きそばはもちろんのこと、バーベキュー場がありますし、また国立のヌエックもあるというところで、その地域が一つにまとまってやっていったら、もうどこにも負けないというぐらいのものをつくれるのではないかなと思ったわけです。東松山には大学もありますので、そういうところで学んでいる学生を取り込むことも、こちらに持ってくることもできるのかなとか、いろいろとそういうふうに考えました。

そういった中で、「地域情報化大賞表彰事例一覧」というものが、こういう地方創生をやって表彰を受けているところがあるわけなのですけれども、特別賞の中に、「地域の埋もれた魅力を浮上させる青森県観光モデル」というものがありました。ちょっといろいろな自治体があるのですけれども、嵐山に近いかなというところをちょっとチョイスしてみたのですけれども、「自治体の保有する観光情報、住民からの旬な情報等、官民の地域情報資源を観光クラウドとして集結し、地域のさまざまな観光情報サービスとの連携によりきめ細やかな観光情報を提供。また、周遊計画を旅行者が手軽に作成できる「Ｍｙルートガイド」を観光サイトで共同利用するなど、個人旅行者への着地での情報支援体制を整備。その結果、県内の観光客の滞在時間や観光消費額の増加に寄与」ということで、これまさしく、今私がお話ししたようなことかなと思いました。

また、石巻市におけるＧＩＳ、ＡＲ技術を利用した「防災まちあるき」というものも表彰されております。これは、行政や地域団体、住民と連携して、ＧＩＳというものはアプリなのですけれども、これを取り込んでおきますと、今自分のいるマップが出て、ここの地域にはどういうお店があるよというのが全部出ます。ＡＲ技術といいますのは、これもアプリなのですけれども、観光用の写真がありますね、その写真をスマートフォンでスキャンしますと、その写真以外に人が出てきたり、いろんな別の

もの、３Ｄの映像になるのですけれども、そこに出てきた人がここの写真のものを説明します、どういう内容なのだって、ちょっとうまく説明できないので、今日一応、地域支援課長、町長、副町長にはそれをごらんになっていただきました。そういうようなアプリもございます。それを、技術を活用して、現在・過去・未来を伝える石巻津波伝承ＡＲアプリを開発・公開し、本アプリを活用してガイドが同伴する「防災まちあるき」プログラムを提供。ですから、その写真のところにガイドさんが、スマートフォンを通すことによってガイドさんが出てくるということなのです。その結果、1,500以上のダウンロード数を実現し、833名のプログラム体験者からの高い評価を得るなど、災害からの教訓を伝える効果的な活動として機能し、震災伝承・情報発信ツールとして他地域にも展開しているという、そういうものがあります。

そういうことなのですけれども、そういう活用を考えていかれるのはいかかでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えをさせていただきますが、今議員さん、一つのこの観光モデルとしてのアプリを活用したような地域連携、こういったものも紹介いただきました。私も先ほど、午前中ちょっと見せていただいて、こんなに進んでいるのかとまあびっくりしたわけでございますが、まずはこの地域連携ということに関しては、先ほどの第１回目の答弁でもさせていただきましたが、国の今回の総合戦略のアクションプランの中でも重要な位置づけとされております。と申しますのは、まずその中で具体的な事例としては、広域観光周遊ルートの形成、これを目指すというふうにしています。これはまさに議員さんが今おっしゃられたようなことでございまして、嵐山町には嵐山町の、そして小川町には小川町の、東秩父には東秩父の、それぞれ関係するいわゆる一つの比企広域ということを考えれば、その中にさまざまな観光資源がある。しかしながら、今のその観光資源の活用の仕方というのは、嵐山町だけである資源を売り出そうとすれば、日帰り圏ということで、日帰りのお客さんは呼べるかもしれないけれども、１泊泊まっていただくためにはどうしたらいいかということになるわけでございます。それは嵐山も、小川も、それぞれの市町村が抱える一つの課題、これを観光周遊ルートという形で、広域的な観光資源を生かしたようなルートを作成してそれをＰＲしていく、そうすると日帰りのお客様に２日間にわたって１泊この比

企管内に泊まっていただいて、２日間あるいは３日間にわたって、そして嵐山町に滞在をしていただくということは、嵐山だけではなく比企、この地方のよさを知っていただくということにもつながる。

さらには、これに対して例えば観光産業、いわゆる宿泊施設ですとか、観光産業の振興にもつながる。若者の、いわゆる雇用創出にもつながるということになるわけでございまして、単独の市町村だけではできないことは、広域的なもので取り組むのだというのは重要な課題だというふうに考えております。

そして、既に嵐山町では、この比企広域管内として何度かご質問にもいただきましたが、比企元気アップ実行委員会というのをつくっております。これは、埼玉県、県の振興センターも含めて、この比企広域の８市町村と東秩父村が入った、９つの市町村で構成し、県が入った組織でございます。これが今、取り組んでおりますのが、まさに今議員さんのご質問いただきましたような、この25年度から３年間は比企地域の誘致、それからＰＲ戦略というのを取り組んでおります。基本的には、サイクリストの方たちをターゲットにした取り組みをしておりますが、この中には、具体的には経営戦略の講話だとかそういったものも入っておりまして、今は、その職員ですね、企画担当の職員と観光担当の職員、そして観光協会の方々、こういった方々に入っていただいたこの組織ができております。これをさらに、今後の地方版の総合戦略の中に周遊の観光周遊ルート、こういったものを作成していく、その中でいかに仕事を創出していくか、そういったものを戦略の中に取り組んでいくということは非常に重要なことだというふうに考えております。

さらに言わせていただければ、広域連携という中では観光だけではなくて企業誘致もそうでしょうし、またある意味では、いわゆる交通弱者対策という、その足の確保ということでも広域的な連携というのが取り組める可能性はあるのではないか、またそういったことを検討すべきなのではないかというふうにも考えております。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　本当に、今課長がおっしゃったとおりでございます。交通の件に関しましては、やはり、今回、路線バスが廃止になってしまうということもありますけれども、嵐山町は、今ときがわとも連携して運行はしておりますけれども、これを今度、東松山方面ですとか小川方面とか、何かいろいろなそういう広域で、またそういう交通網を考えてくれるのも手なのかなと思いますので、ぜひこの地域の未来

を考える政策プロジェクト会議、元気アップ会議でしたっけ、それを成功させていただいて、いいまちづくりを全体で考えていただきたいと思います。

次に、（３）に移りたいと思います。

地方移住の推進についてという内容なのですけれども、農業体験とかよくお話に出ますけれども、これが福島県の喜多方市のちょっと新聞の記事にございましたので、福島県喜多方市は春から秋にかけて観光客に農家へ泊まって、その土地ならではの暮らしを体験してもらうグリーンツーリズムに力を入れてきました。同市の売りはサポートセンターを開設し、観光客向けの情報提供や仲介を一元的に行っている。②としては田植え、稲刈り、野菜づくりのほか、そば打ち、竹細工、化石発掘体験などの豊富な体験メニューをそろえているなど、市を挙げて受け入れ態勢を整え、現在は農家150軒が体験メニューを提供し、同41軒に泊まれるようになっています。年間約１万5,000人にまでふえたグリーンツーリズムによる観光客が東日本大震災直後の11年度には約6,000人にまで落ち込んでしまったと、特に約9,000人が訪れていた小中学生は1,000人を切るまでになってしまったということがありましたけれども、首都圏を中心に約300校に出向きＰＲなどを重ねていたら、以前ぐらいの人数がもう戻ってきたよというようなＰＲ、働きかけがあったということが書いてあるのですけれども、これを読んだときに、以前ちょっと、農業に詳しい大野さんにそういうことを言ったら、なかなか農家で家に泊めさせてやるというのは、今なかなか厳しいのだよという、そう話を伺いました。

やはり、福島から比べるとこちらのほうが都会ですから、ですのでやはりよそ様をうちに泊めるというのは非常にちょっとネックがあるかなと思ったのですけれども、たまたま今高校２年生の息子が修学旅行で、三重県だったか、和歌山県だったかに行きました。そうしましたら、学校で提携している個人のお宅があるのですけれども、うちの息子が泊まったところは、おばあさんがおひとり暮らし、年齢を聞いたら大体70から75ぐらいのおばあさんだったという、それで、そちらのお宅に高校生が、男ばっかりですけれども、６人、そちらのおばあさんのお宅で朝、昼、晩、昼は外に出ていたのかな、朝食を食べさせてもらって、また修学旅行だからどこかへ出かけて、またそこのおうちに戻ってきて、そこのお宅に住まわせてもらったというか泊まらせていただいたというような話を聞きました。それというのはおばあさんにとっても、そういう若い子たちが泊まりに来ると思うと、日ごろから掃除もしなければいけないし

部屋を整えておかなければいけないから、あと食事もつくらなければいけないというのは、すごくそのひとり暮らしのおばあさんにとっては楽しみなことなのかなと思ったのです。

やはり、家族がいるところのお宅を貸してくれというのは、なかなか厳しいのですけれども、そういうひとり暮らしとか、そういうまだ元気のあるひとり暮らしのお宅ですと、やはり２階があいているとか、そういうこともあり得るのかなと思ったのです。空き家の活用とかというのもありますけれども、例えばそういうことをしたことによって農家のお手伝いをした、提供してもいいよというそういうお宅がある、そこに泊まらせてもらって、また次の日も農業をやるというようなそういう仕組みをつくってもいいのかなと思ったのですけれども、町長、どのように思われますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

今お話聞いて、それでひとり暮らしのご高齢の方のところに若い人たちが泊まっている。その相手が高齢者の人で対応ができるかよというような話になって、できないということになってしまうと話ここで終わってしまうのです。だけれども、今、国が目指している地方創生というのはそうではなくて、できないできないと言っていたことが、何か知恵を絞って、あるいは方向を変えたり違った取り口でできるようにならないかというのが今度の創生だと思うのです。

ですから、今のままこう聞いてこういうふうにするというのは難しいよというようなものを、どういう取り口でどういうふうにやっていったらできるのかということだ思うのですよ。

今実際問題、難しいというほうの意見とすると、私の長男のところなんかでは、その隣組の組長さんの受け手がないという状況になってしまったのです。私はひとり暮らしだけれども、組から抜けさせてもらうと、だから自分のところは自分でやりますというようなことになってくる、というようなのことの高齢者のところだと、とても都会のとかというような状況にはならないわけです。だから、元気もりもりのお年寄りのところではないと、こういうような対応できないわけだけれども、そういうところはないわけですから、どうにか何かできないかというのは今度の創生だと思うのです。

それで、今言った、地域の連携というのも国の大きな方向なのですね。それで、これに何で力を入れるかというと、地域の連携をしないと今のお年寄りと同じように１人のところでは、１つの町、村、市ではできないような状況に陥ってしまっているところがあるわけです。ですから、実際に、そこのところでも連携をして、それでこの山一帯で何かをやるというような形の取り組みをしないとできないぞというので、そういう方向に来ているわけですので、できないと言ってしまえば簡単なのだけれども、できるのではないか、どうにかやろうではないかという、その取り組みが一番大切なことなのだなと思います。ただ、今、具体的にどうだどうだと言われてもちょっとわからないのですが。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今、ちょっと、年齢が70から75と言いましたけれども、おひとり暮らしはもうちょっと早くからおひとり暮らしの方もいるかもしれませんので、そういうことを、また、やるのもいいのではないのかなという、一応ご意見です。

それと、あと、今、企業向けというか、ただいま2,000万円の寄附で介護資格とか看護資格を取っていただくというのは、昨年、補正予算だったか、予算だったかとりましたですよね。この介護資格を取った、看護資格を取った、そうしましたら比企管内でと、嵐山町に限らず、たしか比企管内ということでお話ししていたと思うのですけれども、そうやって仕事をしていただく支援を嵐山町はもういち早くやっていただいて、これはすごいいいことだなと思いました。

ですので、先ほども言いましたけれども、比企管内ですと、先ほど言った大東文化大学、ここだと東松山に大学があります。そういうところの生徒さんで、嵐山町に、では何の仕事があるかなと思うとあれなのですけれども、何か資格を取らせてあげて、そこの大東文化に来ている生徒さんが、ではこちらの嵐山町の中の企業に就職できるとか、何かそういうことも考えていくのも手なのかなと。

嵐山町では、この間の2,000万の中では看護資格と介護資格だと思いましたけれども、一応、ちょっと私も何の仕事というのが、今ぱっとは思い浮かばないのですけれども、嵐山町でこういう人が欲しいのだ、こういう資格がある人がいたらいいなとか、そういうのがあったらぜひ大学とかにＰＲに行っていただいて、ぜひ嵐山町ではこういう資格を取らせてあげるかわりに、嵐山町に来ないかという、そういうことをアクションしてもいいのではないかなと思ったのですけれども、この点に関しても、すぐ

すぐ「はい、そうですね」とはならないと思いますけれども、そういう考えもどうでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　まさに今そういうことだと思うのですよ。それで、施政方針でも述べさせていただきましたけれども、ありとあらゆることが必要だと、それはだから、嵐山町の資源としてあるものを、自然をはじめとしていろんな工場もあるし、人もいるし、いろんな資源もそうですけれども、方法、ノウハウというのは、ありとあらゆる、何でもかんでも全部振り絞ってやって、つくって方向を決めて、それでみんなで力を合わせる。こういうことを国も言っているのだと思うのですね。ですから、それらに呼応して、今やる時期だというふうに施政方針でも話をさせていただきましたけれども、まさに今そういう時期だと思うのです。やるのはいつですか、今でしょうと、こういうことだと思うのです。おっしゃるとおりだと思います。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひ、いろんなそういう知恵を絞って、やっていただきたいと思います。

（４）のほうに移らせていただきます。

○青柳賢治議長　一般質問の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

○６番（畠山美幸議員）　わかりました。

○青柳賢治議長　再開の時間を２時40分とさせていただきます。

休　　憩　午後　２時２８分

再　　開　午後　２時４０分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山美幸議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項１の（４）から再質問です。どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　（４）に移らせていただきます。

結婚・出産・子育て・教育の環境整備というところなのですけれども、結婚に関しましては、今商工会でもいろいろ取り組みをやっていただいているところではございますけれども、これも私もいろいろ考えてはみたのですけれども、いい案が浮かばな

く、比企広域にお任せをして、やはり比企広域の大きな枠で考えていくしかないのかなと思いましたので、そういう方向でぜひこの結婚の関係もさっきの会議のほうで検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、子育ての関係ですけれども、日本版ネウボラということで、東京都文京区ではフィンランドの母子支援制度をモデルにした文京区版ネウボラ事業を15年度からスタートさせます。妊娠、出産期から育児期までの子育ての支援策を充実させ、総合的な相談や支援体制をワンストップで対応するものです、ということで、こういうものを始めるということなのですね。

今回、予算の中で、子ども・子育ての議案の説明のときに、課長のほうから子育てコンシェルジュのお話が出ました。役場に１人置くというお話でしたけれども、その内容をちょっとお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

今考えている方でございますけれども、もちろん、ご自分でも子育てをされている方、それから保育園の経験をお持ちの方、それから資格とすると、保育士資格、幼稚園教諭をお持ちの方で、週４日役場の私どものほうの窓口のところに勤務していただいて、それらの業務を行っていただきたいと、このようには考えております。

なお、この方につきましては育児支援、保育園でも育児支援を担当されていた方ということで、知識、経験とも十分な方かなと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　畠田美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今、役場の多分こども課にいらっしゃってくれるのかな、週４回というお話ですけれども、では、例えばここでちょっと子供のことでご相談したいことがありますといったときには、お部屋はどこでお話しされるご予定でしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

相談の内容にもよるのでしょうけれども、相談室等もございますので、場合によってはそちらで、ちょっとしたご相談であれば窓口でもいいのかなと、このようには考

えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　先ほどお話ししました日本版ネウボラですけれども、こちらですと、いらっしゃる場所が保健センターみたいなところとか、「同事業では区内に２カ所ある保健サービスセンターに母子保健コーディネーターを配備。妊産婦や家族のニーズを踏まえ、医療機関などの関係機関と連携して必要な情報やサービスを提供します」というふうに書いてあります。やはり、保健サービスセンターというのがちょっとここでどういう場所なのか私もわからないのだけれども、イメージ的にはここでいうところの保健センターなのかなと思ったのですけれども、そちらにその方を置くというお考えはないのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

私どもの業務とすると、子育て支援ということで今考えておりまして、病気とか子育ての発達とか、そういったものについては健康いきいき課のほうで所管しているのかなと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　そうしますと、コンシェルジュさんは、ここでうたっているようなお仕事をする方とはまた別の方という考え方でよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えいたさせていただきます。

医学的なものというよりも、私どものほうで今考えているのは子育て支援ということでございまして、その年齢とかに悩みのお母さん等の相談に乗りながら、こういったケースにはこういったところをご紹介をさせていただくとか、県の機関とかいろいろありますから、今、そのご相談に合わせた案内もできるかと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　そうですか。では、私の考えていたものとはちょっと違うのかなと思うのですけれども、こちらに書いてある嵐山町のコンシェルジュとは違って、このネウボラというものは、既に行っている妊婦体操や育児実習ができる両親学級、産後セルフケア教室の実施回数を拡充、沐浴、母乳指導を行う母乳相談事業などをはじめ、１歳７カ月の子供がいる同区のお母さんがインターネットで子育て情報を入手することが多いが、どの情報が正確なのかわからないときもある。そうしたときに、１カ所こういうところに来ていろんな相談ができるという体制づくりができていて心強いわというちょっとご意見があったのですけれども、こういうような内容もやっていただけるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

基本的には、ご相談の内容によって健康いきいき課の担当職員のほうにご案内する場合もあるでしょうし、ただ、そこで体操とか、私どものほうのコンシェルジュで体操とか教室とかというのは今のところ考えておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　畠山議員、ちょっと申し上げます。当初予算にもかかわっております。さらに、後日特別委員会において審議が予定されておりますので、その点を踏まえてご質問をお願いいたします。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　わかりました。

そうしましたら、１人置いていただけるということは聞いていますけれども、ではそれは審議のときにまたよく聞きたいと思います。

あと、教育の面なのですけれども、熊本県の高森町教育委員会では、教育の情報化を基盤とした誇りと夢と元気を生み出す人づくり、まちづくりということで、「全小中学校の普通教室に電子黒板とデジタル教科書を整備し、生徒１人にタブレットＰＣ１台で、日常的にＩＣＴを活用した授業に取り組める環境を実現。また光通信網の全戸敷設によりテレビ会議システムの常用が容易になり、小学校英語等での遠隔授業や教職員研修等でのテレビ会議の活用を推進。その結果、学校と家庭、地域が連携を深

めながら教育情報化を通じた町の活性化を実現」ということが書いてありまして、これも当初予算にかかってしまいますので、今回嵐山町もＩＣＴ、電子黒板を導入するということもありましたけれども、またこれは審議のときにお伺いしたいと思います。そういうものを活用して教育も活性化していくべきということがうたってありました。

それでは、（５）のほうに移らさせていただきます。（５）は企業誘致ということですけれども、埼玉県のホームページを開きますと、埼玉県企業立地ガイドというものが、三十何ページだったでしょうか、載っておりました。その中に、埼玉県の企業立地優遇制度ということで、県内市町村の企業立地優遇制度というものがもう一覧になってばんと載っています。その中に嵐山町が載っているわけですけれども、嵐山町は比企管内では頑張っているほうだなと思うぐらい項目が、この比企管内ではですよ、項目が多く載っております。本当に場所的にも関越の嵐山小川インターからも近く、また今、誘致する場所もちゃんともうできておりますけれども、それをやってからどうでしょうか。何か結果が出ていますでしょうか、お伺いしたいと思います。企業誘致やってから。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、企業誘致の関係でございますけれども、お答えをさせていただきます。

企業誘致の関係につきましては、平成26年度から私ども動いているわけでございますけれども、誘致条例に伴いまして企業さん２件ほどの申請をいただいたところでございます。そのほか、立地する場所に関しましても、今、関係部局との調整を図っているというところでございます。お願いいたします。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今、２件の申請があったというお話でしたけれども、この方々は今の場所的には川島のところをお望みでごらんになりに来ていらっしゃるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

企業誘致条例に関しますものについては、町内の２業者さんから、これは建て替えに伴うもの、それともう１社に関しましては増築に伴う申請をいただいております。川島地区というお話でございましたけれども、立地を予定している場所でございまして、今のところ、その地区に関する相談はございません。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　せっかくいい場所がありますけれども、なかなか企業さんが来ていただけないのが残念なので、国際展示場というところに１回行きましたときに、岩手県の企業誘致の方がお見えになっていて、うちも課長から資料をいただくときにいただいたこのかわいいらんまる君のこういうクリアファイルなどに、岩手県の企業誘致こういうところがありますよというので売り込みに来ていたのですよ。すごいなと思ったので、嵐山町は今までそういう、どこかに出向いて企業誘致の宣伝とかＰＲとかには行かれていたのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

企業誘致に絡んでＰＲというふうな内容かと思いますけれども、こちらに関しましては、今年度４月から始まりまして、まず広報紙に載せて、町内へのＰＲ、それと町のホームページのほうにも掲載させていただきまして、ＰＲをさせていただいたところでございます。

それと、あわせまして、４月、５月の間には花見台の工業会ですとか商工会の工業部会さんに直接出向きまして、説明をさせていただいております。よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今のお話ですと、ホームページだったら世界まで見られますけれども、広報紙とか町のホームページと、あと花見台の工業会ということは町内の方ということでございますね。そうしましたところですと、ちょっとやっぱりＰＲが少ないのかなと思います。でも、企業支援課、人数が少ないから大変だろうなとは思うのですけれども、町長、ぜひそういうところに出向いてＰＲするというのは、すごいよかったのですよ。岩手県、県で来ていたのかもしれないのですけれども、何か岩

手のお祭りのクリアファイルになっていて、企業誘致、ぜひ岩手に来てくださいとやっていたのですね。ああいうのを見たときに、全然、私、起業家でも何でもないですけれども、ああ、すごいなと思って、ではちょっとパンフレットだけと思ったりもしました。どうなのでしょうか。ぜひそういうところに派遣して、ＰＲしてくるというのは。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

県で企業誘致を出向いてやっている。埼玉県でもやっていると思うのですけれども、企業の誘致をする場所、工業団地ができました。このところはまだ全部あいています。これ、どうしましょうというときには、それこそ町を挙げても市を挙げても県を挙げてもやらなければいけないと思うのですけれども、現在嵐山町では企業さんに来ていただいても、希望する土地の広さのところの工業……企業が立地をする土地がなかなか見つからないというような小さな町なわけです。ですから、そういう中でどうその場所を確保していくかというので、施政方針でも述べさせてもらったように、川島地区の都市計画道路をどうにか整備をして、あそこのところにそれなりのものをつくっていこう。そういうふうにつくると、そこのところに来てくださいよと言えますけれども、ない状態だと、来てもらったらそのうち考えますというのだと、今企業は待ってもらえませんので、ちょっと先行投資というか、先を行くような形にもなりますけれども、嵐山町ではそういう方向にかじを切って、このところをやりますということに今やっているわけです。

ですので、なかなかこの成果というのが出てこないわけですけれども、嵐山町の中に盛んに話が出る埼玉県の中で大きな工場が寄居に、小川にホンダが来ます、人がいっぱい通りますということで、嵐山町も何かしなくてはということで、看板を立てたり、駅のところを改修をしてそういうような方向をつくったりということで、何かその道をつくる段取りをやっているし、看板については、人、企業を温かくお迎えをしますという看板もつくりまして立てたところでございますので、さらに進んだ企業誘致に取り組むようにしていきたいというふうに思っております。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひぜひ頑張っていただきたいと思います。

次に、大項目の２に移らさせていただきます。

プレミアム商品券発行について、家計の支援と地域商店街の活性化へプレミアムつき商品券の発行のお考えについて伺います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　質問項目の２につきまして、お答えをさせていただきます。

地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、国は地域の消費喚起に向けた取り組みを支援することを閣議決定いたしました。

当町としましても、生活支援はもとより、地域経済の好循環による活性化をにらんだプレミアムつき商品券の発行を予定させていただいているところであります。

概要としましては、発行予定の総額は１億円、プレミアム分の30％と合わせますと、１億3,000万円の経済効果をもたらす商品券でございます。

内容になりますが、仮に１万円分の商品券を購入いただきますと、１万3,000円分の商品券をお渡しすることになります。

また、プレミアム率の30％の内訳でございますが、町が20％、県の上乗せ分の10％と合わせましての合計30％の予定率にさせていただいております。発行に関しましては、町の商工会での発行を予定しております。

より多くの町内商店、工事店等の参加をいただきまして、店舗のＰＲ、そして新規顧客の開拓にもつながるような町内商業の活性化、元気回復に少しでも役立てればと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　１億3,000万円ということで、金額がすごいなと思いました。前回が平成12年、13年で実施をされているわけですけれども、そのときが、たしか5,000万、5,000万で、両方合わせれば１億円だったのですけれども、まず、ではこの商品券ですけれども、どこで販売をされるのかお伺いをします。

〔何事か言う人あり〕

○６番（畠山美幸議員）　書いてあった。商工会でと書いてあるけれども、場所は商工会、どこで販売されるのでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

商品券はどこで販売をされるかというふうな内容かと思いますけれども、商工会さんのほうにこれは補助金として町のほうは考えておりまして、この後、販売場所等は決まってくるものと考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　畠山議員に申し上げます。この件も当初予算の審議予定に入っていますので、その辺を踏まえて、よろしくお願いします。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　わかりました。そういう細かい内容は、当初予算のほうでお伺いをすることにいたしますので……

〔何事か言う人あり〕

○６番（畠山美幸議員）　どこまで、どういうふうに質問したらいいのかわからないのですけれども、では使用範囲なのですけれども、使用範囲ではないや、店舗なのですけれども、前回12年、13年は155店舗、137店舗という協賛店がありました。今回、またここも細かいことになってしまうのかしら、店舗数はふやすお考えはあるのか、町内、町外合わせて使えるのかお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

加入される商店さんの関係かと思いますけれども、恐らく主には商工会員さんになられている方、それと、あわせて募集をかけるかと思います。これも、この後、正規に決まってくるものと考えておりますけれども、より多くの方に参加していただくということも目的としております。

それと、町内、町外というお話でございますけれども、あくまでもこのプレミアム商品券に関しましては町内で使える券というふうなことでございます。ただし、町外の方はお買い求めいただけるという券になるかと思います。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　はい、わかりました。

今回、路線バスが廃止で、買い物に行けない人とかも出ているわけなのですけれども、デマンドの除外になっている方も、さっき長島議員さんが質問されていましたけれども、75歳以上の無免許の方にしかデマンドの券はいただいておりません。それ以外の方で、町内に買い物には行きたい、せっかく商品券買ったのに買い物に行けないではないといったときに、足としてタクシーを使うというのが、今まで過去の資料をもらったやつを見るとタクシーというのはなかったのですけれども、副町長、タクシーを利用するというのはいかがなのでしょうね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　お答えをさせていただきたいと思います。

平成12年、13年のときは、商工会が中心となって地域の商業の活性化等を目的に発行したのですね。

今回は、大きく違うところというのは、国、県、それから市町村、これが連携して地域の冷え込んだ消費を喚起をすると、あわせて地域経済の活性化ということを大きな狙いとしているわけなのです。そうしますと、商工会の会員さんだけではなくて、その地域にある商工業者、サービス業者等々、地域を挙げてこの問題に取り組んでいくというふうなことでございまして、商品の取り扱いだけではなくて、各種のサービス、これも対象になるというふうに聞いております。したがって、タクシーも、例えば観光タクシーさんがこの事業者として手を挙げれば、仮にほかのタクシー会社も含めてですけれども、商工会に登録をして、この仲間に加わっていただいて、一緒にこの嵐山町の消費を喚起をし、嵐山町を元気にすると、そういうふうに使えるのではないかというふうに思っております。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひ使えるように、手を挙げていただくようにＰＲしてください。

それと、やはり今回この１億3,000万をただそのとき一過性で終わってしまうのではもったいないです。ですので、やっぱりこれが起爆剤になり、後にも続くようなものにも使えたほうがいいなと思ったので、例えば市民農園、町民農園というのかな、市ではないけれども、市民農園などのそういう農園を借りて耕していく、何か不動産はだめというようなことが書いてあったのですけれども、果たしてこの農園とかが不

動産に当たるのかどうなのかわからないのですが、やはり農業に親しんで、ずっと継続的にやっていってくれる町民がふえるということはやはりいいことだと思うので、これを起爆剤で、ぜひそういう市民農園なども借りられるようなというのはどうなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　市民農園もサービスの一環でございまして、不動産の賃貸、家賃やなんかの消費の喚起とまたちょっと異質なものですから、不動産は除かれるというふうなことになっておりますけれども、これはサービスの一環と見れば、市民農園の事業者さんに加わっていただいて、やはりこれもこの対象になるというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひタクシー、こういう市民農園、あと今ちょっと入っていたかどうかわからないのですけれども、今ご婦人たちが元気でいるためにフィットネスクラブみたいなところとか、あといろんな、何というのですか、踊りを踊るとか、そういう習い事なんかにもそれもサービスの一環で使えるのかどうなのか、そこも聞いておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　今までのお話から、何というのでしょうか、推測をするわけですけれども、これは商工会のほうで事業主体になってやっていただきますので、当然商工会がこれから決定をすることになると思いますけれども、やはりサービスにつながる事業でございますので、対象になるというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　嵐山町では、ありとあらゆるサービスを利用して、皆さんにこのお金を活用して元気にいていただくために、工夫してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで、島根県の記事になるのですけれども、これだけ30％も嵐山町頑張ってくださっているのですけれども、一応耳に入れておいていただきたいのが、市町村がプレミアムつき商品券を発行する際、18歳以下の子供さん３人、４人、５人と子供さんが

多子世帯、子供の多い世帯を対象に、１世帯当たり１万円程度を上乗せする支援を行いますという、島根県なのですけれども、子育て世帯の生活支援に同交付金の活用のお考えはというような記事があったのですけれども、嵐山町いかがお考えになりますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　このたびのこのプレミアムつき商品券、これは、国からの交付金を利用して行うわけですけれども、地域の消費の喚起生活支援型というものを使うわけなのです。

この交付金のほかに、地方創生先行型という交付金も来るのです。この中で今考えているのが、保育料の軽減措置、多子世帯の保育料の軽減措置を図ろうというふうに考えておりまして、このプレミアム商品券では多子世帯の援助については嵐山町は考えておりません。国から来る交付金を全てプレミアム分に充当し、これに係る事務費も町で全て負担をして、商工会にお願いをするというふうなことでございまして、来ているお金は全てプレミアムのほうに使わせていただいて、違う交付金を使って、今申し上げました保育料、多子世帯の保育料を援助しようということを今考えております。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　いろいろと考えていただいてありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、３番目に移りたいと思います。

まちかど健診について。買い物ついでに健康診断を受け、自分の健康状態を把握できるようにする取り組みが進められております。嵐山町では、大手スーパーなどに大型駐車場もあり、健診率アップにつながる。近年、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病が増加傾向にある中、健康診断の重要性が改めて指摘されております。お考えを伺います。

○青柳賢治議長　それでは答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、質問項目３につきましてお答えをいたします。

コンビニ等で買い物ついでに健康診査を気軽に受けられるという取り組みは、佐賀

市、尼崎市などで実施されたものが報道等で取り上げられております。その内容を見ますと、その場での当日受け付けではなく、事前の予約申し込みが必要であり、いわゆる集団健診を保健センター等ではなく、コンビニで実施しているものと思われます。それでも、より気軽に、また身近に健康診査を受けられる点で参考にすべき事例とは思いますが、人口46万人の尼崎市の例では、１回の受診は20人程度とのことであり、佐賀市の150人規模の受診の例は、コンビニといっても7,200平米の敷地内に診療所、老人ホーム、ドラッグストアを備える高齢者向け複合施設内での実施であります。

新たに集団検診を実施する場合、委託契約、委託費用をはじめ事前準備から事後処理までの事務量と費用を考慮し、嵐山町での受診見込み、費用対効果等を想定しつつ今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

また、実施する場所について、ご質問にありますようにまちかど健診を大手スーパーの駐車場等において実施する場合は、営業時間内で実施することとなり、その場合は企業等の承諾が大前提となりますので、具体的に実施を検討する場合は実施の意図、内容等について十分な説明を行い、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今はコンビニでのそういう例があるというお話を課長はしてくださいました。

確かに、まちかど健診というのが、これは佐賀市というところでやっているのですけれども、ちょっと県名がわからないのですけれども、野々市というところがありまして、ここが、あるコンビニの駐車場をお借りして予約制で健診をしたということが書いてあります。その結果、やはり、そのような中、最近では地域ごとで健診率向上に向けた取り組みなども行われているようになっています。

兵庫県尼崎市では、これまで健康診断を受けたことのない潜在的な生活習慣病予備軍や重症者の掘り起こし、若年者の健診受診率の向上など、市民の健康寿命の延伸を目的に、2012年10月にあるコンビニと健康協定を締結、それに基づいて2013年10月20日から12月15日にかけて全部で12回、全国で初めて店舗の駐車場を利用して出前型の、いわゆるコンビニ健診を実施したと書いてあるのです。市民の健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の発症予防と心筋梗塞や脳卒中などの重症化予防の取り組みとして、平成17年からヘルスアップ尼崎戦略事業を実施している尼崎市では、まちの健康ステ

ーションをうたい文句にして、各種健康支援事業を展開しているということが記事に載っておりました。

それで、嵐山町におきましては、コンビニ何件かありますけれども、コンビニも手っ取り早いですけれども、大手スーパーさん、むさし台、平澤とかにありますので、そういうところで若いお母さん方が買い物に来る。そうすると、健診車がとまっていたら何だろうと思って、やっぱり若い人がなかなか健診を受けないというのですけれども、健診率は実情はどうですか。うちの嵐山町、健診率、若い人たちはどのくらい受けているか、データございますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

年齢別の健診率、手元にございませんけれども、平成25年度でいいますと、特定健診受診率31.88％でございまして、嵐山町におきましては今年度、26年度から自己負担額はワンコインということで、900円から500円にしたというのと、また、特定健診の案内通知ですね、そちらのほう、圧着はがきですか、見開きができるはがきで詳しく案内等させていただくという形でさせていただいているところでございまして、26年度の、まだ年度を終わっていないのですけれども、受診率がどの程度までなっているかというのがちょっと今のところわかりませんけれども、嵐山町ではそのような対応もしております。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　先ほどの答弁で、スーパーの駐車場などを借りた場合は、事前準備から事後処理までの事務量と費用を考慮し、嵐山町での受診見込み、費用対効果など想定しつつ今後の検討と書いてあるのだけれども、この委託契約とか委託費用というのは大体幾らぐらいかかってしまうものなのか、おわかりでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　申しわけございません。ちょっと手元に今資料がございませんで、わかりかねます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ただでは貸してくれないと思うのですけれども、ただ、今、嵐山町、交通安全キャンペーンを嵐山町のヤオコーバイパス店さんをお借りしてやっているのですけれども、あれは何かそういう委託料とか何らかはかかっているのか、課長にお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　ヤオコーさんのところでは、年４回今キャンペーンをさせていただいております。費用的には、ヤオコーさんのご厚意ということでお支払いをしておりません。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　では、ここで言っている委託契約、委託費用というのは、そういうスーパーさんの駐車場とかとは関係なく、その集団健診をするバスに結局来ていただくわけですから、大体、あれは、ではそちらに行ってやっていただくというときには、いかほど金額がかかるのかはわかりますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　申しわけございません。ただいまちょっと手元にございません。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　では、今後、そういう場所で受診率が上がるかどうか、今後ぜひ検討していただきまして、やはり若い人が恐らく健診に来ていない人が多いと思うのです。40代とかの女性とか、働き盛りの。ただ、主婦とかそういう方が、こういう買い物をやっているところでやっているというと、立ち寄ってくれるのではないかなと思うので、ぜひ今後検討していただきたいと思いますので、以上で終わりたいと思います。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◇　渋　谷　登美子　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号４番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項１の循環型社会形成についてからです。どうぞ。

〔13番　渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、渋谷登美子、一般質問を行います。

まず最初に、循環型社会形成についてということで、循環型社会というのを一般質問に出してきたのは久しぶりかなと思うのですけれども、まず（１）として、循環型社会形成とバイオマス産業を導入したまちづくりについての施策展開の考えを伺います。

（２）番目として、国のバイオマス推進計画及び埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画より嵐山町のバイオマス推進計画を策定することで一層環境政策を推進することができますが、考えを伺います。

（３）番目です。バイオマス産業都市構想を小川地区衛生組合管内自治体並びに組合において構築し、木質、食品廃棄物、浄化槽汚泥、下水汚泥など、管内のバイオマスを活用した収集、運搬、製造、利用までの一貫したシステムのある産業創出と地域循環型のエネルギーによるまちづくり構想を働きかけることで、嵐山町の循環型社会形成を推進することができます。

小川地区衛生組合管内町村には、バイオマス産業を確立できる基盤があります。考え、及び働きかけの必要性についての見解を伺いますが、昨日ですけれども、衛生組合のほうの報告があったのですけれども、衛生組合議会でも同じような報告を出しているというふうに感じました。なので、これは方向としては非常にやりやすいかなと思います。

それともう一つ、先ほどの畠山議員のまち・ひと・しごと創生事業という形でも同じようなことが考えられるなと思って一般質問を聞いていたのですけれども、答弁を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。大項目１番、２番、３番についてお答えをさせていただきます。

（１）番ですけれども、バイオマス産業都市は平成25年度より関係７府省が共同でバイオマス産業都市の構築を推進をし、全国から応募のあった地域をバイオマス産業都市選定委員会で選定をしています。現在は、22地域がバイオマス産業都市として認

定をされております。

今後、循環型社会を形成する推進の中で、地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬・製造・利用、これまでの経済性が確保された一貫のシステムを構築をし、地域のバイオマスを生かした産業創出と、地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特性を生かしたバイオマス産業で環境に優しい災害に強いまちづくりを検討してまいりたいと考えております。

（２）番です。バイオマス利活用の計画的な推進や、農林業者、住民等への情報提供など、バイオマスの利活用に関する積極的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

（３）番です。小川町では、現在、一般家庭約95協力世帯の生ごみと給食センターの調理くず等の約190日分の生ごみをＮＰＯ法人小川町風土活用センターに委託をして、生ごみの資源化を図っております。これらの取り組みを参考に、小川地区衛生組合管内町村でバイオマス産業としての可能性等を研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　１番、２番、結構です。

３番なのですけれども、私、ＮＰＯ風土がやっているということは知っているのですけれども、これにプラスアルファとして小川地区衛生組合では市野川下水道の管理センターありますよね、下水道汚泥が出てくると、それから小川地区衛生組合でも浄化槽汚泥が出てくる、それがとても、バイオマスをつくるのに有効なのかなというふうに思っていまして、生ごみ以外のものでいろんなことができますよね、そのことをやっていくためには、ＮＰＯ風土が主体になってやっていってもいいのだと思うのですけれども、もう少しいろいろな、５町村のいろいろな、どのような、実際にものがあるかというのを全部調べていくというふうなことがあって、かなり大がかりな事業をやっていかなといけないのではないかなというふうに思っています。

それで、これを出してきているのですけれども、特にまち・ひと・しごと創生事業ですか、これは結構使えるなと思って今聞いていたのです。それで、どのような形でやっていくか、それも、バイオマス産業都市構想は今までと違って、市町村の連合やそれから民間事業者も入ってくるわけです。そうすると、うまくやっていけば、かな

り大がかりな産業を創出することができるというふうに考えているのですけれども、今の中でどの程度のことを、何ていうのですか、今までこれを働きかけたことがないわけなのですけれども、たまたま本当に昨日、小川地区衛生組合の議会でも同様の方向を出しているので、そうするとかなり積極的に働きかけができて、立派な産業興しができるのかなと思っているのです。

特に嵐山町ほか小川地区衛生組合の場合は中山間地ですから、いろいろなバイオマス利用ができるなと思っていまして、生ごみでのバイオマス利用というので検索しますと大阪市が出てきました。大阪市の場合も、それはかなり大がかりなものでした。多分、町長も探していらっしゃるところを見ると、いろんな事例をご存じなのだろうなというふうに思うのですけれども、それについてどのように働きかけていくか、具体的に小川地区衛生組合でそれを働きかけていく場合には、どういう手続をしていくことができるのかまず伺いたいのです。

小川地区衛生組合でもこれできると思うのです。合併浄化槽汚泥、それから生ごみは少なくともあるわけですから、多分、剪定枝なんかも入ってくると思うのです。そうすると大きな形でそれぞれができて、ときがわや東秩父はそれなりに和紙のコウゾの前、終わったものというのですか、そういったものを使って、それもまた入ってきて大がかりな事業ができるので、どんな民間業者がいるのかなというの、私もちょっとわからないのですけれども、具体的にそういった事業を行うプログラムをつくってくださるような、プログラムというか、相談できるような人を国に依頼できるということですから、まず国にそこら辺も聞いてみて、そして小川地区衛生組合に働きかけていく、これすごいなと思ったのです。きのうの衛生組合議会の報告を読んで、これ衛生組合ではできるなというふうに私自身は思ったので、その点について伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

ちょっと資料を置いてきてしまったのですが、循環型のこのバイオマスの導入についてのまちづくりということで、これは何回も議員さんからご質問をいただいておりまして、これをこういう形に持続可能な社会体制に持っていかなければいけないというのは、申すまでもない状況になっているわけです。

それで、今回質問をいただいたので、ちょっと一番関心があって調べたことというのが、国の政策があって、県があって、それで市町村に行くわけですけれども、国の考え方というのは全くそのとおりで、こういう方向に行かないと、化石燃料でそれをやって、今までの方向でやっていったら持続可能な形にならない、それとＣＯ$_2$の排出の関係も考えたりしたら、そういう状況ではないだろうという大きなものがあって、それで埼玉県の場合には、それを受けた埼玉県の計画があるわけですが、びっくりしたのは、埼玉県の中で一番多いのは、当然ご存じでしょうけれども、ふん尿、畜産のあれなのです。畜産、それから残飯、そしてその次が木材のあれというのが３番に入らないのです。それで、今言った畜産のあれと排尿、それから残飯、それともう一つ何だっただろうな、それで大体80％ぐらいいってしまうのです。それで、埼玉県の中でそういうような状況なのです。

それで、埼玉県の中でまた比企郡の中をちょっとこれ調べてみる。そうすると、その３つの中というのが、埼玉県の中で占める割合というのが全く少ないのですね。人ぷん、家畜のふんというか、要するに畜産業がそれだけ広範囲にやっていないということなのでしょうか。それと、残飯の残量、これもやっぱり比企郡というのが、人口がそれだけだからそういうことなのかなということで埼玉県の中で大体６％ぐらいなのです。さっきのあれも６％ぐらいなのです。ですから、１割もいかない。それで、もっとほかのものについては林業関係の廃材とか、それから林地何とかという、山で出るそういうようなものですね。そういうようなものも本当に６％にもいかないぐらいなあれなのです。

というのは、比企郡では林業が盛んではないのだろうなという、埼玉県全体の中から考えると、そういうようなことを考えたときに、これもバイオマスの原料というものがどういうふうに確保されるのか、それとバイオマスの原料というか、これを企業として採算ベースに乗せるためにこういうことが必要ですよというのを埼玉県にも書いてあるのですけれども、このバイオマスの収集というのは広範囲で少量ずつなのが特色なのだって書いてあるのです。要するに一遍のところにどかんとあるのではなくて、あっちにもこっちにもあるのを少しずつ集めてそこのところに行って再生産をして製品化していくということで、それの運搬経費というものを考えると、そこの地域のところにそういう産業が集積していないところでは大変厳しい状況ができてしまうという、県の中にも課題として書いてある。

そういうことを考えた上で議員さんの質問をこう見ていく中で、本当にこの地域を考えたと思うのですけれども、その地域の中で、今話が出ているその地域創生の中の企業として育てていって、そしてそれを産業の地域の核にして、そこで人を集めてというような形にしていくのには、先ほども言いましたけれども、できないと言ってしまってはあれなのですけれども、非常に厳しい状況だろうと。

その１つというのは、製品化をした場合に、油の生成をするとかいろんなものをつくっていく中の製品の品質というものをいかに維持をするのか、自動車の燃料なんかに使うのだけれども、その燃料に使う品質が悪くてトラブルが起きてしまうとかいうのが起きてしまっているところもあるとかいうようなことが書いてあるのです。そうすると、品質を維持をすること、そして製品価格をどうコストダウンを図っていけるか、それには原料になるものがいかに効率的に集められるかというようなことが書いてありまして、それらを検討する中でどうやって企業化をとっていったらいいのかなというのは、やはりかなり研究が要るのではないかなというふうに思ってます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私もちょっとは勉強したのですけれども、必要なことというのはやっぱりあると思うのです。どこにどのような素材があるか、その素材はどのようなものか。別に、てんぷら油でガソリンをつくるというそういうふうなものを言っているわけではなくて、今大阪市でやっているのは生ごみのバイオ発電、それにプラスいろいろな、生ごみだけではないですけれども、そういったものをやっている。大阪市の場合は、私たまたま大阪市を生ごみ発電というので見たのでそれが出てきました。

もっといろいろな、バイオマスというのは、いろいろな使い方があるので、それは金額がかかるからというのももちろんあると思うのですけれども、見ていますとやっぱり５年、10年の計画かなというふうに、一遍にはできない。まず、最初に１年ぐらいかけてどのような素材があるか、それにかかわる民間事業者がどのくらいあるか。民間事業者なんかで見てみますと、牛丼をつくるところではなくて、あそこにあるのは、すみません、ごめんなさい。花見台工業団地も１社ありますよね、そういったものをつくっているところ。エコ計画ではないようなところでそういったものがある。松屋フーズで、やっぱりそういったものを少し使っていると思うのです。そういったものを加わっていただいて、バイオマスの電気でつくる自動車というのがあるらしい

のです。そうすると、町内というか、５町村を回って、５町村ではなくてもいいと思うのです。小さいところで集めていって、小さいところでやっていくというやり方もあるけれども、総合的にやっていくという、いろいろな形があると思うので、１年、２年は研究していただく、５町村で、小川地区衛生組合というのは、私はたまたま、たまたまではないのですけれども、小川地区衛生組合というのは割と連絡がとりやすいだろうなというふうに思っているのと、浄化槽汚泥と生ごみがあるということで、その近辺が一番いいのではないかなというふうに思っているので、それでやってみて、そして研究をした中で、初めから事業者に入ってもらうというやり方もあります。どの事業者がいいのかわからないのですけれども、そういったことも一緒にやっていくという形で、私はぜひ小川地区衛生組合管内の自治体に働きかけていただきたいと思うのですが。

特に小川地区衛生組合の議会の報告があったということもあって、これは後押しできるなというふうに思っていますので、そうするとこれはどうなのですか。町長のほうから働きかけていくのか、職員のほうからそういった話があるというふうになっていくのか、私もそういった一つの事業を立ち上げていくときに、どのような形をつくっていくのかわからないです。ＮＰＯ風土もすごく役に立つと思うのです。ですので、そういったことはまだ手続的なことがわからなければ、それでもいいのですけれども、ぜひ小川地区衛生組合で嵐山町のことと同じように働きかけていただければと思うのですけれども、もう一度お願いいたします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　衛生組合でというお話ございました。今さっきの忘れたのを思い出したのですけれども、３番目稲わらなのです。家畜それで残飯、稲わら、それで４番が材木関係の切れっ端というのか、端材というか、そういうもので、稲わら、それであとは稲のもみだとか麦わらとかというのがあるのですけれども、そういうものというのは利用率が90％ぐらい使われているのですね。それが敷かれたり、あるいは食べ物に使ったり、畑の中に入れたりとか、ほかのあれなんかでということで、そうすると、ちょっと横にそれてしまってあれですけれども、そういうようなものをこれに使うための資源をつくっていくというものは、全く別の食べ物でない植物を別個につくっていくということになると、それの補助というようなことも、どういうところをどうし

たらいいのかというようなことがあったりとかというので、いろいろバイオマスの原料、材料を考えていくのに拡大をしていくのに課題があるというようなことが書いてありました。

それで、今おっしゃるように、これは限界だとか、これはやめだとかというのは今もうない時代ですから、何とかしなければいけないし、それもこのあたりの資源ですから、そういうものをどうやってったらいいのか、それと大規模にできないとしたら、小規模の中で、それのごみの処理が減るような形、生ごみの処理だとかあるいはほかのものだとかいうようなものがどういうことになるのかというような形で、研究を、研究と言うとちょっと大げさですけれども、そういうものを調べいていく必要というのはあるだろうなというように考えています。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません、研究する必要はあるだろうなというふうなことまでは、お答えとしてとても大切だと思うのです。でも、研究するのを嵐山町で研究するのか、どこの場で研究するのかということがまず必要です。そこのところの最初の働きかけを町長はどのようにしていただけるのか伺いたいと思うのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　先ほどの話に出ていましたけれども、今、人が一番問題なのです。ですから、調べたり研究したりなんかというのができない状態なのです、いろんなことが。子育てはどうですか、介護はどうですか、痴呆症はどうします、では農業はどうです、商工業はどうです、全部そういうことを研究して調べていろんなことをやらなければいけないわけですけれども、今度の地方創生の中で、そういった資料を集める何かするのに国から補助金が出ているのです。とういうことは、もう、地域ではギブアップだよな、できないよな、だから調べたりなんかするのは金使ってしようがないや、それは国が出すよしいうことだと思うのです。

ですから、そういう状況の中ですから、いろんな形で、どこでやる、そうするとすぐもう４月からということで、なかなか難しくなってくるので、嵐山町の中である程度こういうものを調べて、方向が出て、こういうことなのだけれども、どうでしょうかというような形でないと、なかなか話もほかにも持っていけないような状況だと思うのです。

今度のこの創生にしても国からいろいろな指導だとか人がという話があって、最初、課長が想定したのと違うという話がありましたけれども、まさにそういうことなのです。地域が思っていたとおりの人が来るわけではないのです。それだけ地方創生の内部の準備というのがおくれてしまっているわけです、国で考えているより。だから、そこのところに専門家をもらったって、とても話が進まないような、もうちょっと煮詰まってからでないといかないような状況になっているわけですから、そういう中でどこでと言われますと、嵐山町の中で担当課の中で地域の中で話を詰めて、そこのところから一歩進めていくというような状況かと思います。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　非常に貧しい状況だなというふうに思うのですけれども、人材的にもきっと、時間をとっていただければすばらしい人材が職員の中から出てくるのだと思うのです。でも、実際には日常的な仕事もあるのでそれは難しいとなってくると、どうなのですかね、嵐山町にはどのような、そういったものに対して関心がある人もいると思うのです。そのような人を集めていくとか、そして実際に住民とのパートナーシップやそれから民間事業者とのパートナーシップ、私、多分エコ計画でもそういった人はいるのかなと思うのです。いるかどうかわからないのですけれども。それから、やっていらっしゃる方で、仕事をしていらっしゃる方というのは、ある程度関心があるのではないかなというふうには思うのです。

特に、私は、ＮＰＯ風土は先ほど出てきましたので、ＮＰＯ風土のグループに、嵐山町のことをＮＰＯ風土のグループにある程度相談してみるというのは、小川町のＮＰＯだからどうというふうに思ったのですけれども、そういった形でしか、今嵐山町から始めていくというのだったら、そういうふうな働きかけをしていかざるを得ないのかなというふうに思うのです。今の現状の中で、そして、それは補助金が出るそうですから、わずかな金額かもしれないけれども、そんなに、どういうふうなものがここにあるとか、そして材料があるというのを調べていく、そんなに難しいことではないように思うのですが、どうぞ。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　いろいろ説をお聞かせいただいてありがたいわけですけれども、やはり何かを取り組んでやっていくというときには、成功例というのを、よくみんな、ど

このところではどういうふうにやって、この地区ではこういうふうにやってというのがあるわけですけれども、バイオマスのこれについてこの近くで一番設備投資したのというのは秩父だと思うのです。あそこのところが、何か、話だと今原材料が入ってこないと、ないというような話なのです。小川地区のところも資料はいただきました。しかし、そこのところは広がりはないのですね、今のところ。ですから、広がりがないということは現状を維持をしているということなのです。

それで、ちょっとこれも話が横にそれますが、オリックスの工場、寄居にあるそうですが、ああいうところでは、もう人口減少、それと社会の構造がこういうような状況になってきている中で、いかに原材料を確保するかというので、東京都内のほうのある区に働きかけ始めているということなのです。そこまでそういうものが困ってきているような状況にあるというような現状もある中で、どうやっていったらいいのかなというのは、みんなもう日本中がこういう社会を迎えてどういうふうにやっていったら生き抜けるのか、どういうふうにやっていったら今の社会を維持をして、次の世代に引き継ぎができるのかというのをみんな模索をしている状況ですので、これはできない、あれはできないとかということでなくて、できる方法はどうやったらいいのかというのは考えていかなければいけないと思いますが、大変今厳しい状況だと思います。

○青柳賢治議長　一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は４時ちょうどといたします。

休　　憩　午後　３時４７分

再　　開　午後　４時００分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行します。

１番の（３）、どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　なかなか、町長のお話では、まず、嵐山町で研究してからということだったのですけれども、嵐山町で研究する場合には、まち・ひと・しごとの事業のワーキンググループにそれを１つ加えて、そしてその中にさらに事業者を何名か入れてもらって、それで研究して、と同時に衛生組合にもそれを当然働きかけてという形の話になっていくと思うのですけれども、そこら辺の手順はいかがでしょう

か。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　全てそういうような状況ができるといいと思うのですね、ほかのものは。総合創生の中のプランニングのその研究過程で、ですからそういうワーキンググループ充実した内容がとれて、全部そういう方向に行けると、農業にしろ、工業にしろ、道路づくり、橋づくり、全てのことにそういうような状況がとれていくといいと思うのですけれども、どこまでできるか、それで、そこのできない部分をいかに外部からそういった情報をとれるか、それをそして生かしていけるか、まさにそれが競争になっていると思うのですけれども。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうするとですね、嵐山町のバイオマス推進計画をつくるということを前提のワーキンググループをまずつくって、それと同時に衛生組合にもそれを働きかけていくという形で、手続的にはそういうふうな形が行われるだろうというふうに予測してよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　このバイオマスに関してだけのワーキンググループを別個につくってというところができるかどうか、まだ、今の状況ではお答えできません。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　わかりました。

では、次、小川地区衛生組合管内の市町村においても、同様に働きかけていかないと、同じようなレベルで話をしていくということができないと思うのです。ですから、たまたま本当にいただいた小川地区衛生組合議会のこれでは、調査、研究のまとめという形でバイオマスを利用するというふうな形になっていますので、小川地区衛生組合議会においても、ワーキンググループをつくっていただければいいのかもしれませんけれども、同時に小川地区衛生組合と、それから小川地区衛生組合管内の町村に働きかけていくということをお願いしたいと思います。

次、行きます。２番目ですけれども、住宅用太陽光発電設置の補助金交付要綱についてですが、最近町を歩いていますと屋根の上に随分太陽光のパネルが乗っかってい

るなというのがわかるのですけれども、どのくらいふえているかというのが、現実的にはわからないのです。

まず、１ですけれども、把握できている嵐山町の太陽光発電設置状況、売電契約している電力会社を伺います。

２番目ですが、売電は東京電力以外も可能と判断しますが、住宅用の場合、売電の契約しない場合もあります。その場合、今の補助金交付要綱では、補助金は交付されません。オグリットも含めた補助金交付要綱への変更が必要であると考えます。考え方を伺います。

きょう、調べてみたのですけれども、１キロワットで大体オグリットだと67万5,000円ぐらいでできるみたいですね、自分でつくって。自分でつくってですよ。自分でつくって、全部のものを合わせて67万5,000円というキットがありました。節電している方は、１キロワットぐらいで大体済ませていくのが基本かなというふうに考えておりますので、その点もあわせて伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　質問項目２の（１）につきまして、お答えをさせていただきます。

補助金の交付の対象となりました住宅用太陽光発電システムの設置状況でありますが、平成22年度が20件、23年度が27件、24年度が43件、25年度が52件、26年度２月末時点で39件、合計181件、出力にいたしますと789.45キロワットでございます。１件当たりの平均でございますが、4.36キロワットというふうになっています。

また、全ての方が東京電力との買い取り契約を結んでおります。

続きまして、質問項目２の（２）につきまして、お答えをいたします。売電の契約でございますけれども、東京電力以外でも制度的には可能となっております。その相手方として、特定規模電気事業者、ＰＰＳと呼ばれる新電力がございます。ただし、このＰＰＳが買い取る場合でも一定の要件がございまして、比較的小規模な一般家庭の発電設備では買い取りが困難な場合が多いというふうに聞いております。

次に、町補助金交付の考え方でございますが、町の補助金は電力会社との受給契約、余剰電力の買い取り契約、これが必須となっておりまして、送電線とつながっていない、いわゆるオグリット、これにつきましては、渋谷議員さんおっしゃられるとおり、対象外というふうになっているわけでございます。

一方、ストップ温暖化条例に基づきます推進計画におきまして、再生可能エネルギーの活用、とりわけ太陽光発電システムの普及拡大は行政をはじめ、町民や事業者、ＮＰＯなど、協力連携して重点的に取り組まなければならない課題に位置づけられております。

したがいまして、オグリットなどへの補助金交付につきましては、ストップ温暖化条例及び、これに基づく推進計画の趣旨に沿いまして十分検討の上、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○岩澤　勝町長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ありがとうございます。

嵐山町では太陽光発電設置、かなりいろいろなところでやっていて、農地とかにもあるわけなのですけれども、具体的にはそれを把握する方法がないわけなのですが、一度でもいいから、嵐山町全体で太陽光発電で発電量があるのかというのを知る方法というか、調査する方法というのはないでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　先ほど申し上げました補助金が出ておりますので、国、県の制度も終わりましたけれども、現在町の補助金も出ておりますので、低電圧の一般家庭における太陽光発電の能力についてはわかっていますけれども、果たして、昼間全て余剰電力を売電している家庭もあるでしょうし、昼間で使い切っているお宅もあるでしょうし、その実態を調査するというのは、なかなか困難なことというふうに思っております。

ただ、今、ＰＰＳが嵐山町では現実的ではないということで、ＰＰＳに販売をしている家庭はないわけですけれども、県でエコタウンの指定を受けている東松山市、あるいは本庄市、ああいったところは集団で一定の余剰電力をこのＰＰＳのほうに販売をするというのは大変現実的だということで、経産省の認可手続もされているというふうなことも聞いております。そういったところが、その契約を結んで、コンデンサー等もついて余剰電力は販売しているわけですから、そういったところは把握することは可能ですけれども、嵐山町において実態を把握するということは非常に難しいというふうに思っております。

○岩澤　勝町長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうですか。農地とかにもあるなというふうな感じで、町を歩いていると結構いろんなところにあるのです。農地にあったりするので、それも合わせるとどのくらいになるかというのは、自分で１件１件当たって調査するしかないのだろうなというふうに思うのですけれども、ＰＰＳの今のお話を伺いますと、例えば集落で集団で家庭の太陽光発電を設置した場合には、ＰＰＳに売ることができると、若干、今の東京電力よりも売電価格が高くなるのかなというふうには思うのですけれども、そのようなことを考えるような、今の現状では、職員体制も難しいので、難しいということはあるのかもしれませんが、一定の集団、地域にという形のことは今後考えられるでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　東京電力については、売電価格が公表されておりまして、一番高いところで48円、今は、26年度で一般家庭の場合37円、全量販売の場合はまた違ってきますけれども、一般家庭で販売するとそういうことになっておりますけれども、ＰＰＳの場合はですね、個別協議というふうなことになっているのだそうです。東京電力に比べて、最低１円以上は高いというふうに言われておりますけれども、それは設置をしている場所等いろいろな事情があるようでございまして、実態については我々のところでは把握はできないというふうなことになっております。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、集落的に太陽光発電を進めていくということは、今のところ難しいというふうに考えてよろしいということでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　ストップ温暖化地域推進計画、昨年の３月に策定したものでございますけれども、これによりますと、行政が進める重点施策の中に、未利用地等へのメガソーラーの導入の検討というふうな項目があるのです。ですから、いろんな形で町にそういうふうな問い合わせがあった場合には、この計画にのっとって、町もスムーズにこの設置ができるように協力をしていくというのが、町の基本的なスタイルだと

思うのですけれども、個々の、例えば志賀地内ですとか、杉山地内、個人の方が未利用地に設置をしていることについては、補助金の対象にもなりませんし、小規模のものは許認可の対象になっておりませんので、町が把握するということは困難ですけれども、今申し上げましたメガソーラー、これは１メガワット以上のものについては、それなりに町のほうにお話があり、例えば林地開発の許可ですとか、農地転用の許可ですとか、さまざまな許可手続は町を経ることになりますので、そういったところについては町のほうもかかわりを持ちながら円滑に推進ができるように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、次に移りたいと思います。ありがとうございます。

男性にとっての男女共同参画推進策についてですけれども、これ、平成24年度と書いてありますが、平成24年度３月の内閣府の男女共同参画局の男性にとっての男女共同参画意識調査によると、男性の役割分担意識に関連する「５つの志向性」という形で、１として「主導権役割志向」、必ず主導権をとりたいという志向があるということ、２、「経済的役割志向」、経済的にも自分が経済的に持っているぞというふうな形をやりたいということ、３番目として「社会的役割志向」、同じようなものです。「私的感情抑制志向」、自分の感情を抑えつける感じ、「日常生活依存志向」、これは日常生活については自分ではやらないで、やっていただくというふうな志向があるということが報告されました。

この男性の５つの志向を解消することで、固定的男女役割分担意識の解消が男女にとって生きやすい社会をつくることにつながると考えています。また、消滅自治体の危機を回避する施策にもなると考えています。

地方自治体によっては、さまざまな男性に対してのアプローチがあり、男性の地域参加活動事例が公表されています。東京近郊の嵐山町において、都内への通勤等、退職世代に配慮して、ごめんなさい、これ何か変な書き方してますね。出産・育児・介護・家事・地域活動への参加意識の育成をどのような施策で展開するか伺います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、質問項目３についてお答えをさせていただきます。

男女共同参画実現の大きな障害の一つとして、人々の意識の中に長い時間をかけて形づけられてきた性別に基づく固定的性別役割分担意識があります。国の第３次男女共同参画基本計画でも、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等、働き方の見直しにより、男性の地域生活や家庭生活への参画を進めるとしております。

議員ご質問の内閣府が実施をした「男性にとっての男女共同参画」に関する意識調査は、男性にとっての男女共同参画を効果的に推進するための方策を検討することを目的として実施されました。この調査によりまして、「５つの志向性」の度合いと、日常生活の意識・行動、具体的には夫婦の会話や育児参加などと志向性との関連性が明らかになりました。

この調査結果を踏まえ、改めて国や自治体は、性別による役割分担意識の解消、働き方の見直しなどを進め、男性が育児・介護・地域活動等に参画できる環境整備の推進及び定年で退職した男性が地域活動等に積極的に参画できるよう支援することに力を入れる必要があると感じております。

具体的には、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進、企業における男性管理職等の意識の啓発、男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の整備、男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取り組みの支援、男女間における暴力の予防啓発の充実、そして食育の推進、男性に対する相談体制の確立や心身の健康維持など、幅広く進めることが求められているものと考えております。

本町におきましても、全国の自治体における活動事例等を参考に、本町に生かせるような事例を研究するとともに、町として取り組めること、県や他の機関と連携しながら取り組むことなどを整理しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

なお、本年度開催の嵐山町男女共同参画審議会での検証意見として、町民の視点に立った広報の掲載が必要である、また各種相談内容の検証を行い、男女共同参画の啓蒙啓発活動に生かすことが必要である、研修参加を求めるだけでなく、さまざまな集まりの場面に出向いて、10ないし15分という短い時間であっても男女共同参画に関する話ができるようにすることも必要であるなどの意見が出されております。このような意見も反映できるように考えてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ありがとうございました。

私も幾つか、地方自治体の実例というのを見ていて、おもしろいなというものがあったのですけれども、例えば若者とイクメンと、それからシニア世代と３つに分けて、さまざまなことをやるのですけれども、私が一番おもしろいなと思ったのは、シニア世代のファッションショー、男性のファッションショーです。ですから、町長がモデルになって出ていっていろんなことをするとか、副町長も何かちょっと格好いいのをやって、ファッションショーをするというふうな形のちょっと遊びみたいなものもやりながら、男性の意識を変えていくというのですか、そういうふうな形のプログラムがあってもいいかなと思ったのですけれども、これはふれあい交流センターなどでやってもらいたいなと思うのですけれども、文化教養講座ではなくて男女共同参画推進の講座というのをある程度、毎年毎年５回ぐらいの講座でやっていってもいいのではないかなと思う。これは、本当におもしろいなと思いました。

介護のことなどは特に３分の１の方が、今、男性が介護の担い手になっているということで、非常に苦しい思いをされている方も多いということなので、男性の介護の方がその日は集まって話し合いをするとか、お食事も一緒につくってみるとかあるみたいなのですね。これは、嵐山町の場合、シニアの男性とても元気がよくて、いろんなところで活動していらして、特にパトロールなんかなさっているので、そういった形でも、子育てに町も手伝ってもらえるのでいいのではないかなというふうに思っています。

それと、イクメンに関しても、嵐山町で子供と一緒にお料理をするというふうな形の講座があってもいいかなと思っていて、１年に５回ぐらい毎年そういった企画をつくっていけば、それも定着して多少は男性にとっての男女共同参画推進策が進めていけるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　私も今回、議員さんにこのご質問をいただきまして、全国の事例というのを調べさせていただきました。

本当に全国的には、男性参加を目的としたいろんな講座も行われておりますし、ま

た今の介護のお話なんかでは、むしろ自主的な団体を立ち上げて、介護に、はっきり言って苦労なされた方が、男性として親を介護しその苦労をなされたその思いをされている方が、この町内にもいらっしゃるのではないかと、そういった思いでそういった方たちに声をかけて、そういったグループを立ち上げて活動なさっているというような事例もたくさん、それは一つの例ですけれども、そういった形で自主グループを立ち上げてやっていらっしゃるというような事例もたくさんあるなというふうに、改めて感じたところでございます。

そして今、議員さんがお話をいただきましたように、嵐山町でも男性をメーンにしたような研修というのは、以前、男の料理教室なんてのをやっておりまして、今は自主グループとして、ふれあい交流センターでその講座をやっていただいております。

実際の現実の話として、交流センターでの講座で今やっている中に、かなり男性の方が参加していただいているものがございます。それは、男の料理教室であるとか、やさしいパンづくりというような教室があります。これにも男性がかなり参加していただいています。それから、植木課長が講師としてやっておりますそば打ち教室、これにも半分ぐらいは男性というような形です。

それから、国際交流協会で行っておりますようなネパール料理教室ですとか、ガーデニング教室なんていうのも、今は、参加が男性がふえてきているという実態がございまして、こういった事業については、ぜひまた、そういった男性も意識した参加ができやすいような形で継続をしていっていただきたいなと思いますし、また、もう一つ、地域支援課の関係で申し上げますと、やはり地域での男性の参加、あるいは女性の参加、この辺のやっぱり意識改革といいましょうか、そういったものが一つの課題でございます。

男女共同参画の審議会の中でもお話がございましたように、やはり地域の中における男性、女性の役割といいましょうか、そういったものについて意識をしていただくということについては、地域支援課としてもさまざまな防災や、本当に嵐山町では自主防災組織も形成されておる、それから、防犯ボランティア、議員さんおっしゃられたような形での活動もしていただいておる。話をする機会というのが、非常に多いなというふうに感じております。ぜひ、そういったところの中に出向きまして、議員さんご提案いただいているような男性参加型のそういった意識改革といいましょうか、そういった事業も取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、来年度の事業に期待しまして、どのような形が行われるかはわからないのですけれども、シニアのファッションショーというのをぜひ一遍やっていただきたいものだと思います。

では、次に進みます。４番目ですけれども、若者の貧困対策についてです。これ、先日の２月20日ですか、上村遼太君ですか、とても状況が悪いなと思って、これがもう少しいろんな形のことが、地域でもできていたら防げたようなものではないかなというふうな形で調べてみました。

それで、質問しますけれども、嵐山町でも決していい状況ではないなというのがありまして、まず１番ですけれども、母子世帯・生活保護世帯の子供の中学卒業後の生活実態把握を行い、高校中退・引きこもり等がある場合の相談事業は、どこが担当するのか伺います。

２番目です。不登校の傾向や、基礎的学力の不足していた中学生、中学卒業生に対してのサポートが貧困の連鎖を防ぐ一つの方法です。子供と大人の地域的な居場所事業が展開できれば、サポート体制がつくれると思いますが、考えを伺いますということで、きょうの資料なのですが、ここにあるように、嵐山町は比企管内では８市町村の中で、母子世帯ひとり親、父子世帯が多いというのがわかってきました。嵐山町、これだと、母子世帯・父子世帯は児童扶養手当をいただいている方で2.2％で、比企郡管内では多いです。それから、生活保護世帯も比企郡管内で、これ世帯でやっているので、ほかに子供のいる世帯で何％という形はカウントできないのでこういう形にしたのですが、やっぱり生活保護世帯の2.1％として、とても、私は、この数字が比率にしてしまうと2.1％、やっぱり多いのではないかなというふうに思うのです。

それで、これに関しては特に次世代育成計画も12歳までですか。10代の子供たち、一番多感な時期の子供たちをどこで把握して、相談事業やサポートしていくのかということが大切だと思いますので、質問させていただきます。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、質問項目４の（１）につきまして、お答えを

いたします。

生活保護世帯のうち、中学３年生から高校３年生までの方は、９世帯11人おります。中学３年生１人は県立高校進学予定、中学校卒業後の未成年８人が高校在学中で、そのうち、中学生１人、高校生３人が、埼玉県実施の生活保護受給者チャレンジ支援事業に参加をしております。高校へ進学しながらも中退した生徒が２人おりますが、福祉事務所において個別に相談し応じながら、自立に向けて就労支援をしております。

また、母子世帯に限らず、生活困窮者の方の相談には、埼玉県社会福祉協議会と連携をして対応をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（２）について。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　質問項目４の（２）につきましてお答えさせていただきます。

子供の貧困が深刻な社会問題になってきていることは周知のとおりでございます。貧困家庭の子供が増加する中で、社会で孤立しがちな子供を救い出し、貧困の連鎖を防ぐことは喫緊の課題と思います。

貧困家庭ゆえに基礎的な生活習慣を身につけられない子供は、学校生活になじめず、学習意欲が失われ基礎学力の低下を招き、不登校に陥ることもあると思います。

安定した職につけず、中学を卒業した子供もまた貧困に陥る貧困の連鎖を食いとめなければならないことは申すまでもありません。

貧困の背景は、ただ単に親の問題、家庭の問題として考えるのではなく、社会や経済の影響や変化にあると考えます。貧困家庭が増大し格差が拡大しないためにも、国や自治体、地域社会が連携し、特に地域ごとに貧困家庭を把握し、継続的な支援体制を築く環境を整えることがまず大切と考えます。

そのためには、孤立した子供たちが安心して過ごせる場所をつくる必要があります。例えば夜の居場所を開放し、地域の無料ボランティアが無料学習支援や夕食支援を行うこと等、できることから始めてみることは可能だと思います。

ご指摘のように、子供と地域の大人たちが交流し、居場所事業が展開できる状況が人的、物的に整備、確立されれば小さなサポート体制が可能かもしれません。今後の検討課題として捉えてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員、４番の（３）についてが抜けております。ですから、そこのところを（３）発言してください。

○13番（渋谷登美子議員）　発言ですか。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　済みません、失礼しました。３番の（３）行きます。

嵐山町の奨学金は、貸与型の奨学金ですが、一定条件の場合、少額の給付型奨学金をつくる方向が必要ですが、考え方を伺いますということです。

○青柳賢治議長　どうぞ、お座りください。

それでは、この小項目（３）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、（３）につきまして、お答えを申し上げます。

今議会の議案第16号で上程しております嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部改正におきまして、利便性の向上及び定住促進のため、特別奨学資金、いわゆる入学時に貸与するものでございますが、返還期間中奨学生であった者が嵐山町に居住している場合、半額を免除する内容となっておりまして、実質的な給付と言えると思います。

なお、この改正条例におきましては、普通奨学資金及び特別奨学資金の増額と、先ほど申しましたように特別奨学資金の返還免除の規定を設け、規則におきまして増額に伴い、奨学生の負担を考え返還期間を延長し、より使いやすい制度にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ありがとうございました。

母子世帯・生活保護世帯の子供の中学卒業後の生活実態の把握というのは、では健康いきいき課で把握できるということと、それから、相談事業も健康いきいき課でやっているというふうな形になるのでしょうか。そこのところがよくわからない。社協でやっているという形になっていくのか、その相談場所というのは、なかなか難しいかなというふうに思っているのですが、その点を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

生活保護に関しましては、実施機関が埼玉県でありまして、嵐山町におきましては埼玉県が事務を行っているところでございまして、生活保護の直接の相談ということになりますと、福祉事務所で行っているところでございます。

また、生活困窮者ということですね、生活保護に至らないですけれども、経済的に大変だというご家庭の相談というのは、うちのほうの窓口、あるいはまた埼玉県社会福祉協議会のほうで昨年の11月から、埼玉県生活困窮者自立促進支援モデル事業というのもやっていまして、こちらのほうでまた相談員がおりまして、そちらのほうと対応しているというケースもございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　この相談事業は、そうすると嵐山町では現状では行う場所がないという形になってくるのですか。

私がとても気になっているのは、上村遼太さんの例とか、それから加害者の例も、出てくる情報を見ていると、やはり子供が相談する場所がないというか、話ができる場所がないというのが一番ネックだったのかなと。その場合は、スクールソーシャルワーカーがあれば少しは動きができたのかなというふうな感じがあったのですけれども、嵐山の場合はそういった担当はないというふうな感じで見るしかないということですか。

県の社会福祉協議会となりますと、町ではさいたま市のほうまで行かなくてはいけないということになるのですか。その点を伺います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

相談事業に関しましては、こども課あるいは健康いきいき課で直接窓口として対応させていただきます。それで、またその先として、福祉事務所あるいは埼玉県社会福祉協議会等に、問題に応じましてつなげていくということでございまして、最初の相談窓口といたしましては、こども課あるいは健康いきいき課としてお受けしているところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、とりあえずは相談窓口は、相談しやすい状況かどうかは別として、相談する窓口はあるというふうに考えていいということですね。

では、２番目に行きますけれども、２番目に関して言いますと、この資料なのですけれども、これ、高校中退の資料というのがなかなかなくて、どのくらいの子供が高校を中退しているのかなというのを見ましたら、探したのですけれども、これは平成21年の数字しか私が探した分では出ていなくて、21年度で中退者が2.2％なので、嵐山町でいくと大体３人から４人ぐらいが、公立高校なので中退するのかなというふうな感じ、私立だとどのくらいになるのかわからないのですけれども、私立となると、その子供たちの行き場ですよね、その行き場として教育長さんがとてもいいお答えをしていただいたのですけれども、居場所をどのような形で、つくることができればいいのですが、例えばふれあい交流センターでしたらば、フリースペースの中で何かができたら無料でもそこに行けるわけですけれども、ふれあい交流センターですと、５時になったら切れてしまいます。子供たち、普通、予約していないと行かれませんし、そういった状況があって、私としては、菅谷中学校区管内であれば、例えばパトロールセンターに子供たちが集まれるような、夕御飯が食べられる場所をつくってあげてきたりとか、非常にボランティア精神の高い方がいて、そこで勉強を１週間に１遍でも教えてあげるよというふうな形で子供たちが集えるようになったらば、そこで見ることができるのかな。

とにかく、今、子供たちの居場所というのがないわけですから、それをどういうふうにつくっていくのかなと思っていて、菅谷中だったらパトロールセンターかな、玉ノ岡中だったら、ちょっと玉ノ岡中の管内、あそこら辺の近くで何か適当な場所がなさそうだなとか思って見ているのですけれども、杉山の公民館ですか、そういったところを貸していただくとかいうふうな方向はあるかなと思うのですが、それに関してのやり方がまた難しいなと思っていて、人材が今のところいないわけですけれども、例えば今パトロールしていらっしゃる方の中でそういった方も元気がいい方で、若い中学生とか高校生と話してみたいというふうな方とか、将棋を指してみたいとか、碁を指してみたいというふうな方がいらしたら、それはある程度居場所としてつくれたりするのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　議員さんのご質問は、大変現在いろいろなことが発生している中で、今後嵐山町としても、「嵐山で今起きてないからいいんだ」でなくて、やはりこういった事態が起きているときに真剣に考えていかなくてはいけない。

また、先ほどの元気なシニアも嵐山多いというお話もございまして、こういった問題は学校だけではもうできない、つまり、私は、その地域全体で考えていく、その中で今議員さんがご指摘したような形ができるかどうか、やはり考えていく必要があるかと思います。

しかし、いずれにいたしましても、よい意味でのお世話をやいてくださる方、元気で、私が子供のころはいらっしゃいましたよね。向こう３軒両隣ではありませんけれども、そういったおせっかいしていただく方がいらっしゃるまず地域から、今、議員さんがご指摘したような場所を使って何ができるか、検討していただくような機会を設けていただくと、教育委員会としてもありがたい。そうなって一緒になって考えていくことが大事かなというふうに今考えています。

しかし、これらの問題については町全体で、こっちはこっちというわけにはなかなかいかないので、できるところからそういった地域の連携、コニュニティーをやれればなとは思っております。

また、現在嵐山町では、町の支援のおかげで、菅谷中校区、玉ノ岡中校区と小中一貫教育を行っています。特に、ＰＴＡの方たちや地域の方たちが、学校応援団という形で学校を押してくれているわけです。すると、学校応援団の中に現在まだ支援のできていないと思われるものが、学習支援なのですね。そういった、例えば不登校ぎみなお子さんとか、まだまだ貧困で物心のついている時期に、やはり子供だって自分の家が貧しいといえば、人様に誇りを持って言えないわけです。そういった子供の気持ちを聞いてあげられるスクールソーシャルワーカーとの連携とかいう方法はあるかと思います。そういった中で、今後考えていくと、１つの地域から広げていける、そういった嵐山町になればいいかなというのが今、私個人の考えている考え方でございますので、ぜひ渋谷議員さんも一緒になって考えていただければありがたい、こんなふうに思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ありがとうございました。

たまたま空き家のことをやっていますよね。地域にそのような場所があったら、町が空き家を借りてそういった場所に提供していくということはできるのではないかなと思うのですけれども、それも含めてこういった形の若者の集まる場所というのですか、それをつくっていくと、何か一つの、継続的に嵐山町に定住してくれるような子供たちが育っていくのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか、町長。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

実は、先日教育委員さんと懇談会がございました。その席で、いろいろ今、マスコミをにぎわしている問題の話等も話し合われました。そういう中で、どうしたらどうなるのだろう。それで、例えば我々は、どういうことができるのだろう、子供たちにはどういうことをさせるようにしたらいいのだろうというようなことを、もうざっくばらんにいろんな話が出ました。それで先ほど、教育長のほうで答弁あったような内容で、地域の中にあって、そういうようなことができないだろうか、それから、議員さんおっしゃったボランティア意識の高い方というような、そういう方々にお集まりをいただいたり、地域のことですから、もし話が進んでくれば食べるものまで話がいったときには、うちでとれた大根から菜っ葉から持ってきてくれる人もいたりとかというような形でその空き家の話も出ました。そういうようなことになったときには、これは町の出番だよなという話も、そのときに話をいたしました。

１歩進めるのには、何をやるべきなのか、２歩はどうなのか、３歩行ったらどうなる、いうことで、地域を巻き込んでいったときに、違った、子供を取り巻くいい環境、社会の教育力といいますか、地域の教育力というか、そういうものが上がった地域づくりができていくのではないのだろうか、どこからどう取り組めるだろうかという話が行われまして、今おっしゃるように町の出番が来たときにはしっかり対応していきたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ありがとうございました。

３番目の奨学金のほうなのですけれども、これは議案が出る前にこの一般質問をつくりましたので、こういうふうな形になりましたけれども、国よりも嵐山町は一歩前進したなというふうに思っていますので、よい答弁であったと思います。失礼します。

次に行きます。デマンド交通についてです。第６期高齢者福祉計画介護保険計画においては、平成27年からデマンド交通として、デマンドタクシーが試行的に実施であることが述べられています。本格的実施、地域公共交通の体系等について、今後どのような政策展開を目指しているのか伺います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　質問項目５につきまして、お答えいたします。

人口減少社会における少子化や超高齢化社会の進展は、本町においてもさまざまな分野に影響を及ぼすものと思われます。中でも、町民の交通手段の確保という点に関しましては、高齢者の増加や子育て支援の観点から公共交通の必要性がさらに増大することが予想されます。

一方、現在の本町では、自家用車を利用される町民の方が多いと考えられることや、南北に細長い地形であることから、駅周辺の人口密度の高い地域と南部や北部と中間に位置する地域において、主に活動するエリアや移動先と移動のために必要な交通手段も一様ではないことも考えられます。このため、町内の地域ごとや世代別など詳細な調査により、まずは現状を把握し、これに基づく分析を行うことが必要であろうと考えております。平成27年度予算において調査費を計上させていただいております。

町は、今後地方創生への取り組みを進めてまいりますが、現在の減少傾向がある程度まで続くことは覚悟しなければならないと考えております。

現在の状況に比べ、生産年齢人口の減少による経済規模の縮小や、それに伴う行政規模の縮小はある程度避けられないものと予想されます。今後さらに、コンパクトシティの考え方に基づく公共施設の整理・統合、社会インフラの整備等のほか、地域公共交通につきましても効率的な仕組みをつくることが必要となります。また、今後の交通体系を考える上において、１つの自治体単独で進められることと、近隣自治体と広域連携できることを整理をしながら進めることも必要ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、まず第１に町の現状を把握・分析し、いつの時点でどの地域に誰がどういった交通手段を必要とするのか、それに対して最も効率的で持続可能な交通手段はどのようなものなのか研究・検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　平成27年度予算で調査をするということでして、現状でもかなり東松山の、市民バスというのですか、そういうのが丹波屋さんのところまで来ているのですね、東松山。それで、そこまで行って東松山のバスに乗って東松山駅まで100円で行くという方がいらっしゃって、そういった方が結構皆さんそれなりに調査研究して、車を使わない方はそういったこともしていらっしゃる方がいるので、必ずしも高齢者とか介護という状況の人ではない方も、そういうふうな形で使われているので、そうすると調査の仕方なのですけれども、もう少し若い人にも手を、どんな形で使っているのかということを具体的に調査される必要はあるかなと思うのですけれども、かなり多くの人が、かなり多くの人というか、ある程度いろいろバスを乗り継いでいらっしゃる方もいるのだなということが最近わかりまして、埼玉医大に行くのもバスで行くという方もいらっしゃるようなので、そういったことも含めて嵐山町全体で、どこら辺まで500円ぐらいのバス代で行けるのかとか、そういった調査もあってもよいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　このデマンドにつきましては、市川議員さんよくご承知だと思いますけれども、各市町村、地理的な条件ですとか、住まわれている人口ですとか、あるいは高齢者・障害者・妊婦等の内容のことですか、さまざまでございまして、それぞれが特色を持ったデマンド体系をしいていると。東松山市も、何か一つの実験として高坂地区においてデマンドを始めたと。先般は志木市において300円で全市内を全て運行できる、そういった交通体系を始めたと。さまざまなことがあるわけですけれども、嵐山町がこの路線バスの廃止を一つの契機にして、実際にどういう方がどういう形の交通の移動手段で交通の需要があるのか、どんなことに困っているのか、そういった実態が想像はできるけれども、まだ明らかになっていないというふうなこともございまして、今回この調査をさせていただいて、まずは実態を把握をしようと、その上で分析をし方向をどういう方向がいいのか、そういったものを検討していこうというふうなことになったわけでございます。近隣市町村がそのまま、例えば鳩山町のものが嵐山町全て当てはまるわけでございませんし、東松山市は東松山市の実態があっ

て始めたことでございまして、嵐山町は嵐山町ならではのデマンド体系をどうしていったらいいか、考えていく一つの材料にしたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時５１分）

平成２７年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

３月６日（金）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第８番議員　　河　井　勝　久　議員

第９番議員　　川　口　浩　史　議員

第７番議員　　吉　場　道　雄　議員

第10番議員　　清　水　正　之　議員

○出席議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山　岸　堅　護
書　記	岡　野　富　春
書　記	久　保　かおり

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総務課長
中　嶋　秀　雄	地域支援課長
中　西　敏　雄	税務課長
山　下　次　男	町民課長
石　井　　彰	健康いきいき課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
植　木　　弘	文化スポーツ課長
大　塚　　晃	環境農政課長
山　下　隆　志	企業支援課長
根　岸　寿　一	まちづくり整備課長
新　井　益　男	上下水道課長

内　田　　勝	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長
大　塚　　晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成27年嵐山町議会第１回定例会第４日の会議を開きます。

これより開会いたします。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　河　井　勝　久　議　員

○青柳賢治議長　それでは、最初の一般質問は、受付番号５番、議席番号８番、河井勝久議員。

初めに、質問事項１の空き家対応についてからです。どうぞ。

〔８番　河井勝久議員一般質問席登壇〕

○８番（河井勝久議員）　おはようございます。８番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

私は大きく分けて３点を質問いたします。

まず、一番最初に、空き家対応についてでありますけれども、既にこれまで空き家対応については、幾人かの議員さんから、この対応、対策については質問もありましたし、私も前々回の中では質問させていただきました。その中で、もう既に全国でも300以上の自治体が、この条例をつくっているという中にあって、国も特別措置法が既に決まって、それで県あるいは自治体にもどのような形で空き家対策をしているのかというのは示されてきているわけでありますけれども、とりわけ本町におけるこれ

までの対応等について、お聞きしてみたいというふうに思っております。

空き家の放置の問題点、これが原因がどこにあるのか。これはさまざまなものが今までも話されてきたわけでありますけれども、家の建て替えでそのまま放置する、あるいは他の市町村に引っ越してしまって、そのまま放置してしまうと。取り壊し等にいろんな諸経費がかかるということで、そういうところに問題点があるのだという形はこれまでも回答に示されてきたわけでありますけれども、さらに私のほうでお聞きしたいのは、まず（１）としましては空き家の取り壊し、それから片づけに相当の費用、経費がかかるというふうに聞いておりますけれども、この建屋の坪数にもよるわけでありますけれども、おおよそどのくらいの費用を必要とするのか。これは全国的にも違ってくるだろうとは思うのですけれども、例えば嵐山町ぐらいの自治体での取り壊しというのが、どのくらい費用がかかってくるのかお聞きしておきたいと思います。

（２）といたしましては、取り壊した後、更地にして宅地になっているわけですけれども、その場合の固定資産税は、家が建っているときと変わらないのかどうか、ここをお聞きしておきたいと思います。

それから、土地の評価については、取り壊した後に高くなるのかどうか。これは東京近郊の都市によっては逆に高くなるよというふうにもお聞きするので、壊さない家もあるというふうに聞くわけでありますけれども、これはどうなのでしょうか。

それから、更地にした場合も次の土地利用というのは当然あるわけでありますけれども、これに対する税の減免、次の利用が始まるまでは、例えば高くなる、取り壊した後に、評価額を含めて税が高くなるという形になってくると、その間の税の減免というのが考えられるのかどうか、この３点についてお聞きいたします。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）について、大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

一般的な家屋の解体費用は、木造で坪当たり２万円から４万円、鉄骨で坪当たり３万円から５万円、ＲＣ、鉄筋コンクリートづくりで坪当たり３万円から６万円と言われています。

一般的な単価に含まれる費用は、解体費、養生費、廃棄物処分費、事務処理費など

ですが、家屋の場所によっては重機が使用できず、人力での作業となる場合や、近隣トラブルを防ぐための防音対策のための養生設置などは料金が割高になるようです。解体費用はさまざまな条件で費用が決まりますので、同条件で複数の業者から見積もりをとり、内容を比べて、納得した業者と契約するようホームページや広報紙等を通じて、住民に周知をしてまいりたいと考えております。

続いて、質問項目１の（２）についてお答えいたします。住宅用地、住宅の敷地に利用されている土地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。小規模住宅用地とは、200平方メートル以下の住宅用地をいい、課税標準額については価格の６分の１の額とする特例措置があります。また、一般住宅用地とは、小規模住宅用地以外をいい、例えば300平方メートルの住宅用地であれば、200平方メートル分が小規模住宅用地で、残りの100平方メートル分が一般住宅用地となります。課税標準額については、価格の３分の１の額とする特例措置があります。

一方、店舗、事務所用地や住宅を取り壊したことにより、住宅の用地として利用されなくなった敷地については、住宅用地の特例措置がありませんので固定資産税は高くなります。ただし、非住宅用地については、価格の70％を課税標準額としますので、小規模住宅用地と比較しますと、その差は平均して４倍弱となります。なお、評価額は変わりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（３）について、安藤副町長。

○安藤　實副町長　私のほうからは、質問項目１の（３）につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

現行の制度では、ただいま課長からご答弁申し上げましたとおり、住宅を取り壊すと特例がなくなりますので固定資産税が高くなると、こういうことに対しまして取り壊しが進まないという問題点があったわけでございますけれども、お尋ねは現行の制度の中で取り壊しを行った場合の減免措置を考えられないのかと、そういうお尋ねだというふうに思います。特別措置法の施行を受けまして、平成27年度の地方税法の改正が予定されておるわけでございますけれども、このまま放置をすると保安上危険または衛生上有害と認定された「特定空き家」というふうに言われておるわけでございますけれども、この特定空き家につきましては、固定資産税の優遇措置から除外をさ

れるというふうに制度が変わるようでございます。

これは特定空き家等の除却、適正管理をその所有者に促しまして、市町村による空き家対策を支援するという観点から必要な措置が税法上講じられたものでありまして、町といたしましては、まずは法の趣旨にのっとりまして、今後、空き家対策を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　今、そういうので取り壊しについてお聞きしたわけでありますけれども、これだけの費用がかかるわけであります。ざっとこういくと、通常の大体50～60坪の面積のところに建っている家というと、20坪から25～26坪ぐらいの家だろうと思うのですけれども、およそ200万円以上かかっていくのかなと、いろんな諸経費を入れてもそれ以上になるのだろうと。さらに大変なのは、業者が誰に頼んでいいのかわからないという、解体そのものの業者もわからないという方もかなりいるという話は聞きます。それによっては、完全に産廃ですよという形で費用を取られていくと。あるいは、それぞれ分別しますと、さまざまな形で、鉄骨類だとか、木材だとかさまざまな方法で分けられていくと、いろんな形で、請負業者によっては、逆にそれが販売できたりなんかして自分たちの利益にもつながっていくという形で、さらにそれらをうまく精算をして、それでいて、その分を逆に解体のほうに差し引き計算をされるということも聞いたこともあるのですけれども、解体しないほうがいいやという形での放置というのが、そのことによってあると。

とりわけ置いていってしまって、他市町村、例えば東京のほうに引っ越してしまうと。新たにそこに自分の家族等が残ってくれるのかどうかの問題については、なかなかこっちのほうまで来て、そこに住もうという形にはしないので空き家になっていると。あるいは買い替えによって、後でその土地を誰かに売れれば、それでいいだろうという形も出てくるのだろうと思うのですけれども、こういう面でいきますと、例えば町やなんかでも、これからこういう問題について、その所有者に対していろんな、措置法の関係で出てくるのだろうと思うのですけれども、どういう形で相手にこの問題について連絡をしながら、なるべく早く解体するというふうな形での、いろんなそういう解体業者までも含めての案内やなんかはするつもりはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　家屋の所有者についてのそういった空き家の適正管理についてのことだと思いますけれども、この間施行されました特別措置法によりましても、家屋の所有者につきましては、第３条で家屋等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正管理に努めるものとするというふうに法律のほうでも、何しろ所有者についての責任も法律のほうに第３条で載せられています。こういったこともありますので、所有者の責任、それからまた、そういった解体業者等の情報につきましても、ホームページだとか広報について、そういった啓蒙するように努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　所有者に対して、例えば適正な管理を行われているか行われていないか、これは今までも300何戸か嵐山町にあるという報告があったわけでありますけれども、これはどのくらいの年数がたって、さらにその適正管理されていないと。あるいは、農家なんかですと、母屋を建て替えて、そのまま前の家は放置したまま、放置というか物置やなんかに使っているという形に見えるような、かつて昔はよく隣組制度が確立されていて、母屋を建て替えれば、その片方の古いほうの家は野焼きしたり、お互いに手伝って家を壊して、田んぼの真ん中で燃やしたとか、そういうことができたわけですけれども、今、それができない状況になっているという形になってくると、近所の人を頼んで、あるいは重機も入らないという家もあるという形では、なかなか壊せないというのもあって、そのまま放置されてしまうというのもあるらしいのですけれども、その適正なという形での適切な管理というのが、この家は行われているのか行われていないのかというのは全て把握できているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　平成24年、25年に空き家の調査をいたしまして、町では292戸の空き家があるというふうな調査結果できております。そういったことで、そういった調査のもとでのあれはできているのですけれども、実際現状について、今現在の状態を全町について把握しているということではございません。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　道路に面していて、それが倒壊して道路やなんか支障するとか、さまざまなものが、これから出てくるのだろうと思うのですけれども、そういう面でいくと、あるいはその建物がある敷地の中の木やなんかが、そのまま放置された状態で道路やなんかを支障するとか、あるいは歩道に枯れ木になって枝が倒れるとか、落ちてくるとかというのもあるのだろうと思うのですけれども、そういう問題を町として、例えばどのくらいの期間を設けて、それの調査というのはできるものでしょうか、そこら辺は検討課題に入っているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　現在は、こういった法律が施行されたばかりでありますので、具体的な取り組みというのは、まだ考えていないところであります。今までにつきましては、町の条例でもちまして、その都度、苦情等ありましたら個別に対応をしてまいりました。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　これは、これからのいろんな調査活動によって、町から所有者に対していろんな形がとられていくのだろうと思いますけれども、こういう面でいきますと、国の措置法ができて、町が条例をつくるかどうかは、これからの問題だろうと思うのですけれども、そういう面も含めてぜひ適切な対応をとっていただくと。それが空き家が放置されていることによって、安全上の問題、さまざまな問題も出てくるわけでありますから、ぜひそこら辺の検討をしていっていただきたいと思います。

それでは、（２）番に入りたいと思います。取り壊した後の関係で、小規模住宅の税、あるいは一般住宅用地関係の税、それから店舗等のものもそれぞれあるようでありますけれども、課税の問題で、その土地によっては全然評価が変わってくるという形で、土地そのものが高くなるというので、これは特別、大都市やなんかにはそういうものが見られるということであります。当町の中では、こういう問題では、税の関係でそういうところが発生するところはどのくらいの箇所が見られるのか、お聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　お答えします。

固定資産税の評価については、宅地については、まず不動産鑑定士、これによって評価額を決定しております。市街化区域については路線価、調整区域については各大字ごとで、あと小字ごとに価格を決定しております。

それで、先ほど言った特例の関係ですけれども、特例の関係は評価額、小規模住宅については評価額の６分の１を課税標準額としています。その課税標準額に1.4％を掛けたのが税額になります。住宅用地については、評価額の３分の１、これが課税標準額になりまして、そこに1.4％を掛けたのが税額になります。それと、家を取り壊したり、更地ですけれども、先ほど大塚課長のほうでも説明ありましたけれども、これ価格の70％を使用します。それに1.4％を掛けたものが税額になります。いずれにしても評価額については、更地の状態と、あと住宅が建っている状態、これは同じ額です。税額面で特例措置があるということです。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、一般の人が考える場合に、取り壊ししなくても、そのまま建てておいたほうがいいなという考え方になっていくということは考えられないですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　いずれにしても評価額は同じです。税額が違ってくるということです。だから、先ほど大塚課長のほうの説明ありましたけれども、税額については４倍弱違ってきます。いずれにしても住宅が建っている状態と更地では、税額には差があります。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　これは、所有者のそれぞれの考え方もあるのだろうと思うのですけれども、この辺がはっきりさせられてくれば、さらに所有者は、そのことについて、ではどうしたらいいのかという相談も出てくるのだろうと思うのです。ですから、これらはやっぱり相手にいろんな通告をする都度に、こういうふうに変わります

よという形を示していったほうが、相手にとってはより親切になるのかなというふうに思っているのですけれども、一体どのくらいかかるのかわからないのだったら今までのままでいいやという形になってしまうのだろうと思うので、そこら辺の案内というのは同時に考えていくという考え方はあるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　税法面では、先ほど安藤副町長のほうから説明ありました。それと、この特例法ですけれども、判断基準、これを５月下旬までに判断基準を定める方針ということで、この間新聞にも報道されておりますので、そこをこれから国の動向を伺っていきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　ぜひ、そういう形で進めていっていただければというふうに思っているところであります。

それでは、（３）に移らせていただきますけれども、ここら辺のところも先ほどの（２）番の問題ともあわせて、やっぱり更地にして、さらに土地利用をしていきたいと、あるいはいろんな形での利用方法が出てくるのだろうと思うのですけれども、なかなか今の状況の中では、持っている土地そのものが、とても転売できない、あるいは再利用するにはご近所との関係も出てくる、あるいは建蔽率の問題も出てくる。そういう中で、何とか相手が、とにかくそういう面では、短期間の中にやっぱりそこを処理してもらわなければならない問題もあるのだろうと思いますので、そこら辺では次の利用価値というか、利用方法が見つかるまでの間というのは、これは先ほども副町長が申しているのですけれども、減免というのはできないものなのでしょうか。このことによって、かなり早まるという可能性もあるというふうにお聞きしたこともあるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　この空き家の問題は非常に大きな社会問題でございまして、議員さんおっしゃられるように、税が取り壊しすることによって高くなってしまうと、これでは進まないではないかと、本当にご心配いただいているとおりだというふうに思い

ます。そこのところの考え方なのですけれども、国を挙げて空き家問題に取り組むに当たって、今、税を減免して建物を取り壊してもらうのか、そうではなくて、国が考えたことは住宅用地の特例、税が安くなっている分を、建物をそのままにすると課税を強化しますよと、そういうふうに転換をしたわけなのです。

これが2016年からというふうなことになっていますので、まだ１年ぐらいあるわけですけれども、そういうふうな状況の中で、嵐山町とすると、この空き家問題にどういうふうに取り組んでいくかというふうなことになるわけです。そうしますと、実態調査は終わっておりますけれども、ちょっと年数を経ていますので、現状をまず調査しなければならないと思いますけれども、有効活用ができる空き家と、もう取り壊してもらわないと本当に近所迷惑だよと、そういうふうな空き家と、それをまず区別をするというふうなことになると思います。

まだ十分に使える空き家については、今年、新年度において、例えば子育て世代がリフォームをして使いたいと、そういった場合には、そのリフォームの補助制度をつくりましょうと、ぜひ空き家はもったいないですから有効活用してくださいと、そういうふうな制度をつくります。それから、空き家バンクというふうによく言われますけれども、利活用可能な空き家については、ぜひバンクを整備して有効活用を図っていかなければならないというふうにも考えております。

ただ、その一方で、どうしても環境上有害であると、あるいは危険であると、近所迷惑だと、そういうふうな空き家は、何としても所有者の方の責任において取り壊しをやっていただきたいというふうなお願いをするわけですけれども、法律がきちっと今度整備ができましたので、指導、勧告、命令、それでも取り壊しがされない場合には行政代執行、町が取り壊して、その費用を所有者に請求すると、そういう強い措置までできるような法律になりました。

それを実施するかしないかは今後のことになりますけれども、現時点においても全国的に400近い市町村が、条例をもって行政代執行までやっている市町村もあるのです。ですけれども、大体取り壊しされないような人は、市町村が取り壊し、その費用を請求しても、なかなか支払ってくれないというふうなこともあるのだそうです。そういうこともあって、取り壊しをする場合には、一定の助成をして取り壊しをしてもらうような制度をつくっている市町村もあるというふうにも聞いております。

この空き家の問題は大変難しい問題でございまして、新しい法律の中で市町村に調

査権ですとか、今申し上げました行政代執行権ですとか、そういうことが付与されましたので、そういったことも頭に置きながら、嵐山町としてとれる対策を検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　空き家そのものを放置しているというのは、その所有者の責任というのが第一だろうと思っているのですけれども、今後、税の問題も含めてどうするのか、これを町の中で十分検討していただく必要があるのかなと。というのは、国の措置法の関係もありますので、それは条例までいくかどうかわかりませんけれども、ちゃんとした検討をして、やっぱり所有者に通告していくと。

１つ、代執行の問題で、例えば代執行をかける場合に、裁判所の許可をもらうとかいろんな形が出てくるのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺の通告をとるまでのいろんな必要な措置は、どういうふうな形になっているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　このことにつきましては特別法がございますので、法にのっとってやることになると思いますけれども、まだ嵐山町経験したことがございませんので、実施をする場合は法にのっとって、遺漏のないように進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　空き家問題については、これからもさらに課題が出てくるのだろうと思いますので、十分町のほうで検討しながら対応していただければというふうに思っています。

それでは、次に進みます。大きな２番ですけれども、昨年の２月に２回ほどの大雪に見舞われまして、14日の日の大雪は町内でも大きな災害、支障を来したわけであります。この対応については、これまでも多くの議員さんから町に対する対応、あるいは今までの復旧等については、それぞれ質問がされてきて、町は町なりの対応をしながらきたわけでありますけれども、とりわけ農業ハウス等については大変な被害をもたらして、国や県による復興は進んできたと。

とりわけまだ埼玉県の北部地区では、農業ハウスなんかについては６割程度の復旧率しかないという話も出ているわけでありますけれども、（１）といたしまして、もう１年たったわけですから、町内全体被害の割合はどのくらいだったのか。それから、それぞれ片づけの問題で、カーポートだとか農業ハウスやなんかも含めて、町のほうで、この対応で駐車場を使って廃材等を集めて、それで町民に協力してきたわけでありますけれども、その量、庁舎に集積された量はどのくらいだったのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、（２）といたしましては、農業ハウスの復旧がどのくらいまで嵐山町としては進んだのか、あるいは今、農業者の高齢化なり担い手不足だとか、今まで建ててあったハウスで、仕方なしにそこの中で農産物をつくってやってきたという人もいたのだろうと思いますけれども、これを機に農業をやめてしまうとかなんとかという考え方を持った人もいるのかどうか、その辺のところは私としても把握はできないわけでありますけれども、状況によって農作をやめてしまった農家が出たのかどうか、そこをお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　初めに、質問項目２の（１）につきまして、お答えいたします。

昨年２月14日の大雪による主な被害の状況ですが、住宅の屋根、ベランダ、テラス、テレビアンテナ、物置、附属家、カーポート、自動車など1,669世帯で被害に遭われ、町内全体の被害の割合は22.8％になります。昨年４月14日から５月25日まで行った災害廃棄物処理事業では、大型の木くず等2,100キログラム、金属類1,700キログラム、スレート波板等１万1,550キログラム、廃棄プラスチック類1,540キログラム、農業用ビニール類1,590キログラム、瓦れき、コンクリート廃材5,770キログラムを処理いたしました。

続いて、質問項目２の（２）につきまして、お答えいたします。町で把握している２月の大雪の際の農業用施設の被害は68棟で、39人が被災されました。その内容ですが、国の事業である被災農業者向け経営体育成支援事業の実施を希望された方は、施設を撤去して再建された方が23棟で11人、撤去のみで跡地を露地栽培等で営農再開された方が10棟で４人でしたが、重複している方がおりますので33棟で14人です。

施設を撤去して再開される23棟のうち、再建が完了していると町で把握しているのは現在17棟です。残りの６棟のうち１棟は３月中に完成すると見込まれており、残り５棟が４月以降に完了する予定となっております。

また、２月の大雪による施設の倒壊を直接の原因として農業をやめられた人がいるという状況は、町では現在把握しておりません。２月の大雪の後、町では独自に現地調査を行いながら、県、農協及び共済組合とも連携をとるとともに、農業者に声かけをしながら、できるだけの状況把握に努めました。また、区長回覧や説明会を２度にわたって開催するなど、情報の周知徹底を図ってまいりました。

そういった状況の中、国の事業を希望されなかった方は、国の事業の要件とはそぐわないこともあり、自己資金や共済を利用して再建される一方、年齢上の問題や経営上の問題により、農業用施設の再建を断念されたというのが現状のようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　これだけの被害が出てきたということで、それに向けてさまざまな再建策がとられてきたのだろうと思いますけれども、町で被害者のさまざまなものを集めまして、それを担ってきたわけでありますけれども、これだけのものが役場施設の中に集積されたと。相当な量だったのだろうなというふうに思っているのですけれども、これの処理は小川町の環境センターのほうに運び込んだのでしょうか。あるいは、それぞれ分別されたわけでありますから、町でほかの業者に新たな委託をしてやったのでしょうか、処理をしていったのでしょうか、お聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　分別をいたしまして、分別した廃棄物ごとにそれぞれの処理場所に持って行きました。例えば、可燃物の大型の木くずにつきましては、小川地区衛生組合のほうに持ち込み処理をいたしました。それから、金属類につきましては、川島町にありますメタルリサイクルという会社に持ち込み処理いたしました。それから、スレート波板につきましては、加須市のダイヤ整環という処理施設に持って行き、処理をいたしました。それから、廃棄プラスチック類、農業用ビニール類につきましては、エコ計画のほうに持ち込み処理をいたしました。それから、瓦れき、コンクリ

ート廃材につきましては、鳩山町の三河解体という業者のところに持ち込み、処分をいたしました。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、中爪の衛生組合に持っていったのは木くずだとかなんとかということなのですけれども、それぞれこの持ち込みについてはどのくらいの費用を要したのでしょうか。一般の経費の中で、これを対応されたのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　この災害廃棄物処理事業につきましては、平成26年度の災害廃棄物処理事業の国庫補助の対象になっております。それで、全ての事業に要した経費が、297万8,680円事業費としてかかりました。その中で、補助の対象にならない分が10万710円ほどございまして、補助対象の額が877万7,970円というふうな形で、この補助対象の２分の１が補助になるということで、国からの補助ということで143万8,000円の補助が補助対象で国のほうから入ってきております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、町のほうに入ってきた利益というのは、例えば幾つかのところに搬入していると、金属類だとかなんとかそういう形になっているのですけれども、それの利益というのは上がってこなかったのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　金属類につきましては、金属類ということで有価物で処理いたしまして、３万8,556円売却代金が入ってきております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　わかりました。それぞれ廃棄物ですから、そんなにそれが利益として返ってくるということはないのだろうと思うのですけれども、これだけのものが処理できたということでは、町民そのものは喜んできているわけですけれども、それは一般会計のほうに入ってくるわけですか。それとも、その辺のところでは国庫

補助を受けているので、国のほうにまたそれを還元していくとかということはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　先ほど申し上げました金属類の有価物の売却代金につきましては、事業費の中で相殺しております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　わかりました。

それでは、（２）番に移らせていただきます。農業ハウスにこれだけの被害が出て、今、まだ復興に向けて、あるいは復旧に向けて進めている農家もあるわけですけれども、この中では約半分になっているのかなというふうに思っているのです。そうすると、どういう形でかまだはっきりわからないのですけれども、先ほども課長さんの答弁で、こういう形になっているというふうにあるのですけれども、嵐山町が農業そのものについては大変生産量というのは落ちているという形で、これからも地域創生の関係の中では農業というのは大事な問題なのだと。それは地域的に一遍農業生産力を上げてもらうというのも一つの国の政策としては出てきているわけなのですけれども、今、国全体でも食料自給率が30％台と。何としても40％～45％に持っていこうというのは、これは長年の国の懸案ですけれども、そこまでいかない中でＴＰＰ交渉やなんかの問題もあって、何としても地域力をつくっていくというのは農業生産力も上げていかなければならないだろうというふうに思っているのです。

このハウス栽培の人たちが、嵐山の直売所やなんかに出している人もいるのだろうと思うのですけれども、ぜひこういう面でさらに農業として、その農業生産者あるいは、そのような人たちにさらなる対応というのはどういうふうに考えているのか、お聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　今回の大雪の被害に際しまして、直接の原因で農業のほうをやめられた方はいないということで、まずは幸いなのですけれども、引き続き町でも国や県、あるいはまた農林振興センター、関係機関といろいろそういった連携をとり

ながら、農業者にできる支援を続けていきたいと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　これからも適切な指導をしていただいて、町内のハウス栽培は、かなり米と同じように農業の中では野菜等含めて、野菜、花もあるのでしょうけれども、大事な農業政策の一つになっているのだと思いますので、ぜひ町のほうでも十分な対応を進めながら、さらなる発展を示していっていただけたらばというふうに思っています。

それでは、３番に移らせていただきます。こども医療費の窓口払いの廃止についてでありますけれども、これは昨日の佐久間議員さんのほうからも質問ございました。これまでの嵐山町の対応についてはどうなのかという質問が出てきたわけでありますけれども、議会開会日の町長の施政方針でも、この問題については子ども・子育ての面からも十分考慮しながら、窓口医療の廃止を打ち出してくれたわけです。これは私も大変ありがたいことだなというふうに思っているのですけれども、そういう面で、これまでどのような形で町長がその判断を示すような状況が生まれてきたのか。

これは、ちょっとここでもありますけれども、こども医療費の窓口払いについては、子育て中の保護者から町の対応に対する不満の声が大きくなっていると。これは私も耳にしていたわけでありますけれども、署名活動も始まったと。あるいは、それが終わったのかどうかはまだわかりませんし、町に陳情があったのかどうかも全体的に把握しているわけではありませんけれども、そういう中で町民の声が大きくなったのかなと。近隣の市町村が既に窓口払いを廃止しており、町はこれまで負担差額を学年教材費等の、これ予防注射等も入っているわけでありますけれども、支援事業に置きかえてきましたけれども、教材費負担は別事業として考え直すときに来ているというふうに私も今考えてきたわけであります。

子供が突然の急病等になって、診療による医療費等の医院、薬局への窓口払いの対応について、当然お金を持ち合わせていなかったとか、子供弱者の問題も含めて、ひとり親家庭あるいは生活困窮者、こういう人たちもふえている中では、そういう問題で小銭を持ち合わせていなかった、お金を持ち合わせていなかった、あるいは子供を抱えての窓口への支払いの煩わしさに対する不満があって、なぜ町はできないのか、乳幼児を持つお母さん方の大きな声が出ていたということなのです。

これは、私もお医者さんからも聞いたのですけれども、お医者さんとしても子供を抱えての支払い、あるいは２人、３人持っている子供さんが風邪などインフルエンザなんかにかかると、一緒になってしまうということもあって、そうすると２人、３人を連れていって、それで財布からお金を出したりなんかするのが本当に大変なのだと。１人誰か看護師さんに見てもらわないと、とてもではないけれども、そういうことができないよとかなんとかがあったということなのですけども、そういうお医者さんの声も何度かお聞きしました。

なぜ町ではできないのかが乳幼児を持つお母さんの声であって、それがきのうも佐久間議員さんの質問の中でも、近隣市町村でこれだけとこれだけの町がこうなっていますけれども、嵐山町については、こういう状況で窓口払いについては受けていないですよという形で張り紙をしてあるのも私も見ましたけれども、そういう形でなぜという声があって、これがやっぱり今の乳幼児を持つお母さんの声であって、町の対応に失望し、他町に転出していった人が何人かいると聞きました。

国が、今、地域創生政策事業を打ち出して、地方活性化と将来の自治体のあり方を考える人口増のための諸策、子育て社会の実現に向けての課題を出しています。町は、どのように地域創生に進めるのかが問われておりますけれども、町に住む若い人たちから魅力を感じない町にならないよう、子育て支援と医療費の窓口払いの廃止も、その一つとして検討すべきだと思いますけれども、対応についてお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　河井議員さんにお答えさせていただきます。

国においては、子ども・子育て関連３法が制定をいたしました。子ども・子育て支援新法では、子供の最善の利益が実現する社会を目指すとの考えを基本として、質の高い幼児教育や学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡充、地域の子ども・子育て支援等、総合的に推進をしていくこととしています。

本町では、子ども・子育てにより一層力を注いでまいりたいと考えているところですけれども、平成26年度におきましては若草保育園の建て替えに補助をし、定員数をふやしました。また、アイプラザを廃止をし、改修を行い、子育て支援センターを新年度オープンいたします。子ども・子育て支援事業計画も委員さんのお骨折りをいた

だきまして策定をいたしましたので、新年度から計画に基づきまして、それぞれの事業を実施してまいります。また、定住促進事業も着々と進展しております。

こういった取り組みの中で、今まで窓口払いをお願いをして、廃止をした場合に予測される事業費の増額分の代替事業として、小中学生の学年費補助、予防接種費用の助成、保育料の減免等を実施してまいりましたけれども、少子社会への対応や子供貧困も全国的な課題となっておりますし、医療費の適正化、そしてもう一つ、健康づくりの意識づくり、これらも一定の成果がありましたので、事務手続を踏まえて新年度中に窓口払いを廃止をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　今の答弁は、施政方針、さらには、きのうの佐久間議員さんの質問の中で、具体的な問題については代替事業の費用だとかなんとかというのは出ていましたから、改めてその問題について細かく聞くのは私のほうでは遠慮して、きのうの中で大方理解していましたけれども、これまでも学用品の関係だとか、さらには予防接種の問題については、そのまま継続されているということでありますから、それでいくと、今の子育て中の保護者、お母さん方は大変喜んでくれるだろうと思っています。

今、もうネット社会なのです。若いお母さん方も、スマホの電話機をみんな持っているのです。それで、どこの町が一番住みよいかというのをそれ流しているのです。私、それ聞きました。子育て中の若い人たちが自分の子供をどうするかの問題については、確かにここに来て、役場のほうでいろいろとお聞きする子育て中の問題については、放任やなんかもありますけれども、そうではなくて、それを通して、この問題についてはどうしたらいいのかというのをどんどんやりとりして、例えば熱が出たときこうしたらいいよとか、あるいは子供がこう言ったときはこうしたほうがいいよとかというのは、どんどん、どんどんそういうので教えてもらえるというのです。

今、若いお母さん方がどういう形をとっているかというと、住みよい町はどこか、自治体はどこかというのをそういう中で出していると。これ、ちょっと私もあるところで見せてもらいました。今、近隣市町村の中で住みよい町はどこかというと、滑川町と出ます。これは既に皆さん、ご承知だろうと思いますけれども、３年保育はやられてきているし、こども医療費も無料化されていると。給食費も無料だとか、そうい

うものをとってくると、お母さん方というのはそれを持っています。

それで、次に、ではどこがあるかというと、東松山市の高坂地区だそうです。ここは大型店が進出しています。ピオニウォークというのですか、その周りにまた大型店がいっぱい出てきています。子育ての関係を見ても、そういうものを売る店舗も出ているということだそうです、私はそこには行ったことないのですけれども。

それで、もう一つ、あそこには動物公園があるのですよね、これは県営なのですけれども。そうすると、小さい子供をそこに連れて行く、遊び場所がちゃんとあるというのです。そうすると、やっぱり高坂地区というのはすごく子育てに適しているところだというふうにお母さん方は連絡をとっているというのです。それを考えると、そうなのかなと。

嵐山町は、そこのフィットネスパーク、あるいは各地域にある子供交流広場ですか、これどれくらい利用されているのかといったら、余り利用されていないのが、これまでも何度も何度も出てきました。私ども今、委員会の中では、閉会中の特定事件としては子育てについてはいろいろとやっていますから、これどうのこうのというのは聞きませんけれども、やっぱりここなのだろうと思うのです。そういうものを通しても、政治的なものを判断する一つの材料にしているのかなと。

ある市について、この問題は政争の中で首長選に、あの町長さんはこういう子育てをしてくれるから、あの町長さんに投票しようねという、ツイッターではないですけれども、そういうものが今は出てきているというのです。ですと、私なんかそれだけに使いこなすことはできないですけれども、そういう状況だそうです。

これがやっぱりあると、嵐山町というのはこうなのかなというのがあったのだろうなと思って、そこにいろんなものが出てきて署名活動やなんかも始まってきたのだろうというふうに思っているのですけれども、そう考えると、今後、そういうものに対する対応というのは、町はしっかりしていかなければならないだろうというふうに思っています。

私も、ああしよう、こうしようというのは、これからの問題ですけれども、一応27年度ということで町長表明しています。きのうの中では、いろんな手続等もこれから必要になってくるだろうと思いますので、おおむね27年度のどのくらいの時期にそれができるのか、半年後なのか、あるいは年度末になってしまうのか、そこら辺はどういうふうに考えているのか、その点だけをお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

今、いろいろお話いただきましたけれども、今までの議会の中で各委員さんからいろんなお話を聞いてまいりました。何で嵐山町だけやらないのだ、みんなやっているではないかという話というのは、ずっと来ていたのです。だけれども、きのうからお話をしていますように、考え方なのです。医療費も子ども・子育てに金がかかる。学費というか、子供を育てる全体の中の教育費というのも金がかかる。同じ人が払っているわけですから、だからどちらをどうとるかということなのです。

それで、一番の問題というのは、医療費を窓口払いで要するに払わないで、無料でできるかということ。その窓口払いではなくて、医療費を無料にするのというのは、嵐山町は先行して中学生まで無料化、医療費は無料にしますよ、周りに先行してやってきたわけです。ですけれども、それはそれとしてやってきたのだけれども、そのほかに、いずれにしても今の子育ての状況の中で、学費といいますか、教育に金かかるというのは、みんな言われていることなのです。子供を１人欲しいのだけれども、教育に金がかかるからなというようなことがあるわけです。それで、その中で考えて、医療費は無料でやらせていただいているので、ほかの教育費のところをその分、みんなが協力していただいた分を教育費のほうで出したらどうだろうということでやってまいりました。

ですから、お預かりした税金を住民の皆さんにお返しをする部分というのは、同じ割合でやってきた。同じというか、それより多くなって出していると思うのですけれども、そういう状況で今までやってきました。ただ、医療費をただのほうがいいよという町民の人も多いわけです。それで、片方のところは、いや教育費の学年費に２万円、１万円、そのほか予防接種ですとか、そういうところにやっていただいているもののほうがいいよという町民の方も多いわけです。そういうところで町民の皆さんに説明をしながらやってきたわけですけれども、一定程度の成果が出たというふうに私、見ているのです。そうすると、何で嵐山町だけやったかということなのです。

今、一般的に言われているコンビニ診療といいますけれども、簡単にかかれる、これです。それで医療費が上がってしまうということなのです。医療費が上がってしまうというのは、誰が困るかといったら、みんな自分たちが払った税金が、そこのとこ

ろに行ってしまうわけですから、それより、そこのところにかからないで、ほかのところに行ったほうが、同じ税金が有効的に使えるのではないかという考え方があります。ですから、そういうような考え方をすると、医療費を何としても抑えなければ。ただ、かかってはいけないということではないのです。必要なのは、予防接種もそうですし、健康診断も早目に受けていただいて、いざ何かあったらかかってもらう。当然そういうことなのですけれども、そういうことの医療を使う。

ただ、コンビニ診療で、ちょこっと行って。そうすると大体1.2％～1.25％、きのうも佐久間議員さんにお答えしましたけれども、それだけぽんと上がってしまう。そういうことをやめてもらおうよ、みんなで考えていこうよ、有効に財源を使おうよということでやってきたわけですけれども、それが一定程度、嵐山だけ何でという話の中で、医療というものについて考えが大分進んできているのではないか。

そういうようなこともあったり、また今、全国的に子供の貧困ということが言われています。それで、一般的に子ども・子育ての世帯の年収と、それからひとり親家庭の、特に女性のひとり親家庭の、しかも臨時だとかパートだとかにお勤めをしていただいて、ちょっと超えている方との差というのがかなりふえてきてしまった、大きくなってきてしまったのです。一般の子育ての正規のところに勤めているご家庭の年収と、今話したような方のパート、アルバイトの年収とで差が出てきた。それで、そこの部分のところの人に対する手当てというものが、やっぱりいろんな形で考えていかないとというのが、今言われている格差の一番根源的な問題なわけです。

ですから、そういうところを考えると、一般のここのところの人たちは、今までのほうが、教育のあれにやってもらったほうがいいよという町民の人も多いわけですけれども、そうでなくて、いざというときにちょっと困るよというような人たちも何十％かいるわけですから、その人たちにしっかり目を向けていかなければいけないというようなことで、今回こういう決定をさせていただきました。

それと同時に、国でも今、子ども・子育てに大きくカーブを切って、今まではどちらかというと、高齢者、お年寄り、今まで日本の国をつくってきてくれた、先導してきてくれた人たちを敬う気持ちもあり、お金を出して年金も、それ、これもというようなことでやってきたけれども、そっちはちょっと遠慮していただいて、子ども・子育てのほうをやろうよ、大きくカーブを切っているところなのです。そういうところに嵐山町でも呼応して、今回、こういうことにさせていただきました。

それと、もうちょっと言わせてもらいますけれども、これなのです。きのうも言いましたけれども、きのう、10個の県を話したのです。青森、岩手、大阪、島根、山口、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、こういうところでは、半分あるいは半分以上が、まだ就学時前といいますか、小学校に上がる前まできり子ども医療費というのがただになっていないのです。そこから上は、まだ全然。だから、こういう国の中で大きな、何ていうのですか、矛盾といいますか、健康的に子供を育てると憲法25条に書いてある中で、こっち方は、ただ医療にかかわって、今言ったところというのは、小学校へ上がる前きりで、後のところは自分で払えという、こういう体制がとれているというのは、国の中だって大変な問題だと思うのです。

だけれども、そういう状況の中でも、この地域のように窓口払い、中学生まで全部無料に。それで、高校までというようなところも出ているわけです。そういう中で、今、お話のように住みよいまちづくり、これはよく週刊誌でも、いろんな月刊誌でもあれされて、１番は吉祥寺なんていうのは、よく出るわけです。そういう中で、今お話のように滑川町、それから高坂地区という話がありました。こういうものはしっかり参考にしていって、そういうところを目指していかなければいけないなというふうに思うのです。

滑川、東松山、高坂、坂戸、川越、東上沿線のところでこれも何ともしがたい差になるわけですけれども、土地の評価額が全く違ってきてしまうわけです。向こうのところ、東松山と坂戸が、東松山が流れたと言っても坂戸にかなわない。というのは10分か15分そこのところ、東上線の都心への時間が足りないだけで格差が縮まらない。ですから、森林公園あって、月輪があり、嵐山があり、小川がありというようなことで、そこのところも土地の評価がこうなってくる。

それで、よく不動産屋さんに言われるのですけれども、嵐山町にぜひ住んでもらうために嵐山を案内する。それには小川町を案内して、嵐山町を案内して、最後に月輪、森林公園に行ってみてもらって、案内をするのだと。だけれども駅に行くと、東上線の電車の数が、嵐山町のときはこれぐらいのが、向こうのところ、森林公園で、こんなにこう１時間とか、もうそれだけ見ただけで、そうすると値段が幾ら違うのでも、こっちがどうだとか、ああだとかいうような話になってくるというようなこともあって、この土地の魅力というのは何とかしなければいけないと思いますけれども、今度、きのうから言っていますように、その総合戦略、創成会議、何かどうにか地域を創生

をして、魅力を上げてということで取り組んでいきたい。必死になって全国の市町村でやっているわけですけれども、嵐山町でも委員さんにご指導いただきながらやっていきたいというふうに思っています。

それで、今お話の肝心のあれなのですが、きのうも佐久間議員さんからもありましたように、一日も早く、一秒でも早くというようなことをお話ございましたけれども、そういうふうに事務手続のほうですから事務方のほうにも話をして、取り組んでいきたいというふうに思っています。決めたことですから、どうせ早くやるのにこしたことないですから、やっていきたい。

それで、そのほかの事業も代替事業としてやってきたものについても、やれるものはしっかりやっていく。ほかのものについては、いろんなその額も検討しながら、引き続いてやっていきたい。そのほかのことも広げてやっていきたいということで、子ども・子育てについてはさらに拡充をしていきたいというふうに考えています。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　私も今まで、この窓口医療の問題については、町長の言うことを町民の皆さんに説明しながら来たわけです。そういう面では、そのために子供たちの学用品の問題についても、こういう形にしていますよと。ただ、一番不満なのは、医者にかかって、またこの役場まで、さらに還付の問題で申請に来なければならないということもあって、それに来られない人たちもかなりいたという話は聞きました。やっぱり子育てにとって、やっぱりそういう若い人たちがどこのところを選ぶかということになってくる。そこで、嵐山町は、ああ、住みよい町なのだなということになるように、ぜひこれからも私どももそういう形で進めなければならないだろうと思っているのです。

よく聞くのですけれども、町で、かつて嵐山が、こども医療費の無料化の問題では、段階的に上げて、今、高校生までと。そのときは、嵐山というのはすごいなという形で、近隣の市町村も嵐山に学べという形もとって、どんどん、どんどん進められてくると。みんな平均化されれば、そういうことになってきてしまうのですけれども、これが、さらに窓口がこうなりますよという形を、払いがなくなりますよということになれば、一つそれの安心感が出て、では嵐山にと。出ていく人というのは、低所得、それのひとり親家庭で、とりわけお母さんが小さい子供を育てているような人というのは、やっぱりそのことでどこが一番お金がかからない町なのかということを調べて、

それで出て行ってしまうと。嵐山町に来てくださいと、いろんな政策も今打ち出しているわけですから、少なくともその人たちも嵐山町にとどまってもらうという形を進めていただければいいのだろうと思います。私はそういうことも要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

再開の時間は11時25分とさせていただきます。

休　　憩　午前１１時１３分

再　　開　午前１１時２５分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　川　口　浩　史　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号６番、議席番号９番、川口浩史議員。

初めに、質問事項１の介護保険の在宅介護についてからです。どうぞ。

〔９番　川口浩史議員一般質問席登壇〕

○９番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいります。

１番目の質問といたしまして、介護保険の在宅介護についてであります。在宅介護は、施設介護と比較いたしまして、町も費用面から助かっているわけであります。しかし、家族の介護の負担は大きいわけで、町はそこにも目を向けるべきだと考えるわけです。家族の負担を思いやる手当ては必須だと思いますので、お考えを伺いたいと思います。この質問は、過去何回かしてきておりますが、今回もまた取り上げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、質問項目１につきまして、お答えをさせていただきます。

介護保険制度は、急速な高齢化の進展、寝たきりや認知症高齢者の急増等により、介護を必要とする方が増加し、核家族化の進行による家族の介護機能の変化等と相ま

って介護問題が深刻化してきたことにより、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で介護を支える仕組みとして誕生したものです。町では、こうした現状を踏まえ、介護保険制度本来の目的である利用者の選択により、介護サービスを適切に利用できることを基本とし、介護保険制度全体の中で給付と負担のバランスのとれた介護保険の運営に努めております。

しかしながら、介護給付サービスに頼ることなく、重度の要介護者を介護している家族に対しましては、介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減するとともに、要介護者の在宅生活の向上を図るため、家族介護慰労金支給事業を実施しておりますが、平成26年度より制度の一部を見直し、利便性を高めたところでもあり、当該事業の推進により継続して支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　見直しをして、まだまだ不十分なところがあるなというふうに思うわけです。それで、在宅介護者は、今、全町で何人いるのかつかんでいるようでしたら、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

在宅介護者実数ということでの把握ということではございませんが、申しわけございません。居宅介護サービスをお使いになっている方の数で申し上げますと、429名の方が何かしらの居宅介護サービスをお使いになり、在宅の生活を続けていらっしゃるということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　この方が全員寝たきりかというと、多分そうではないと思うのです。寝たきりの人数というのは、今のお話ですとわからないかな、わかりますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

実質的な寝たきり者の調査につきましては、実は民生委員さんが年に一度社会調査

ということでお調べをされているということでございますので、そちらの数字を申し上げます。26年度につきましては、46名、寝たきり者ということでございますが、ただ、その内容を見てみますと、実質的な寝たきり者に該当しない方も多々含まれているのかなと。あるいは、病院に入院をされている方、あるいは施設に既に入所されている方、そういった方も名簿のほうをちょっと拝見をしますと含まれているということでございます。ですから、実質的な寝たきり者については、この数よりもかなり少ない人数であるというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、そちらでつかんでいる数は46人だが、恐らくもっと少ないだろうということですね。答弁にもありましたように、介護保険は、これからは社会全体で介護を行っていくのだということで始まったわけですよね。そういう中で、家族介護、在宅介護が施設介護より経費がかからないということで進めてきて、家族の負担に頼って、この間来て、若干の改正はあっても進めてきているわけです。

改正があったのですから、家族介護の負担は、町長もご自身、両親というか、親を自宅で介護されたというお話を何度もお話ししているわけですから、この負担の認識というのは当然あるわけですよね、ちょっとどちらでもいいのですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

要介護の方が自宅で生活を続けていく、こういったことには当然個人差があろうかと思います。その方の置かれている状況、身体的な状況あるいは家族の状況、これは介護者の機能があるかないか、そういったことも含んで、さまざまなケースがあるというふうに思います。そういったことを鑑みまして、先ほどの答弁の中でも申し上げさせていただきました介護家族慰労金という制度を町では設けています。

この制度につきましては、１年間、介護サービスをお使いにならないで、家族だけの力で重度の要介護４あるいは５の認定をとられている方を家族の力で見ている方、そういった方に対して、その労苦に報いるために年間10万円という慰労金をお支払いをさせていただいておりました。これまで、平成25年度までにつきましては、そうと

は言っても全く使わないというわけにもいかないので、例えば急変した場合もあろうかと思います。そういった場合には、ショートステイ、こういったサービスをお使いになる方もいますが、１週間程度のショートステイをご利用された場合には、それは対象として認めておりました。そういった制度を26年から若干変えまして、そのショートステイに加えて、福祉用具の貸与あるいは福祉用具の購入、さらには住宅改修、例えば手すりをつけます、段差を解消します、こういったサービスをご利用いただいた場合には、対象として見るというような形で制度を改めました。こういった形で対象者を拡充したという形で進んでおります。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　拡大したのを悪いなんて言うつもりはないのですけれども、私が前々から提起しているのは、介護保険を使っていても家族に負担がいっている、そこを認識していただきたいのです。こういう制度を、こういう制度はこれから申し上げるのですけれども、やっぱり家族の負担に頼ってやる以上は、そこに幾らかしらの当然手当というのは、私は支払うべきだというふうに思うのです。

これ魚沼市の寝たきり老人介護手当支給条例なのですけれども、こういうふうに書いてあるのです。この条例は、居宅において寝たきり老人及び認知症老人及び重度心身障害者を介護している者に介護手当を支給することにより、介護意欲の高揚と経済的負担の軽減を図ることを目的とすると。やはり、介護意欲、介護は、町長は経験されたのですから、本当に大変なことをわかっていらっしゃると思うのです。時々悲惨な事件も報道されるわけです。介護意欲というのが、モチベーションが下がる、モチベーションというのか、意欲、意欲だからモチベーションです。下がってしまって、そういう事件が発生してしまっているということで、当町ではないみたいですけれども、でも意欲が下がるという状況は、私の知っているお宅でも、その家族の方も大変だという話をたびたび聞かされるのですけれども、そういう方に対しての手当をしていくべきだというふうに思うのです。

それで、魚沼市は寝たきり者に対して月額5,000円、非課税世帯であれば7,000円を支払っているということなのです。宇和島市、宇和島市ですからどこになるのでしょう、四国のほうになるのですか。

〔「四国のほう」と言う人あり〕

○９番（川口浩史議員）　ちょっとよく聞こえなくて。ここは5,000円を支払っていると。

栃木市、ちょっとネットで見ただけですけれども、ここは3,000円以上こういう手当を支給しているということなのです。

やっぱり介護意欲を持ってもらう。支払っても、それは落ち込むことがあるくらいの大変なことをされていると思うのです。でも、やっぱり町が、その家族を介護している人に対しての、少なくともそういう気持ちを持っていっていただく手当というのは、私は必要だというふうに思うのですけれども、ちょっとこれ町長に伺いたいと。そっちが先、返事できるの、やりますと。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

○９番（川口浩史議員）　どっちでもいいですけれども。

○青柳賢治議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

川口議員さんからは、この問題、前にも質問を受けている内容なのです。それで、答えは前と同じになってしまうのですけれども、もちろん介護をやっている人の苦労というのは、本当によくわかるのです。それで、介護保険を使っているから、それで済むという問題ではないのもおっしゃるとおりなのです。しかし、介護保険制度を変えていかないといけないという現状はあるわけです。結局、介護する体制というものが追いつかない状況があるわけです。ですから、次から次に新しい方法を考えて、やり方を考えて、それでやっていくというような状況で、今回も介護度の軽いほうのものを地方のところに移して、それで介護を受ける人の、その自分の力というものもしっかり発揮をしてもらう。それで、それらを地域で応援をする体制をつくっていくのですよという方向が出されているわけです。ですから、これをおいてもやっぱり、介護支援をする、応援をする、介護をするというのは、本当にまた大変なことになってしまうなというのは議員さんと同じなのです。

だけれども、そこで、おっしゃるように自宅で、自分のところで介護をするからということで町ではやって、今も説明ありましたように年額10万円という金額を当てはまる場合にやっているわけですけれども、基本としては、やっぱり国で介護保険制度というのでやっていこうと。それで、こういう形で介護を国として、地域として、個人として見ていこうということで決めて、その介護保険制度が始まって、しかも、こ

の介護保険制度が何期何期、重ねてくるたびにどんどん、どんどん利用者、使用者がふえて、それで、そこのところの修正すべき点については修正をしながらやってきて、それで現在に至り、また直していこうということになっているわけですけれども、そういう状況があって、しかも介護をする場合に、家庭でやるのは本当に大変なのです。

だけれども、やっぱり同じ介護をするにしても、専門の人に介護していただくのと、素人の人が介護をするのとでは、介護をされる人というのは、どういう感じを受けるだろうというふうに思ったりすると、やはり専門的な方にお願いをするほうがいいのではないかということで、介護保険制度を使っている方が多いと思うのです。ですから町としても、この制度ができていて、しかも利用者がどんどんふえているというような状況の中では、町とすると保険制度をぜひ使ってもらう方向にお願いをしたい。

ですから、こちらの個人で、家庭で、お骨折りをいただく介護というのではなくて、介護保険制度の中に組み込まれた形の利用をしていただくほうがいいのではないか。ですから、前から言っているように、そういう方向で議員さんにもご理解をいただきたいということでお話しして、今回も同じような形で申しわけないですが、そういうことでお願いします。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　この問題は、介護保険の大きな、何というかな、光が当たっていないというか、当たっていない部分です。では、それでいいのかということであれば、今後変えていかなければならないと思うのですよ、この介護保険を。でも、国がなかなかそこには目を向ける状況にはない中では、これ自治体が向けていくしかないと思うのです。そうすると、やっぱり施設介護のほうが楽だというふうな方向になると思うのです。私も、今、親が施設に入っておりますけれども、やっぱりそういう方向になるのではないですか。それだと、また町の持ち出しがふえていってしまうと思うのです。

町長が逡巡する気持ちはわかります。わかりますけれども、家族介護に在宅介護を少し転換をしていこうということで経費の節減を狙っているのであれば、そこに一定の擁護策を持っていかないと、私は切りかえも進まないというふうに思うのです。加えて先ほども申し上げておりますとおりに、介護意欲を維持してもらうということ、これがもう一番の私の狙いなのですけれども、それをやっていっていただきたいというふうに思うのです。ぜひご検討いただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　何と言ったらいいのですか、介護の大変さというのは、お互いに認識し合っているわけです。ですから、その介護をどういうふうにしたらいいのだろうかということなのです。それで、国では、この制度をつくって、これにのっとってやっていこうということなわけです。現状でも、介護というのが、老々介護と言われますけれども、介護をする人がどんどん高齢化、される人も高齢化になるけれども、する人も高齢化になってきているというような状況がある。そういう中で、今、家族介護をしっかりやっている人に対して、あるいは介護をする人に対して、町が、見ろよ、ほかのところを見たほうがいいのではないかということですけれども、見られるのかどうかということなのです。

やっている人に対して、だから、やりたいのは誰でもやりたいわけです。だけれども、限界があってできないと、最後はというか、もうやる人が疲れてきて、どうにもというときには、施設にとかということに。現状とすると、いいとか悪いとかではなくて、そういう状況の流れになってきているわけです。それで、そういう流れをスムーズに、そういう流れに行けるような状況の介護制度ができるといいわけですけれども、一番最初のころというのは、みんな何かあると施設に、施設にということだったわけです。だけれども、施設にといっても、施設を国がつくったり、県がつくったり、公共でつくって、あるいは個人のものもありますけれども、そういうところにやって、だけれども、みんな入りたくても入れない。入れる状況があっても、高くて入れないというような状況があるわけです。そんな中でできてきた介護保険制度です。

ですから、これに最後すがっているわけです、今、私どもは。このすがっている中で、介護保険料がどんどん、どんどん上がってきてしまっている。上がってくるというのは、利用者がいるから上がるわけで、だから考えてみるといい面はあるのです。保険料、その利用料が上がっているということは、恩恵をこうむる人がいるわけですから。だから、いいわけですけれども、使えば使うほど保険料も払わなければならない。国も、地方も払っていかなければならない。そういう状況の中で、今もう詰まってしまって、どうしようもなくなってしまった。ですから、軽いあれについては、地域が面倒見て、お互いに面倒見合うような地域づくりしていきましょうという方向に、大きくまたカーブが切られているわけです。

そういう中での今のお話ですけれども、ですから介護やる人というのは大変なのはわかっているのだけれども、それは保険制度を使っていただいて、そのほかの点については、やはりこういうものを利用する限度内でご理解をしていただく状況でないと、保険料の支払いとかということも、どこまで上がっていくのかわからない状況ですけれども、幸い嵐山町はこの辺でも、きのうも、きょうも話しましたけれども、とんでもなく安いというふうに言っていいくらいだと思うのです。それというのは、やっぱりみんな健康づくりにも頑張ってくれる。それがあるから介護保険に移る人が緩やか、少ないということで、介護保険が嵐山町は特段に低いという状況があるわけです。これも先ほど話に出ました住みよいまちづくりの一つの条件なのです。高齢者がそういったところにかからないで住めるような町なわけですから、ですからそういうまちづくりをやっている中ですから、介護保険制度にぜひご協力いただいて、この制度にのっとったやり方の方向に、できるだけ大勢の人がご理解をいただいてやっていく、現状ではその方向が町としてはベストかなと思っていますけれども。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　介護保険を使わない人が今の補助金をもらえるわけですけれども、介護保険を使えば家族の負担はなくなるのかというと、これはなくならないわけですよね、ヘルパーは夜中来ないわけですから。嵐山町は、今は。ですから、家族の負担というのは相当なものなわけです。そこに対して、本当に大変でしょうけれども、介護意欲を持ってくださいという意味合いのある手当というのは、私は必要だというふうに思うのです。町長、そこまで言っているのですから、また私も諦めずに次回以降、質問していきたいというふうに思います。

２番目に移りたいと思います。空き家条例についてです。先ほども河井議員さんからご質問がありましたが、（１）として条例の進捗状況について伺いたいと思います。

２番目に、取り壊し費用の補助の考えはあるのか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

小項目（１）、（２）の答弁、大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　それでは、質問項目２の（１）につきまして、お答えいたします。

今年度中の条例制定に向け準備を進めておりましたが、2014年11月19日の参議院本会議において、空き家等対策の推進に関する特別措置法が全会一致で可決成立し、11月

27日に公布されました。また、この施行期日を定める政令が2015年２月17日に閣議決定され、空き家対策特別措置法は２月26日に施行されました。また、市町村の立入調査、特定空き家に対する指導、勧告、命令、代執行、過料の規定は、５月26日施行となります。

続きまして、質問項目２の（２）につきまして、お答えいたします。この特別措置法は、市町村の権限強化が柱で、そのまま放置すれば倒壊のおそれのある空き家や、衛生上著しく有害となるおそれのある空き家などを特定空き家と位置づけ、市町村がそれらの所有者に対して撤去や修繕を命令できるようになり、所有者が従わない場合は、行政代執行によって、生活環境の保全を図ることもできるようになりました。また、危険な状態の空き家の所有者を迅速に特定できるように、固定資産税の課税情報の利用が許可され、空き家と認められる場所に立ち入って調査をすることも可能となりました。

なお、空き家対策を円滑に進めるため、必要な費用の補助や税制上の措置なども講じることも盛り込まれており、今後、国がまとめる基本指針に基づき、積極的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　町は調査をしたわけですけれども、取り壊したほうがよいという件数というのは、そこはつかんでいるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　平成24年、25年の検査で町内全域を調査いたしまして、292戸の空き家というふうな形で調査結果が出ておりますが、その292戸が取り壊しが必要か必要でないか、その辺についてはちょっと把握しておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　積極的に取り組みを検討するということであるのですけれども、これ先ほど副町長も答えておりましたが、どこの自治体だったかな、もう既に取り壊し費用の補助を出しますということが報道されているわけです。やっぱりそういう自治体に倣って、私はやっていただきたいと思うのです。特に先ほど来というか昨

日も、格差の問題で低所得者の方が取り壊しをする場合に、先ほど木造で２万から４万、中間で３万円くらいでも、40坪であれば100万以上のお金になりますので、収入の少ない人は、取り崩しを考えてもなかなかできないという状況になると思いますので、ちょっと積極度を伺いたいと思うのですけれども、何とかつくりたいという、そのご意思をちょっと表明していただきたいと思うのですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　過去に志賀２区地内で火災に遭った物件がございました。これについては、区長さん、それからご近所の方々等のご要望もございまして、町のほうで撤去をいたしました。そして、その費用については、所有者の方に請求をするということで現在も話し合いが進められております。

考え方とすると、地域の皆様方が、その建物、空き家等があることによって非常に困っていると、そういう実態に対しては、町としては、その声を受けまして、対応してきているというふうなことがあるわけでございまして、全ての空き家についてそれができるかどうかということも含めて、今後、この計画の中で実態を調査した上で検討していくというふうなことになりますけれども、町の基本的な考え方は、町民の皆様が困っていることに対しては、町としては積極的に対応していくというふうな考えでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　わかりました。国の助成が考えられるということであるのですけれども、仮に国からこの分野の助成がなくても、町独自でぜひやっていただきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　それでは、一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

午後の再開の時間は１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５７分

再　　開　午後　１時２９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

川口議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項３、倫理条例の制定について。どうぞ。

○９番（川口浩史議員）　それでは、倫理条例の制定についてですが、埼玉県内の自治体職員による不正な行為が報道されております。公僕としての意識づけをしていかないとだめなのではないかと考えた次第であります。

そこで、嵐山町職員が不正な行為をしないように倫理条例の制定をすべきと考えました。お考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

質問項目３番についてです。職員が遵守をすべき職務に係る倫理原則、服務の根本基準につきましては、国家公務員倫理法及び倫理規程、地方公務員法でそれぞれ定められております。

嵐山町では、嵐山町職員服務規程、嵐山町職員倫理規程、懲戒処分の基準の例規等の整備を行っておりまして、倫理規程では一般職の職員に対する職員の遵守事項として、職員は、地方公務員法その他の関係法令等に従い、誠実かつ公正に職務を執行しなければならないとしております。これらの規程等は、職員の公務員としての自覚を促し、公務に対する信頼の確保を図り、町政、地方行政の健全な発展に資するために関連法令を参考にして定めておりますので、現在のところ条例の制定につきましては考えておりません。今後とも、町民の町政に対する信頼を高めるため、計画的に研修等を実施して、倫理の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　この考えを提案しようと思ったのは、さいたま市の職員が官製談合、収賄の容疑というふうに確定しているのですけれども、公園の工事を行った際、業者から賄賂をもらい、自分のうちの工事、自宅駐車場に屋根をつくらせるなどの行為までさせたと。そういうことで、この判決が２月26日にありまして、懲役２年６カ月、執行猶予４年、追徴金50万円ということで言い渡されたということです。その後、これ田崎氏という被告ですけれども、上告したかどうか、そこまでつかんでいませんが、こういうことがあったということなのです。

それで、どうなのでしょう。嵐山町でも幾つかの規程が今、答弁されたわけですけれども、こういうものが起きないという保証というのはあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今、申し上げましたように、地方公務員法、国の倫理規程、そして嵐山町では職員の服務規程、職員の倫理規程、懲戒処分の基準、これらにのっとって嵐山町の職員として恥ずかしくない行動をとっていただきたい、人間として当然の行動をとっていただきたいということで職員にお願いをしているし、実施をしてきているというような状況でございます。

今、談合の話がありましたけれども、当然そういうことも含めて、そのほかにも警察官ですとか、ほかの公務員のところですとか、教員がどうしたとかというようなことが新聞にちょこちょこ出るわけですけれども、それは職員だからとか、公務員だからとかなんとかという問題の前に、人間として適格性を欠いている人たちのことであって、当然、法にのっとってしっかりした形の処分をしなければいけないと思いますし、嵐山町でもそういうことが起きないように、さらに気分を引き締めて職務に専念できるような体制づくりをつくっていきたいと思っています。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ただいまの答弁でも、職員とか、その前に人間としてというお話があって、川口市の職員がひき逃げで、これたしか50メートルぐらい引きずってしまって、相手が当然死亡です。酒気帯びだったもので逃げて、それでお風呂に入って酒気帯びをごまかそうとしたということで、この方、懲役10年の判決が言い渡されているわけです。

本当に職員の前に人間としてもとる行為をしているわけですけれども、こういうことを法令にのっとってということで今、お話になったのですけれども、倫理条例の考え方というのは、例えば金品を受け取れば刑法197条の収賄罪になると。ただ、刑事責任の追及は、全体から見れば限定的であり、しかも事後のことになるのだということなのです。

だから、公務員の非倫理的行動を事前に抑制する必要があるということで、国家公務員なんかに、国家公務員倫理法だったと思うのですけれども、できているわけです。

やっぱり嵐山町職員が不正な問題には手を出さないということをしっかりやっていただくためには、規程から条例に引き上げておく、それが大事ではないかなと思うのですけれども、そっちが手が挙がりました。いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

今、町長のほうから職員の服務規程あるいは倫理規程、懲戒処分の基準ということでお話を申し上げました。今、お話のありましたように、最近では東秩父の職員が淫行で捕まったりでありますとか、東松山市の職員が万引きで捕まったりですとか、さまざまな公務員の不祥事が報道されているのは、現実的にそのとおりでございます。

そういったこともございまして、嵐山町では、まず新しく職員が就職をし、新採用職員として入ってきた場合に、新採用職員の研修を行います。職場内研修で、まず公務員としての、公僕としてのあり方、それは倫理規程も含めて説明を申し上げますし、何かあった場合には、こういう懲戒基準がありますよと、そういうようなこともお話し申し上げます。また、職員が彩の国さいたま広域連合というところに研修に行きますが、そこの初任者研修でも当然そういうような講義の一こまがあると。また、そのほかに階層別研修というのもございますが、そういう場所でも、そのことについては触れられております。

懲戒手続に関しましては、懲戒処分の基準というのが平成17年７月に定められておりまして、21年11月に改正されておりまして、その中で細かく規定されているのです。例えば、一般服務関係ということでは、欠勤、遅刻、早退、休暇の虚偽申請、服務態度の不良、職場内秩序を乱す行為、虚偽申告、違法な職員団体活動、秘密漏えい、政治的目的を有する文書の配布、兼業承認等の手続を行った場合、先ほどありました入札談合に関する行為、個人の秘密情報の目的外収集、セクシュアルハラスメント、不適正な事務処理、これが一般的な事務でございますけれども、そのほかに公金公物取り扱い関係ということで横領、搾取、詐取、紛失、盗難、公物の損壊、失火、諸給与の違法支払い・不適正受給、公金公物の不適正処理、コンピューターの不適正使用、そういうようなことがうたわれております。

公務外の非行もありまして、放火とか殺人、傷害、暴行、けんかから始まりまして、淫行、痴漢行為まで細かく処分についてうたわれまして、戒告ですとか、停職ですと

か、最終的には懲戒免職と、そういう細かい規定の中で運用しておりますので、この運用が適用されるようですと困るわけでございますけれども、こういうことが細かく規定されていると。公務員として自覚を持って一般町民のために仕事をしていただきたいということで、こういう話をしながら、常に倫理の向上を目指しているというのが実情でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　今、ルールいろんな罰則があるということでお話があったわけですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、罰則されるのは摘発された、摘発という、これは警察ではないですから、見つかった場合だけのことですよね。

この方が書いている内容の本質は、罰則をするためのものは、それは刑事法だとかなんかで十分なのだと。倫理条例、倫理規程、嵐山町もありますけれども、倫理法の基本的な考え方は、したほうがよいことをすること、してはならないことをしないというだけではなくて、しなければならないことをしていく。ネガティブな考えではなくて、これがあるから、これはやってはいけないのだというのではなくて、公務員として当然やるべきことをやる、やらせる、やらせるという言い方をすると少し皆さん感情を悪くすると思いますけれども、やらなければいけないという、そこの積極的なものを引き出していく、これが倫理に関しての考え方なのだということなのです。余りわかっていないですね。ちょっと説明がわかっていないかな。どうですか、そっちのほうがいいのではないですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

お話をいただいている意味というのは、倫理の向上のための、そういった内容について規定したものがいいのだろうというふうに私は受け止めましたけれども、それでよろしいのでしょうか。

もちろんそれは当然なことでございまして、もし仮にそれが、当然すべきことを当然しなかった場合、その規定が、この懲戒処分規程でございますので、それは公務員として倫理の向上であるとかというのは、むしろ私は当たり前の行動だというふうに思っておりますので、それをあえて定める必要はちょっとどうなのかなというふうに

考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　あえて定めなければならない状況に私はあるのだというふうに思うのです。皆さん方も嵐山の状況を胸に手を当てて、どういう問題があったかを考えていただきたいと思うのですよ、そういう問題も含めて私は提案しているわけですから。

これは、何も日本だけの問題ではなくて、国際的な問題でもあるわけです。アメリカでもつくっている。ケネディ大統領やジョンソン大統領登場の中からつくってきているということが書いてあります。そのほかヨーロッパのほうでもつくっているというのが書いてあったのですけれども、ちょっとアメリカのところだけあったのですか。

やっぱり公務員が不正なことをするというのは、洋の東西問わずあるからつくっているわけです。刑法だけでは不十分だから、倫理の問題に対してつくってきているわけです。それでも不十分さはあるでしょうけれども、積極性を引き出していくという面を十分に考慮したものを私は嵐山町でもつくっていくことが大事だというふうに思うのです。嵐山町の問題があるわけでしょう。ちゃんとそれも考えて、もうちょっと答弁をお願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　倫理の話、今、その本にどういうふうに書いてあるのかわかりませんけれども、人倫というのは誰に教わるわけでもなくて、友と仲よく、親は敬い、そういうことを身をもってというか、小さいころからやっていく。だから、今、学校での道徳教育はどうなのだろうということが言われているわけです。

それで、倫理規程をつくったから、さて、このところで、さらにどうなるということだと思うのですよ、今までもあるわけですから。右を見て、左を見て、赤信号は止まりましょうということでやっているわけだけれども、幾らやったって交通事故は終わりはしない。交通違反が出てしまう。そういうことと同じように、この倫理というのは、何か法をつくったから、さて、どうなるということではないと思うのです、今までこう出てきて。大体、もうやって悪いものだということはわかっていてやっているわけですから、ですからそれには、その前から、人の道というのはこうあるべきだ

ということをやっぱり教育の、小さいときからそういうものを身につけさせるというのですか、教えるとか、従わせるというのではなくて、身につけさせる、こういうことが必要なのではないかなと思うのです。

そういうことを考えて、大変残念だけれども、嵐山町にもこの服務規程、こういうことは守りなさい、倫理規程、こういうことはだめですよ、いいですよと書いてあるわけです。こんなもの本当はなくてもいいわけなのです。だけれども、その上に懲戒処分基準までつくらざるを得ないような状況になってしまって、全く嵐山町も恥ずかしい状況ですけれども、こういうものができている。

ですから、こういうものに関係ないような仕事環境ができるように、これからもしっかり職員と話し合いをしながらやっていきたいというふうに思っています。おっしゃるような形で、こういうものを改めてつくってみても、これだけあるのですから、しっかり縛るものは。それで、意識というのは、つくったから生まれるものではないと思うのです。やっぱりそれは、身につけさせるということが一番大切なことではないかなというふうに思っていますけれども。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　嵐山町議会は、政治倫理条例をつくって、不祥事というのはないというふうに私は思っているのです。やっぱり効果、条例化して、こういう今までの結果になってきているというふうに思うのです。ぜひ嵐山町議会を見習ってご検討いただきたいというふうに思います。そのことを要望して、終わりたいと思います。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◇　吉　場　道　雄　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号７番、議席番号７番、吉場道雄議員。

初めに、質問事項１の農業振興についてからです。どうぞ。

〔７番　吉場道雄議員一般質問席登壇〕

○７番（吉場道雄議員）　議席番号７番、吉場道雄。議長のお許しがありましたので一般質問をします。

まず最初に、１として農業振興について。古里地域では、２カ所にわたり、福島から来た４世帯の方々で50棟ほどのハウスを建て、ホウレンソウを栽培しています。最

近では、嵐山町在住の人も２棟のハウスを建て、またそのほかに、最近では鳩山からも来て、２棟のハウスをつくってホウレンソウを栽培しています。年間を通して栽培しているが、需要が多く、幾らつくっても全部販売できる状況であり、もっと嵐山町在住にかかわらず、一緒にホウレンソウづくりをしてくれる人が多くなってくれればいいと言っております。夢のある農業経営をしており、このような機会を逃さず、嵐山町の農業に生かせないかお伺いします。深谷と言ったらネギだとか、嵐山町だとホウレンソウというように、ホウレンソウの一大産地化を目指す農業の実現をすべきだと思いますが、考えを聞かせてください。

また、県内外から嵐山町に訪れた人たちが、自然の環境もよく、この地に住み、農業をしようと言っており、町として、このような人たちにどのような支援ができるかお伺いします。

以上です。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　質問項目１の農業振興についてお答えいたします。

福島県から被災されてきた農業者の方々が、平成24年度から古里地域でホウレンソウの栽培を開始し、現在では６世帯の方が従事されております。ビニールハウスを利用して、年６回程度の収穫ができるとのことであります。全農と直売所へ出荷し、実績も年々増加傾向にあると伺っております。

町には限りませんが、高齢化が進み、後継者が不足している状況でございますので、若者にも魅力ある仕事となるように、今後の嵐山町農業に生かせるよう検討してまいりたいと思います。

また、町では、農業委員会が中心となり、新たに就農を希望される方へ個別に相談に乗った上で、相談者の要望に合わせた形で農地の紹介を行っており、農地の紹介とあわせて農家住宅の空き家等をあっせんできるように進めてまいりたいと考えておりますが、空き家の状況把握が大変困難であるのが実情でございます。今後も国、県また農協と連携し、それぞれの補助制度の特性を生かしながら、農業者の方々へ支援できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　では、再質問させていただきます。

ホウレンソウづくりですか、通年ですか、年間を通してホウレンソウづくりをしているのが、埼玉県においては桶川の１世帯ですか、また鴻巣には４世帯、あと嵐山町の古里のところ４世帯と、鳩山、また嵐山在住の人が６家族がつくっているわけなのですけれども、ハウスの数とすると圧倒的に古里地域のハウスが多くて、本当にあそこへ行ってみれば、ドームみたいのがここにあって、本当にホウレンソウづくりの産地みたいなところでございます。

２年前に福島から４世帯来たわけなのですけれども、その４世帯が全部が全部ホウレンソウづくりをしていたわけではなく、３世帯はホウレンソウづくりをしていなかったわけです。ほかに電気屋さんだとか、大工さんだとか、また公務員だとかで、やっていたのは１世帯がやっていたわけなのですけれども、本当に努力のかいがありまして、今ではここに書いてありますように、全農のほうにおさめたり、大手スーパーですか、またコンビニとか直売所のほうにおさめるような状況になりました。幾らつくっても足りないというふうに言っています。本当に今まで努力してきたのが、報われているのではないかなと思っております。

今、嵐山町の農業を考えた場合、米作が中心でありますけれども、米づくりというのは、昨年から本当に米価格も安くなりまして、１年先２年先を見ますと、つくり手がだんだん、だんだんいなくなってくるのではないかなと思って、私も心配しています。

また、福島の人たちがハウス栽培をしていたわけなのですけれども、ハウス栽培したというのは、やはり畑よりか田んぼのほうがいいということなので、今度、田んぼのほうもあいてきますし、畑もあるし田んぼもあるし、これからは本当に条件もそろっているし、まず一番問題なのは水の心配だと言っていました。水も、古里地域というところは、荒川の伏流水ですか、それが流れてきていまして、井戸を掘ればどこでも水が出る状態なので、条件は非常にそろっている状況でございます。今は、嵐山町の農業を見るのが、これから改革するのが一番いいチャンスではないかなと私は思っています。

そこで、この間、町長の施政方針の中にもありましたように、その中で、地方創生には地方の農業の創生が欠かせないと言っております。農業は日本の礎であり、この振興が創生には必須の条件になっていると考えています。農業者の生の声を聞きなが

ら、嵐山町から新しい農業の推進に向かって取り組んでいきますと言っております。

そこで、ホウレンソウの一大産地に向けて、嵐山町から新しい農業をすべきだと私は思いますので、考えをお聞かせください。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今、お話のように、施政方針でも話をさせていただきました。本当に国の一番の基本中の基本は農業だと思うのです。食の確保というのは、戦争にもなるくらいな一番の基幹のものであるわけです。そういう中で、大変残念ながら日本農業というものは、ここのところ長いこと衰退の一途をたどってきて、そして自分のところの食料自給率が幾ら何％と言われるような、４割にいくぞ、いかないぞなんて言っているような状況のありさまであるわけであるわけですれども、そういう中にあって、今、お話のように場所にも恵まれているし、いろんな動きも出ているよという話も聞いておりますし、見てもおりますし、動きも知っているわけですけれども、ぜひ創生のこの動きがあるときに、こういう波に乗っていければいいなというふうに思っています。

これを今の話を聞くときにも思い出す。思い出すというか、あれなのは、今までも嵐山農業をどうする、どうする。大勢の人たちの知恵を合わせて、農業委員会でも、ほかの人たちも、嵐山町の活性化、農業をこうしようとやってきたけれども、こういう状況であったわけです。

しかし、何人かの人たちが、大変不幸な状況にあって嵐山町に来て、このところを自分のところの農業の基地としているのだということで、強い意志を持って、そこのところでホウレンソウづくりを始めた。そこの動きだけで、今、お話のように周りの人も、それ、うちのほうもやってみようかというようなことがあったり、新しくまた、では私もやってみようかというようなことが起きたりということで、いかに民間活力といいますか、民活というものの力強さ、強さというのが、こういうものを見るたびに行政の力のなさというか、限界というか、そういうものを感じるのです。

ですから、ここのところの状況を一つ見ても、いかに、これからどうしたらいいかっと言ったら、こういう民間活力をどういうふうに、サイドからでも、後ろからでも、前からでも、下からでも、上からでも、ありとあらゆるやり方で、こういう動きを、形を、参考にする人たちに影響を与えるような動きをつくれるかということだと思う

のです。

それには、ですから行政がといいますけれども、行政は今まで言ってきたように全く力がないわけです、できなかったわけですから。だけれども、何人かの人が来てやって、あっという間にこういう状況が出てきている。ですから、ここのところも、その動きもとらなければいけませんし、国の流れもしっかり見据えて、そういう中で行政としてやれるべきことはしっかりやっていきたい。

それと、また地域の皆様方、答弁にも言わせていただきましたように、国、県、農協、そして地域の人たちとの連携をしっかりとりながら進めていくべきだなというふうに思います。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　町長から前向きな意見を聞きまして、本当にうれしく思います。また、このホウレンソウ農家ですか、２年前から始めて、１人の方がこういうふうに知っているだけで、３人の方たちが賛成してここに来てくれて、今、大手企業でも購入している。最近では、東京の大田市場ですか、それから全農を通じて、まとめて出してくれないかと今、言われています。それも、やっぱり数がまとまらないと出荷もできないし、引き受けるわけにもいかないということで、どうしても一人でも多く来てくれというように言っていますけれども、本当に今がチャンスだと思いますので、少しでもそういうように農業に関心があるような人だとか、農業委員だとか、未来会議でも今やっています10年後、20年後の嵐山を見て会議をしているわけなのですけれども、そういう中で１人の若者でも、退職した人でもいいから、そういうところへ紹介をしながら、町で努力してもらいたいなと思っています。

また、あと、これは答弁は要らないのですけれども、古里地区にブルーベリー狩りができるところがありますけれども、よく東京のほうから毎年来てくれるのですけれども、この辺は景色がいいし、環境もいいし、この辺に住んで農業をやりたいという人もいるわけなのです。

また、福島の４世帯なのですけれども、２世帯が早く来て嵐山に住んでいるわけなのですけれども、またあとの２世帯というのは、今、滑川に住んでおります。２世帯は、誰も知らないわけですので、不動産屋の紹介で嵐山に住んでいるわけなのですけれども、ほかの２世帯も不動産屋の紹介で嵐山を紹介してもらいましたけれども、自分の気に入ったところはなかったということなのです。

だけれども、２人とも嵐山に住んで、嵐山で農業をしたいということは希望があったわけなのですけれども、やはりここにも書いてあるみたいですけれども、これからは空き家を利用しながら、これは調整区域でいいと思うのです。ある程度こういうふうに把握しておりまして、そういう人が来たら役場のほうで中に入って、２人でよく話し合いができるところをつくってもらいまして、両方で納得のいくような状況をつくってもらいながら、嵐山に住んで農業をやってもらいたいのですけれども、ちょっとそのところの考えを聞きたいのですけれども、よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　福島から来られた４世帯の方、２世帯の方は嵐山で、２世帯の方は滑川というふうなお話だったのですけれども、去年にもいろいろそういう方にも、嵐山町地内の農家住宅などを実際紹介はしているのですけれども、なかなか住宅の持ち主とうまく話が合わなくて、実際は嵐山町に住んでいただけなかったというのが実情でございます。

そういったこともございますので、環境農政課におきましては、特に農家住宅、そういった空き家を空き家バンクというふうな形で把握できるように、できれば、またそういった方にも紹介し、先ほど吉場議員さんが言われたように、東京のほうから来られる方にも、そういった物件があっせんできればいいなということで、そういった面にも努めてまいりたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　このようなケースは多分まれだと思いますけれども、嵐山町も人口減の問題で重要な問題を抱えていますので、こういうような農家をやって嵐山町に住みたいという人の一人一人の積み重ねが、嵐山町の人口をふやすわけでございまして、これからも積極的にそういうところも取り組んでもらいたいと思います。

では、次に入ります。２番目の少子高齢化問題についてです。日本の人口は、2008年の１億2,000万人をピークに減少に転じました。これは、極端に低い出生率が原因と言われています。また、高齢化も進むため、日本経済や私たちの社会生活は大きな影響をこうむることになります。急激な人口減少を食い止め、地域社会が元気を取り戻すためには、安心して子供を産み育てる環境をつくっていかなければなりません。

そこで、次に大きく２点に分けて町の取り組み方針を伺います。

（１）として、アイプラザにできる新たな子育て拠点では、どのような運営を考えているのかを伺います。

次に、50歳時で一度も結婚したことがない人の割合を示す生涯未婚率は、今から30年前の昭和64年では、男性3.9％、女性4.3％だったが、25年後の平成22年では男性は20.14％、女性は10.61％になりました。男性の未婚率が24年で５倍にふえ、未婚者の支援も大変重要であります。男女の出会いのきっかけづくりなど婚活もふえていますが、町の取り組みについて伺います。

次に、日本の合計特殊出生率は昭和45年以降２を切り、平成27年には1.26まで下がり、その後、持ち直して、平成25年には1.43で、埼玉県は1.33とのことであります。嵐山町の現在の出生率について伺います。

（２）として、高齢化の進行とともに、ひとり暮らしのお年寄りが急増し、認知症高齢者の急増も深刻になっております。町はひとり暮らしの高齢者対策、特に居場所づくりをどのように考えているのか、お伺いします。

以上です。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　質問項目２の（１）、新たな子育て支援拠点の運営につきましてお答えをさせていただきます。

新たな子育て支援の拠点につきましては、子育てに関する悩みの解消及び子育て世代間の連携に必要な支援をし、地域や家庭における子育て環境の向上を図ることを目的に、旧アイプラザの跡に「嵐山町子育てステーション嵐丸ひろば」を設置し、親しみやすい拠点にしてまいります。運営につきましては、県の埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金を受けながら、嵐山町社会福祉協議会に委託してまいりたいと考えております。

その内容といたしますと、常勤職員を１人配置し、非常勤職員を１人以上配置いたしまして、子育てに関する相談、講習会の開催、子供が自由に遊べる場の提供等々を行っていきたいと考えております。なお、利用時間につきましては、午前10時から午後４時までとし、休館日を日曜日及び月曜日と国民の休日に関する法律に規定する休日、そして年末年始とさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　続いて、石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、質問項目２の（１）、若者の婚活支援と合計特殊出生率の改善についてお答えをいたします。

近年、定住促進、少子化対策として、婚活を支援するための事業を行う自治体がふえてきています。嵐山町では、昨年、町、観光協会が後援し、商工会が主催した「炎の焼コン」が実施されました。73人の参加があり、うち32人が町内の方で、カップル成立は１組でありました。

全国的には、こうした婚活イベント実施のほか、結婚の仲介役として活動する方を認定して、結婚が成立した場合に報奨金を支給する事業などが行われています。婚活という言葉の浸透と趣向を凝らした多彩なイベントの実施により、以前はお見合いパーティーなどに参加することに抵抗があった方なども、気楽に参加できるようになったのかもしれません。結婚して町に定住してくれる方がふえれば、人口増、ひいては合計特殊出生率の改善につながると考えられますので、今後、関係団体と連携して婚活支援を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（２）について、青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　私からは、（２）につきましてお答えをさせていただきます。

町の65歳の以上の高齢者ひとり暮らしの世帯数につきましては、民生・児童委員が実施をした平成26年度社会調査によりますと、511世帯で総世帯数の6.8％を占めており、前年度と比較をいたしますと31世帯増加しております。高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方のみならず、全ての高齢者が安心して住みなれた地域で暮らしていくことができるよう、介護、医療、予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が課題となっています。

地域においては、ともに支え合い、生きがいや役割を持って生活することが介護予防につながります。そのため、高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、支える側として、また支えられる側として、気軽に立ち寄れる住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通して、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　では、順次再質問させていただきます。

４月から始まるわけなのですけれども、子育て支援ですか、現在行われているほかに、嵐山町で行われているおもちゃ図書館ですか、また子育て広場「レピ」ですか、これ３カ所でやられていますけれども、北部交流センター、また役場、ふれあい交流センターですか、またふれあい教室ですか、行われていますけれども、これはお母さん方に非常に人気があって、続けてやれないかという要望も結構来ていると思うのですけれども、今までの事業は、これから来年度はどういうふうにしていくのかお伺いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

レピでございますけれども、今までどおり町民ホール、ふれあい交流センター等々を使いながら実施していきたいと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　ぜひお母さん方の要望がありますので、できるだけ続けてもらいたいなと思っています。また、この前の全協のときですか、子ども・子育て支援事業計画を説明してもらいましたけれども、「子どもも大人も未来志向になれるまち嵐山町」を目指し、子育てを支援していくということなので、これからもそれに沿って、あれは結構いい事業なのでやってもらいたいと思います。

では、次に行きます。若者婚活の支援についてなのですけれども、以前は親戚や地域の世話好きな人がいて、仲を取り持って仲人をしてくれたり、よく井戸端会議というのが農家ではありましたけれども、そういうところでいろいろな話題がありまして、仲介してもらいましたけれども、今はそういう人も少なくなり、出会いの機会が本当に少なくなってきております。

そういうことで、各自治体でもいろんな取り組みをしながら、この問題を対応しているところなのですけれども、ちょっと私が調べたところなのですけれども、ある市では、婚活クラブをつくり、おせっかいが縁結びとして取り組んでいるところや、結

婚相談や見合いのセッティングなど婚活支援をしてくれるボランティアを募集して行っているところもあります。また、独身男女の出会いを手助けする婚活マスターを養成し、認定制度を創設して、さきに課長が言ったように報奨金として幾らかお金を出しているところもあります。

各自治体ともさまざまな取り組みをしていますが、町では結婚相談やお見合いのセッティングなど婚活支援を行う、いわゆるおせっかい屋さんですか、町はこのような人材を養成する考えがあるのかお伺いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

ただいま吉場議員さんが話されたとおり、そういったおせっかいの方の養成ということで、いろいろ考えているのですけれども、一応独身男女の結婚の間を取り持つということは、本当に今、そういうことがなくなってきているわけですけれども、そういう方を養成して、そういう方を通じて結婚支援ということでしていけるような事業をこれからまた考えていきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　では、再質問します。

今、私が言ったようなボランティアではなく、そういう見合いですか、結婚するような人を養成してと言いますけれども、これは町で養成するわけですか。婚活、やっぱり仲人をやってくれるような人、どういうような養成の仕方をするのか、ちょっとお伺いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

今のところ町ということではなくて、社会福祉協議会に、またそのような形でしていただけるようにお話をさせていただこうと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　今、課長のほうから社会福祉協議会、こういうような婚活の

事業ですか、見合いの人の養成だとかしていくということなので、幾らか前が見えたと思いますけれども、よく商工会の青年部でも、今までも本当に熱心に婚活問題を取り上げてもらって、毎年やってもらって、今度は、その部会みたいなものができて、これからも婚活のために頑張っていきたいというふうに話もありますけれども、社会福祉協議会と青年部ですか、商工会なんかとも連携をしながら、多くのこういう出会いの機会が少ない人が集まる場所をつくってもらって、一人でも多くのカップルができるようにお願いしたいと思います。

次に、入ります。１つ聞きたいのですけれども、合計特殊出生率ですか、これ町は今どのくらいなのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

嵐山町では、平成23年に0.98、24年が1.05、25年が0.90ということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　どうもありがとうございました。

非常に埼玉県は少ない数字なので、これからはいろんな事業を通じて、この問題も少しでも多くの出生率が上がるように各自治体で頑張っていく必要があると思います。

最後なのですけれども、ひとり暮らしの問題なのですけれども、ひとり暮らし高齢者は、先ほどの答弁の中にもありますように、嵐山町は511世帯で、世帯数の6.8％、昨年より31世帯ふえているということなのですけれども、本当に毎年ふえる状況になっております。このままでは認知症も心配され、事故などに巻き込まれるケースも出てくるのではないかなと思っております。住みなれた地域で暮らし続けるために、住民同士の結びつきをどれだけ維持し、強めていけるかが、これからは問われるところでございます。

そこで、各自治体とも、居場所づくりについていろいろ苦労しながらしております。ちょっと私が調べたところ、空き家を活用した住宅支援をしているところだとか、子供から高齢者までの３世帯が交流できるサロンをつくったり、また空き店舗ですか、高齢者の憩いの場をつくり、誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりをしておるところ

が、このごろ自治体でもふえていきました。町では、空き家や空き店舗がふえてきたので、このようなところを空き家ですか、空き店舗を利用して、ひとり暮らしの方の居場所づくりみたいに、これはサロンですけれども、サロンづくりをするような考えはありますか、お伺いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今、議員さんお話のとおり、これからの町には高齢者の居場所というものが大変重要だというふうに私は共感しております。現在、そういった高齢者の居場所としては、町から社会福祉協議会に対して一部委託をしておるのですが、地域住民グループ支援事業ということで、ふれあい・うきうきサロンという事業をやっています。この事業につきましては、平成25年の実績で、大変ちょっと古いのですけれども、町内13地区で行っております。主に地区の集会所、こういったところを拠点として行っている事業でございます。

今、空き家の活用というようなお話もいただきました。今後、こういった居場所を拡充していくに当たっては、空き家の活用も視野に入れて検討していく必要があろうかというふうに思います。ただ、サロンとして空き家を活用していくには、やはり現状のままで使うというのはなかなか難しい部分があると思います。やはり一定程度手を入れてやったりだとか、そういったこともあろうかと思いますので、検討する必要があろうかと思います。

また、今、議員さんのほうから３世代交流のサロンというようなお話もいただきました。以前、なごみの関係で全協でお話をさせていただいたことがあるのですけれども、４月から旧なごみが新しく変わります。その中では、例えば子育てサロンをやったり、あるいは高齢者、高齢者だけではなく、多くの世代の方が気軽に寄れるような、そういった場所も旧なごみの中に設けていくということで考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　嵐山町も空き店舗だとか空き家がふえてきますけれども、やっぱり中を改装するにはお金がかかると思いますけれども、これ見て、毎年毎年ひと

り暮らしの人がふえてきておりますので、大体見れば、どこに、どれだけいるかというのがわかると思いますけれども、そういうようなところで空き店舗でも、最低でも人が集まれて話ができるような場をつくってもらいたいと思います。その憩いの場所ですか、つくってもらえればありがたいなと思って、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

再開の時間を２時35分といたします。

休　　憩　午後　２時２３分

再　　開　午後　２時３４分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　清　水　正　之　議　員

○青柳賢治議長　続いて、今定例会最後の一般質問は、受け付け番号８番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項１、就学援助の拡大と給付型奨励金の創設についてからです。どうぞ。

〔10番　清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。

まず第１に、就学援助の拡大と給付型奨励金の創設について質問をいたします。町の就学援助は、生活保護費基準の1.3倍となっています。生活保護は、年々引き下げられています。生活保護の基準については、今年度も引き下げが行われるということで、この生活保護の施策については、13年度から15年度にかけて総額740億円、今回、住宅補助と冬季加算の削減が行われます。住宅補助については、15年度から18年度までで総額190億円、冬季加算は30億円削るという計画になっています。

前回の決算のときには、就学援助については影響が出ていないというお話があったわけですが、全国的には生活保護費の旧水準のままで該当をさせていくという自治体もあるわけですけれども、町については、この影響はどういうふうに出ているのか、制度の内容と該当世帯を教えていただきたいというふうに思います。

同時に、こうした状況の中で、見直しの考えがあるのかどうか。

３点目は、給付型の奨励金の創設の考えについて、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　それでは、順次、答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　質問項目１の（１）につきまして、お答えを申し上げさせていただきます。

まず、制度の内容でございますけれども、要保護就学援助に対しましては、修学旅行費を援助しております。また、準要保護世帯に対しましては、学用品費等、新入学学用品費等を除く通学用品費、新入学学用品費等、校外活動費の宿泊なし、宿泊あり、それから修学旅行費、学校給食費、児童生徒会費、ＰＴＡ会費を国の基準に準じましてそれぞれ支給しております。

次に、該当世帯でございますが、小中学校を合わせた世帯数につきましてお答えさせていただきます。平成24年度では要保護世帯17、準要保護世帯131、平成25年度は要保護世帯20、準要保護世帯146、平成26年度につきましては、現在、要保護世帯22、準要保護世帯148となっており、年々増加傾向にあります。

なお、準要保護世帯の認定基準につきましては、生活保護基準1.3倍となっておりますが、ご案内のとおり、平成25年７月に生活補助基準の改定があり、平成25年８月から平成27年の３年間で、それぞれ３分の１を各年度において改定することになりましたが、国から「生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響について」という通知等により、各地方自治体において適切に判断するようにとの対応基準等もありましたので、準要保護の認定基準を下げることなく、平成25年度の基準をそのまま使っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（２）、（３）について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長　質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

先ほどこども課長より答弁いたしましたが、嵐山町においては、要保護世帯に対しましても、修学旅行費の援助、また準要保護世帯に対し学用品等通学用品費（新入学学用品等を除く）、新入学学用品費等、校外活動費、宿泊なし、遠足等でございます。宿泊あり、キャンプ、修学旅行費、学校給食費、児童・生徒会費、ＰＴＡ会費等をそ

れぞれ支給しております。

また、生活保護基準の1.3倍という目安も、改正前の平成25年度の基準をもとに判定しております。比企郡内を見ましても、多少補助項目が違っておりますが、児童・生徒会費やＰＴＡ会費を補助対象にしていないところも見られますし、逆に体育実技用具に対して交付している町もございます。したがいまして、比企郡内の状況からも、町といたしましては比較的対象を多くしていると考えておりますので、現時点では見直す考えはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　（３）をお願いします。

○小久保錦一教育長　続きまして、質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。

今議会の議案第16号で上程しております嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部改正において、利便性の向上及び定住促進のため、特別奨学資金、いわゆる入学時に貸与するものでございますが、返還期間中、奨学生であった者が嵐山町に居住している場合、半額を免除する内容となっておりまして、実質的な給付と言えると思います。

なお、この改正条例におきましては、普通奨学資金及び特別奨学資金の増額と、先ほど申しましたように特別奨学資金の返還免除の規定を設け、規則において増額に伴い、奨学生の負担を考え返還期間を延長し、より使いやすい制度にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　（１）、（２）は一緒に質問をさせていただきます。

25年度の基準をそのまま使っていると、これ生活保護基準のことだと思うのですが、ということは、今、生活保護そのものが切り下げられているわけですが、切り下げ前の基準を生活保護基準として1.3倍ということで適用させているということでいいのかどうか、確認をしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　そのとおりで、今、実施しているということでございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　それでは、（３）番のほうに行きたいというふうに思います。奨学資金の関係ですけれども、文部科学省が設置をしました「学生の経済的支援の在り方に関する検討会」というのがあるわけですが、そのときに、貸与型、返さなくてもいいですよという貸与型の奨励金の返還にしていくことが重要だという答申をしているわけです。そういう面では、今、全国的に子供の貧困という形で捉えると、６人に１人が貧困の家庭になっているというふうになっているわけですが、そういう面では奨学金、いろんな形の資金が国にしても県にしてもあるわけですけれども、ほとんどが貸し付けの奨学金になっているというふうに思うのです。私も一般質問のほうが先だったものですから、議案の配付のほうが後になってしまったわけで、そういう面では今度の条例改正そのものが、では一歩前進かなというふうには思うのです。ただ、子供の貧困という点では、やはり貸与型の奨学金にしていく必要が私はあるかなというふうに考えているのですが、貸与型の奨励金の考え方というのは、町のほうでは持っていないのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

　まず、前回の奨学資金の貸し付けにつきましては、基金が6,400万円を運用しておるところでございまして、全て貸与するということはなかなか難しいのかなと、現時点では考えております。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう面では、負担軽減をするということであるとすると、今の話ですと転入世帯のということですから、やはり６人に１人が貧困というふうに言われている中で、それを解消するということであれば、今度の条例改正そのものは半額免除ということであって、負担軽減という形にはなり得ないのかなと。いずれにしても半分は返さなくてはならないということになるわけで、精神的な負担というのは、やはり残ってしまうのではないかというふうに思うのです。そういう点では、貸与型の奨励金に切りかえ、今後、そういう形を考えていく必要があると思うのですが、その辺の考え方というのはないでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　先ほど申し上げましたように基金を運営しておりますので、財政的なことも絡んできますので、今後、状況を見ながら検討も必要になる場合もあるのかなとは思います。

○青柳賢治議長　清水正之議員、貸付型。

〔「給付型」と言う人あり〕

○10番（清水正之議員）　給付型ね。ごめんなさい。

○青柳賢治議長　お願いいたします。

〔「今の間違えているよ」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員、どうぞ。

○10番（清水正之議員）　例えば、文部省のやつですと、高等学校の就学支援金については、所得制限というか、生活保護家庭あるいは非課税家庭等の一定の所得制限を設けて支援金を出している部分があるのです。同時に、これは埼玉県の総務部の学務課から出ているやつについても、同じような一定の所得制限を設けながら、就学支援制度を設けているというふうな状況もあるわけです。東京都も同じような方法をとっているわけですけれども、そういう面では、どうやったら家庭の負担を軽減するかという点では、やはり給付型の奨学金の創設をしていくということによって、家庭の負担軽減というのは図られてくるのだろうと。

今回の条例改正は、先ほど言いましたように奨学金を借りて、半額は免除しますよ、いずれにしても半額は返すという精神的な負担が出てくるわけです。今回、出てきた中でこれを切りかえますということは、まだ審議も始まっていない段階ですから、なかなか言いにくい部分があるのだと思うのですけれども、将来的にそういうふうに切りかえていく。そのことによって、家庭の負担軽減が図られる。そういう面では、ある一定の所得制限を設けながら、低所得者というか、そういった部分の給付型の奨励金を創設をしていくというふうな考え方はないでしょうか、教育長。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　今回、条例改正に伴いまして、ただいま議員さんのご指摘のとおり、貧困家庭、また、こういった今までの長い間の奨学援助の中でこういった拡大が出てきたということは、ある意味では給付型のほうに今後、考えていかなければならない面もあろうかなと考えております。

しかし、町といたしましては、段階的に、これも検討していかなくてはならないし、広い意味で今までの行ってきたことを一層検証して、今後、そういった形がやはり嵐山町に必要であるということになれば、検討してまいればいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　渋谷さんの資料を使って申しわけないのですが、嵐山町そのものは比較的所得の少ない人が多いのではないかなと。実は今、川越もそうなのです。中核都市でありながら、所得がかなり低い世帯が多い。そういう面では、郡内でも嵐山町の場合は比較的そういう傾向が見られるというふうに思うのですけれども、だとすれば半分返すという、この精神的な負担をなくすということであれば、やはり給付型に切りかえていくということが求められているのかなというふうに思うのです。そういう点では、今議会の中でも、先ほどの吉場議員ではないですけれども、特殊出生率0.9人という点では、どうやって子育てをしていくかというものが求められる時代なのかなというふうに思うのです。

やはり教育にお金がかかるという点では、それをどう行政が手助けをしていくかと。嵐山町の中で、お金がないから上の学校に行けないということはなくしていかなければならないのだと思うのです。そういう面では、文科省そのものも、冒頭お話ししたように給付型の意見というものが文科省の中にも出てきているという点を考えれば、将来的にはそういうふうに、今、検証するというふうに教育長言われましたけれども、状況はそういう状況になってきているのかなというふうに思うのです。だから、そういう点では、今回の条例そのものは一歩前進ではあるけれども、将来的に切りかえていくと、できるだけ早く貸与型から給付型に切りかえていくという方向を示すということはできないでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　先ほども答弁させていただきましたとおり、今のところそういった考えはございません。いずれにいたしましても、財政的な面もございますので、先ほどの検証するというのは、そういう意味もございまして、今後の検討課題という形で現在のところでは考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今のところ考えはないというお話ですけれども、条件的には、それほど条件が今回の条例改正と変わるものではないのではないかなと。金額はさておいて、半額は免除するよと。その部分を給付型に切りかえるという方法をとれば、今回の条例改正とそれほど変わらないのではないかと。まして、一定の所得制限をかけていけば、十分予算的には対応できるのではないかというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　いずれにいたしましても、この問題につきましては、新しい制度の中で一層慎重に検討しながら、できるだけそういった立場の方にもお応えできるようなことが可能かどうかをやはり検討しながら考えていくことにしたいと、今のところでは考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　いずれにしても、これから条例の審議になるわけで、ぜひ、早い時期に給付型に切りかえていただくような検討を進めていただきたいというふうに思います。

２番目のほうに移ります。労働者の権利の問題です。そういう面では、この間、いろんな形で質問をしてきました。今回、嵐山町の労働者の権利をどう守っていくか、行政が何をできるのだろうかというふうに思います。

今、国会の中でも、労働法制にかかわっていろんな議論がされてきています。そういう面では、嵐山町の非正規労働者、あるいはパート労働者、派遣社員などの労働形態が、今、若い層に特に多様化しているというふうに思います。そうした中で、残業代ゼロ法案、労働条件の悪化そのものが深刻になってきています。町の非正規労働者、あるいはパート労働者、契約労働者の人数と、正規労働者の割合がわかったら教えてください。

それから、町として労働条件改善の対策をどうとっていくのか、考えをお聞きしたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　町の正確な数値というのはありませんので、県の報告書、これらを参考にして答弁をつくらせていただきました。

平成26年３月発表の埼玉県就労実態調査報告書によりますと、県内の中小企業における正社員の割合は67.9％、非正規労働者は32.1％、大企業における正社員の割合は60.9％、非正規労働者は39.1％という数値結果が公表されており、中小企業の非正規労働者の内訳は、パート23.7％、契約・派遣7.1％、臨時等その他1.3％、大企業の非正規労働者の内訳は、パート32.7％、契約・派遣6.1％、臨時等その他0.3％となっております。これを平成24年度の経済センサス値である嵐山町の民間事業者の従業者数8,735人に当てはめますと、正社員数は5,931名、そして非正規数は2,804名前後ではないかと推計がされます。

企業は、経済のグローバル化により、日々技術革新を求められるとともに、厳しい価格競争にもさらされております。一般論としては、正規雇用が望ましいことは言うまでもないことでありますが、派遣労働者の中には個人のスキルを生かして活躍している人もあり、自分で柔軟な考え方、働き方として派遣労働を特に望む方もおります。

また、最近の求人と求職の関係を見ますと、事務系職業や販売的職業に職を求める方が集中するのに対し、土木、建設、医療、介護などの専門的職種では、逆に大幅な人材不足という状況が続いているのも実態であります。

急速に少子高齢化が進み、生産年齢人口も減少している当町といたしましても、緊急雇用対策事業、また企業誘致等に取り組んでいるところでありますけれども、多様化した労働形態、これらの中における労働環境条件面に関しましては、国の施策に関する案内、また各種労働助成制度の紹介にとどまっているのが実情でありまして、労働条件の改善にまで及んでいないのが実態でございます。

雇用面での現状を鑑みますと、今後はさらに組織、あるいは社会づくり、こうしたものをより強固な労使の関係のルールづくりが必要とされるのではないかと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう面では、今、国会の中で高度プロフェッショナル労

働制ということで、要するに残業代をなくすという残業代ゼロ法案と言われるものがやられています。同時に、サービス残業そのものや、特に派遣の場合には、派遣の労働というのが非常に問題になってきています。この間も、ハローワークについてはブラック企業名を公表するというものがある中で、どう労働者の権利を守っていくかというのが求められるのだと思うのです。

前回、最低賃金制の問題で、ぜひ企業にも役場の最低賃金こうなりますということをお知らせしてほしいというお話をしたわけですけれども、そういう面では非正規と言われる人、パートなのか契約、派遣社員なのかよくわかりませんけれども、嵐山町の中では、正社員5,900人に対して2,800人が、そういう不安定雇用と言われる部分に従事をしていると。特に不安定雇用と言われる非正規雇用の人たちの権利をどう守っていくかということは、重要になってくるのだと思うのです。この間も、役場の入り口にハローワークの求人情報等もチラシを置いていただけるようにしたわけですけれども、今度は、そういう人たちの権利を、労働者の権利をどう守っていくかというものを、労働者の側から、あるいは企業にもそれを守らせる、そういう方法をとっていく必要があると思うのです。

将来的には、やはり正社員化を進めていくというのが嵐山町の雇用を図っていくためには重要になってくると思うのですけれども、その辺の方策というものは持っているでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　大変難しい話なのです。労働者の権利の確保というのを嵐山町でどう考えるかということですから、そういう状況なわけですよね。それで、今、お話の中で答弁をさせていただきました。今後は、組織とか会社づくり、こういった中で強固な労使のルール、こういうようなものを構築していく中で、そういうものをお互いに生かし合っていく考え方で進むべきではないでしょうかということを答弁の中に書かせていただいたわけです。ここのところにも書いた、今、お話になりました5,900、2,800というのも、これもあくまでも推計でありますので、どういう状況にあるのかわからない。これも答弁で書かせていただきましたけれども、2,800の人たちが、自分が希望して、そういう雇用形態を選んでいるのか、そういう雇用形態にさせられてしまっているのかというのも、これはどれがどれだけというのも内容がわかっていな

いというような状況の答弁だったわけですけれども、お答えの中で、今お話の中で、しっかりした答えができないというのは、労使の権利というのは、行政がどこまで、どういうふうにというようなことだと思うのです。ですから、町としてこういうふうな考え方であってということは、そういうふうな発信はできるし、やることはできるかもしれませんけれども、それを超えて、どこをどうだというと、これは非常に難しいことかなというふうに思います。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　契約社員、派遣社員やパート労働者というのは、こんな言い方をすると失礼なのですが、なかなか労働組合そのものも入っていない人たちが多い部分があって、そういう面では採用する側と採用される側との権利そのものも、採用される側は十分理解していない部分があると。そういうトラブルというのが、非常に多く起きてきているのです。この嵐山町の中でも、私もそういう相談を受けてきているのですが、私、単刀直入にお話をします。

実は、これ川越市がつくっているパンフレットです。これをつくったことによって、この中身というのは、労働基準法に基づいた権利をパンフにしたものなのです。労働条件とは何か、労働契約とは何か、就労規則とは何か、労働時間と休憩時間の問題や休暇の問題や残業の問題、それから健康保険の問題までうたっているのです。そのほかに、仕事と家庭の両立の問題、トラブル相談の問題、そういったものが一冊のパンフになっているのです。

これをつくったことによって、川越市の中でどういうふうなことが起きているかというと、企業側もそういう労働者の権利を守ろうという意識が芽生えてきている。これは非常に労働者の部分、企業の部分、あるいは事業者の部分、そういったものが一緒の水準になって働く人たちの権利を守ろうという意識になっている。私は、こういうものをつくっていく必要があるのかなというふうに感じたのです。そのことによって、嵐山町の企業の中にも労働者の権利を守る意識、当然、ある意味、未組織の人たちが多いそういう部分では、権利を自覚する、そういうものを嵐山町の中につくっていく必要があるのかなと。

そういう面では、2,800人の不安定雇用者というか、労働者という部分がいるわけですから、それが、全員が嵐山町の職場にいるというふうには限らないのかもしれませんけれども、嵐山町の中からそういうものを発信していく、それは働いている人た

ちの権利を守るという点では必要なのではないかなというふうに感じています。ぜひそういうものを私はつくってほしい。そういうものをつくって、嵐山町の中から発信をしていくという行政にしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　さらに難しい話になってきているのですけれども、今のハンドブック、契約関係の何かいろいろなケースがあるのでしょうけれども、そういうものを書いたハンドブックを町でもつくって、それでやったらどうだろうということですよね。労使関係の話ですよね、契約とあれを。そして、町がつくって、どちらのところに、どういうふうなだけ言えるあれがあるのだかわからないですけれども、ちょっとなかなか方向違うのではないかなという感じがするのです。

今、国のほうで派遣法にかかわるような問題がある。そういう法の中で意見が割れている部分というのは、情報で少し知っていますけれども、そういうような関係のものをここのところに、町の中に入れて、それで町内の労働者を守るのだということですけれども、では企業に対して何が言えるのか、重ねて言いますけれども、その事業者に対して何が言えるのかという、何もないものが、そういうようなものをつくっても、さっきの話ではないですけれども、全く意味をなすのかなというような感じがするのですけれども。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　このハンドブックそのものは、労働基準法に基づいてつくられたものなのです。だから、そういう面では、労働基準法そのものは法律としてあるわけですけれども、それを具体化したものがハンドブックというふうに思ってもらえばいいと思うのです。

そういう面では、先ほど言いましたけれども、仕事そのものが、労働そのものが非常に多様化している。この前もそうですけれども、タイムカード一つ押すことでも企業によっては違う。それが労働時間にはね返ってくるという問題もあるわけで、そういうものは、各企業の就業規則の中にうたわれてはいるのだと思うのです。そうであっても、その就業規則そのものを守るというものが、守られていない企業もあるという部分があるわけです。法律そのものがきちっと決まっていますけれども、それをハンドブックできちっとうたっていくというのが川越市のやり方なのだと思うのです。

そういう面では、組織されていない労働者にとっては、労働基準法そのものを理解するというのは、なかなか難しい部分があるのだと思います。まして、正社員の5,800人であっても、組合の加入率というのは、今、非常に落ちてきていますから、そういったものを理解しているかどうかというのはわかりませんけれども、そういうものを行政の側から、労働基準法そのものがどうなっているのかというものを知らしめると。それは、働いている人たちや企業の人たちにも徹底していくことによって、権利そのものが守られるのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　労働者の権利を守ることというのは、これは人を守っていくわけですから、当然大切なことで、守っていかなければいけないことだと思うのですけれども、その守り方というのが、誰が守って、どういうやり方で、どう守っていくのかということだと思うのです。今、お話のような状況で、企業と労働者、会社員で契約を結んだものに対して、いろんな出席の、タイムカードをはじめとして不当な扱いを受けるとか、また、今よく言うハラスメント、いろんなものがあったりというようなこととっていうのは、これは法令準拠、雇用契約の中でそこのところを逸脱しておかしくなったものについては、別の法律があるわけですから、そこのところで守られるべきものだと思うのです。

それで、行政がやるべきことというのは、そういうような不当な扱いを受けていそうだと。だけれども、よくわからない。どうなのでしょう。相談か何かに来たりなんかというときに、側面からできる応援をして、それで正規の相談のルートにのって、そこのところで正規のきちんとした判断を仰ぐ、そういう道案内といいますか、側面からの応援、これが労働者の権利を守るための行政のできるあれではないかと思うのです。

そうではなくて、議員さんおっしゃるように、こういうものをつくって、これとこれと、こっちに言ってやったらというのは、ちょっとできない話ではないかと思うのです。ですから、行政がやるべきことというのは、しっかり考えて、こういうような相談がしやすいような場所、あるいはＰＲ、あるいはそういうようなものがあるよというのを周知をしっかりやって、そういう体制、空気をつくっていくのが我々の責任かなというふうに思っていますけれども。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう体制づくりも必要だと思うのですが、まず、そういうものを生まない状況をつくるというのも、私は行政の責任かなというふうに思うのです。そういう面では、本当にさっきも言いました。未組織の人たちというのは、なかなかそういう解決方法そのものも持っていない部分が多いのです。そういう点では、町がそういうものを発行しながら、そういう状況を生まない体制づくりというか、世論をつくるということも私は必要ではないかなというふうに思うのです。どうでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　確かにそれも必要だと思うのです。そういうことを行政がやらなければいけないと思うのですけれども、それもやり方があると思うのです。それには、だから会社と契約をしたり、あるいはいろんな形でやる。ブラック何とかと言われるような形にならないためには、こういうふうな形で話し合いをしたらどうですかというような案内書というか、そういうＰＲの文書、そういうチラシだとかというものを配るとかというようなやり方というのは、平素の中でできる話ではないと思うのです。やらなければいけないかもしれないと思うのです。

だけれども、おっしゃるような状況というのは、実際問題できないです。何が悪いのだか、こっちがいいのだか何だかというのはわからないわけだし、言えるそういう権限もないわけですし、ですからそういうところに話を持っていく道しるべの側面からの応援、ここのところが行政のしっかりやるべき、今やれることではないかなというふうに思っております。ちょっと考えは違うかもしれませんけれども、行政は、現在はそういうことだというふうに私は思っていますけれども、いかがでしょう。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　先ほども言いました労働基準法を守るというのは、これは誰もが守らなくてはいけないというものはわかるのだと思うのです。企業の側についても、それは十分承知をしている。だけれども、その中身がなかなかわからない。例えば８時間労働制であったり、今、残業時間の制限があったり、それがどんどん、どんどん崩されている。そういったものをきちっと知らしめるというか、そういうものというのは、本来は国がやるべきものなのだと思いますけれども、そういう矛盾が問題

として出てくるのです。

それこそ労働日数の問題もそうですよね。特に契約社員やパートの人たちというのは、週何日という、もっと働きたいというものがあるわけですけれども、だからそれは企業との契約、あるいは派遣会社との契約によるのでしょうけれども、そういうものをきちっと守らせる、また守ってもらうというものの徹底というのは、行政がやっても私はいいのかなというふうには思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　表題にありますように、「労働者の権利の確保の対応について」ということを嵐山町の行政にも求められているというか、質問をいただいているわけで、ですから答弁をさせている範囲内ぐらいな状況きりできないのではないかというふうに現状では認識しておりまして、答弁になりませんけれども、答弁とさせてもらいたいと思います。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　なかなか話が進まないなというふうに感じています。そういう面では、私は行政が何ができるかというのも十分これから考えていく必要があるのだと思うのです。特に若い人たちの中で、いろんな矛盾を持っています。特に派遣社員というのは、派遣会社との契約、それから派遣会社と雇用企業との契約、そういう面では非常に本人でも難しい要件が重なって、終了時間そのものも、非常に平日勤務というのが、なかなかそういう状況ではなくなってきている、そういう契約をせざるを得ないと。

そういう面では、労働基準法の中には深夜勤務についての規定もあるわけですけれども、なかなかそういうふうにはなりきれないという部分もあるのです。特に契約社員の問題等については、契約そのものが、派遣会社との契約、それから雇用する会社との就労規則の契約、そういう点では、非常に難しい契約をやらなければならないという部分が実際にあるわけで、答弁が同じような答弁になってしまうので、これ以上もうやりませんけれども、十分町のほうも研究していただいて、行政が何ができるのかというものを十分考えていただいて、対応をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◎休会の議決

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

議事の都合により３月９日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、３月９日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時３１分）

平成２７年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

３月１０日（火）午前１０時開議

日程第　１　議案第　１号　嵐山町子育て支援センター設置及び管理条例を制定することについて

日程第　２　議案第　２号　嵐山町子ども・子育て会議条例を制定することについて

日程第　３　議案第　３号　嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を制定することについて

日程第　４　議案第　４号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を制定することについて

日程第　５　議案第　５号　嵐山町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについて

日程第　６　議案第　６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて

日程第　７　議案第　７号　嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

日程第　８　議案第　８号　嵐山町行政手続条例の一部を改正することについて

日程第　９　議案第　９号　嵐山町健康増進センター設置及び管理条例の全部を改正することについて

日程第１０　議案第１０号　嵐山町難病患者見舞金支給条例の一部を改正することについて

日程第１１　議案第１１号　嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて

日程第１２　議案第１２号　嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

日程第１３　議案第１３号　嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

日程第１４　議案第１４号　嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

日程第１５　議案第１５号　嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについて

日程第１６　議案第１６号　嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することについて

日程第１７　議案第１７号　平成２６年度嵐山町一般会計補正予算（第６号）議定について

日程第１８　議案第１８号　平成２６年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第１９　議案第１９号　平成２６年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第２０　議案第２０号　平成２６年度嵐山町水道事業会計補正予算（第３号）議定について

日程第２１　議案第２７号　土地の取得の変更について（杉山城跡）

日程第２２　議案第２８号　嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指定について

日程第２３　議案第２９号　比企広域市町村圏組合の規約変更について

日程第２４　議案第３０号　比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会の規約変更について

日程第２５　嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

日程第２６　埼玉中部資源循環組合議会議員の選挙について

○出席議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山　岸　堅　護
書　記	岡　野　富　春
書　記	久　保　かおり

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総務課長
中　嶋　秀　雄	地域支援課長
中　西　敏　雄	税務課長
山　下　次　男	町民課長
石　井　　彰	健康いきいき課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
植　木　　弘	文化スポーツ課長
大　塚　　晃	環境農政課長
山　下　隆　志	企業支援課長
根　岸　寿　一	まちづくり整備課長
新　井　益　男	上下水道課長

内　田　　勝	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長
大　塚　　晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成27年嵐山町議会第１回定例会第８日の会議を開きます。

これより開会いたします。

（午前　９時５９分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで、報告をいたします。

初めに、本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第１、議案第１号　嵐山町子育て支援センター設置及び管理条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第１号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第１号は、嵐山町子育て支援センター設置及び管理条例を制定することについての件でございます。子育て支援拠点となるセンターを設置するため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤こども課長。

〔簾藤賢治教育委員会こども課長登壇〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、議案第１号　嵐山町子育て支援センター設置及び管理条例の細部説明を申し上げます。

ご案内のとおり、廃止されましたアイプラザの跡に、補正予算をいただき整備いたしました子ども・子育て支援センターの設置及び管理条例でございます。

まず、第１条、設置でございますが、子育てに関する悩みの解消及び子育て世代間の連携に必要な支援をし、地域や家庭における子育て環境の向上を図るため、設置するものでございます。

次に、第２条、名称及び位置でございます。名称は嵐山町子育てステーション嵐丸ひろばとし、位置につきましては、嵐山町大字菅谷100番地４と定めるものでございます。なお、この名称につきましては、去る１月９日から28日の間、愛称を募集し、おもちゃ図書館、子育てひろば虹、かるがもひろば等々26点の応募をいただきました。新たなる子育て支援のセンターであること、親しみやすい名称ということから嵐丸ひろばとさせていただきました。

第３条、事業でございますが、子育てに関する相談及び援助、子育てに関する講習等の実施、子育てに関する情報の収集及び提供、親同士の交流の場の提供、子育てサークルの育成及び支援、子供が自由に遊べる場の提供等々の事業を行うことにしております。

次に、第４条、利用時間及び休館日ですが、利用時間は午前10時から午後４時までとし、休館日は日曜日及び月曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の１月３日までの間、そして、その他町長が必要と認めるときは、利用時間及び休館日を変更することができると定めております。

第５条に利用の範囲、第６条、利用の制限、第７条、損害賠償の義務、第８条、委任を定め、附則で平成27年４月１日から施行するとしております。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　１点お聞きいたします。

これで子育てステーションで稼働が始まるわけでありますけれども、一つお聞きしたいのは、駅のコンコースというのですか、あそこが入り口が１カ所という形になるわけですね。とりわけ、子供のいる場所になるので、全体的に考えていくと、私、非常口がなぜつけられなかったのか。この前も平面図見せてもらったことがあるのです

けれども、そうするとちょっとあの場所で、駅の通路側を何かの形で問題があったときに、出口塞がれてしまうような形になるのではないかなというふうに思っているのです。

できれば一番奥の部屋、あのところから非常口を、東武の駅の改札を入った待合室がありますよね、またホーム階段におりるところの。あの辺に抜けられるような非常口をつくっておく必要があったのではないかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺は、改札口を通って待合室側からは入れないような形での扉か何かをつくっておけば、その辺のところでは、一般の乗降客にあそこから入られるということはないだろうと思うのですけれども、子育てステーション側のほうから外には出られるという形での検討はされなかったのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えをさせていただきます。

ご指摘いただいた件につきましては、本来、東武のほうに協議等を行うべきだと思うのですけれども、内々でお話をさせていただいたら、かなり難しいだろうというのが一つありました。

それと、扉をつくったとしても、よしんば東武のほうで許可になったとしても、鍵を施錠していないと無理だろうというような見解もございまして、これは正式な協議ではもちろんございませんけれども、そういったことから考えますと、人員の配置等で考えますと、２人ないし３人程度の職員の配置を今考えておりまして、例えば何かあったときに、誘導等をその職員が当たったり防いだりしているので精いっぱいで、施錠というか、ドアのところの管理まで実際的にはできないだろうということでございますので、そのために自動ドアの内側にまた仕切りをつくりまして、入れるような形で、中から職員が、例えば不審者等が入ったときに対応できるような形にはしておるというのが内容でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　お話は大体わかるのですけれども、子供の集まる場所ということになると、この辺のところの安全性の問題というのは一番考えなければならないだろうというふうに思っているのです。外側に非常階段をつくれとかなんとかという

ことではなくて、むしろ一番早く出られるのは、改札を入った待合室だろうと思うのです。非常口というのは普通は使わないわけですから、内側から外に出る方法で考えておけば、待合室側から入るということは、ここは使えませんという形での何かの方法というのをきちっとしておけば、それは子育てセンターのほうから出られる一方的なあれにしておけばいいのかなというふうに思っているのですけれども、今後の検討課題になっていくのか、そこをお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

消防法等は、法的なものはクリアをしておるわけでございますけれども、ご心配をされるのは当然のことだとは思います。私どものほうといたしましても、東上線の駅員の方、また交番の警察官の方等もお願いしながら、何かあったときの不測の事態に職員が耐えられるように訓練等も行いながら、この子育て支援センターの事業を実施していきたいと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ただいまの件なのですが、不審者への対応ということでちょっとお話があったのですけれども、その不審者が凶器を持っていたら対応できるのですか。まずは、逃げてもらうということが一番ではないかなと思うのです。私は凶器を持っている人に対応、こちらも何か持っていないと、到底対応できないのではないかなと。同時に、子供たちには逃げてもらうということを考えていく必要があるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思うのです。

それで、ご質問は、日曜日と月曜日が休館日だということであるわけですけれども、特に月曜日はほかの図書館なども休みですよね。子供たちの行く場所がなくなってしまうということがよく言われるわけですけれども、その点は検討されて月曜日にされたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

日曜日はもちろんのこと、本来、土曜日、日曜日につきましては、なるべく家庭で一緒に過ごしていただきたいというのが願いでございまして、ただ、１日は開館をするということで、土曜日は開館するということで、土、日のお休みのときの１日については、家庭で過ごしていただきたいということが一つございます。

それから、月曜日につきましては、いろんなレピとかそういった、また社会福祉協議会でも実施している事業等もございます。そういった中で、日曜日、月曜日というのを休館とさせていただくということでございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ちょっとよく聞こえなかったのですけれども、月曜日に休館しても、ほかで遊べる場があるのですよと、そういうことでおっしゃったのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　27年度事業につきましては、まだ何曜日というのが確定しているわけではございませんけれども、何らかの形でできればいいなと、このように考えております。

○青柳賢治議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　４条の３で、これは利用時間及び休館日なのですけれども、その他町長が必要と認めるときは、利用時間及び休館日を変更することができるというふうになっているわけですけれども、大体どのような状況のときというふうに考えていらっしゃるか。私は、一応子育ての相談及び援助となっていますので、日曜日というのも、月に１回ぐらいはあったほうがいいのかなという感じはしているのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

これは管理的なものもございますし、施設の点検等を実施する場合もございます。そういった意味から、不特定、決まりがないということで、必要と認めるときという規定にさせていただいたわけでございます。

あと、日曜日の件でございますけれども、その都度変えていくというのも、一つ利用者の周知の仕方等もございますので、当面、この開館日で実施していきたいということで考えてございます。また、場合によって、そういう必要性が生じれば、検討するということもやぶさかではございません。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　文教でも話が出た部分が、またここで蒸し返されたりしておるのですが、確認しておきますけれども、４月１日から施行ということで、現在のこの改修の進捗状況、それから外側の駐車場等々があるわけですが、それの整備状況というのは、４月１日から運用が可能なのでしょうか。それだけはお聞きしておきます。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

進捗状況でございますけれども、当初の計画につきましては、３月10日だったかと思うのですけれども、契約期間につきましては、途中で工期の変更ということで、現在30日までとなっております。理論的にはそういうことなのですけれども、ほとんど今、改修事業が終わりまして、あと少しかかるかとは思いますけれども、改修が終了し次第、備品等を入れていきながら、現在、今まだはっきり決まったわけではないのですけれども、４月４日土曜日になるかと思いますけれども、オープンをしていきたいと、このようには考えております。

また、駐車場につきましては、駅西口公園の中に13～14台だと思うのですけれども、子育て支援センターをご利用いただく方のための駐車場ということで整備が進んでいると、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　整備をするということで、そちらの整備の状況はどうなのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

駅西公園の駐車場の整備でございますが、現在施工しておりまして、今月の27日までには一応完成する予定でございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　それでは、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第１号　嵐山町子育て支援センター設置及び管理条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第２、議案第２号　嵐山町子ども・子育て会議条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第２号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第２号は、嵐山町子ども・子育て会議条例を制定することについての件でございます。

子ども・子育て支援法第77条第１項の規定に基づき、嵐山町子ども・子育て会議を設置をするため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤こども課長。

〔簾藤賢治教育委員会こども課長登壇〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、議案第２号　嵐山町子ども・子育て会議条例の細部説明を申し上げます。

まず、第１条、設置でございますが、子ども・子育て支援法第77条第１項に基づき、嵐山町子ども・子育て会議を設置するものでございます。なお、根拠法令であります子ども・子育て支援法第77条第１項でございますが、市町村が条例で定めるところにより規定する事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとするという内容となっております。

次に、第２条、所掌事務ですが、第１号で法第77条第１項各号に規定する事務を処理することとしておりまして、内容といたしますと、特定教育・保育施設の利用定員の設定、利用地域型保育事業の利用定員の設定、市町村子ども・子育て事業計画に関すること、市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況を調査審議することとなっております。

第２号で、子育て支援施策に関し必要と認める事項について調査審議することと定めるものでございます。策定いたしました子ども・子育て支援事業の進捗管理や改正等が必要となった場合、審議をしていただきたいと、このように考えております。

次に、第３条、組織でございますが、20人以内の委員で組織し、その構成委員を児童福祉関係者、民生児童委員、小中学校、幼稚園、保育所及び学童保育室の関係者、町内企業または商工会関係者、一般公募者から町長が任命するとなっております。

そして、第４条に委員の任期、第５条で会長、副会長、第６条で会議、第７条に守秘義務、第８条、庶務、第９条で委任を定め、附則として施行期日を平成27年４月１日からとし、任期の特例となっております。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　第３条なのですが、委員なのですけれども、子育て中の一番厳しい状況にある母親とか父親、そういう人たちが入る余地がなさそうなのですが、

そういう方たちは一般公募という形ではなかなかいかないと思うのですけれども、そのような方たちの意見は、子ども・子育て会議では反映することができないように思いますが、その点についてはどのようにお考えになるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

１号の児童福祉関係者、２号の嵐山町民生委員・児童委員さん、こういった方々の情報がたくさんあると思います。そういった声をこの委員の皆様から述べていただきたいと、このようには考えております。

また、大変忙しい子育て中の皆さんに、果たしてお願いできるかどうかというのも疑問に思っております。一般公募は難しいというお話でございますけれども、ぜひ一般公募で入っていただければありがたいと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　子ども・子育て会議は非常に重要な会議だと思うのです。そうしますと、この場合、一般公募で出てきた場合、保育担当をつけるとか、そういった子育て支援にかかわる、子育てにかかわる方たちの直接的な意見を聞くというふうな形も、一般公募者の中にそれをお願いするあるいは保育をつけるという形というのは、私は必要だったのではないかと思うのですけれども、ここの部分が嵐山町では欠けている部分だと思うのですが、これが児童福祉関係者、民生委員・児童委員では、私はかえることができない部分だと思うのですけれども、いかがでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

先ほどのお答えの中で１点落としてしまいまして申しわけございませんけれども、３号で小中学校、幼稚園、保育所及び学童保育室の関係者ということで、ＰＴＡとか父母の会の代表の方にも入っていただくということでございまして、委員さんのために保育というのは、今のところ考えておりません。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、小中学校、幼稚園、保育所の場合は子育て中

でも仕事をしていらっしゃる方で、ゼロ歳児から３歳児までのお子さんを持ったような方がいらっしゃるかもしれないと思うのですけれども、非常に厳しい状況の中で入っていただくときに、少なくともこういった方を入っていただく。そして、関係者ですから、そういうふうなＰＴＡの会長とかいう形ではなくて、入っていただくのは当然であると思うのですけれども、やはりそれをお願いする場合には、保育を引き受けるという、託児をするというふうな一つの嵐山町の姿勢があってもいいと思うのですけれども、それについてはいかがでしょう。ぜひこういったことをやっていただきたいと思うのです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、メンバーにもよるかと思いますけれども、必要となれば、対応も考えていくということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　６条に会議があるのですけれども、子ども・子育て会議は会長が招集し、その議長となるということで書いてありますが、メンバーを見ますと、次世代育成メンバーがほとんどなのかなと思うのですが、次世代育成のときは年に１回か２回程度の会議だったと思うのですけれども、今回、この子ども・子育て会議は年間どのくらいの会議を予定しているのか、教えていただきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　当面、１年間の実績等は、子育て計画に基づいた実績等を、流れとすると、関係各課の担当者で庁内会議というのを開かせていただきまして、そこで各課の関係する事業について進捗状況を取りまとめて、それを先ほども申しましたようにこの会議でご報告申し上げて、進捗会議を第三者機関としてやっていただくというのが一つ。それから、この子ども・子育てにつきましては、国、県がかなりころころ、ころころと言ったら言葉が悪いのですけれども、頻繁に変わる要素がございます。そういったときに、また改正等があったときに対応して、ご審議をい

ただくということも考えられるかと思います。原則、進捗管理が中心になるのかなと思うのですけれども、そういった国、県の動向に対応して開かせていただきたいとは思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第２号　嵐山町子ども・子育て会議条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第３、議案第３号　嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第３号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第３号は、嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を制定することについての件でございます。

子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し、利用者が負担する費用等について必要な基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤こども課長。

〔簾藤賢治教育委員会こども課長登壇〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、議案第３号　嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の細部説明を申し上げます。

まず、第１条、趣旨でございますが、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し、利用者が負担する費用等について必要な事項を定めるものでございます。

次に、第３条、利用者負担額、第１項で別表により利用者負担額を定め、限度額を法に定める給付単価と定めております。

それでは、別表（第３条関係）、（１）、利用者負担額、教育標準時間認定の子ども（１号認定）をごらんいただきたいと存じます。１号認定は、新制度に移行した私立の幼稚園並びに認定こども園の負担額を国の基準に合わせて定めたものでございます。なお、備考で多子世帯の保育料を定めてございます。

次に、（２）利用者負担額、保育認定の子ども（２号認定・３号認定）をごらんいただきたいと存じます。この表において、２号認定とは満３歳以上の保育認定者、３号認定は満３歳未満の認定者でございます。保育標準時間とは、１日11時間までの利用者で、就労時間の下限を一月120時間、月平均275時間の方となります。また、保育短時間ですが、１日８時間までの利用の方で、一月当たり200時間就労されている方としております。

なお、階層区分では、国においては８階層区分ですが、平成23年４月１日の改正において、本町では11階層にしており、今までと同じ区分となっております。また、それぞれの階層の負担額につきましては、国の捉え方であります、夫婦で妻がパートタイム労働者程度で、所得税が非課税となる程度の収入と、廃止前の年少扶養控除を反映した子供２人世帯の場合を目安としたものを、税額試算表をつくりまして、年収から所得税に対応した住民税額等を求め、不利益にならないよう町の各階層を区分に当てはめ、平成23年度から実施しております５％削減した現在の額で設定しております。

備考１として、満３歳に到達した日の属する年度中の２号認定の利用者負担額は、３号認定の額を適用するとし、２として、小学校就学前の範囲において、特定教育・

保育施設等を同時に利用する最年長の子供から順に２人目は上記の半額、３人目以降についてはゼロ円とすると定めてございます。

なお、保育短時間につきましては、標準時間より国の基準に基づき1.7％減額した額となっております。

それでは条文に戻っていただきたいと存じます。

第４条、利用者負担額の徴収でございますが、今までと同様、私立保育園から保育を受けた子供の支給認定者等から、町長が利用者負担額を徴収すると定めております。

次に、第５条、利用者負担額の減額でございますが、町長は、支給認定保育者等に災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、利用者負担額を減額し、または免除できるものとしておるものでございます。

県が２月下旬に多子世帯保育料軽減事業を実施することといたしました。その概要でございますが、国の多子世帯軽減制度では、兄弟姉妹の同時入所要件であります、保育所に入所している児童のうち、第２子の保育料が半額、第３子以降が全額免除となっておりますが、県におきましては、第３子以降のゼロ、１、２歳児を対象に、原則３人以上の兄弟姉妹が同居している場合、兄弟姉妹の年齢を問わずに実施するということでありまして、その費用につきましては、県が２分の１、町が２分の１をそれぞれ負担し、町に対し、その２分の１を補助するという内容となっております。手続といたしますと、町の条例に減免規定があれば、後で実施要綱を定め実施していくということでありますので、先ほど申し上げました別表（２）の備考２につきましては、国の基準となっておりますが、この第５条を適用いたしまして、後日、要綱を定め、県の捉え方であります扶養している子供の年齢を問わず、多子世帯における経済的負担の軽減を図ってまいります。

附則として、施行期日、経過措置を定めてございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　この１号認定と２、３号認定の利用者負担の金額をこういうふうにしたというのは、ちょっと考え方を伺いたいと思うのです。幼稚園のほうを、こういう保育と違った考えで安くしているのですよということをちょっと聞きたいと

思うのです。

それから、２、３号認定のほうなのですが、今までの９階層の人が、新しく９階層に入る人もいるし、10、11階層にも入る人がいるわけです。この11階層になる人が、今までは73万4,000円の所得税であったわけですね。その方が今度は39万7,000円だと。大幅に下回った人が最高額を払うことになるわけですけれども、その取り入れた考え方を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきたいと思います。

まず、１号認定の件でいきますと、この１号認定に該当する方というのが、先ほどもご説明いたしましたとおり、新制度に乗った幼稚園、もしくは認定子ども園に移行した園の利用負担額ということでございまして、この金額につきましては、国の基準と同じでございます。

２点目でございますけれども、ご案内のとおり、今までは生活保護世帯とか市町村民税非課税世帯につきましては変わりはないかと思うのですけれども、それ以降のものにつきましては、階層につきましては、今まで所得税の税額で階層区分をつくっていたわけです。それが国の考え方として、住民税の課税額の区分にするということでございまして、国に合わせたものをつくらせていただいて、今までと、ですからこの階層の割り当てにつきましては、年収から所得税が幾ら、それによって今までは階層区分が決まってきたわけですけれども、それに対応した住民税を求めて、税額表というのを細かくつくりまして、推定年収というのですか、幾らの方は例えば３とか４階層になっていくという計算をしまして、当てはめていったということでご理解をいただきたいと思います。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　それでは、その２、３号認定の、住民税に変わったのだということでご説明あったわけですけれども、そうしますと、例えばこの11階層の方、今まで73万4,000円の方が11階層になったわけですよね。その方と39万7,000円の住民税の方は大体ほぼ一致するという、その考えでよろしいのですか。ちなみに、人数がどのくらいになるのか、今までとの比較で。４号認定あたりからどのくらいに人数が変わるのか、わかりましたら伺いたいと思うのですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

これは、まだ実際には、公定価格がつい何日か前に出たばかりでして、個々に当てはめたということではないのですけれども、昨年の８月１日現在の入園している方の人数を参考までに申し上げますと、第４階層が３歳以上含めまして31人、第５階層が25人、第６階層が40人、第７階層が26人、第８階層が40人、第９階層が22人、第10階層が５人、第11階層が１人というような内容になっております。

以上です。

○９番（川口浩史議員）　前と今の。新しいのは……

○青柳賢治議長　では、旧の所得税のときのということでいいですか。

○９番（川口浩史議員）　そうですね。

○青柳賢治議長　簾藤こども課長、答弁を求めます。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　これは、当てはめた旧の人数でございまして、これに移行した新制度というか、新しく今条例で上程させていただいております人数につきましては、まだ公定価格等も出ていませんので、全て当てはめた人数というのはいまだ出ておりません。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　よく内容がわからないのですが、所得区分ですよね。改正後の所得区分と改正前の所得区分で、要するに改正後については、所得割課税額が39万7,000円以上が最高限度額というふうになっていますよね。現行ですと、この金額というのは現行のどこにいく、何階層にいく部分なのでしょうか。金額だけ見ると、第９階層に当てはまるということになると、さっき言った22人、５人、11人という人は、最高限度額にいってしまう可能性があるというふうに思えるのですけれども、この所得割課税額が現行のどこに該当するのかというのをまずお聞きしたいと思います。

それから、今、県の対応をお話があったわけですけれども、県は第３子について保育料を無料にするということで、これは上の子供が小学校に行っていようがいまいが、第３子から無料になると、補助金を補助するということなのですが、これは１号、２号、３号、全てそういう形で該当になってくるのでしょうか。ちょっと２点だけ先に

お聞きしておきたいと思うのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

第１点目の対応でございますけれども、議案第３号の参考資料の一番最後をお持ちかと思うのですけれども、利用者負担額新旧比較表ということでございまして、先ほど例に出されました11階層につきましては、現行、今の制度でいきますと、所得税からの数字になりますけれども、73万4,000円以上という方でございまして、改定後につきましては、この所得割課税というのが市町村民税の住民税の所得割課税ということで対応をさせていただいております。

それから、２点目の第３子の県の扱いでございますけれども、説明がわかりづらくて申しわけなかったのですけれども、１号認定のお子さんにつきましては、全く県の制度は関係ございません。幼稚園、簡単に言うと認定子ども園とか教育の部分でございまして、１号認定につきましては関係ございません。２号、３号認定に限って、先ほど申し上げましたように、国においては３人同時に保育園に入っているケースについて、２人目は半額、３人目は全額免除という制度です。この条例自体も国の制度に合わせたものとなっておりますけれども、県においては、例えば子供を扶養している世帯で３人お子さんがいて、第１子、第２子が大学生であろうが中学生であろうが、第３子の方がゼロ、１、２歳であれば、全額免除するというような内容となっております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　私の聞き方が悪いのかもしれないのですが、改正後の最高限度額、11階層がありますよね。この11階層の39万7,000円というのは、現行で言う階層のどの部分に入るのでしょうか。例えば、第９階層は20万以上45万9,000円未満というふうになっているのですが、改正後の11階層は、現行の９階層に該当するということでいいでしょうか。

これ、税務課長のほうがいいのかな。よくわからないのだけれども、どこの部分に、さっき言ったように住民税から所得税に変わったのだということですけれども、ということは階層区分を変えたということですよね。生活保護世帯から、１階層から所得

割額の11階層までなっていますよね。同時に、現行の場合は、第１階層のとき、前年度分の所得課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分によって該当するということで、現行の区分ができていると思うのですけれど、この黒くゴシックになっている改正後がありますよね。改正後の11階層の所得割課税額39万7,000円というのは、現行のどこの階層に入るということなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

先ほど新旧比較表ということでございますけれども、現行の階層に、住民税を調査しまして、イコールになるような形と言ったらわかりいいのですかね。スライド、そのまま移行できるような区分ということでございまして、例えば11階層で今まで現行73万4,000円以上の方というのが、改定後の所得割課税額、これは住民税になりますけれども、39万7,000円以上の方ということで、スライドさせたという表現がいいのかわからないのですけれども、そのまま階層を変えないで移行できるような改定をしたということでご理解いただきたいと思います。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　では、もう一度確認をしたいと思うのですが、現行の９階層も10階層も11階層も、改正後の階層については変わらないという認識でいいわけですね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　はい。そのとおりとご理解いただければありがたいと思います。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第３号　嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用

者負担に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開の時間を11時10分といたします。

休　　憩　午前１０時５４分

再　　開　午前１１時０８分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第４、議案第４号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第４号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第４号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を制定することについての件でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例の整理等を行う本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　それでは、議案第４号の細部につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の趣旨でございますが、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育の行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うということでございます。

法改正の概要につきましては、お手元に配付をさせていただき、過日説明させていただいたとおりでございます。文部科学省のパンフレット、それをごらんいただければと思います。この改正に伴いまして、必然的に必要となります条例の改廃を一括いたしまして、関係条例の整理等に関する条例として制定するものでございます。

それでは、条例をあけていただきまして、この条例につきましては全部で８条で構成しておりまして、７つの条例の一部改正と１つの廃止条例でございます。

第１条でございますが、嵐山町職員定数条例の一部改正でございます。改正前の趣旨、第１条中に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、引用しております第21条に条ずれが生じましたので、改正後は２条繰り上げまして、第19条とするものでございます。

続いて、第２条は、嵐山町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。法改正によりまして、新教育長は特別職となるため、改正後は町長、副町長に教育長を加えるものでございます。

第３条は、嵐山町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正でございます。この法改正によりまして、前条の改正と同様でございまして、目的、第１条で教育長を加えますので、題名の改正となります。

給料、第３条では、教育長の給料月額を第３号として追加するものでございます。期末手当、第５条及び次ページの第５条の２中に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を追加したものでございます。

次に、第４条でございますが、嵐山町議会委員会条例の一部を改正するものでございます。法改正によりまして、改正前の委員長を、改正後は教育長に改めるものでございます。

第５条は、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正でございます。改正後の第１条に第７号といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第

５項に規定する意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者または学識経験者を加えるものでございます。

第６条でございますが、嵐山町教育委員会委員の定数に関する条例の一部改正でございます。次ページをお願いします。改正前の委員の定数５人を、改正後は４人とするものでございます。

第７条は、嵐山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正でございます。改正前の引用条文に法改正によりまして条ずれが生じましたので、改正後はごらんいただいているとおり、第23条の第１項に改めるものでございます。

第８条は、嵐山町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止するものでございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、本年４月１日から施行するものでございます。

経過措置、第２項でありますが、教育長がなお従前の例により在職する場合においては、先ほどの条例がございましたが、その条例の規定は適用せず、この条例の施行後もなおその効力を有するとするものでございます。

第３項につきましても同様でございまして、この条例による廃止前の教育長の給与等に関する条例の規定は、その効力を有するとしておりまして、現在の教育長の任期の終了後から条例の規定を適用させるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　まず、大綱が今度つくられるわけですよね。この大綱というのは、国が示したものを参酌してつくるのだということでありますので、今度の改正というのは、国も教育にかかわってくる。そして、首長もかかわって、首長がこの大綱つくるわけですから、かかわるということで、今までの中立性というのが本当に維持されるのか。今のご説明で、中立性云々というお話があったわけですけれども、それは大変危惧されることになるわけです。

で、まず第１点としてお聞きしたいのですけれども、総合教育会議というのが開かれます。嵐山町では、町長が招集をして開くわけですけれども、そこで開かれたものは、原則公開だということでお話があったのですが、公開でよろしいわけですね。

それと、会議録の作成というのは行い、それも公開するお考えがあるのかを伺いたいと思います。

それと、町長が今度は招集をして、この会議を開くことになりますので、教育に対して何か指し示すというか、方向性を示すお考え、具体的なもしあれば。あるのかないのか、あれば具体的に伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　答弁させていただきます。

今回のこの総合教育会議、新しく地教行法変わるわけですけれども、総合教育会議、また今、大綱の話もありましたけれども、そういうことが変わるという前提があったわけです。長い間、教育委員会無用論とか何と言われてきて、いろんな形で教育行政というものが批判といいますか、そういうようなことを言われたりするような場合がいろいろありました。

そして、特に皆さんのご記憶が多いと思うのですけれども、大津の例のあれがあったときに、一番責任の所在というのはどこなのだといったときに、なかなかはっきりしないような状況があったりなんかしたりして、そういうことがある。それと、今、全国的にいろんな機会にというかいろんなことに、首長あるいは県の段階ですと県知事もはじめとして、そういった人たちが教育に対する意見を述べるというようなことが多くなってきて、それが普通みたいになって流れてきているような状況がございます。そういう中にあって、やっぱり地教行法というのがしっかりあって、それを法律のとおりに運営していくのにはどうしたらいいだろうかということがあって、国ではいろんな検討を重ねて、今度こういう形にこうなってきたということだと思うのです。ですから、経過はそういうようなことだと思うのです。

それで、今回変わった一番あれなのは、今、これが説明、話もありましたけれども、教育長が新教育長、それから教育長へのチェックというのを、教育委員が今まで以上にチェックしてくださいというようなことが書かれている。そして、総合教育会議というのができた。それで大綱を首長が決める、こういうことですけれども、基本である教育委員会というのは、町長が何かを言ったからといって、教育委員会の中の合議制のあれが崩れるということではないということなのです。ですから、ここのところだけは、今までと全く変わっていないわけですので、教育委員会の合議制というのは

最優先。ですから、町長がどういう意見を言おうが、教育委員会の中で合議制で決まったものというものが優位になるということですから、答えになるでしょうか。そういう町長の意見というのは、そういうことだと思うのです。

○青柳賢治議長　井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

まず、会議につきましては原則公開ということでございます。それから、議事録の作成とその公表につきましては、努力義務が課せられているということでございまして、必ずそれをつくって公表しなくてはならないというものではございません。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　だから、だから公開するのですかということを聞いているわけです。ちょっと課長では答えられないのであれば、町長がトップになるのだか、教育長がなるのだか、当面は町長なるのかな。それを１点伺いたいと思うのです。

それで、合議制が崩れないと。確かに合議制を守ったというのは、そういう面では、国民の教育委員会を守ろうという意思の反映だと思うのです。本来は町長がおっしゃったように無用論があって、教育委員会には、教育委員会をなくしたいというのが国の、文部省の考えでしょうね。そういう考えがあるということで、そういう方向を示したかったらしいのですけれども、そこまでいかなかったと。合議制を持つことができたというのは、いろいろ改悪はされたけれども、これは評価できると思うのです。

ただ、町長が発言したものが、ほかの人が否定できるかといったら、教育長だって相当な覚悟がなければ、これはできないですよ。町長が考えるほど発言は軽くないということですので、それはちょっとご認識いただきたいと思うのです。具体的に、町長何かあるのかを伺いたいと思うのですけれども、当面の考え方、教育に対してこういう方向性を持ったらどうだというのがあるのかを、ちょっと伺いたいと思うのです。

それで、教育委員会に対して、町長が教育委員長もされているわけですから、全て私がこれから申し上げるのはご存じなわけなのですけれども、戦前、国と一体となった教育がやられたわけですよね。それで、戦争にも突入していった。そのときの教育勅語なんていうのも、天皇の命では、国民の命は鴻毛より軽いと。あなた方の命は鳥の羽より軽いのだと、そういうことを教え込まれて戦地へ行かされたわけです。戦後、やっぱりそういう教育はまずいのだということで、国と教育行政というのは分ける、

地方自治体の一般行政と教育行政は分けるのだということで進んできたわけです。

ここまで進んできて、いろいろ問題はありますよ。確かに問題はあるのです。大津市の問題なんていうのは、あれは教育長が隠蔽していたのですから。教育委員にも諮らなかったのですから、教育委員も知らなかったのですからね。そういうことが許される問題がありますよ。だから、変えていかなければならない問題があるわけです。ただ、変えていった方向が、これがいいのかといったら、私はよくないというふうに思っています。

ただ、こういう法律が通って、条例も出されてきているわけですので、その中で最小限守れるものは守っていきたいというふうに思っておりますので、伺いたいと思うのですけれども、町長が具体的に何かお考えを指し示すものがあるのか、今後もあるのかどうかもちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　川口議員さんのお考えというのはお聞きしました。しかし、これが今回こういう形に変わるということと、ちょっと今違った部分もありましたよね。お考えはわかります。だけれども、これがこういうふうに変わりますということの中で一番のあれというのは、教育委員会の透明性といいますか、そういうのが今度表に出ているわけです。会議は公開します、議事録つくります、教育委員は教育長に対しチェックを今まで以上にやってください。町長が言うことというのは、教育委員会の中で教育委員会が決めたこと、合議制で決めたことは、今までと同じですよ。それで、教育の中立性というのは、しっかり守っていきましょうという基本というのは変わっていないと思うし、そういう変わり方なのだと思うのです。ですから、これは私はこのとおりでいいと思っています。全く考え方はこれでよしということです。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　ちょっと待ってください。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　どういう点をですか。

○岩澤　勝町長　ちょっといいですか。

○青柳賢治議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　教育の町長が言うことを言うと、教育委員会の中でも、それがちょっ

と強い意見になるのではないだろうかというようなお話ありましたね。ですから、川口議員さんとすると、言わないほうがいいなということだと思うのです。だけれども、そうではなくて、今度は言いなさいという会ができたわけなのです。そういうふうに変わったわけですから。ただ、言ってもその中で、合議制の中できちんと判断をしてくださいというふうに変わったわけですから、長としての考え方というのを述べなさいということを言われているわけですから、言わなければいけないと思うし、私も考え方を述べるつもりです。

○青柳賢治議長　あと、議事録の公開の件について答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答え申し上げます。

先ほど、努力義務ということで申し上げましたが、基本的には公開をしていきたいという方向で今のところは考えております。ただ、全てが公開できるというふうにはならないかと思いますけれども、基本的には公開していく方向で進んでいきたいということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　今の公開、その全てが公開できないというのは、プライバシーに触れる部分ということのみでしょうか。ちょっと確認なのですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　ご指摘いただきましたように、プライバシーの部分はもちろんでございますけれども、やはりその都度判断をしまして、プライバシーだけではない部分も、これは公表しないほうがいいだろうということもある場合もあると思いますので、その辺は慎重に判断をしたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　大幅に教育行政が変わるということでございますが、２点ばかりお聞きしたいのですが、確認、ちょっと理解し切れない部分があるものですから。

今、教育委員は議会の議決を、同意を得ているわけですが、その辺のところはどう

いうふうになるのでしょうか。教育長については、首長が任命するということになっているわけですが、そのほかの委員についてはどういうふうな取り扱いになるのでしょうか。

それから、教育長が体調が崩れたという場合に、代理が、今、教育委員会は教育委員長がいて、委員長代理が置いてあります。その辺の何かあった場合のことについての対応というのは、教育長はおりますが、教育長の代理というのがいないのではないかと思うのですが、その辺のところはどういう対応になるのでしょうか、おわかりでしたらお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

教育委員会、今までですが、まず町長は議会の同意を得て教育委員を任命いたします。任命をすると教育委員会で、今度はその中で教育長さんを任命することになっております。教育委員につきましては、今までと同様でございます。今回は変わったのは、首長が議会の同意を得て教育長を任命するわけでございます。教育委員会で任命するのではなくて、町長が議会の同意を得て任命をすると、そういうふうに変わります。

それから、教育長さんが何か故障というか体調を崩したり、その辺のところで代理が必要な場合があった場合にはどうするのだということでございますけれども、今度は教育長さんは特別職になります。一般職というか教育委員として、今の教育長さんは、教育委員としての特別職の身分と教育長としての一般職の身分をあわせ持っている状態なのです。教育長さんがそういう状態になった場合には、教育委員会のこども課長がその代理をする、そのような形になろうかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　そうしますと、内容的には、今、川口議員からも質問が出ておりますが、議会の同意を得た形での委員の任命にはなっていくということでございます。ですから、合議制というものは、要するに幅広く全て首長の意向で委員を任命するということだけではなくて、議会の同意事項にはなっているということですよね。そういうことであれば、合議制の教育委員会の独立性についても、ある程度は確保で

きるのかなというふうに思います。

ただ、教育長が事故があったときには、こども課長が当たるということですが、代理というものを置いておく考え方というのは必要ないのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　今後のことでございますけれども、今のところ、国から示されている観点というのでしょうか、これが望ましいというのはそれぞれの地方教育委員会に任せているのですけれども、ただいま課長のほうで答えたように、こども課長、その課の課長もしくは教育委員の４人の中から適任と思われる１名を、今で言えば教育委員長さん職務代理者というのがおりますよね。そういう形で考えていくのかなというふうに踏まえておりますけれども、今後検討していくことになろうかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　先ほど課長のほうから、教育委員長さんあるいは教育長さん、今の場合は先ほど課長が言われるように、教育長そのものは、ある意味教育委員会と言われるものが２つあるという考え方をしてもらえればいいのかなと。１つは、事務的な教育委員会、もう一つは教育をつかさどる教育委員会。

教育長というのは先ほど言われたように、教育委員会の教育委員の中からの選任という形で教育長が選ばれるということですから、ある意味事務的なトップというふうな考え方ができるのかなというふうに思うのです。もう一つの教育委員会そのもののトップは、教育委員長ですよね。この条例の中でも出てきているのですが、この条例かな、次の条例かな。次の条例ですね。教育委員の定数を５人から４人にすると。今の教育長さんが除かれる人数になるのかなというように思うのです。

次の条例の中には、教育委員長のあるいは職務代理者の報酬費をなくすということになっています。したがって、教育委員長も職務代理者も今度はなくなるというふうになる。今の教育委員さんの中の委員長も職務代理者もなくなって、全部委員になるというのが中身ですよね。そういう面では、非常に教育委員会、教育のチェックをする部分の教育委員会、事務的な教育委員会ではなくて、その部分が非常にある種形骸化してきてしまうのかな。教育委員さんたちの仕事そのものが、非常に形骸化してき

てしまうのかなと。そのトップに今度はそれぞれの首長がのるのだというのが、今度の改革の中身なのだと思うのです。そういう面では、教育委員会の体制そのものが非常に大きく変わるというふうに感じるのですが、今の答弁ですと、町長は、それがいいことなのだというふうに言われていました。

この間も「はだしのゲン」の問題や大阪の橋下知事の問題や、いろいろ首長そのものが教育委員会に対して問題を起こしてくると。そこをストップをかけてきたのが教育委員会ですよね。そういう面からすれば、教育委員会の持っているチェック機能というのが、果たして首長そのものがトップになることによって、薄れてきてしまうのではないかと。今度は、先ほどの話のように、新教育長は特別職に移るということですよね。そういう面からは、教育委員会からはある種外れるという言い方ではないのでしょうけれども、権限そのものが、教育長から町長のほうに移ってくるというのが、今度の改革の一番の目玉なのだと思うのです。

そういう面では、教育委員会の機能そのものまで変えるということは、国のほうではできなかったわけですけれども、果たしてそういう点では、今までの教育行政というものが、首長と分かれて独立した形で持っていたわけです。その独立性が、果たして保てていけるのだろうかという疑問があるのですけれども、その辺の考え方というのは町長どう考えていますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

まず、政治的中立性の確保ということで、教育委員会そのものは、引き続き執行機関のままでございます。それで、総合教育会議では、首長と協議調整は行うわけではございますけれども、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているということでございまして、今ご指摘いただいたようなご心配もあろうかと思いますが、この点については、今までと変わらない部分ではないかというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今の答弁のとおりなのですけれども、ちょっと補足させていただきますと、その総合教育会議、この中ですると、大綱について首長がということなのです

が、これはある程度絞られているのです、大綱というのを決めるのが。教育施設の整備、耐震化だとか、学校を新しくするとか、統廃合をするとかいうような、そういったことを決めるのであって、子供たちがどこの集まり所のところに集まって、右側通って行きなさいよ、何人行きなさいよとか、今までいろんな細かいことを教育委員会の中で検討をしてスムーズな形で教育を行ってきたわけですけれども、そういうものについては今までと同じことで、首長が入るというそういうあれには、そういうものは含まれていないようなことが書いてあるわけです。だから、大きなこと、学校をつくりかえるとか、そういった内容が中心でこの大綱をつくりなさいと書いてあるわけですので、大綱の内容に限られてくるというようなことだと思うのです。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　それは、今までどおりだと思うのです。町長が教育行政を進めるのは、施設整備が中心と。だから、教育行政についての予算執行も、町長が持っているということなのだと思うのです。その部分は、今までもそういう形でやってこられたわけですけれども、今度の場合は、教育行政に至るまで首長が権限を持ってくるというのが、今度の中身なのだと思うのです。そこの部分が一番変わるわけです。

今までは、それは教育委員会が、首長とは独立した教育委員会そのものが、教育の中身を精査、検討していくと。その一番いい例が教科書の選定なのだと思うのです。教科書選定も首長が決めるのではなくて、教育委員会が決める。その部分も今度は首長に権限が出てくるということです。

〔何事か言う人あり〕

○10番（清水正之議員）　いや、そういうことになるのですよ。だから、首長に、教育委員長を廃止して、教育委員長をなくすわけですよね、今度の改正については。そういう点では、独立性というものを、どうこの嵐山町の中で保っていくか、そのことが今度の改正の中での一番の主眼になるのだと思うのです。だから、国は教育長を特別職にして、教育委員長をなくして、その権限を首長が持つというふうに変えてきているわけです。その独立性というものを、嵐山町の中で町長はどう保っていきますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　嵐山町の中でとかという話がありますけれども、国の法律が変わるわけですよね。ですから、国が全部同じになるのです。それで、今、これ配られている

中にありますけれども、２番目のところの教育長へのチェック機能の強化と会議の透明性と、これが一番言われていることです。ですから、ここのところが、会議が透明性がしっかりできていけば、どういうことをやっているのだということが外へ出ていくわけです。ですから、教育委員会が、町長があるいは市長が言ったとおりにいっているのだとかいっていないのだとかというのは、議会も町民もすぐわかるわけです。それが、今度チェックがきつくなったということなのです。

その中で、教育委員長がいなくなって教育長になってしまってというような話がありますけれども、これが一番の問題であって、どちらのところがどういった責任があったのかというのをはっきりさせるという意味もあって、一番最初のところにあるように、この一本化をしたわけです。

それで、もう一つあれなのは、教育委員さんが今まで以上にいろんな教育に対する高い識見を持って、その上で教育長に対するチェック機能をしっかり果たしてください、こういうことになってきたわけです。ですから、透明性が図られた上で、教育委員さんが教育長にチェックを入れる。それで、教育委員会というものは透明性の中で、町長が入ったり何かしても、それを全部外にしっかり町民の皆さんに、市民の皆さんにわかるようにしなさいよということ。教育委員会とすると、責任の所管が新教育長に一本化されるというようなことだと思うのです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　ただいま町長が言ったとおりでございます。つまり、今までの教育委員会制度がほぼ同じように保たれているというのが、改正になりましたけれども、全く同じなのです。つまり、教科書の採択とか人事、全て教育委員会がやります。ただ、今まで教育委員会事務局と教育委員会と２つあると言いましたけれども、事務局のほうの監督ももちろん新教育長がやりますし、また新しい教育委員会も責任持ってやるのが教育長なのです。

だから、新教育長は今まで以上に、今まで公開していなかったかということではなくて、教育委員さんは余りにも、教育委員会事務局等で出した案だけで協議をした場合が多かったのです。今回はもっと教育委員が主体性を発揮して、教育長、今度こういう問題で会議やろうよと、こういったことをどんどん進言できる機会を与えようというのが新しい制度なのです。これが一番大切でありまして、ただいま嵐山町の教育

委員さんたちも、今後新しい制度に変わったときには、そういった形でいこうという考え方で進めているところです。

町長さんが絡むのは総合教育会議なのです。総合教育会議のときに、町長が、こんな問題はどうだい、総合教育会議でやってみたらということが出たときに、協議してやるのでありまして、そう頻繁にやる会議ではないのです。だから、絶えず首長は教育全体を見ながら、上から押っぺすという形ではなくて、こういう問題はどうかな、ではこれを総合教育会議でやってみようということになったときに、それをやると。そういう形で考えていきますから、ほぼ今までと変わらない形でいくかなというふうに私は考えています。今まで以上に新教育長の責任が問われる。何かあったときは、全て新教育長に責任がある。こういった体制を、大津事件をきっかけに国全体でやっていこうということでありますので、私はこの考え方に賛成でございます。

しかし、教育委員さん自身も、自分自身の１年間の反省をする。教育委員自身も、自分はどうあったかというやはり自己評価ですか、そういったことをやっていく必要があるだろうということも、現在確認しております。そういった中で、今後新しい制度に向けて、私、教育委員の一人として、これからも皆様方のご意見を頂戴しながら、新しい教育委員会制度に向かってやっていきたいと、こんなふうに思いますのでご理解いただければありがたいと、こんなふうに思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　私も教育委員会そのものについて、改善をしていくという点はあるのだろうなというふうに思います。しかし、それがやはり教育委員会の主体性というものを、もっと発揮してもらうという方向に進まなければならないのだと思うのです。今回のように、そういう点では教育委員会の主体性そのものを充実させるということではなくて、首長にその権限を与えるということが、果たして、施設整備ではなくて、教育行政に対する弊害というものも、必ず私は出てくるのだろうなというふうに思うのです。

そういう面では、最後にちょっとだけお聞きしておきたい。経過措置の問題です。新教育長は、任期３年というふうになっています。現在のものが、この経過措置というのが、現在の教育長さんの任期で新しく移行するという点で、その時期を少し明確にしておいていただきたいというふうに思うのです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　経過措置の関係でございますけれども、この法律の施行日は本年４月１日でございますけれども、現在在職している教育長さんの任期終了までは、今の体制でいくということでございます。今の教育長さんの任期は29年６月30日までということでございまして、この条例がそのまま適用されるのは、それ以後ということでございます。ただし、こういう言い方は大変失礼だと思いますが、教育長さんが罷免をされるあるいは何らかの都合で退職をされる、そういった場合に直ちにこれが適用できるように、今回、附則、経過措置も入れましたけれども、この条例の制定をさせていただくものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません。私、教育委員会というのを傍聴したことがないのですけれども、これはそうすると29年９月ですか、それまで教育委員会のほうの会議の透明性とか、そういったものは図られることはないということになってくるのですか。私はできるならば、教育委員会もいつ開催されるかということがホームページ上に掲載されて、そして会議録が出されるという形がよいかなと思うのですけれども、それについてまでは、経過措置ではなくて対応されるということで考えていいのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　今でも原則公開ということで教育委員会はやっております。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私は、ホームページの見方が弱いのかもしれないのですけれども、審議会なんかも出ているものと出ていないものとあるのですけれども、教育委員会に関しては、いつ開催されるというのは、多分情報として出てきていないと思うのです。それが情報として初めて出てきて傍聴ができる、そういうふうなものになっていくと思うのですが、それに関しては、会議録に関しては、私は経過措置ではな

くてやっていくべきではないかと思うのですが、それについて伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

ホームページに毎回載せられているかというと、ちょっと私も確認はしていないのですけれども、告示で公開をしております。そういうことであれば、できる限りホームページ等にも載せていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。議案第４号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を制定することについて反対をいたします。

教育委員会は、原則都道府県または市町村における独立の機関であり、知事または市町村長のもとに属しないものであります。このことは先ほども述べたように、今度の法改正は、首長そのものが教育委員会のトップになるというものであります。当然、教育委員会そのものは、改正する部分はあろうかと思います。私は、教育委員会そのものを充実、改正していくということが必要だろうというふうに思います。

そのために、１つは、教育委員さんたちが保護者や子供、教員、住民の不満や要求をつかみ、自治体の行政機関をチェックし、改善をしていく。

２つ目は、今も話がありました、会議の公開、教育委員会の待遇改善や支援、教育への見解や専門性を持つ人物の確保など、教育委員会の役割が実際に果たせる体制をつくること。

３つ目に、政治的介入から教育の自由と自主性を守ることです。

４つ目は、憲法と子どもの権利条例に立って行政を行う。この立場で教育委員会そのものを改善し、充実していくことを求めることが、進めていくことが大事だという

ふうに思います。

したがって、今度の法改正については、こうした点を十分踏まえて行政を進めていくことをお願いし、求めて反対をしていきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第４号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。午後の再開時間は１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５９分

再　　開　午後　１時２９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第５、議案第５号　嵐山町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第５号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第５号は、嵐山町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについての件でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、勤務時間等の基準を定めている本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　議案第５号の細部につきましてご説明申し上げます。

裏面をごらんいただきたいと思いますが、初めに新教育長は地方公務員法上の特別職になるということになります。地方公務員法上の規定が適用される一般職の職員とは異なりまして、服務に関する規定は適用されないこととなりますので、この条例を制定するものでございます。

初めに、第１条は趣旨規定でございます。

第２条は、勤務時間、休日、休暇等について。

第３条は、職務に専念する義務の免除に関する規定でございまして、嵐山町職員の規定をそれぞれ準用するものでございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、本年４月１日から施行するものでございます。

経過措置でございますが、前の条例と同じように、教育長さんが在職する場合においては、この条例の規定は適用しないとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第５号　嵐山町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第６、議案第６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第６号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第６号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うとともに費用弁償を見直す等のため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　議案第６号の細部につきましてご説明申し上げます。

開いていただきまして、改正後の条文をごらんください。改正後の第４条第２項でございますが、嵐山町一般職員の給与に関する条例を給与条例というふうに読みかえるものでございます。

追加いたしました第５条の３項は、非常勤の特別職にも交通費を支給することができるよう規定したものでございます。

別表第１の改正につきましては、法改正によりまして、教育委員会の委員長及び委員長代理が存在しなくなりますので削るものでございます。

10ページをお願いします。第28号の社会教育指導員につきましては、月額の報酬を10万5,000円から15万円にするもの及び第33号の次に、第34号として子ども・子育て

会議委員を加えまして、以下１号ずつ繰り下げるものでございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、本年４月１日からとするものでございます。

経過措置でございますが、今までの経過措置と同じように、教育長さんがなお従前の例により在職する場合においては、この条例によります別表中の第１号の教育委員会の規定は適用しないと。それから、改正前の条例別表中は、なおその効力を有するとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　社会教育指導員が10万5,000円から15万円に引き上がるわけですけれども、これはどういう理由からなのでしょうか。この見直しを社会教育指導員については行ったのですが、ほかの報酬の見直しもあわせて検討した結果の中の、こうした結果だったのでしょうか。お聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

社会教育指導員につきましては、10万5,000円から15万円に変更させていただくわけでございますけれども、今までの10万5,000円というのが非常に少ない金額でございました。近隣を見ましても、それほど嵐山町の指導員は高い数字ではない。ときがわ町も15万円ということもございます。さらに、ほかの特別職、例えば給食センターの所長でありますとか、迷惑相談員、その方たちにつきましては17万円、18万円という金額が出ております。そういったことを勘案いたしまして、この15万円という月額を設定したものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうすると、１つは近隣に合わせたと、もう一つはほかの委員さんとの整合性をとったということでよろしいでしょうか。そうしますと、ほかの近隣に合わせたということになると、ほかの委員さんについては、ほぼ近隣並みということでよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　今、ご指摘いただきましたように、ほかの委員さんにつきましては、近隣並みだというふうに思っています。社会教育指導員の方の報酬が今まで少なかったということが、主な理由でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　今の件と同じですが、要するに特別勤務時間等々が変わるとかそういうのではなくて、勤務時間等についても前と同じ中で、給与だけは近隣と同じで引き上げる必要があって引き上げたという捉え方でいいのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　現在の勤務時間ですが、週３日以上というのがほかの特別職も同様でございまして、それについては変わりはございません。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第７、議案第７号　嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を

改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第７号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第７号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

平成26年度人事院勧告に準拠して、管理職員に支給する管理職員特別手当の見直し等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　議案第７号の細部説明を申し上げます。

開いていただきまして、改正条文をごらんください。改正後の管理職手当第15条の２第２項の改正につきましては、国、県の指導もございまして、管理職手当の額を定率制から定額制とするものでございます。

なお、規則で定める割合でございますが、規則で定めるものにつきましては、６級の課長等は給料月額の12％から定額の月額５万5,000円に、５級の副課長等につきましては、給料月額の10％から定額の月額４万2,000円となるものでございます。

次に、15条の３第２項といたしまして、指定管理職員が災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により、週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には管理職員特別勤務手当を支給する条文を加えたものでございます。

また、第３項は第２号を追加いたしまして、勤務１回についての金額を定めております。

附則でございますが、本年４月１日から施行するものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　管理職手当を定額制にするということなのですけれども、５級、６級、それぞれ５万5,000円、４万2,000円ということですが、それぞれの最高の人が、一体残業手当として月どのくらいの残業手当に該当するのですか。わかったら教えてもらいたい。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

管理職員には残業手当というのは出ていないわけでございまして、定率制の管理職手当が支給されていることになります。一般職員等、例えば時間外の単価というのがあるのですけれども、それでやったとすると、16時間とか17時間とか、そういう数字が課長の単価になるのではないかなと。もちろん、推計ですから、正確な金額ではないと思いますけれども、それぐらいの時間かなというふうには思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　現場を持っている課長さんたちは、非常に夜の説明会だとか、そういった部分で出る用事があるかと思うのですけれども、そういう部分を考えて適正な価格と今課長のほうは言いましたけれども、この金額というのは、そういう点では妥当な金額というふうに判断をしてよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

課長職５万5,000円、副課長職４万2,000円、この金額に設定しましたのは、国の管理職手当、県の管理職手当、それが定額制で決まっております。そのことも一つは考えましたが、プラス、県内の市町村の今大部分が定額制になっております。

その中で、例えば市で言いますと、部長職は６万2,000円から10万円、課長職は４万4,000円から７万7,000円、課長補佐職は３万5,000円から５万5,000円と、これが市の平均です。町で見ますと、課長が４万5,000円から６万7,000円、課長補佐につきましては３万円から４万円、こういったのが基準として参考にした例でございまして、嵐山町は町村の中では５級職は４万2,000円と、一番高い部類になってしまいますが、

現実的に10％で４万円を超えている職員がいる現状がございますので、その辺を考えて、このような金額に設定をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　今の答弁でほとんどが定額制になってきているということですが、嵐山町もそれに合わせるようにしたいということの捉え方なのでしょうか。これは今現在で申しわけありませんが、課長級、それから５号の方は何人になっているのでしょうか。それぞれ２つお聞きしたい。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　６級の課長職は、今14名でございます。副課長等は26名と、指導主事の方が５級に位置しておりますので、プラス２ということで、それを合わせますと28人。28人と14人足しますと42人というのが、現在の管理職手当が支給されている職員ということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　そういう中で、定額制にした中で、給与全体からしてどういうふうな、今やっている方向と、定額制にした場合は給与ベースというか、持ち出す給与ですが、どんなふうに変わるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　それでは、月額で申し上げますと、人によって違うわけでございますけれども、課長で言えば、月額大体2,500円から4,800円の範囲で月額はプラスになります。副課長等で申し上げますと、月額600円から4,900円、これが月額としてプラスされる額と。これで申し上げますと、課長職で言えば、年間３万から５万円ぐらい、副課長職で言えば、一番少ない人は7,200円から多い人は５万8,000円くらいということでございまして、年間の額を計算してみますと、一般会計で大体23万1,000円です。水道会計で９万7,000円、下水道会計で４万9,000円、合計で37万7,000円というのが、この引き上げに対する影響額ということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第７号　嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第８、議案第８号　嵐山町行政手続条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第８号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第８号は、嵐山町行政手続条例の一部を改正することについての件でございます。

行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　それでは、議案第８号の細部説明をさせていただきます。

開いていただきまして、改正後の条文をごらんください。目次の第４章の次に第４章の２、処分等の求め、第34の３を追加するものでございます。

次に、第２条、第３条、次ページの第４条、第13条、第14条、次ページの第15条、第22条及び第28条の改正でございますが、文言等を整理するものでございます。

次ページの行政指導の方式、第33条中に第２項といたしまして、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等する権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して次に掲げる事項を示さなければならないといたしまして、以下の３号を加えるものでございます。以下、改正前の項が繰り下がります。

次でございますけれども、行政指導の中止等の求めといたしまして、新たに第34条の２を追加するものでございまして、法律に基づく行政指導を受けた事業者が、その行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に対しまして再考を求める申し出を法律上、手続として位置づける規定でございます。

第２項は、申請書の記載事項でございます。

次ページをお願いします。第３項でございますが、町の機関が申し出に対し再考し、取るべき措置についての規定でございます。

追加いたしました第４章の２、処分等の求め、第34条の３につきましては、何人も法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限を促すための法律上の手続を定めるものでございます。

第２項は、申出書の記載事項でございます。

第３項は、町の機関が申し出に対し、再考いたしましてとるべき措置についての規定でございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、本年４月１日からとするものでございます。

第２項は、嵐山町税条例の一部改正でございまして、次ページでございますが、嵐山町行政手続条例の適用除外として、第４条第２項中に引用しております条文を改めるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第８号　嵐山町行政手続条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第９、議案第９号　嵐山町健康増進センター設置及び管理条例の全部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第９号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第９号は、嵐山町健康増進センター設置及び管理条例の全部を改正することについての件でございます。

嵐山町健康増進センターを一般開放することに伴い、所要の改正を行うため、本条例の全部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

石井健康いきいき課長。

〔石井　彰健康いきいき課長登壇〕

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、議案第９号の細部説明をさせていただきます。

今回の条例の全部改正につきましては、嵐山町健康増進センターを一般開放するこ

とに伴いまして改正するものでございます。

主な改正点につきまして説明をさせていただきます。それでは、条例をごらんいただきたいと思います。

第４条は、休館日でございますが、第１号に国民の祝日に関する法律に規定する休日を追加するものでございます。

第５条は、使用時間でございますが、午前９時から午後10時までとするものでございます。

第７条は、使用許可の制限でございますが、第２号の施設、設備、器具等を毀損し、または滅失するおそれがあるときを追加するものでございます。

第８条は、使用権の譲渡等の禁止につきまして定めたものでございます。

第９条は、使用許可の取り消し等につきまして定めたものでございます。

第10条は、特別の設備等の承認につきまして定めたものでございます。

第14条は、使用料につきまして定めたものでございます。最後のページの別表をごらんいただきたいと思います。貸し出しできる部屋は、全部で４部屋でございます。トレーニングルームとエアロビクススタジオが１階にありまして、セミナールームと学習指導室が２階でございます。使用料の額の設定につきましては、嵐山町ふれあい交流センターの使用料を参考にいたしました。時間区分につきましては、午前、午後、夜間、終日の区分といたしました。なお、町民以外の方が過半数を占める団体等の使用料は、２倍の金額とするものでございます。

戻っていただきまして、第15条は使用料の減免につきまして定めたものでございます。第１号に、国及び地方公共団体が使用するとき、第２号に町内の中学生以下の生徒等が使用するとき、第３号に町に設置する各種委員会及び団体が使用するとき、第４号に町長が特別の事情があると認めるときでございます。このようなときに該当するときは、減免することができるというものでございます。

第16条は、使用料の還付につきまして定めたものでございます。

第17条は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとしております。

最後に、附則でございますけれども、施行日は平成27年４月１日からとするものでございます。

なお、参考資料といたしまして、嵐山町健康増進センター管理規則をつけさせていただきましたので、ご高覧いただきたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　今度は時間が９時から10時ということでなるわけですね。10時まで借りた人は、鍵はどういうふうな取り扱いになるのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、最後のページにトレーニングルーム、エアロビクス云々とあるのですけれども、トレーニングルーム、今何もないと思うのです。そこでトレーニングする人が借りるという形になるのでしょうか。エアロビクスは鏡の前でやればいいと思うのですけれども、何か今後、器具を置くのかどうかも含めて使い方を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

１番目の鍵の件につきましてですけれども、通常８時半から５時15分は職員がおりますけれども、その後５時15分以降から10時までは、警備員の方にお願いできればというふうに今考えております。

また、トレーニングルームの機械等の関係ですけれども、運動の器具等は、今現在、やすらぎのトレーニングルーム等にございまして、そちらのほうを、トレーニングということでありましたら使っていただければというふうに思っておりまして、こちらのトレーニングルームでは、特に器具を設置するという考えはございません。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうするとトレーニングルーム、どういうトレーニングをしたらいいかとか、何かお考えあるのですか。こういうトレーニングだったら、健康増進センターでありますから、健康面でも増進になりますということで、ちょっと考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

名称的にはトレーニングルームということになっておりますけれども、今現在でも、障害をお持ちの方等が社会復帰トレーニングとかいろいろ行っているわけですけれども、特に幅広くいろいろな使い方、会議等でも使っていただいても結構ですし、そのような形で幅広く使っていただければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　第４条のところに、国民の祝日に関する法律に規定する休日ということで書いてありますと、祝日もそうですけれども、日曜日も使えないということなのか確認がしたいと思います。

それと、利用できる者なのですけれども、ふれあい交流センターですと党の活動だとか宗教団体とか、何かそういうものがうたってあったのですけれども、そういう方もお借りができるのかどうか確認をしたいと思います。

あと、一番最後のページのセミナールームに、備品はマイクとかパワーポイントなどは貸し出しはしていただけるのか確認をしたいと思います。

以上、３点です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

１点目の日曜日の件ですけれども、土、日は使用可能ということでございます。

続きまして、党とか宗教関係ということでございますけれども、そちらのほうの方にも使っていただいていいと思っております。

それと、マイクセット等、そちらのほうも貸し出しということは可能でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　マイク等ということは、パワーポイントの器械も大丈夫なのか、もう一度確認したいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　町にある機種ということでございましたら、利用可能であれば、お貸しするということでいいと思います。よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　町の業務との関係で、どのくらい会館利用ができるのでしょうか。

もう一つは、利用者に対してセンターの目的というか、健康増進という目的があるのだと思うのですけれども、そういう意味では平日の指導員だとか、そういった者というのは配置というか、そういう指導が行政の立場からしてもらえるということは可能なのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

１点目の関係なのですけれども、ちょっと日数的にあれなのですけれども、こちらで健診等業務上使用する以外ということでございますので、１年間で何日というのはは、ちょっと今即答できませんけれども、それ以外で使っていただくということでお願いをしたいと思います。

また、運動される方ということで希望があれば、今職員２名、運動指導士という形で資格を持っている方もいますので、ご希望があれば、そちらのほうに指導という形も可能かなというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　休館日との関係もあるのですけれども、町の業務との関係で、どういうふうにこの周知をしていくのかというのがあるのだと思うのです。いずれにしても、町の業務上で使用する部分が、相当数私は出てくるのではないかというふうに思ってはいるのですけれども、その業務が優先をされるわけでしょうから、その徹底をきちんとしておかないと、借りに来た時点で塞がっていますという形になってしまわないかなと。その辺の徹底というのは、どういうふうに図っていくのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

あくまでも申し込まれる方につきましては、電話等で連絡をしていただきまして、こちらにある使用簿等を確認をして、利用できる日であれば利用していただくということになりますけれども、そのほかにつきましても、まず町の行事というか業務等であれば、前もって周知できれば、そのほうも考えていければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　ここの施設を使用しようというときですけれども、そうしますと、登録等をもちろんしなくてはならない、町長の許可が必要だということはわかりますけれども、そういった中で、何カ月かあるいは何日かだかわかりませんが、そういう申請受け付けの時点がありますよね。それはどんなふうな方向性で決まっていくのかをお尋ねさせていただきたいと思います。１点です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

ふれあい交流センターと同じような形で、その使用する日の前の月の１日から申請を受け付けということでさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、たまたま日にち的にかち合うとか何かということがありますよね。ほかの団体さん同士が、同じ日をお借りしたいというようなところで、かち合っていくという場合があると思うのですけれども、そういったときには、前は交流センターのほうは、くじ引きだか何かいろんな方法をとったようですけれども、そういった方法の考え方はどんなふうに思っているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

初めてこちらで一般開放ということにさせていただくわけですけれども、そちらの

ほう、結構そういった一緒の団体というか、かち合うということになりますと、くじ引きということも考えなくてはならないかなというふうに思っておりますけれども、まずはここで１回は始めさせていただくという形で、最初の方が最初に使っていただくという形で始めて、途中でそういうことが問題が起きてきましたら、また改正点等で直していければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、これの周知の関係は、附則という形で４月の１日からというふうになっておりますけれども、一般町民に知らせるのはどんなような方法か、あるいはいつごろになるのかお尋ねします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　広報等は４月１日号に載せさせていただくわけですけれども、またホームページ上にも知らせていければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　少し聞かせていただきますが、今いろいろな質疑の中で、それでいいのかなというふうに思うところがあるものですから、ひとつお尋ねをしたいのですが、北部の交流センターが工事に入る。そういう中で不便をする方もいるだろうから、多分、ここも利用勝手をもっとよくしたほうがいいというような考え方が多くあるというふうに思うのですが、そういう中において、ふれあい交流センターであれば、大体のものは町民の方がどんな使用勝手であろうと、まず使えるというふうな感じがあると思います。

それで、ここの健康増進センターはどうなのかといったときに、健康増進センターはあくまでも健康増進で、そこにおいて、ここにも書いてある飲酒行為はしないことということになれば、なおさら健康増進を目的にしているのではないかというふうに思うのですが、私も前にやすらぎのトレーニングについて質問したことがございますが、どうしても若い方がトレーニングをする場合の器具というのが少ないのです、嵐山の中には。

それで、今度聞いてて、私、前もこの健康増進の中を見たときに健康器具もあったものですから、多分そういうものもあるのではないかなというふうに思っていて、きのうも出ましたですが、そういうものはないのだと。ただ体が来て、そこの中で運動してください、そういうことなのだと。そこら辺だと、何か間に合わせ的にここのところは使うだけなような感じにしてしまうのですが、もうちょっとここの売りというものをつくったほうがいいのではないですか。これからずっと使うのでしょうから。どうでしょうか、健康いきいき課長。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

今、エアロバイクとか器械等もございますけれども、それは今お貸しするそこの部屋にはございませんで、またこれからそのような形で使用状況、そういった形をいろいろ考慮しまして、どのような形の使用をしていけば、町民の方にいろいろ利用していただけるかというのも考えていきまして、これから検討していきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　これは要望でございますから、そのようなこともあるのだということでお聞きおきしていただければというふうに思います。

以上で終わります。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　幾つかお聞きしますが、この健康増進センターを貸し館的なものにしていくという捉え方だと思うのですが、管理は健康いきいき課でやるという捉え方でいいのですね。こう出してあるのだから、そういうことだと思うのですが。

主体的には健康いきいき課で、今まで健康増進センターとしてやってきた機能は確保しながら貸していきますということなのですが、そうしますと利用したいという申し込みにつきましては、全て健康いきいき課が受けて、なお貸し館ですから、鍵の受け渡しだとか、そうしたものも一切健康いきいき課で窓口になるという捉え方でいいのでしょうか。

帰りは、鍵の返しは用務員さんにお願いしたいということですが、夜、時間が終わって、今まで交流センター等では鍵の返納する場所があるわけですが、使い勝手とすれば、そういうところに返すのも一つの方法かと思うのですが、それは考えずに、用務員、ガードマンに返すことにしますということですが、夜使う回数的なものはそんなにないという捉え方の中で、そういうことが出てきているのかどうか。

なお、今度、先ほど長島議員からもありましたが、北部交流センターとの関係でしょうねという意見があったのですが、当然、そういうことだと思います。調理室の今度はこちらのほうの関係だと、健康増進センターの中の調理室を使うということになるのだと思うのですが、そういう中からすれば、夜そんなに遅く使うということはないという捉え方なのでしょうか。そういうことでお聞きいたします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

管理のほうは健康いきいき課のほうで行うわけですけれども、今、増進センターのほうで申請書を出していただきまして、許可証を出すという形でさせていただきたいと思っております。

また、鍵の件につきましては、５時15分まででしたら、職員が増進センターのほうにいますので、そこまでは自由に部屋はあいているわけでございますけれども、それ以降、鍵の件につきまして、前もって警備員の方に、本日このような団体が入っているということで協力というか、来ていただくわけですから、鍵の管理のほうのお願いをしたいということで連絡はとり合っていきたいと思っております。

調理室等もいろいろ、２階ではございますけれども、交流センターと同じ調理室の台数とかもございまして、広く一般に使っていただければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　そうしますと、調理の関係の研修だとかそういうのは、やっぱりこちらで今までどおり続けていくということはあるのですかね。

健康増進センターは、窓口にいつも常駐している人がいるのでしたっけ。その辺、余り不勉強で、行っていないのでわからないのですが、その辺はどうなのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　ちょっと基本的な考え方をお答えさせていただきたいと思うのですけれども、公共施設には役所が直接使う公用施設と、町民の方が中心でお使いになる公共施設というのがあるわけです。行政改革とか、さまざまなこれまで取り組みをしてきている中で、職員の人数を減らしたり、その一環の中で、以前はＢ＆Ｇに職員がいたり、それから健康増進センターにも職員がいたりしていたわけですけれども、役場の中に１カ所に集中をして、そして効率的な運営をしていくというふうに切りかえて現在に至っています。

したがって、今は留守番程度で健康増進センターにいる職員が時々いるかもしれませんけれども、その本体、健康増進に当たる職員は、役場の庁舎の中に勤務しているわけです。そういう状態の中で、今回、町民の方に使っていただくわけですけれども、基本となるものは、今ある公共施設をいかに効率的に使っていくか。利用率が下がっているところについては、いかに利用率を上げていくか。そして、これから迎えようとしている人口減の社会、公共施設を集約化せざるを得ない、そういう時代に備えていこうという、その一環として、今回、このような変更をさせていただくというものでございます。

それから、この機会というのは、やはり長島議員さんおっしゃられたように、北部交流センターが工事が４月から始まって、あの施設を町民の方が使えないというような状況もございます。そういったことを考えながら、今、使用効率が余り高くない施設については、町民の方にどんどんお貸しをして使っていただこうと、そういう考え方でございます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第９号　嵐山町健康増進センター設置及び管理条例の全部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間、２時35分とさせていただきます。

休　　憩　午後　２時２２分

再　　開　午後　２時３４分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第10、議案第10号　嵐山町難病患者見舞金支給条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第10号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第10号は、嵐山町難病患者見舞金支給条例の一部を改正することについての件でございます。

障害者総合支援法により、難病患者が障害福祉サービスの対象となったことに伴い、見舞金を減額するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

石井健康いきいき課長。

〔石井　彰健康いきいき課長登壇〕

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、議案第10号の細部説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、障害者総合支援法により、難病患者が障害福祉サービスの対象となったことに伴いまして、見舞金を減額するための一部改正で

ございます。

それでは、裏面の新旧対照表をごらんください。改正内容といたしましては、第２条の難病患者の定義でございますが、難病の患者に対する医療等に関する法律が施行されたことによるもの及び埼玉県の事業実施要綱の題名の改正により、条文を改正するものでございます。

次に、第４条の見舞金の額でございますが、１万円を8,000円に改正するものでございます。このことにつきましては、平成25年４月から障害者総合支援法により、難病患者の方も障害サービスを利用することができることになりました。また、対象疾病でございますが、昨年までは56疾病でございましたけれども、今年110疾病に拡大をされました。さらに、現時点では、今年の夏ごろには約300疾病に拡大されるという予想がされております。以上のことによりまして改正するものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は平成27年４月１日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　この１万円から8,000円に減額した理由なのですけれども、財政という面では、難病の方がふえていくから、その分減らしていきたいというふうな思いはあると思うのですけれども、難病患者のほうにとっては、障害者福祉サービスが使える分、2,000円分しか使わないという感じで見るのか、合理的な根拠が全く示されていないのですが、もし仮にこういうふうな障害者福祉サービスを使うことになったために、見舞金の額を減額するというのであれば、全額減額して、そして障害者のための福祉タクシーを使うようにするとか、そういった形のほうが合理的だと思うのです。これは全く１万円から8,000円に対しての減額の理由というのが、合理的ではないような思いがするのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

初めに、近隣の状況等もちょっとお話をさせていただきたいと思います。平成25年３月に、小川町でこの見舞金事業、廃止となっております。現在、この近隣では、今、

この見舞金条例を実施をしているところは、東松山市と嵐山町でございます。それで、東松山市のほうにおきましても、今後、段階を踏んで減額をしていくというお話をいただいておりまして、いろいろな総合的に勘案しまして、今回8,000円ということでお願いするものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうしますと、数字的な根拠というのは全くないということですよね。私もよくわからないのですけれども、障害者福祉サービスの対象になったからって、年額2,000円しかそれを使わないということは、年額2,000円分のサービスしか使わないということはあり得ないだろうから、そうするとこれは廃止して、全く別のサービスをしたほうがいいのかというふうな形になっていくと思うのですけれども、近隣の状況を勘案してというのは、余りいい方法ではないような気がして、障害者福祉サービスが難病の方にも適用されるのであるならば、それで見舞金条例をなくしていく。そのかわり障害者のタクシー券を難病の方にも利用していただく。そういうふうな形に変えていくほうが、論理的には合っていると思うのですが、その点については全く考慮されずに、だんだん、だんだん減額することで難病の方に納得していただくというふうなやり方なのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

平成25年４月から、このような形で難病の方も障害者サービスが受けられるということになったわけですけれども、今現在、難病の方、数的には障害者サービスということで利用されている方が少ない状況でございまして、今使っているサービスというと生活サポート事業というのがございまして、民間の団体で送迎のサービスとかということで使っている事業を、何名かの方が使っているぐらいでありまして、あとは難病の方が身体障害者手帳と兼ねて持っている方もいらっしゃいまして、そのような方は障害者サービスということで使っているのですけれども、実際に難病の方の疾病だけで、その障害者サービスを利用しているという方はちょっと少ないものですから、一遍にここでなくすということでなくて、一旦ここで減額をさせていただいて、これからまたいろいろと検討していければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私が、難病患者の方が公共サービスとしてどのようなものが必要かということがよくわからないのですけれども、多分生活介護とか、そういったことも必要になってくると思うのです。それは、現在の段階で難病の方はほとんど使われていないということで、となるともう少し障害者福祉にかかわるサービスを、逆に言えば難病の方にお知らせしていってという必要性はあるかと思うのですけれども、これはなるほど理由としてはわかったのですけれども、もう少し難病の方に対してのサービスというのは、嵐山町では特にしていないということでいいのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

こちらのほうの難病の方の医療費助成の関係で、こちらで言うと東松山市の保健所のほうで申請をしていただくわけですけれども、保健所のほうからもそのようなサービスができるとか、県の窓口でお話を、受給者証の申請をするときに、いろいろと説明はしていただいているということで伺っておりまして、そちらのほうも引き続き県とも連携をとって進めていければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　今の説明の中で、難病が56疾病から、最終的には300疾病までふえるだろうという、こういう説明があったのですが、新しい難病と指定される病気がどんどんふえてきているという、そういうことなのですか。難病患者、決算書を見ていませんから、何人ってわかりませんが、今、嵐山町が難病の見舞金を支給している方があるわけです。たしか12月ごろやっていたかと思ったのですが、この人数もふえる傾向も出てくるという捉え方もあるのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

この疾病数については、国のほうで決めているものでございまして、これに基づき

まして、そういった保健所のほうに医療給付という形で申請をしていけば、それをまた町のほうの窓口へ来ていただければ、見舞金を支給するという形の順番でありまして、今現在、今年度63名の方が難病見舞金という形で支給をさせていただいているわけですけれども、恐らくこれでまた300ということで、夏あたりなるということであれば、それに該当するような難病をお持ちの方もいらっしゃれば、必然的にふえるというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　そういうことだと思うのです。ですから、難病というのはなかなか医療で回復が難しい病気だと思うので、一旦難病に指定された方が健康になったということは、恐らくないのではないかと思うのですが、その辺はどうなのですか。ですから、要するに新しく指定されれば、どんどん数がふえていってしまうというのは、そういう心配があるのですが、再度お聞きします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

難病の方でも疾病の内容によりまして、治るというケースがあるかもしれませんけれども、その辺ははっきりは言えませんけれども、実際に難病ということでございますので、難しい病気という形でありますので、ふえるということが大きいのかなというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　ここ何年かの傾向としてはどうなのですか、ふえているのですか。昨年が63とおっしゃいましたが、その経過的なものはどうなのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　何年か前からで言いますと、40人台、その次が50人台とだんだんふえていることはふえてございます。ここの何年か前は50人台でございました。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　医療費の関係ですけれども、更生医療のことかなというふうには思うのですが、この国や県の医療費の内容についてもう少し詳しくお聞きをしておきたいと思うのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

この難病の方に関しましては、医療費助成の関係ですけれども、こちらは病院のほうでそういった診断書等を取っていただきまして、それをまた保健所のほうへ申請をしていただきまして、医療費助成の受給者証というのを取っていただくということでございまして、それを病院へ持っていっていただくと、所得に応じて最高限度額というのが決まっておりまして、そちらのほうで使用していただいているということになっております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　医療費については、100％公費負担ということでよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

所得に応じて自己負担というものがございまして、今年度で言いますと自己負担額２割ということでありますけれども、また所得に応じて設定をされておるところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第10号　嵐山町難病患者見舞金支給条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第11、議案第11号　嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第11号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第11号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件でございます。

介護保険法第129条の規定に基づき、介護保険料料率を改定すること並びに介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る経過措置を設けるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木　務長寿生きがい課長登壇〕

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、議案第11号の細部につきましてご説明を申し上げます。

初めに、参考資料をごらんいただきたいと存じます。１ページをごらんください。第６期の介護保険事業計画におきましては、平成27年度から29年度までの３年間の第

１号被保険者数や費用の見込み等をもとに保険料率を算定するものであり、まずその財源といたしましては、保険給付に係る費用の半分を公費で賄い、残りを65歳以上の第１号被保険者と40歳から64歳までの第２号被保険者で負担するものでございます。被保険者の負担割合につきましては、全国での被保険者数の比率によるものであり、第１号被保険者が第５期計画では21％であったものが、第６期では22％になるものでございます。

２ページをお願いいたします。介護保険料率の算出方法でございますが、介護給付費等に必要となる額の第１号被保険者負担の22％分に保険者の状況により交付されます調整交付金の不足分を加え、さらに基金からの繰り入れを差し引いた残額を保険料の収納率及び所得段階別加入割合補正後の被保険者数で除して、保険料基準額を算出するものでございます。

３ページをお願いいたします。ただいま申し上げました保険料率の算出に数字を当てはめたものがこの表でございます。３年間の総費用Ｃでございますが、35億9,892万5,888円と見込み、その22％、７億9,176万3,695円が第１号被保険者負担分となります。この金額に調整交付金の不足分を加え、さらに介護給付費支払準備基金の取り崩し額8,000万円を差し引き、予定収納率及び第１号被保険者数で除したものがＮ欄の５万1,000円となり、この金額が基準額となります。この額を月額に換算をいたしますと4,250円となり、第５期計画の4,000円と比較し250円増となるものでございます。

４ページをお願いいたします。介護保険料の新旧対照表でございます。右側の改正後は新保険料でございまして、第５期計画では第４段階が基準でございましたが、新保険料では第５段階が先ほどの計算式で算出をいたしました基準の保険料、年額５万1,000円、月額では4,250円となるものでございます。

今回の改正は、国におきまして所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、現行では標準６段階であったものを、標準９段階に改めることといたしました。町におきましては、第５期計画では、国の標準６段階に加え特例段階を設けるなど弾力的な運用を行い、10段階の設定を行っておりましたが、今回の国の改正に伴いまして、第６期計画では、国の標準段階に合わせた設定を行うものでございます。

なお、第５期計画での第１段階と第２段階が統合され、新たな第１段階となったため、所得段階の数としては実質的には変更はないものとなりますが、所得段階の金額及び基準額に対する割合につきましては変更がございます。

５ページをお願いいたします。この表は、平成15年３月分から平成26年12月分までの介護給付費の実績額を、一覧表と折れ線グラフであらわしたものでございます。介護給付費の総額は、平成19年、20年を除き年々ふえ続けている状況でございます。

次に、一部改正条例の新旧対照表をごらんください。第２条第１項の改正につきましては、平成27年度から29年度までの保険料率を改めさせていただくものでございます。先ほど申し上げましたとおり、国で定める標準段階に合わせた保険料率を設定するため、介護保険法施行令の第38条第１項第１号から第９号の規定に基づき、保険料率を設定するものでございます。

また、同条第２項の改正につきましては、所得の少ない被保険者の保険料軽減強化を図るため、前項第１号に規定するものに対して10分の0.5の軽減を行った後の保険料率を新たに規定するものでございます。

本則の附則第６条につきましては、法改正により平成27年４月から実施することとなった介護予防・日常生活支援総合事業に関しまして経過措置を設けるものであり、嵐山町では１年間の猶予期間を設け、平成28年４月から実施することを規定するものでございます。

一部改正条例の附則第１項につきましては、施行期日を平成27年４月１日とするものでございます。なお、第２条第２項の改正規定につきましては、国の予算編成の状況により保険料軽減強化に関する政令の交付時期がおくれることが予想されるため、ただし書きにより、その施行期日を規則に遵守をするものでございます。附則第２項につきましては、保険料に係る経過措置でございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　第１号保険者の負担割合が22％、２号保険が28％と、この負担割合は、町である程度の裁量権があるのかどうか伺いたいと思います。

それから、この条例にも２条の２項、所得の少ない人は云々で２万2,950円とすると。どうしてこういう書き方をしたのか。２条の第１号のほうに、この金額を書けばいいというふうに思うのですけれども、わかりづらいこういう書き方をしたのはなぜなのか伺いたいと思います。

それと基準額、近隣ではどのぐらいになっているか、どのくらいで今提出されているか、ご存じでしたら伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、１点目の１号被保険者と２号被保険者の負担割合、22％、28％につきましては、これはそれぞれの対象となる方の人数、割合に応じまして、国が政令の中で定めておりますので、町には裁量権はございません。

２点目でございます。低所得者に係る軽減の関係でございます。これは特別な措置ということであるというふうに思っております。基本的には、保険料については、第２条第１項第１号に記載をさせていただいているこの金額が基準の額と。ただし、特例の措置としまして、第２項に記載しているような形で軽減をするのだということをわかりやすくするために、今、議員さんは、かえってわかりにくいではないかというお話をいただきましたが、かえってはっきりさせるために、本来は0.5ですが、特例措置として10分の0.5を軽減しますということを明らかにするために、このような書き方をさせていただいておると。参考までに申し上げますと、こういったつくり方につきましては、国のほうで参考例ということで資料のほうは提供いただいていますので、そちらに基づきまして、このような形で作成をさせていただきました。

それと３点目でございます。近隣の状況ということでございます。どこの市町村でも、まだ３月定例議会開会中かと思います。議案審議がされたところもあろうかと思いますが、事前に担当レベルで情報交換ということで行った内容ということでございますので、実際にこの内容で議案のほうが提出されているかどうかというのは、ちょっとわかりかねるということを前提に申し上げたいと思います。

これまで、東松山市、東秩父村を含めて比企郡内、比企地域内で一番安かったところが、鳩山町で3,950円でした。その次に安い金額であったのが、嵐山町と東松山市の4,000円ということでございました。今回の６期の保険料でございますが、低いほうから申し上げますと、鳩山町が4,100円、次が嵐山町でございます、4,250円。その次が東松山市4,500円、次が小川町が4,700円、次が滑川町が4,900円、吉見町が5,000円、ときがわ町が5,100円、川島町が5,200円、東秩父村が6,977円というような額だということで、担当者間では調査のほうはさせていただきました。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　参考資料のほうの介護保険料新旧対照表なのですけれども、大体第１段階から第９段階までどのくらい人数割合が分布しているものか、いただきたいと思います。

それと、第７段階から第８段階のところが、400万円以上から290万というふうに急に差が出てきて、そして金額も上がってきますよね、保険料額も。それについては、どのような計算式でやられたのか伺いたいと思うのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

まず、１点目の段階別の被保険者の割合というご質問でございます。平成27年度の当初予算のベースということでお答えをさせていただきます。順次申し上げます。第１段階が13.5％、第２段階が5.7％、第３段階が5.8％、第４段階は18.8％、第５段階は14.1％、第６段階14.6％、第７段階12.7％、第８段階8.0％、第９段階が6.8％でございます。

それと、２点目のご質問でございます。所得段階、５期では400万円以上というものが最高段階であったのですが、それを290万円ということで、かなり今回対象を広げているというのでしょうか、変えてございます。先ほど、最初の細部説明の中でも申し上げました。これまで５期につきましては、国で定めている標準段階に加えて、町で弾力化を行っていたということで申し上げました。国でこれまで標準段階として定めていた金額というのは、190万円なのです、上限が。190万円以上は、一律1.5という割合で賦課をしていたわけでございます。嵐山町では、もう少し所得の多い方に負担をしていただくということで、ここで400万円という金額を町で設定をいたしましてお願いをしていたところでございます。

今回、第６期につきましては、国で、これは弾力化というのは、嵐山町だけがやっていたのではなくて、全国のほとんどの保険者がこういった弾力化を行っていたのです。そういったことを国が踏まえまして、ほとんどの団体がやっている弾力化というのを踏まえて、では国でもう少し標準段階を細かく切っていきましょう、定めていき

ましょう。そういったことがありまして、今回のこの右側の所得段階ということで国が定めました。

細かく見ていただくと、例えば第５段階のところも125万円という金額を、これは町が独自に設定をしていました。それを国は120万円というように今回定めたと。同じように嵐山町では400万円と定めていたところを、290万円というふうに国が標準段階として定めました。この定め方、国の標準段階の定め方なのですけれども、標準段階第５段階があります。それに対して軽減をする方、第１段階から第４段階で軽減をする者、これの軽減をする金額、それと第６段階から第９段階で多く支払っていただく、ここのところをバランスをとって、こういった所得段階あるいは基準額に対する割合を定めています。今回、６期の嵐山町の保険料については、国で定めた趣旨に基づきまして、国の標準段階をそのまま適用するということで上程をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　何点かお聞きをしておきたいと思うのですが、まず国の保険料設定ですけれども、現行の場合は世帯非課税33％、世帯課税本人非課税30％、本人課税が37％という中で、今度、今課長が話をされたように９段階に変えるということで引き上がる部分は、現在の５段階の1.25が、６段階、７段階、1.2と1.3、７段階が1.3になると。それから、６段階のところが1.5だったものが、８段階が1.5、９段階が1.7という形で９段階が引き上がるというふうな国の設定だと思うのです。

それで、まず最初に保険料の算出の関係なのですが、介護保険は公費５割、保険料５割というふうになっていると思うのですけれども、今度１号保険者が20から22％に上がるという話があったわけですけれども、２号保険者が今回引き下げを行ったと思うのです。公費５割、保険料５割ということになると、２号保険者の部分が引き下がったということは、その部分が１号保険者のほうに上乗せになってくるのかなと。そのことによって、１号保険者が比率が上がったのではないかなというふうに考えるのですが、その辺の影響というのはあったのでしょうか。

それから、２点目ですけれども、先ほど各自治体の保険料額を話をされていただいたのですが、小川、吉見は10段階まで保険料設定をしているわけです。嵐山は９段階

ということで、所得金額290万で頭打ちということなのです。今は400万まであるわけですけれども、なぜ頭打ちになってしまうのか。吉見や小川が10段階まで設定しているのであれば、もう少し10段階までの設定をしたほうが、所得に応じた保険料設定ができるのではないかというふうに思うのです。290万というのが現行の７段階に当たるわけで、７万2,000円が８万6,700円に当たるということになってくるわけで、料金設定をもう少し細かくすることによって、所得による緩和ができたのではないかというふうに思うのですが、なぜ10段階までの設定を行わなかったのかということをお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、先ほどの比率の話ですけれども、現行の国が言っている非課税33％、30％、37％ということになると、階層が上がる嵐山の場合は、本人課税の部分が41.5％に当たるのです。国が言っている73％という設定からすると、非常に高い設定がされているというふうに思うのですが、それが実際に保険料の推移を見ると、やはり５段階、６段階、７段階、８段階というふうに上がることによって差額というか、５段階から６段階が6,000円、６段階から７段階が6,300円、７段階が下がって4,500円、８段階から９段階は実に9,900円、約１万円上がるというふうになるのですけれども、そういう面では、かなり所得の多いというか、比較的多い人の引き上げ幅が多くなってきているというふうに感じるのですが、その辺の設定の考え方というのは何かあったのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

まず、１点目でございます。２号被保険者の保険料が下がったというようなお話が、まず１点ございました。これも国のほうで金額を定めているわけでございますが、たしか年間で1,150円くらいだったと思うのです。27年度は下がるというようなお話がございました。ただ、この22％と28％につきましては、先ほど答弁を申し上げましたとおり、それぞれの対象となる方の人数でそれを割り振っているということでございます。２号被保険者が１ポイント減ったということでございます。

ただ、それに対しまして、実際の２号被保険者の人数につきましては、0.3％ほどの減少だというようなことを、以前資料で読んだことがありまして、0.8％人数が減少したものに対してのその１ポイントの割合の減というものが、比率で言えば少ない

のだと思うのです。そういったこともあって、1,150円程度の引き下げということにつながったのではないかというふうには思っています。

それと１号被保険者の負担割合が21％から22％に上がったことによって、どのような町の１号被保険者に対する保険料に影響があったかというお話かと思います。そのあたりにつきましては、つぶさに算出をしたわけではございませんが、当然、何かしらの影響はあるのかなというふうには思っています。ただ、検証はしておりませんので、はっきりしたことは申し上げられません。申しわけございません。

２点目でございます。これは３点目のご質問と一緒にお答えをさせていただきたいと思いますが、なぜ９段階なのかと、近隣の他自治体のような10段階設定あるいはもっと多くの保険料設定ができなかったか、しなかったかというようなお話かと思います。一番大きな理由としては、先ほども申し上げました、国が今回の法改正の中では、いろんな自治体の今の保険料設定の状況を踏まえて、多段階設定をした。これまで標準６段階であったものを、標準９段階にしたということがございます。それを算出するには、それなりの根拠があって、こういった所得段階あるいは負担割合を定めているということがありますので、嵐山町としては、国が定めた標準段階に準拠して行うのが最善だろうというような判断をしました。

それと所得の多い方の引き上げ幅が大きいのではないかと、それも今申し上げたことにかかわりがあります。よそがどういう10段階設定をしているかというような調査はしておらないのですけれども、例えば国の標準段階290万円、上限ですね。その上に400万円以上というものを設定をした場合には、これの第９段階が1.70ですから、さらにこの上の割合、例えば1.80だとか、こういったご負担をいただくというような設定になるのかなというふうに思います。そうした場合、所得の高い方、0.2またここが引き上がってしまうと。そういったことも保険料の基準額自体も、今回250円ふえるような形で設定をせざるを得なかった状況があります。保険料の基準額がふえ、この負担割合が0.2さらに引き上げるということは、大変な影響があるのではないかというようなことも鑑みまして、今回６期につきましては、再三申し上げて恐縮ですが、国の標準段階に準拠をしたというところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　参考資料の一番最初の円グラフの表ですけれども、いずれに

しても公費５割、保険料５割と。その保険料は１号保険者と２号保険者、いわゆる65歳以上と40歳からの２号保険者と。この２号保険者が引き下がったということは、結局１号保険者のほうに負担が来てしまったのではないかなと。これは、町が２号保険者の保険料設定をしているわけではないですから、町にはどうしようもないのでしょうけれども、そのことが各自治体の１号保険料に影響を与えたのではないかなと。

先ほど近隣の状況を話をしてもらったように、そういう面では、どこも軒並み引き上がっているのです。そういう点では、嵐山町は8,000万を基金から繰り入れたけれども、間に合わなかったと。引き上げざるを得なかったという状況になってしまったのだと思うのです。やはり２号保険者の引き上げが、検証してみていないからというお話ありましたけれども、１号保険料に影響を与えたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

そういう面では、２号保険料の引き下げが、１号保険料に影響を与えたというふうに考えていいのかどうか。いずれにしても、公費５割、保険料５割ということは、２号保険料のほうが、先に国がそういう結論を出したわけですよね。２号保険料の引き下げを、国が先に方向性を出したと。そのことによって、市町村の第６期の保険料に、引き上げのための影響を与えたのではないかというふうに考えるのですけれども、そういう影響が今回出てきたということでいいのかどうか、再度お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、国そのものは第５期の保険料の設定で、そういう面では先ほど言いました非課税世帯、現行の第１段階から第３段階までが33％、それから世帯課税、本人非課税という形で、特例４段階と４段階で30％、本人課税、第５段階、第６段階で37％という設定で保険料の設定を５期やったわけですけれども、今度はその部分の大きく変わる部分については、第１段階、第２段階、第３段階までと新７段階、新９段階が変わるということになったのだと思うのです。

そういう面では、嵐山町の場合は、国が言っている第１段階は0.5から0.3、この部分が0.45ですから、第２段階は0.7から0.5、これが0.75、第３段階が0.75から0.7ということで国のほうは指定をしているわけですが、これが0.5ということで、ただこの部分が先ほど言いましたように比率が19.2％なのだと思うのです。第１、第２で19.2％、それから本人非課税の部分が、国が30％の設定のところが38.7％と、国が本人課税の37％のところが41.5％ということは、差額を見ても、所得の多い階層の部分

のほうが、引き上げ額が大きくなってきているというふうな料金設定になっているのだと思うのです。

そういう点では、私はもう少しそういう面では、先ほど言いましたように290万で頭打ちになっていると。改正前の第７段階に入る人２万7,000円の人が、今度は８万6,700円になると。実に１万4,000円近くの大幅な引き上げですよね。そういう面では、非常に負担が重くなってしまうのではないかというふうに思うのですけれども、この辺の料金設定がどうしてこれだけ重くなってしまうという料金設定になってしまったのか、お聞きしておきたいというふうに思うのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

まず、１点目でございます。２号被保険者の保険料の影響かというご質問でございます。国がこの２号被保険者の保険料を算出するに当たって、当然、国全体で見て介護給付費このくらいかかりますというのを想定して、こういった金額をはじき出しているというふうに思います。ですが、嵐山町もそうですけれども、給付費どのくらいかかるのかというのが、まだ集計はとっていない中で国が推計をしているということだと思います。ご案内のとおり、今回介護報酬マイナス2.27％、そういった報酬改定の影響も当然見て、介護給付費の国全体の総額を出してのことというふうに思います。

今、議員さんお話の中でありました、この費用に係る２分の１を、１号、２号保険料で賄うというようなことで法で決まっておりますので、いずれにしてもこの２号被保険者の保険料、これは今年度で精算をするというふうに思います。ですので、最終的には１号の方の持つ分、２号で持つ分につきましては、法の定めに基づいて22％と28％という形になりますので、一時的には何かしらの影響があったとしても、結果的にはこの負担割合でいくというふうに考えています。

２点目でございます。そもそも今回の、先ほども申し上げましたが、負担の公平性を確保するということが、これは国が考えていたものです。負担の公平性を確保するということで、所得の少ない方には軽減を、そういったこともありまして、今回公費を投入して軽減をするということになったわけでございますが、負担能力の高い方については、より多くの負担をしていただくということだと思います。これは今回の介護保険制度改正の中で、例えば一定所得以上の方については、利用料、原則１割ご負

担いただくところを２割負担をいただくだとか、そういった改正もございます。ですから、その流れとしては、負担能力の高い方については、くどいようですけれども、一定のご負担をいただく。そういったこともあって、このような保険料設定、標準段階の設定がなされたというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今、負担の公平というふうに言いますけれども、今回の改正で、例えば最高引き上がる人たちの部分で290万以上の人、290万ちょっとの人については、年間で１万4,700円も引き上がるのですよ。そうですよね。現行の７段階で７万2,000円ですから、その人が今度の新しい改正ですと、９段階に該当して８万6,700円になる。一番引き上がる部分が、年間で１万4,700円も引き上がる。これはお年寄りにとったら、相当の引き上げになってくるのではないかなというふうに感じるのです。

そういう面では、今度の引き上げが、非常にお年寄りに対して高額な負担を強いてしまうのではないかというふうに感じるのですけれども、特に５段階、６段階、７段階の人たちが、所得の６段階以降の人たちの差額というのが、非常に大きいというふうに思うのです。５段階から６段階に移るだけでも、6,000円、6,000円、最後は9,900円ですからね。まして290万円ちょっとの人については、年額で１万4,700円の引き上げになるという状況になってしまうと思うのですけれども、果たしてこれで持続可能な制度というふうに言えるのかなと、これだけ負担を強いて。

そういう面では、私は支払準備基金をもう少し使ってもよかったのではなかったなというふうに思うのですけれども、その辺は8,000万というのは、３年間の余裕というか、３年間の執行がありますから、何とも言えないのですが、8,000万の準備基金の使用というのはもう少し使えなかったものなのでしょうか。それだけちょっとお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今、議員さんのほうから持続可能な制度というお話をいただきました。まさしく今回の法改正は、そのようなことを目指して行われたというふうに考えております。

１点、基金の関係でございます。平成26年度末の見込みで申し上げますと、基金残

高１億2,000万円ほどございます。8,000万円という金額は、この26年度末残高見込みに対して約65％ほどというふうに思います。嵐山町では、議員の皆様ご案内のとおり、第２期計画のときに財源が不足をしてしまって、埼玉県より基金を借り入れたという大変苦い思いがございます。そういったことのないように、安定的な財政運営というものを３期、４期、５期と目指してやってまいりました。今後もそのような形で、県に迷惑をかけないというか、被保険者の皆様に迷惑がかからないような形で運営をしていくために、若干基金のほうは残させていただき、今回、第６期については8,000万円の繰り入れということでさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　介護保険制度の持続可能にするために、また新たに第６期の保険計画を策定して、今回4,250円ということで250円アップでおさめられた。近隣では、鳩山に次ぐ低いところでおさまった。これは、介護保険の給付額、総額が抑えられてきたということが基本的にはあるのかなと思っていますが、そういうのを読み込んで、今回、旧第１段階、第２段階を第１段階にして、しかもこの引き下げをしていますよね。1,050円引き下げているのだというふうに捉えているのですが、何人くらいこの影響というか、この区画の方の第１段階の方は何人くらいいらっしゃるのか。

それから、8,000万円の取り崩しによって、これが計画をされたわけですが、先ほど申し上げますように介護保険の利用料といいましょうか、給付額が抑えられているというふうに思っているのです。システム、ちょっと勉強不足で申しわけないのですが、この介護保険については、各町村で保険主体となっているわけです。保険の国保ならレセプトですが、それをもとに介護保険業者は給付の請求がされるわけですが、この一番の窓口は連合会だったと思うのです。連合会から嵐山町のほうに支払いの請求が来るわけですが、このレセプトといいましょうか、それのチェックというものは国保とは違いますが、それはわかっています。違いますが、レセプト的なものが当然あるわけですが、その介護業者の保険請求が正しいのか、正しくないのか、そういうチェックというのは、これはどこでやっているのですか、それも１つ聞いておきます。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

まず、１点目のご質問でございます。今回、新保険料の第１段階の対象となる方の人数ということでございますが、平成27年度の当初予算で見込んだ数で申し上げますと、第１段階が714名ということでございます。この700名強の方が、今回、10分の0.5の特別な引き下げというような恩恵を受けることができるのかなというふうに思っております。

それと、２点目の介護サービス利用の状況のチェックというようなお話かというふうに思います。介護保険につきましては、適正化を図るということは大変重要なことかというふうに思います。過大なサービスが使われていないかあるいは正しい請求行為がなされているか、こういったことにつきましては、システム上で国保連合会のほうでもチェックしていますし、あるいはそこのデータが町のほうに送られてまいります。その送られてきたデータをもとに、町のほうでも内容を確認するというような、これ適正化事業というふうに申しておりますが、そういった事業を行い、皆様に正しく使っていただく、正しく事業者からは請求をしていただくというようなことに努めておるところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　714名の方が今回は恩恵が出てきているということで、弱者には大変配慮がされたのかなというふうには思います。なお、先ほど清水議員からは、この290万円以上の方についてはということがあったわけですが、この関係で影響が出てくるのは何人ぐらいいらっしゃるのですか。

それから、介護保険のチェックは町もしておりますということですが、このチェックができるのはどの辺の範囲なのですか。嵐山町にある事業者だけなのですか。介護保険を使った事業者については、全てチェックする気になればできるのですか。というのは、当然この介護保険はケアマネがいて、ケアマネの指導によって、業者の選定をしたりあっせんもしているのだと思うのですが、そこのところのチェックというのは、各事業者の中にも自分のところでケアマネを持っているところも当然あって、ケアマネと事業者との連携がよ過ぎて、かえって給付額がふえてしまうというようなおそれもなきにしもあらずなのです。そういう心配ずっとしていたわけなのですが、その辺が介護保険の連合会等々の連携といいましょうか、そういうものも必要だと思い

ますし、あるいはやっぱり新聞には時々問題のある業者も出て、そういう報道もあったりするわけですが、幸い嵐山町には新聞に出るようなところはないわけですが、今までにチェックといいましょうか、そうしたことをやったことがあるのかどうか。まずは、やったことがあるかどうかお聞きしておきます。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、お答えをさせていただきます。

まず、１点目でございます。合計所得金額が290万円から400万円未満の方が0.2上がって、その影響はというお話かと思います。これは26年度の当初予算ベースで数字のほうを調べてあるのですけれども、対象が129人です。これは26年でございますので、27年はこれからということでございますので、130名前後の方が対象となるのかなというふうには思っております。

２点目でございます。町で行っている適正化の関係でございますが、１つには送られてくるデータ上のチェックですから、町内の事業所に限ったことではありませんで、嵐山町の方が使っているサービスについて確認はできるということでございます。また、実際にこの適正化については、送られてくるデータ上だけではなくて、例えば住宅改修を行いますという申請が出てきます。では、本当にこの住宅改修が、この要介護者にとって必要なのか、必要な改修が行われるのかということについても、これ全件ではありませんが、抽出して、そのお宅に職員が赴きまして現地を見て、これは必要ですよねというようなことを確認をして、給付のほうさせていただいている。そういったもろもろのことを通して、適正化が図れるように努めているというところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　ちまたで、デイサービスの業者が大変今後厳しくなってくるだろうということがあるものですから、サービスの低下もちょっと心配はされるというふうに思います。そういう面については、保険者である町も、このサービスの状況については十分チェックをしていただきたいというふうに思います。

なお、この条例、いずれにしても28年４月１日を目標にして経過措置だということですが、この経過措置のままで、第６期がうまく進んでいける見通しの件については

いかがなのでしょうか。経過措置でずっといけると思いますか。

○青柳賢治議長　３年間がうまく進んでいくかどうかということ。答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今回、このような保険料設定をさせていただきまして、当然適正に介護給付費等見積もってございます。先ほども申し上げました、安定的な運営ができるものと思っております。よろしいでしょうか。

以上です。

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。議案第11号　嵐山町介護保険条例の一部改正について反対をいたします。

高齢者の生活は、年金が削減をされる、後期高齢者も上がる、今回介護保険料も上がるということになりました。そうした点では、高齢者の生活そのものが非常に大変になっています。質疑の中でも明らかになりましたが、今回の法改正は基準額で250円といいながら、所得層に至っては最高１万4,700円の引き上げがされる、このことが明らかになりました。高齢者の生活はますます大変になる中で、この介護保険料の引き上げについて反対をいたします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第11号　嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎延会の宣告

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。

（午後　３時５７分）

平成２７年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第５号）

３月１１日（水）午前１０時開議

日程第　１　議案第１２号　嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

日程第　２　議案第１３号　嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

日程第　３　議案第１４号　嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

日程第　４　議案第１５号　嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについて

日程第　５　議案第１６号　嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することについて

日程第　６　議案第１７号　平成２６年度嵐山町一般会計補正予算（第６号）議定について

日程第　７　議案第１８号　平成２６年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第　８　議案第１９号　平成２６年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第　９　議案第２０号　平成２６年度嵐山町水道事業会計補正予算（第３号）議定について

日程第１０　議案第２７号　土地の取得の変更について（杉山城跡）

日程第１１　議案第２８号　嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指定について

日程第１２　議案第２９号　比企広域市町村圏組合の規約変更について

日程第１３　議案第３０号　比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会の規約変更について

日程第１４　嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

日程第１５　埼玉中部資源循環組合議会議員の選挙について

○出席議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山　岸　堅　護
書　　記	岡　野　富　春
書　　記	久　保　かおり

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総務課長
中　嶋　秀　雄	地域支援課長
中　西　敏　雄	税務課長
山　下　次　男	町民課長
石　井　　彰	健康いきいき課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
植　木　　弘	文化スポーツ課長
大　塚　　晃	環境農政課長
山　下　隆　志	企業支援課長
根　岸　寿　一	まちづくり整備課長
新　井　益　男	上下水道課長

内　田　　勝	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長
大　塚　　晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成27年嵐山町議会第１回定例会第９日の会議を開きます。

これより開会いたします。

（午前　９時５８分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで、報告をいたします。

初めに、本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議案第21号　平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件から議案第26号　平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件につきまして、討論する議員は、３月17日午後５時までに議長へ申し出てください。

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第１、議案第12号　嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第12号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第12号は、嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるための条例の一部を改正することについての件でございます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、国の定める基準が改正されたことに伴いまして、町で定める基準を改正するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木　務長寿生きがい課長登壇〕

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、議案第12号の細部につきましてご説明を申し上げます。

国の地域主権改革推進の方針に基づきまして、平成25年３月に制定をいたしました嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に関しまして、その参考となります国基準が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。なお、今回の国基準の改正につきましては、各サービス提供の実態を踏まえて、必要な適正化を図るとともに、サービスの効果的かつ効率的な提供を推進するために行われるものでございます。

次に、条例の一部改正の方向性でございますが、今回の国基準の改正は、従うべき基準、標準、参酌すべき基準と３通りございますが、全て国で定める内容と同一基準に町基準を改正するものでございます。

改正の主なものを申し上げますと、２ページの第６条から４ページの第32条の改正では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきまして、職員配置基準の緩和及び外部評価の効率化を図るものでございます。

第60条から７ページの第80条の改正では、認知症対応型通所介護につきまして、運営基準の厳格化及び利用定員の見直しを図るものでございます。

第82条から11ページの第106条の改正では、小規模多機能型居宅介護につきまして、登録定員の緩和及び外部評価の効率化を図るものでございます。

第110条から12ページの第121条の改正では、認知症対応型共同生活介護につきまして、ユニット数の見直しを図るものでございます。

17ページの第９章第190条から25ページの第202条の改正では、複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護と改めるとともに、登録定員の緩和及び外部評価の効率化を図るものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成27年４月１日とするものでございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　これ、12号と13号と合わせたみたいなものですけれども、嵐山町でこの地域密着型サービスを実際に行っている事業者というのはどの程度あって、どのくらいの利用者がいるのか伺いたいと思います。嵐山でも介護施設はそれなりにふえてきている、高齢者施設はそれなりにふえてきていると思うのですけれども、嵐山町が実際にかかわっている施設というのはどのくらいあるのか伺います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、お答えをさせていただきます。

この基準につきましては、地域密着型サービスということでございまして、町がその事業所を指定するサービスということでございます。現在のところ、嵐山町内には１カ所、認知症対応型共同生活介護の事業所がございます。利用定員につきましては９名です。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうしますと、嵐山町にある居宅的な施設というのですか、そういうふうな小型なものもできているというふうに思っているのですが、それは町は管理せずに、県の対応ということになってくるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今、議員さんがご質問の事業所につきましては、恐らく通所介護事業所のことをおっしゃっているのかなというふうに思っております。通常、デイサービスと言われるものですね。そういった事業所につきましては、現在のところ県指定というような形になっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　町指定のが１カ所、つまりひだまりの丘のことでしょうか、グループホームの。そこが、定員の緩和がされるという理解でよろしいのでしょうか。

そうしますと、働く人、働いている人の人数も当然ふえるということで理解してよろしいのか伺いたいと思います。

それから、６ページに事故があった場合は連絡を、これは必ず町側にしなければならないということで、ここは理解してよろしいのでしょうか。

それから、３項では、損害賠償を速やかに行うと。損害賠償を行うには、やはり保険に入る必要があると思うのですけれども、保険加入の確認なども町がきちんとできるのか、そう理解してよろしいのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

まず、１点でございます。認知症対応型共同生活介護のユニット数の見直しということでございます。こちらにつきましては、従前１ユニットないし２ユニットというような形で規定がされていました。今回の改正によりまして、土地の確保等事情がある場合には、上限３ユニットまで可能ですというようなことで、基準が改められたものでございます。

ひだまりの丘の定員がふえるのかというようなお話でございますが、こちらに関しましては、この基準とはまた別に、今回策定をいたす第６期介護保険事業計画の中では、定員増を図るということで計画上位置づけております。

２点目でございます。６ページの第78条の２、事故発生時の対応につきましてでございます。この規定につきましては、運営基準の厳格化を図るために、このような事故発生時の対応について規定をしたというものでございまして、この条文をごらんいただきますと、それぞれ講じなければならない、記録しなければならない、ねばならないというような形で規定がなっておりますので、これは必須事項ということで捉えていただければというふうに思います。

それと最後に、保険加入の確認ということでございますが、現状で指定をする際に、保険加入について何か書類を徴取しているということはなかったように記憶をしております。ただ、こういった損害賠償を速やかに行わなければならないという規定になっておりますので、当然事業所の責任として保険に加入し、もしもの場合にはそういったことに備えるということは、これは必ずどこの事業所でもしておるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ひだまりの丘は、今後、人数を拡大するということで今答弁あったのですが、どのくらいの人数にしていくのかお伺いしたいと思います。

それから、損害賠償の件ですが、群馬で数年前起きました認知症の施設、あそこはたしか報道されていることで聞いている範囲では、損害がきちんとされていないというふうに聞いているのです。ですので、損害賠償を支払えというふうに指導はしても、やっぱり保険に入っていなければ、あるいは資産がなければ、これはできないわけですので、保険の加入と資産の確認等していくべきであるというふうに思うのです。ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

１点目のひだまりの丘の定員でございます。計画上は、現在１ユニット、９名のところを、２ユニット、18名ということで計画を位置づけてはおります。

２点目の保険の加入でございますが、嵐山町で事業を行っているひだまりの丘につきましては、母体もしっかりしたところということでございますので、万が一のときにはきちんとした対応がとれるものというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　まず、職員というか働いている人の要件、資格ですけれども、資格要件については、サービスについての資格そのものが、ヘルパー資格の場合はなくてもサービスが提供できるというのが、今度の法改正の中身になっていると思うのですが、そういう面では職員の資格要件がどういうふうになっているか、まずお聞きしたいと思うのですけれども。

それから、入所要件、今、痴呆の部分というのがあったのですが、要支援１、２の場合は外されるというのが、今度の法改正の中身ですよね。そういう面では、痴呆の部分での要支援１、２の部分でも入れる条件はあるのだというふうになっていたかと思うのですけれども、要介護でないと施設入所の要件に該当しないのかどうか。

それから、利用料ですけれども、所得によって２割負担が導入されるというふうになっているかと思うのですが、その利用料負担についてはどうなるのか。それから、入所者に対する補足給付は引き上げがあるのかどうか、お聞きしたいと思うのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今回、この議案第12号ということで提案をさせていただきまして、この内容とは少し違った部分もあるのかなというふうに、正直申し上げて質問の内容を捉えておりまして、どのようにお答えをしたらいいのかなというふうに思っているところでございますが、職員の資格要件でございます。

今回のこの改正の中ということで、まず申し上げたいと思いますが、例えば３ページの第６条第５項をちょっとごらんいただきたいと思います。今回、その職員の基準の緩和をしましたということでご説明申し上げました。こちらには、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職員の基準について書かれています。オペレーターを配置をするわけでございますが、従前、併設されている場合においては、こうですということで認められていました。それを併設だけではなくて、同一敷地内も認められたと。ですから、対象が拡大をして兼務ができるような形に基準を緩和したというようなものが、今回の条例改正の内容となっているものでございます。

ただいまの議員さんの質問は、要支援というお話がございましたので、恐らく基準を緩和したサービスの職員要件は、どうなるのだというようなご質問かなというふうに私は理解をしました。その基準を緩和したサービスについては、国では、こういった緩和した基準でどうだろうと、一つの案としてモデル的なものを示していますが、この基準に関しては、市町村の判断で決めることができるというような形になっております。現在のところ、町では移行も１年後でございます。これからそういった基準については検討していくという段階でございます。

それと入所要件、これは恐らく特養の入所要件のことをご質問をいただいているのではないかというふうに思います。これは、現在でもそうですが、要支援の方は特別養護老人ホームには、現在の基準でも入所することができません。要介護でないと、入所はできないというような基準になっています。その基準を平成27年からは、原則要介護３以上の方が入所できるというふうに改めました。

ただ、要介護１、２の方が全くもって入れないのかということではございません。それ相応の理由がある、事情がある、例えば虐待を受けていて、緊急的にどうしても避難をしなければならないだとか、その方の置かれている状況が、とても１人ではいられない、ほかに行くところもない、そういったその方それぞれの事情に応じて、この方については要介護１あるいは２であっても、特別養護老人ホームに入所することが必要だというような判断ができれば、入所をすることが可能だということになっています。

では、どういうふうにそれを判断していくのかということでございますが、こちらについては埼玉県の場合には、埼玉県が特別養護老人ホームへの入所基準というものを作成をしております。今回の国の改正を受け、その入所基準を見直したところでございます。今後は、県で定めた基準に基づきまして、市町村と県と事業者と連携を図りながら、要介護１あるいは２であっても、必要があれば入所ができるというような形になっていくものと思っております。

それと、３点目の利用料２割負担の関係、こちらもこの議案とは直接的には関係はないのですけれども、一定所得以上の方については、２割の負担をお願いするというような形に、これは27年８月からだったかと思いますが、改められます。こちらについては昨日の議論の中でもございましたが、持続可能な介護保険制度とするために、負担能力のある方については、今よりも負担をお願いするというような形で、国が制度を改めたというところでございます。たしか、合計所得金額が160万円以上、年金だけの収入であれば280万円以上の方が対象と、これは単身ですね、対象となるということかと思います。

参考までに申し上げますと、今年のちょっと何月というのは忘れてしまいましたが、ある時点での利用者の状況を調べました。ただ、厳密にお一人ずつ見たわけではありませんので、その方の世帯の状況だとかあれば、ちょっと違うこともありますが、今、嵐山町でお使いになっている方のたしか50名程度の方が、２割のご負担をいただくようになるのかなというふうには把握してございます。

ただ、一律、では今１割の負担が２割になるのかということではございませんで、制度的には高額介護サービス費という制度がございます。この制度においては、その方の利用料の上限額を所得に応じて設定をしているということでございますので、その２割の負担額が高額介護サービス費で設定をする基準額を上回れば、その上回った

分については、高額介護サービス費でお戻しをするという制度になっておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

あと、補足給付については、これも所得要件というか資産要件ですね、そういったものが導入されるということになっております。こちらについても27年８月からというふうなことがございますので、一定の資産をお持ちの方は、こういった対象から外れるということが考えられます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第12号　嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第２、議案第13号　嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から、提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第13号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第13号は、嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、国で定める基準が改正されたことに伴いまして、町で定める基準を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木　務長寿生きがい課長登壇〕

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、議案第13号の細部につきましてご説明を申し上げます。

先ほどの議案第12号と同様、国の地域主権改革推進の方針に基づきまして、平成25年３月に制定いたしました嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に関しまして、その参考となります国基準が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

今回の国基準の改正につきましては、先ほど同様、各サービス提供の実態を踏まえて必要な適正化を図るとともに、サービスの効果的かつ効率的な提供を推進するために行われるものでございます。今回の国基準の改正は、従うべき基準、標準、参酌すべき基準と３通りございますが、全てこちらにつきましても、国が定める内容と同一基準に町基準を改めるものでございます。

改正の主なものを申し上げますと、２ページの第７条から４ページの第37条の改正では、介護予防認知症対応型通所介護につきまして、運営基準の厳格化及び利用定員の見直しを図るものでございます。

第44条から９ページの第66条の改正では、介護予防小規模多機能型居宅介護につきまして、登録定員の緩和及び外部評価の効率化等を図るものでございます。

第70条から、10ページの第86条の改正では、介護予防認知症対応型共同生活介護につきまして、その有するユニット数の上限を見直すものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成27年４月１日とするものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　介護予防ということなのですが、県の事業のサテライト型っていうものでしたら、嵐山町の地域密着型に入るのかどうか伺いたいと思うのです。

小規模多機能型というのは、私は嵐山町では必要な施設だと思っているのですけれども、それがなかなかできないなというのと、看護の予防の多機能型居宅介護事業みたいなものは、嵐山町にあったほうがいいなというふうに考えているわけなのですが、これが嵐山町でなかなかできていかないのであれば、それは何か悲しい現実なのかなと。通所で行うか、それから県の大規模施設に行くというふうな形になっていきますので、大規模でもないでしょうけれども、地域密着型で進んでいけばよいかなと思うのですけれども、それについては嵐山町のほうでは、事業者をつくっていくというふうな形の考え方はないのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

小規模多機能型居宅介護事業所でございますが、議員さん今のご質問のとおり、町内には事業所はございません。

ただ、近隣を見てみますと、お隣、隣接をしています鎌形境のときがわ町に、まず１つございます。それとあと東松山市、唐子のところですね。本当の嵐山境のところに１つございます。それと、滑川町に１つある。近くを見ますと３カ所ございます。嵐山町民であっても、こういった所在市町村との協議によりまして、そういった事業所を利用することが現状では可能でございます。実際、嵐山町民の方も小規模多機能ということで、こういった３つの事業所については、ご利用されている方はいらっしゃるということでございます。

今回の第６期の計画の中でございますが、町内に施設をというような計画はございませんが、こういった近隣の施設を現状では利用していただくというようなことで、第６期については考えているというところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか、嵐山にはないわけですか。

ちょっと、これはどういうふうに表を見たらよいのかお聞きしたいと思うのですが、９ページの上の表の見方なのですけれども、登録定員の２分の１から15人、これは今までもそうだったのですけれども、この登録定員と利用定員のこの見方なのですけれども、どう理解したらよろしいのか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

まず、登録定員でございますが、小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、まずその事業所を利用できる方を登録しておくのです。このサービスは、通いと訪問と、あと泊まりと、こういった３つのサービスを組み合わせて行う事業となっています。ですから、お一人の方が、例えばずっと通うという方もいらっしゃいますし、通ったりヘルパーさんに来ていただいたり、あるいはその方が泊まったりだとか、いろんな使い方をするのです。そういった事業の性質上、その事業所を利用できる方を、まず登録をしておくというようなシステムになっています。それが登録定員と。従前の基準で申し上げますと、１つの事業所については、25人が上限であったと。それを今回、拡大をしたというような形になっています。これが登録定員です。

それと、利用定員。利用定員については、今度は通いのサービス、これはデイサービスと思っていただければ結構かなというふうに思うのですけれども、当然その施設のキャパが決まっています。１日の通ってくる方の、利用ができるマックスというのでしょうか、それが利用定員というような形というふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　枠の拡大をしたのだというご説明であったわけですね。そうすると、そこの職員の人数というのは、当然ふえてしかるべきだと考えるのですけれども、その辺はふえているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今回、冒頭の細部説明でも申し上げましたが、国が定めた基準のとおりに定めているところでございますが、今回の改正の中では、職員を増員するというような改正は、たしか行われていなかったというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　職員の増は行われていなかったということでよろしいのですか。そうすると、枠の人数だけが拡大、利用できなかった人は、それで助かるわけですけれども、十分な対応がそれでできるのかなと、不安を持って当然だと思うのです。いかがですか。きちんと対応できるというふうにおっしゃるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

この職員の人数につきましては、当該条例の44条に規定があるわけでございまして、今ちょっとその条文を読んでいるのですけれども、これが利用者の数に応じて職員を配置するというような基準にもともとがなっておりますので、利用者がふえれば、この44条の規定に基づいて、当然職員もふやすというようなことになろうかと思いますので、議員さんご心配のようなことはないかというふうに思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　わかりにくい条例なので、申しわけないのですが、これは通所ですから、デイサービスの内容なのだと思うのですけれども、要するにサービス提供者の緩和が今度されているわけですね。そういう面では、緩和によるサービスの提供者が、どういう形で緩和がされているのでしょうか。中身が、内容わからないかな。言っていることがわからないですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

どのような緩和がされているかということでございますが、これは先ほど細部説明の中でも申し上げました、それぞれのサービスについて、繰り返しになってしまいますが、今のサービス提供が行われている実態を踏まえて、必要な適正化を図るとともに、サービスの効果的、効率的な提供を推進するのだと。これが改正をされる理由でございます。

例えば、職員の配置の基準であったりあるいは外部評価の効率化ということで、先ほど細部説明で申し上げました。これは例えば一例を申し上げますと、サービスによって違うのですけれども、１つのサービスでは、定期的に外部の機関に、その事業所で行われているサービスを評価してもらいなさいというようなことが決められていました。今回の改正では、その外部評価という部分が削られました。それはなぜ削られたかといいますと、これは今の基準ですけれども、外部評価以外に、例えば地域包括支援センターであったり、そういったこの介護保険に係る人たちで構成をした運営推進協議会という名称であったり、あるいは介護医療連携推進会議だったり、そういった会議を設けるということになっておりまして、そういった会議の中でそのサービス評価を行うと。

ですから、これまで外部評価というものと、その会議の中で評価をすると、二重に行っていたのです。そういったものを効率化を図るという観点から、既に行っている会議での、外部の人が入ってのサービス評価というものに統一をしたというのでしょうか、そちらをやれば問題がないでしょうというようなことで、二重に行っていたものを改めたと。こういったことで、効果的、効率的なサービスの提供を行うように改めたというような改正というふうに理解をしております。

ちょっと足らないかもしれませんが、以上でございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　特に通所の場合は、事業提供者そのものがサービスの内容によっては、ボランティアでもいいのだというような緩和がされていると思うのです。そういう点では、介護予防にかかわる内容ですから、やっぱり専門的知識のある人でないと、なかなかその辺の指導というのが行き届かないのかなというふうには思うのです。その辺の緩和というのは、今度のこの条例の改正の中ではどういうふうな形になっているでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今、議員さんがお話しいただいたボランティアでもという部分については、ちょっと今回提案しているこれとは違うものになります。これはあくまでも、事業所として指定をする事業所と。これは、ですから今後、その制度改正後、移行後は、現行相当のサービスというような捉え方です。ですから、この基準はこの基準としてあると。これ以外にボランティアさんでもと、緩和した基準によるというものは、これとはまた別途、そういった基準を今後つくっていくということでご理解いただければと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第13号　嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第３、議案第14号　嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第14号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第14号は、嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、国で定める基準が改正をされたことに伴いまして、町で定める基準を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木　務長寿生きがい課長登壇〕

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、議案第14号の細部につきましてご説明を申し上げます。

国の地域主催改革推進の方針に基づきまして、平成26年12月に制定をいたしました、嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に関しまして、その参考となります国基準が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

今回の国基準の改正につきましては、これも先ほどと同様でございますが、サービス提供の実態を踏まえて必要な適正化を図るとともに、サービスの効果的かつ効率的な提供を推進するために行われるものでございます。条例の一部改正の方向性でございますが、今回の国基準の改正は、全て参酌すべき基準に当たるものでございまして、国で定める内容と同一基準に町基準を改正するものでございます。

改正の主なものを申し上げますと、第33条第12号の改正につきましては、指定介護予防支援事業者とサービス事業者の意識の共有を図るための見直しを行うものでございます。

また、同条第28号の改正につきましては、関係者間の情報共有を図るための規定を

新たに設けるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成27年４月１日とするものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　33条の12号、意識の共有を図るために改正するのだと。これはどういう経緯で、28号もそうなのですけれども、何か問題があってこういうことをするのか、ちょっとその経緯を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

正直申し上げまして、国がどういったことを契機としてこのような改正をしたかというのは、そこまでは把握をしてはおりませんが、推測するに、今の規定であっても、例えば介護予防支援事業者とサービス提供事業者というのは、連携を図らなければならないというような規定になっています。そのような基準になっています。その連携を図る、これをさらに図っていくために、やはり情報の共有というのが、一段と必要だというような判断があるものと思います。

そういったことをもとに、例えば33条第12号でございますと、個別サービス計画の提出を求めるのだよと。これまでも、そういった事業所として、うちの事業所はこういったサービス計画に基づいて提供していますよということを、情報提供していた事業所も嵐山町でもございます。嵐山町に提出をいただいた事業所もございます。これは任意です。そのところを、今回はこの基準に基づいて、これからはみんな出してくださいというような形に改めたということでございます。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　どういう情報を共有するのかということなのですけれども、流れとして、相談を受けた人がチェックリストを受けて、介護の認定するわけですけれども、そのときに要介護の１から５の人については、居宅のサービスの計画をつくると。もう一つ、要支援の１、２の人については介護予防の計画をつくると。非該当

の人については、介護予防のケアマネジメントの計画にするというふうになっているのですけれども、この情報の共有をするというのは、どこの部分の情報を共有するということなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今回のこの条例の改正でございます。先ほども申し上げました個別サービス計画、どこの情報というのは、そのサービス提供事業者が要支援者に対して、こういった計画に基づいてサービスを提供しますと、そういった情報を介護予防支援事業者のほうに提供するということになります。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ということは、要支援の１、２の人のサービス計画を事業所に提供するということになるわけですか。その計画そのものは、ケアマネさんがつくるのだと思うのですが、そういう面では、今度要支援１、２については介護保険から除かれるわけですよね。制度から外れると。町の、各自治体の総合支援事業のほうに移るというふうになると思うのですけれども、だとすると、なぜ事業所との計画の共有というのが必要になるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

先ほどのもそうだったのですけれども、今回のこの基準は、例えば多様な主体によるサービスを使う、そういった方に当てはめる基準ではないのです。そこのところをまずご理解をいただかないと、ちょっと話ができないのです。これはあくまでも新しい制度に移行した後のことです。ですから、１年後のことです。１年後に要支援２の方が、この方が今行っている従来の、例えばデイサービスが必要だというような方がいた場合に適用する基準なのです。

今、議員さんがおっしゃった、給付から外れるのです。給付から外れて、地域支援事業というものに移行するのですけれども、そういった方に当てはめる基準ではないということをご理解いただければと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第14号　嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を11時10分といたします。

休　　憩　午前１０時５８分

再　　開　午前１１時０９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第４、議案第15号　嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第15号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第15号は、嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の実施に伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　議案第15号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

改正条例の裏面をごらんいただきたいと思います。附則の改正を行うものでございます。改正後の追加しました附則第５項は、使用料を免除する特例を、平成27年度においても６カ月間延長するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございまして、本年４月１日から施行するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第15号　嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第５、議案第16号　嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部を改正す

ることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第16号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第16号は、嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町奨学資金貸付基金制度の利便性の向上及び定住促進のため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤こども課長。

〔簾藤賢治教育委員会こども課長登壇〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、議案第16号の細部説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、嵐山町奨学資金貸付基金制度の利便性の向上及び定住促進を目的に行うものでありまして、近隣市町村の金額、関東の各学校の学費調査等を行い、奨学資金貸付委員会でご検討いただきましたものでございます。

改正後の第６条、奨学資金の種類及び額から説明させていただきます。

第１号、普通奨学資金ですが、高等学校の年額を18万円以内から24万円以内、大学を36万円から50万円、大学の薬学部につきましては60万円から90万円、大学の医学部・歯学部120万円から150万円、専修学校20万円から24万円以内と、それぞれ増額するものでございます。

第２号、特別奨学資金ですが、これは入学金のためのものでございますが、高等学校12万円から20万円以内、大学30万円から50万円、大学、医学部・歯学部100万円から120万円、高等専門学校12万円から20万円、専修学校13万円から20万円以内と、それぞれ増額するものでございます。

次に、第13条、奨学資金の返還免除の第２項に、第11条の規定による奨学資金返還期間中、奨学生であった者が嵐山町に居住している場合、貸し付けを受けた特別奨学資金の半額を免除することができると、新たに加えさせていただきました。

参考資料の嵐山町奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をごらんいただきたいと存じます。第13条、奨学資金の返還で、奨学資金は、その貸与の事実がやんだ月の半年後から、当該学校の修業年数に３年を加えた年数以内の期間に均等に返還しなければならないと改正し、貸与金額の増額に伴い、奨学生の１年間の返還の期間を少しでも抑えるようにいたしました。

また、第16条、返還免除願に第２項として、条例第13条第２項による返還免除を受けようとする者は、様式第12号による特別奨学資金返還免除願を町長に提出しなければならない。この場合、奨学生だった者が、返還期間中に嵐山町の住民登録を抹消したときには、速やかに申し出るものとし、住民登録を抹消した日の翌月から、半額返還免除を取り消した額を返還しなければならないと定めております。

例えば４年制大学の場合、４年間貸与を受け、半年間間を置き７年間で返還していただき、その間、住民登録があれば、特別奨学金につきましては、その半額を免除することになります。なお、この返還期間中にある７年間の間に住民登録を抹消した場合、その後の残りの特別奨学資金につきましては、返還していただくことになります。

それでは、条例に戻っていただきたいと存じます。第15条、諮問の第１項第３号で、第13条に第２項を加えたことによる条文の整備を行うものでございます。

そして、附則で、施行日を平成27年４月１日とし、第13条第２項の規定の適用を定めたものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　規則で返還が翌月から半年後になるということで、私も議員になりたてのころ、いろいろ購入するものがふえて、ある方から言われたことがあって、少し間をあけるようにということで質問したことがあるのですけれども、こういうふうにされたことは本当によかったなと思うのです。

ただ、一方で、今の日本ではなかなか仕事が、大学生を卒業してもつけないという人がいるわけですよね。そういう方への配慮というのは検討されなかったのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えをさせていただきたいと思います。

返還計画を出していただくわけでございますけれども、猶予という制度がございまして、就職だとか、そういった形のときに適用させていただきまして、申し出をいただいて、就業についてからまたというような取り扱いをしているということでご理解いただきたいと思います。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　奨学資金の貸付審議会、そこで検討されて、今回、こういう提案がされてきたということの説明がありました。ただ、これ、時代に合った形の中で金額を上げてきたということで、その件については何ら問題はないというふうに思ってますが、ただ、これ定額の運用基金なのですね。積立額があって取り崩し額があってということで、6,400万でこの27年度も予算的には説明書には出ております。

定住促進という観点から、特別に居住者であれば半額は免除するということで、言えば給付をしますよということなのだと思うのですが、これは本来ある名前は、もう故人ですから申し上げますが、石川浅夫先生が大変な奇特な行為の中でこの基金が始まって、金利等が加わりながら今日まで来ているというふうに思います。現在では、そういうことを知っている方が減ってきているというふうに思っております。

そういうことも考えますと、余り細ってしまうというのはいかがかなというふうに思っております。免除された額については、翌年度一般会計から繰り入れて、その基金をきちっとしたものにしておくと。まずは、そのことだけをちょっとお聞きしておきます。細ったままで置くのかどうかということです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えをさせていただきたいと思います。

議員さんご指摘のとおり、6,400万円の基金を運用しておるわけでございまして、現在、参考までに、26年度までの時点でございますけれども、お話し申し上げますと、まだ余裕がございますので、この条例の改正に伴いまして、どのくらい今申し出があるかということもにらみながら、今後、もし足りなくなりそうな場合に陥りましたら、一般会計からの繰り入れという形になるかと思うのですけれども、今度貸し出して、例えば先ほどの例で申しますと、４年制大学でお一人で考えて25万円減るわけですけ

れども、申し出の方が多ければありがたい悲鳴ということで、いざとなったら一般会計からの繰り入れということをお願いするようなことになるかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　今、課長からは、一般会計からの繰り入れも考えなければならないことがあるかもしれませんという答えでございます。私は、町長にそれはお聞きをしていきたいと思うのですが、確定的なものが出てくるのかどうか。

あえて、この条例改正があるものですから申し上げるのですが、石川浅夫先生、ずっと奨学資金の貸し付けの委員会のメンバーになっていました。私もかつて若いときに、一緒にメンバーになったこともあります。先生はたばこをやめて、たばこを１日吸ったつもりで毎日毎日ためたと。その金のほかに結局有効利用して、将来の医学部を目指す青少年を育てていきたいのだという思いの中で、この奨学資金をつくっていますということをおっしゃいました。本当に奇特な資金であるものですから、大勢の方が利用されて、この奨学金は、よそから奨学資金受けていても、嵐山町が適当であれば出していた奨学資金なのです。

それだけの思いがある方が、奇特な形の中でやってきたということを、やはりこの借りている方がどのくらい理解をしているかという。そういう思いがある奨学資金なのですよということも、借りている方にわかるようにしたほうがいいのではないかというふうに思います。そういう意味では、どこかに石川先生の名前を入れるとか、そういうことは考えられないでしょうか。私はやるべきだと思うのですが、どうでしょうか。これは町長。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

今、議員さんからおっしゃったとおりの基金の始まりであり、運営をされてきた。それで、そのとおりなのですけれども、先生とすると、当初は医学関係の者に限って貸し出しをすると。それ以外はだめだということで始まったわけです。それが、時代の流れとともに貸し出す件数が減少というか、借りる人もいないとかいうような状況も発生をしたりということで広がってきた。

しかし、その中で勉学に励む者というようなことで、一定程度の成績をおさめてい

ないとだめだというようなことがあったりして、成績表をしっかり添付する。それと、一時期は、休暇のときです。夏休みだとか冬休みとか、そういうときにその貸し出しの生徒に集まってもらって、学校の様子を話してもらう。成績等も一緒に話をするというようなこともありました。そういうようないろんなおっしゃるような経過を通してきて、現在に至っているわけですけれども、現在は貸付委員会の先生方が相談を、意見を交わしながら、どうやったらこの資金を有効裏に活用していただけるかというようなこともあって、今回の改正に至ったというふうに思っております。

それで、おっしゃるように、先生、途中まで委員さんとして参加をしていただいて、ご意見をいただいてきたわけですけれども、貸付委員会が年数をたってきてスムーズに流れてくるわけですから、自分の意見はだんだん控えてきて、それでいいのではないですか、そうですというようなことでやってきて、決して表に出るというような感じではなかったと思うのです。

ですので、そうでなければ一番最初のころ、出したころに、そういったものがあったと思うのです。先生もほかのいろんな機会を通じてご苦労なさった。特に外国でいろんなご苦労もなさったというようなこともあったりしてきたわけですので、このところに来てそういうお話ですけれども、やはり先生の気持ちとすると、米百俵の気持ちがあるのだと思うので、その気持ちを、運営をするほうが持っていればいいのかなというふうに今は思っています。

それと、やはり今の奨学資金の貸し付けの方法もそうですけれども、いろんな奨学資金が出てくる中で、返済免除みたいなものも含めた、貸し付けではなくて違った形のやり方も出てくるというようなこと。それと医学というようなことであったわけですが、そうでなくて、国外、国内とかいうような形の変え方、外に行くためには助成をしますよ。県でもできていますけれども、いろんな形で変わってきているので、審査委員さんにいろんなお知恵を出していただいて、使いやすいような状況をこれからも図っていただければありがたいな、そんなふうに今は思っています。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　課長からは、申し出が来たら繰り入れてやりますということですが、町長、これは。

○青柳賢治議長　一般会計からの繰り入れについて、町長、答弁を求めます。

○岩澤　勝町長　そこのところは審査委員会の中で、それと返済がどういう形で滞って

しまうとかというようなこともあるでしょうし、その中でいろいろ時々出てきますけれども、貸し付けでなくてやったらいいではないかというのは、財源があることですから、それらと兼ね合って、一般会計から繰り入れればいいという安易なものでもありませんので、限界をやりながら有効裏に活用していただたくというのがいいのではないかと思います。

それで、今のやり方の中で足りなくなってくるというようなことになったときには、貸し方等も考えていかなければいけないと思いますけれども、人口が減ってくる中で、子供たちの数が減ってくる中で、さらに勉学の支援をしたいというようなやり方というのを検討しながら、財源を考えながら運営をしていっていただければありがたいと考えています。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　町長も、この資金については詳しくわかっているわけですが、ここまで来て、いずれにしても嵐山町の奨学資金ということでずっと来ているわけですが、先ほど私が申し上げましたように、確かにご本人は、余り表に出ないでというものがあるわけですけれども、時代が流れていきますと、この経緯というものが忘れられてしまうものがあります。

石川先生、出身が深谷市でございますが、菅谷の地に医院を開いて、町の医療に大変貢献もされました。今は、現在どうなっているかちょっとわかりませんけれども、そういう自治体におきましては奇特な奨学金制度、奇特な形での奨学金基金のものが出た場合に、名前をつけて、その功績も含めてやっているところもあるわけですが、私は、くどいようですが、借りて活用して勉学に当たる方々の精神的なものについても、嵐山町の奨学資金というのはこういうもので、それを活用したということの認識を持っていただくのがよろしいのかなと思いますので、今までこういうことを言ったことありませんが、今回、この条例の改正が出てきたものですから、あえて申し上げているわけでございます。検討する余地がないでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　おっしゃったように、その精神というのは大事にしていかなければいけないなというふうに思っています。

ただ、当時の町長さん、引き継いだ町長さん、３代目というか、先生からあれしま

すとそういうような流れがある中で、こういうところであえて冠をつけたものにするのはどうかなというような感じがするのです。ですので、この奨学資金の生まれた経過ですとか、そういったものをしっかりコンパクトにつくって、審査委員会につくっていただいて、それで何か出すときには、こういうような形のものが嵐山町の奨学資金なのだというようなことがわかるような形にはしても、特別問題はないかなというふうな感じがしております。

それと、もう一つあれですけれども、これはこういうことまで言っていいのかどうかわかりませんが、成績をどうとかこうとかというようなところまでも今はいかなくて、入ってきた人については出ているわけですので、単位を取ったらというような形のものもある。ですから、いろんな形で返済が滞ってしまったりというようなことがあったりする。その保証人の関係とかというのも広げてありますし、いろいろとちょっと当初と変わってきている部分もありますので、これからも変わっていくでしょうから、そういった設立当初のことがわかるような形で、まして借りる人にはわかるようなもので、そういうような嵐山町奨学資金の沿革、流れみたいなものはわかるような形にはしたらどうかなということで、審査委員会のほうにお話はしてみたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長　ほかに。

○11番（安藤欣男議員）　今、本人がわかるようにということであれば……

○青柳賢治議長　安藤議員、３回終わっていますので。

○11番（安藤欣男議員）　終わっていない。

○青柳賢治議長　終わっています。

ほかに。

第12番、松本美子議員。

○11番（安藤欣男議員）　まだ３回やっていないよ。

○青柳賢治議長　こども課長が最初に１回答えていますので。

第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　２点ほど、すみません、質問させていただきます。

まず、奨学金の関係で、高校でお借りする、あるいは大学でお借りするということになりますと、少し返済のときにダブリングになってくるのかなという心配がありまして、それが滞っていくというふうにもなっていくのかなというふうに思いますけれ

ども、この辺に関しましてはどんなふうなお考えがあるのでしょうか。

また、もう一点は、そのために親権者あるいは連帯保証人等がついてくるということにもつながってくるのかなというふうに思いますけれども、連帯保証人の関係ですが、この辺は普通の連帯保証人と何ら変わりなく支払いをしなくてはならないという。連帯保証人というものは、そういうものだというふうにはわかっていますけれども、その辺のところを少し教えていただきながらご答弁いただければというふうに思います。

それと、もう一点ですけれども、先ほどから町長のほうからも、学力には余り関係なく奨学金はお貸しするということのようですけれども、所得制限あるいは家族の構成とか、いろんなものがかかわってくるかなというふうに思っています。ここにつきましても、少しご答弁いただければというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきたいと思います。

１点目は、連帯保証人の扱いということでよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　高校生から大学生までの中で、そしてその連帯保証人が関係するとかということでございます。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　大変失礼いたしました。

現在、連帯保証人に猶予という措置をとらせていただきまして、当初の返還計画とはずれ込んでいる方が何人かおるのは確かでございます。

それで、連帯保証人の関係で申しますと、本来は一般的な連帯保証人ということで規定がされておりますけれども、実際にはどうなっている、話してくれとか、その程度でございまして、完全に返済が滞っているというケースは、今のところございません。遅々として、おくれているというケースはございますけれども、本人も努力しながら返納していただいておりますので、完全に返済が不可能というようなケースは今のところないということでございます。

それから、貸し付けの基準でございますけれども、貸付委員会では、これは時々、というか、その時代によって変えてきた経緯があるかと思います。昔は固定資産税等の比率が結構多かったのかと思うのですけれども、現在は世帯主の所得とか家族の中

の所得を調査させていただきまして、家族１人、控除額とすると１人当たり50万円。それから、高校生とか大学生それぞれいらっしゃるかと思いますけれども、そういった方の学生控除というのですか、私立の高校とか高等専門学校にいる方は、１人当たり60万円。また、下宿の場合は60万円とか、そういった所得に対して控除額というのを計算いたします。それで、その差が、所得の合計額と控除額の合計金の差が300万円以下の場合に貸し付けるということが、一般的な基準として、今行われているものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　聞き方が少しまずかったのかわかりませんけれども、連帯保証人のほうを答えていただきましたから、それで答弁とはいいのかなとも思ったのですけれども、まずもう一度すみませんけれども、高校生のときに奨学金あるいは特別奨学金等をお借りしますよね。続けて、ストレートで大学生になったということになると、３年後にもう一度、大学になりましてお借りするというふうな形ができてくるわけですよね。そうしたときには、結果的には長期にわたってお借りするということになるので、返済等の猶予というか、何か特別な枠というか、連帯保証人のところまで行く手前に何かあるのでしょうかということをお尋ねしたかったのですけれども。すみません、お願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えをさせていただきます。

今まで、高校から大学両方続けて、大学なり高校より上の学校を引き続いて申し込んでいただいた方はなかったと思いますけれども、あった場合、高校で貸し出した金額と大学のそれが可能かどうか、またよくお話を聞きながら、返還猶予という制度の中で対応していきたいと、このように考えております。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第16号　嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第６、議案第17号　平成26年度嵐山町一般会計補正予算（第６号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第17号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第17号は、平成26年度嵐山町一般会計補正予算（第６号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億6,889万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を63億9,068万6,000円とするものであります。

このほかに、繰越明許費の設定が６件、債務負担行為の追加が１件、地方債の変更が３件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　議案審議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　いいです。議案審議の途中ですが、暫時休憩いたします。昼の再開の時間は１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時４７分

再　　開　午後　１時２８分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　それでは、議案第17号の細部につきましてご説明を申し上げます。

６ページをお願いします。第２表、繰越明許費でございますが、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費、それぞれの款の６つの事業、総額で6,822万8,000円を限度といたしまして、平成27年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

次ページでございますが、第３表、債務負担行為補正でございます。追加が１件でございまして、英会話講師派遣業務委託料、期間、限度額はごらんいただいているとおりでございます。

８ページをお願いいたします。地方債補正でございますが、変更が３件でございまして、ごらんいただいております３つの事業の額の確定によりまして、それぞれ増減をさせていただくものでございます。

14、15ページをお願いします。歳入でございます。第１款町税、法人の現年課税分6,947万5,000円でございますが、調定見込み額の増加によりまして法人税割6,872万5,000円、修正申告分75万円を増額するものでございます。

12款分担金及び負担金、その下の14款国庫支出金につきましては、額の確定、実績等によるものでございます。

下の衛生費国庫補助金の災害廃棄物処理事業費補助金143万8,000円につきましては、昨年２月の大雪による災害廃棄物の処理に要する費用の一部が交付されたものでございます。

下の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金2,237万9,000円でございますが、備考欄にございますような国の対策に基づいて交付されるものでございます。

次ページお願いします。内容でございますが、地域限定のプレミアム付商品券発行事業でございます。

その下の地方創生先行型2,397万6,000円につきましては、備考欄にございます事業に対して交付されるものでございまして、地方版の総合戦略策定事業、このほかに継続事業でございます小中一貫教育推進事業及び法定外の予防接種に充当するものでございます。

県支出金の県負担金につきましては、各負担金の確定及び単価改正に伴う増減でございます。

県補助金の民生費県補助金及び農林水産業費県補助金につきましては、実績見込みに伴います増減でございます。

商工費県補助金のプレミアム付商品券発行支援事業補助金でございますが、市町村のプレミアム商品券の発行事業に対し交付されるものでございます。

18、19ページお願いします。第18款繰入金でございます。減債基金繰入金6,196万円につきましては、平澤の償還分に充当するものでございます。

第21款町債につきましても、実績額の確定に伴います増減でございます。

20、21ページをお願いします。歳出でございますが、第２款総務費の住民税情報システム運用管理事業の電算委託料につきましては、当初予算の積算が過大であったこともありまして、909万円の減額でございます。

財政調整基金管理事業につきましては、財政調整基金の積立金を１億900万円積み立ているものでございまして、積み立て後の財政調整基金の残高は４億9,293万1,000円となるものでございます。

その下の子育て世帯等転入奨励金は700万円の減額でございますが、現在までの交付実績は６件の150万円でございます。

地方版総合戦略策定基礎調査等事業等業務委託料につきましては、繰越明許いたしました地域住民生活等緊急支援のための交付金事業でございまして、専門的な基礎調査を実施するための経費でございます。

24、25ページをお願いします。第３款民生費の国民健康保険特別会計操出事業の国民健康保険特別会計操出金3,847万5,000円につきましては、負担金の確定に伴います不足額が547万5,000円及び歳入の赤字補填分といたしまして、3,300万円を繰り入れるものでございます。

26、27ページをお願いします。第４款衛生費、健康増進センター管理事業の工事請負費106万円でございますが、一般開放することに伴いまして、１、２階ロビー及びトイレに人感センサー式照明設置工事を実施するものでございます。予防接種の医師委託料824万円につきましては、国の交付金に基づきまして、平成27年度事業の法定外予防接種を前倒しするものでございます。

第６款農林水産業費の農業者支援事業の経営体育成条件整備事業補助金1,404万

6,000円の減額につきましては、昨年２月の大雪による被害を受けた農業施設の撤去及び再建に要する費用に対する補助金の確定に伴う減額でございます。実績でございますが、撤去が513万円、再建は1,181万6,000円、計で申し上げますと1,694万6,000円となるものでございます。

28、29ページをお願いします。第７款商工費、地域限定プレミアム付商品券発行事業の地域限定プレミアム付商品券発行事業補助金でございますが、3,700万円でございます。地域の消費喚起のため、地域限定プレミアム付商品券を発行するための経費でございまして、商工会が発行する１億円の商品券に対しまして、プレミアム率30％の3,000万円と700万円の事務費等を補助するものでございます。

30、31ページをお願いします。第10款教育費、小中一貫教育推進事業の910万円の増額につきましては、国の緊急支援交付金に基づきまして、平成27年度事業の小中一貫教育推進事業費、これを前倒しするものでございます。

34ページお願いします。第13款予備費でございますが、78万4,000円を増額いたしまして、補正後の額を2,335万4,000円とするものでございます。

36ページ以降につきましては、ご高覧願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　はじめに、15ページの法人税のふえた分ですけれども、これ何社ぐらいの実績としてこれだけあったのか伺いたいと思います。

それから、21ページの地方版総合戦略策定基礎調査業務委託料、これ1,000万円という大変高額の費用をかけて10分の10で来ているわけですけれども、それにしてもこれだけかけて本当に創生、つくるものはいいのですけれども、実際のところ実態として効果のあるものができるのかというのが、大変私は心配するのですけれども、嵐山町の意見というのはどれだけこの中に反映されるのか、ちょっと最初に伺いたいと思います。

それから、29ページのプレミアム商品券の件なのですが、これはヤオコーだとか大型店も使用可能というものなのでしょうか。それから、２回目以降に質問しようと思っていますので、初めに、これはいつから始めることが決められているのか。町側というか、その裁量があるのか。例えば秋から始めることができるのか、そういうこと

ができるのか伺いたいと思います。

それから、31ページの小中一貫の関係で臨時職員の、これ新年度からになるのでしょうね、明許費でなっていますから。具体的にどういう役割というか仕事をやってもらうのか伺いたいと思います。

それと、次のページの幼稚園の水道加入金、これなぜ水道加入金が必要なのか、何ミリの加入を今度するのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　法人町民税の増の関係ですけれども、法人数はふえておりません。景気が好転して決算がよかったということで、特によかった業種ですけれども、印刷用のインキ製造業、食品製造業、あと診療所経営、あとは自動車関係です。

以上です。

○青柳賢治議長　次に、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　21ページの地方版総合戦略の基礎調査委託についてお答えをさせていただきます。

議員さんご質問のこの内容について、町の意見が反映されるような、そういったものができるのかというご質問でございます。まず、この地方版の総合戦略の策定の一つの基本的な考え方、国の交付金の、これに先行型のもので充てていいということになっておりますが、この基本的な考え方としては、戦略策定に必要な調査等、民間コンサルティング企業等に委託することは差し支えないと。ただし、戦略の基礎作業自体は、住民や産官学金労言の参画を得ながら、地方公共団体みずからが行うようお願いしますというのがこの内容でございまして、当然のことでございますけれども、27年度につくってまいります地方版の総合戦略、これは嵐山町の地域の特性、そういったものを生かしながら、国の総合戦略や県の総合戦略に沿って、どのような形で嵐山町版をつくるかというのが一番大きな課題でございますので、まずこのコンサルティング委託というのは、２つの大きな目標がございます。

まず１つは、地方版の総合戦略そのもの自体をつくっていくための基礎調査、あるいはアドバイスといいましょうか、検討委員会等を今後つくっていくことになりますが、それに対する資料の提供ですとか、そういったものがまず大きな１点。

それから、もう一つ大きなことは、嵐山町の人口ビジョンの策定でございます。人

ロビジョンの策定を行いつつ、地方版の総合戦略をつくっていくと、こういうことになりますので、その人口分析をやっていくための基礎的な調査、こういったものについて専門的な知識を持って、さまざまな調査方法、分析方法がございますので、そういった専門的な分野といいましょうか、そういったところを基本的には委託をしてまいりたいということでございます。

この1,000万円という金額については、いただいた予算といいましょうか交付金のものについて、一応充当財源として1,000万という予算を計上させていただいておりますが、例えば業者を選定する場合にどうするかということも含めて、今後、例えばこの業者選定に当たって、町のいわゆるこの委託の内容、仕様書、これを仕上げていくことになるわけですけれども、その中に盛り込んでいく内容と、それから業者選定をどうしていくかということについては、考えてまいりたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　続いて、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、29ページになるかと思います。プレミアム商品券の関係につきましてお答えをさせていただきます。

今回のプレミアム商品券の関係につきましては、ヤオコー等の大型店舗も含まれるのかというふうな内容だったかと思います。商品券に関しましては、町のほうといたしましては、町内全体の消費喚起というふうなことを狙ったものでございまして、できれば全ての店舗の方に参画いただいて、喚起をしていくということで考えてございます。ですので、大型店舗、店舗の大きさにかかわりなく、ぜひとも参加をいただければというふうに考えているところでございます。

それと、開始時期の関係でございますけれども、今回ご承認いただいた後は、準備に入らせていただくような形になるかと思います。準備には商品券の印刷含めて、今回参加いただく店舗のＰＲを兼ねてということも考えております。ですので、そのつくり終える期間を考えますと、やはり数カ月は必要になってくるのかなというふうに思います。はっきりした時期は今のところ申し上げられませんけれども、夏ごろをめどに販売を開始できればというふうに今のところは考えてございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　最後に、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、お答えさせていただきます。

１点目の小中一貫の役割というご質問でございますけれども、ご案内のとおり今まで菅谷中学校区というか、小中にお一人、玉ノ岡中学校区にお一人ということでやってきたわけでございますけれども、学力の向上とか、それなりの成果がかなり上がったということで、玉ノ岡中学校の小学校区で考えますと、七郷小学校と志賀小学校があるわけでございます。菅谷小中については、ご存じのとおり隣でいいのですけれども、玉ノ岡中に関しては七郷小学校、志賀小という距離もありますし、一定の距離ということで、そういった理解もあるということで、玉ノ岡中学校で２人、全体的には３人で行っていきたいと。より一層充実させて小中一貫の効果を上げたいと、このように考えておる次第です。

２点目の幼稚園の水道加入金の件でございますけれども、12月でも補正予算をいただきまして漏水工事をやっておるわけでございますけれども、今まで１口だったのです。南部交流センターと幼稚園のメーターが１つだったということでございまして、かなり管のほうも老朽化がありまして、お互い漏水等今後もある可能性が多いわけでございまして、南部交流センターと幼稚園のお互いの影響を少なくするということと、もし漏水があったときに特定しやすい、発見しやすいということで、２口それぞれ、南部交流センター用と幼稚園用という形で分けていきたいと、このように考えています。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか。地方版総合戦略、そうしますと町独自のものをつくっていくためのものは、もう準備をされているということなのですね。わかりました、それは。これだけのお金かけるわけですから、効果のあるものをぜひつくっていただきたいというふうに思います。ただ、現実はかなり厳しいだろうなというふうには思うのですけれども、これは結構です。わかりました、内容的には。

プレミアム商品券なのですが、これは前もやりまして、ほとんどが大型店に行ってしまったわけですよね。当時もヤオコー、カインズでね。また、同じことを予定しているということですから、同じような結果になると思うのです。確かに、ヤオコー、カインズで買っても、それは経済効果にその部分ではなるのではないかということにはなりますけれども、町内の業者、中小の業者育成ということをやっぱり考えていくべきではないかなと。とりわけ、そこを育成するための考えを持ってやっていくべき

ではないかと思うのです。その辺の考えをちょっと伺いたいと思うのです。

それで、もう一つは、いつから始めるかというのは、準備で夏ごろからということでありますから、少し時間があくのだなと思って確認しました。それで、今もというか、この議会でも格差の問題など出ているわけですよね。私は、所得制限やったらどうかと思っているのですよ。所得の低い人に優先的に購入してもらうと。余った分は、それはほかの人に買ってもらえばいいのですけれども、そういう方法をとって、格差の解消をしていくことも一つだなというふうに思ったのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

幼稚園の水道なのですが、これ何で幼稚園に……もう一つ何か言いたいことがあったわけね。ちょっと待って、それは、指名されてからで。南部交流センターではなくて、幼稚園を新たに購入するというふうにしたのか、ちょっとその辺のご説明お願いしたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、プレミアム商品券の関係でございますけれども、前回、大型店に消費のほうが偏ってしまったというふうな内容かと思います。それで、町内の業者育成をというふうなことだったと思いますけれども、町としましても、その辺はできれば協力をして、育成をかけていきたいというふうにも考えてございます。

ただ、今回、町全体の消費喚起、元気になる起爆剤といいましょうか、そういった意味合いもございます。その辺も町内業者さんの育成も考えながら、この後商工会さんとも協議を進めていくわけでございますけれども、中の理事会等でもその辺、町のほうからもこういうご意見があるというふうなこともお伝えしながら進める考えではございます。

それと、所得制限をつけてとかというふうな内容で商品券を発行してはどうかというふうなご意見でございました。この辺に関しましても、この後の協議の中で、どんなふうにしていくかというふうなことの協議をする予定でございます。こういう意見もございましたというふうなことで申し伝えさせていただいて、商品券発行に向けて協議を図っていくというふうなことで考えております。

よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　続いて、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきました第１回目のご質問のときに、何ミリかというの答弁漏れありましたので、大変申しわけございませんでしたけれども、40ミリでございます。

それと、先ほどのご質問でございますけれども、なぜ幼稚園かというと、ご案内のとおり南部交流センターは、今は南部交流センターですけれども、以前は鎌形小学校の特別教室棟ということで、１つのメーターでやっていたのだと思うのですけれども、今回漏水工事が発覚したのが幼稚園の敷地の管のために、工事に合わせてメーターをつけたいと、こういうことでございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　プレミアム商品券の件なのですが、協議をして、多分それではならないと思うのです。現状でいきましょうということになると思うのですよね。

それで、町長に伺いたいと思うのですが、いかがですか。中小業者を優先して使っていただくためのものに、どの程度やったらいいか。それはいいのですけれども、そういう利用に絞るというと全面的になってしまうのですけれども、そういうものにしたらどうかという、町の考えとしてね。そのお考えを伺いたいのと。

あと格差の解消を、嵐山町町民の所得制限を設けて、最初に所得、これもまた難しいですけれどもね。私は低いのですって言っているようなものですからね。そちらを優先して購入していただいて、その余った分をほか、一般の人に購入してもらうという、そのお考えについてちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　いろいろご意見いただきましたけれども、課長のほうから答弁いただいたように、町の考え方というのは伝えますと。いろいろ意見がこう出ていますというのは、施主体のところのこれから決めていく中に、意見として出していくということです。

それから、格差の問題ですけれども、今回のこれというのは、消費を拡大して景気回復ということが主眼なのです。ですから、そういうことも含めて、実施主体のほうではどういうふうな形にやっていくかいうようなことで、どこどこに限定をしてというか、こういうふうな形に絞ってとかということでなくて、嵐山町の中で消費が拡大

をして、景気拡大というような形に寄与できるような形にやってもらえるとありがたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長　ほかに。

第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　２点ほど質問します。

20、21です。子育て世帯等の転入奨励事業ですか。先ほど総務課長の説明の中で、実績は６件だということなのですけれども、見込みは何件ぐらいだったかということ。

あと、これは新規事業でありまして、パンフレットですか、それを1,000部つくって、このパンフレットなのですけれども、転入だけではなく、嵐山町を知ってもらうためのパンフレットということでつくったわけなのですけれども、これを人の多く集まる公共用地に置いておいて、それで早いうちに周知してもらうということで始めた事業なのですけれども、今、周知の方法をお願いします。

また、30、31なのですけれども、川のまるごと再生事業ですか、これ600万の補正なのですけれども、民地を６反買い上げるということの事業だったのですけれども、この補正の内容をお聞きします。

以上、２点です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

子育て転入奨励金でございますけれども、今回大幅な減額をさせていただくということで、大変当課といたしましても残念であると同時に、またまことに申しわけないというふうに考えております。

まず、この転入奨励事業の今現在の状況でございますけれども、未交付がというお話もございました。実際に、先ほど総務課長のほうから報告させていただいた後に１件追加で申請がございまして、現在では７件で180万円の支出をしております。実際には上半期、いわゆる９月までは、補助申請といいましょうか、問い合わせ等ございましたけれども、この制度が４月から始まっておりまして、例えば建築開始が４月以降というような条件、中古物件については契約が４月以降という条件で制度が始まっておりますものですから、上半期に問い合わせをいただいた分というのは、ほとんどがそれ以前に新築に着手をしておったりということで、その条件の中に当てはまらな

いというケースがほとんどでございました。

ある程度、この制度開始に当たっては、上半期については、そういった該当にならない方がいらっしゃるのではないかということは想定はしておりましたけれども、上半期分についてはそういったことで、このほかにも７～８件問い合わせがございましたけれども、残念ながら対象にならなかったというケースがございます。ですから、この７件については、全て９月以降に申請いただいた方が、この７件であるというふうにご理解いただければと思います。

それと、ＰＲの方法でございます。パンフレットの話もいただきましたが、この転入奨励事業始まりまして、広報紙での特集ページを組んだり、あるいはホームページを掲載したり、それから新聞社へのこういった記事の掲載のお願いをしたり、あるいは町民課の窓口での案内、チラシの配布、そして商工会を通じての事業所へのポスターの掲示やチラシの配布、花見台工業会を通じましての、工業会に加盟している会社に対するポスターの掲示やチラシの配布、それから各公共施設でのポスターの掲示等でこの啓発を図ってまいりました。

ただ、大変申しわけなかったのですが、このパンフレットにつきましては、パンフレットの作成が大分おくれておりまして、ここでやっとできてくるという状況になっておりまして、このパンフレットの活用が図れなかったというのが、吉場議員、今ご指摘いただいたとおりでございまして、実はこのパンフレットをもって、さらに町内の森林公園ですとか、あるいは嵐山町町内のバーベキュー場、あるいはこちらで今計画をしておりましたのが、宅地建物等の取引協会、こういったところへご案内をさせていただいて、そこから周知をいただこうというふうに考えておったのですが、このパンフレットの作成がおくれたために、その分での啓発ができなかったということで、まことに申しわけなかったというふうに感じているところでございます。

それと、ただ大変逆にありがたかったかなというのは、こういった宅地建物等の取引の業界の不動産を取り扱っている業者さんからは、ホームページ等を見たということもあるでしょうけれども、問い合わせもございました。そういったことで、今はさまざまな地域でこういった取り組みがされているものですから、そういった不動産関係を取り扱っている方たちは、嵐山町の物件を取り扱う場合には、嵐山町にどのような制度があるかということを、逆にリサーチをされているなというふうには感じました。

しかしながら、再度申し上げますが、パンフレット等の活用について十分図れなかったということで、その辺についてはまことに申しわけないと思っておりますし、今後そういったところにも積極的に置いていただくように、また努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　続いて、根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

川のまるごと再生事業の財産購入費の減額でございますが、山林を２筆ほど買収いたしまして遊歩道を設置する予定でございましたが、地権者と協議をさせていただきましたが、了解が得られないために、今回減額とさせていただくものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　では、再度質問させていただきます。

子育て世帯転入等の奨励金の関係なのですけれども、この問題、１年前ですか、町長の施政方針の中にもあったように子育ての支援の充実ということで、これは目玉商品というのではないけれども、本当に各町村も、川島のほうだとかあっちのほう、違うところでも新聞に取り上げられたように、本当にその町の特徴を生かしてつくったわけなのですけれども、そういうので予算もつけたわけなのですけれども、40何万つけたのですけれども、それを説明の中で周知はちゃんとするのだということで、パンフレットを1,000部つくるということだったのですけれども、私は、だけれども、そういう本当に嵐山町で目玉商品を、そんな簡単に考えてもらっては寂しいような気がするのですけれども。

やはり、これから地方創生の関係で、人口減の問題にもつながっていくと思いますけれども、本当に一歩一歩の積み重ねが人口をふやしていくと思いますけれども、今年度の予算だったのだから、やはり私はこういうパンフレットは早くつくってもらって、周知すべきだったなと思いますけれども。まだ予算がついていますけれども、これいつごろできる予定ですか、お伺いします。

あと、次の川のまるごとなのですけれども、地権者と話し合いができなかったと言われているのですけれども、私の聞いたところによりますと、その地権者が寄附の関係ですか、そういうようなことも考えていると聞いたのですけれども、もしわかった

ら、個人情報の関係もあると思いますけれども、お聞かせください。

以上です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

吉場議員のご指摘については、全くそのとおりだと思っておりますし、私どもでも反省をしておるところでございます。今後、その辺については、おくればせながら積極的にやってまいりたいというふうに考えております。

パンフレットについては、今ここにございますけれども、このようなパンフレット作成が、あす納入されるということになっております。早速こちらについても、今申し上げましたようなところには、伺って置いていただくようにさせていただきたいというふうに考えておりますし、また新年度予算になりますが、今回は特にこのパンフレットで一番苦労をしたという、言いわけではないのですが、苦労したというのは、どんな形で嵐山町を知っていただくような構成にしようかということ。例えばどこに重点を置いて、このパンフレットを作成したらいいのかということ。基本、最終的には子育て支援というものを、一番表に出した形のパンフレットをつくりました。この中でまた新年度においても、変更、増刷というものを予算をお願いしてございます。このたびも新年度予算の中で、子育て支援センターが新たにオープンをしたり、あるいは窓口払い等の廃止といいましょうか、そういったものが明確になった時点で、そういったものを盛り込んだものを改めてつくって、そして積極的な活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

吉場議員のご指摘については、重々私ども反省しております。今後このようなことのないように仕事を積極的に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○青柳賢治議長　根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

この土地用地の交渉には、担当が何度か所有者の方とお会いをいたしまして、買収のほうをお願いをしてまいりました。そのお話の中で、土地については寄附をしていただけるという話が一時持ち上がりまして、その後もずっと担当が交渉を重ねていたのですけれども、最終的にここの予定していた土地のところに町の名義の土地がござ

いまして、その土地からそのすぐ脇の町道へ出る部分の必要な部分は寄附をしますという話で、昨年の12月末にはそのような話になりました。

その後、工事が始まりまして、実際に遊歩道をつくる段階でどの範囲を寄附していただけるかということで、うちのほうの担当と測量業者と地権者の方で現地のほう立ち会いをしたのですけれども、その時点になりまして、やはり寄附はできないという話に変わってしまいました。そのために、一応今のところ町の土地から遊歩道をつくっておりますが、再度河川敷のほうへおりて、その先、そこの土地を過ぎた先で上の道路へ上がるような計画に今変更してございます。そういうことで、最終的に寄附をしていただけるという話にまでは至ったのですが、今年になりましてから、再度、寄附はお断りしたいというお話になってしまったというのが現状でございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　パンフレットのほうができて、あしたからまた配れる状態になっているみたいなので、早く人が集まるようなところへ周知してもらいまして、一人でも多くの子育て世帯が嵐山に来てもらえるような、みんなで頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

また、川のまるごとなのですけれども、では地権者からのはもう諦めたのですか。それとも、また今年度話し合いを持ちながら、それとも３年間の計画なのですが、計画を変えて、これからの事業をやっていきたいという考えなのですか、そこだけちょっとお聞きします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

とりあえず、その土地の地権者さんとは、現在、副町長さんのほうで一応交渉に当たっていただいております。それで、まだ話の模様によって、まだ今後どのようになるかちょっと確定はできておりませんが、だめだという考えで、とりあえず川のほうへ遊歩道を一度おろすということで、今年度は町有地の部分まで遊歩道を設置しまして、来年度以降の話がつき次第、どういう形になるかわかりませんが、その話の内容によって多少の変更等が出てくる可能性はございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それでは、質問させていただきます。

今も出ておりましたが、29ページのプレミアム商品券の件を先に質問、１点だけで結構です。この中から２点ほど質問しますが。

今も議論の中で出ていましたが、公平性を図るためにというふうな質問がございましたですけれども、以前私も商工会の役員をしているときに、これはありました。そのときの記憶で申し上げるのですけれども、今言ったように、どこでも使えますよというふうな商品券にしまして、登録してくれた方はね。そのときの割合もうろ覚えなのですが、６割ぐらい大型店、残りの中小の商店さんが４割ぐらいだったというふうに思います。ですから、そのときのことと同じにいけば、さほど問題はないのかなというふうに思いますが、昔よりは今大型店が非常に嵐山町も多くなっています。それで、中小のところも、よほど自分のところでアイデアを出して販売をしないと、なかなか大型店には勝てないというのが現状ございます。それで、プレミアムが３割ついていますから、多分、出せば売れるのではないかなというふうに思いますが、小型店に、そのお店に向かうかというのは、ちょっと難しいのではないかというふうに思うのです。

それで、私これから申し上げるのは、よそでも実施していることでございますけれども、商品券の中に２種類つくりまして、１種類はどこのお店でも使えますよという商品券。他方、発行する割合はわかりませんけれども、そうではなくて、小型店でも、小規模店でも使えますよというのが、その商品券の中の１万円出したら、その半分はそうなっているのですよね。半分は大型店しか使えない、そういうふうな発行の仕方をしています。

今、町長おっしゃるように、多くは商工会のほうにお任せしていこうというふうな考えだというようなことでございますから、できればそのようなことも念頭に置いて、商工会ともやっていただきたいというふうに思うのですが、いかがなものでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、お答えをさせていただきます。

長島議員さんのほうから、前回の商品券の関係でも、６割ほど大型店に利用者が集

まったというふうなことでございました。前回で言いますと、平成13年度に実施をしているものかと思いますけれども、それから思いますと、大型店も何店かふえているというふうな状況でございますけれども、やはり今回、内容としますと、町全体で消費喚起というふうなことを当課としても考えてございます。小型といいますか、町内業者さんに関しましても、今回ＰＲ用の冊子等も考えてございます。それを町民の皆さんに再認識をしていただく。こういう店舗もありますよというふうなことで、認識をもう一度持っていただくということも目的としております。できましたら、これを起爆というふうなことにしていただいて、さらに店舗のほうが活性化できるように、それぞれの町内店さんにも頑張っていただくというふうなことでお願いできれば幸いというふうに考えてございます。

ただ、やはりこの後、商工会さんとも協議をしてまいりますので、商品券自体に、大型店で使えるもの、小型店で使えるものというふうに仕分けをするというふうな内容かと思いますけれども、そういう手法もあるよというふうなことで意見があったということで、この後、協議の中でお話はさせていただく予定でございます。よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　商工会が主体になってやるのでしょうから、商工会は商工会の考え方もあると思います。全部町の考えを押しつけるというわけにもいかないでしょうから、ぜひそこで、商工会は自分たちのことですから、真剣に考えていただいて、我々も真剣に考えていますけれども、ぜひ通ればいいなというふうに思います。

それと、今、いわゆるプレミアムが３割ついていて、それが3,000万円、国からいただいたお金が来るのだと思うのですが、残りの700万円で、今課長おっしゃってくれました啓発のパンフレットも、もちろん登録店がどこですよという表示をしたものも、発行しなくてはならないかというふうに思うのですが、いろんな町の考え、商工会の考えを載せたパンフレットも出すということでよろしいのですね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それではお答えをさせていただきます。

補正の予算の中にもございますけれども、事務費といたしまして700万円、これもやはり国の補助金、それと町費を充てて、補助金として出すものでございます。この

中には、当然、券をつくる費用、それとＰＲ用の先ほど申し上げました冊子のほうも含まれてございます。参加いただいた店舗全てを掲載して、こういう店舗でプレミアム商品券扱っていますよという内容にもしていきます。さらに、ポスターは掲示をしていただくというふうな形にもなってこようかと思います。その他、のぼり旗ですとかいろいろ手法があるかと思いますけれども、そういうことで事務費としては考えてございます。以上でございます。

○青柳賢治議長　４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　はい、わかりました。

それに関連するのですが、当町だけの事業ではないですよね、これは。いろんなこの近隣で、同じ事業を国からの補助をいただいてやるのだというふうに思います。ですけれども、余り先に、さっきいつ発行するのだというお話がありましたですけれども、余り検討期間をしていくと、せっかく買おうと思っていた方が、ではいいや、隣町で先に買ってしまうかなんていうふうに考えを持たれると困りますので、やっぱり敏速に進めていただきたいと思います。これは要望で結構ですから、よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　地方創生先行型の交付金というので、21ページだったと思うのですけれども、違ったかな。ごめんなさい。予防接種が27ページ、それと31ページに小中一貫教育に関しての臨時職員の賃金というふうに出ていますけれども、この地方創生先行型の交付金の考え方というのは、地方版総合戦略に盛り込まれることを想定するというふうになっています。としますと、小中一貫教育に関しては、地方版総合戦略に盛り込まれることが、まず前提であること。

法定外予防接種もこれからもこういうふうな形で盛り込んで、嵐山町でやっていくことが前提になっていくと思うのですが、先日、佐久間議員の一般質問があったので、私ももう一度、今回はロタとＢ型肝炎と、それからおたふく風邪のワクチンの状況を見てみました。そしたら、２カ月間で、Ｂ型肝炎のワクチンに関しては、26年３月１日から９月30日まで、製造販売業者からの報告数が副反応が27で、そのうち重篤というのが13ありました。おたふく風邪なのですけれども、これは８月１日から10月31日で、製造販売業者からの報告が７で、そのうち重篤というのが４なのです。それから、

もうちょっとあったのですけれども、ワクチンに関する死亡報告というので見ますと、肺炎球菌ワクチンとヒブの同時接種が非常に多くて、15例出ていました。

このような中で、ヒブとかロタとか、Ｂ型肝炎はどういう形でやるのかわからないのですけれども、ロタに関しては肺炎球菌と同時接種するという形で、今、ゼロ歳児の子供たちが年間10回ぐらいやるのでしたっけ。そういうふうな形で予防接種をしているという状況がありますよね。それについて、法定外の予防接種ですから、責任体制というのを組み込んだ中で、当然その責任体制が嵐山町でできるという形の中で、予防接種事業をこれからも展開していくという形で、法定外の予防接種ですよ、やっていくのかどうか。これについては、私は非常に危険だなと思っているのですけれども、その点の考え方があったのかどうか伺いたいと思います。

それで、何しろ地方創生先行型の考え方というのは、地方版総合戦略に盛り込まれることを条件としていて、そしてＰＤＣＡサイクルで必ず27年度に一応やっておいて、目標値をつくっておいて、そして28年度にチェックするという形になっているですけれども、法定外の予防接種事業に関して、ここをやるプランというのはどういうふうになってつくられたのか。単純に医療費の窓口払いの廃止をするから、それも一緒に続けていくという形でここに持ってきたのであるのならば、私はとても問題だなと思っているのです。

地方創世先行型の事例として幾つかあったわけですけれども、これも確かに保健サービスとして任意の予防接種、乳児健康検査というのが出ていました。これは安易に当てはめているのならば、ちょっと問題があり過ぎるのではないかなというふうに思っているのですけれども、今、今までやっていないワクチンが急にふえてきています。それは、厚生労働省の審議会の委員の中に製薬会社の人たちが非常に多くて、ワクチン産業を今以上に進めていこうというものがあるわけですから、ここのところがあるのですけれども、嵐山町ではこのことに関して、どのような政策をつくっていくかというのを、私はここで聞きたいのですが、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

今、お話がございましたように、地方創世先行型、これにつきましては議員ご指摘のように、地方公共団体による地方版の総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関

する優良施策の実施に対して国が支援をするという制度でございます。

その中で嵐山町が実施しますのが、この関係で嵐山町に交付されるお金が2,397万5,000円ほど交付されるわけでございますけれども、この中で総合戦略の策定に関して1,000万円、そのほかに今お話のありました法定外の予防接種、それから小中一貫教育の推進事業ということで、こういう形で位置づけをしまして国のほうに申請をし、国のほうで認めていただいたというものでございまして、町としては、そういう一般財源としてやっています優良施策が、継続事業としてやっておりますので、それを認めていただいたので、これを続けていくというふうに考えて提出したものでございます。ちょっと答えになっていないかもしれませんけれども、よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を２時40分とさせていただきます。

休　　憩　午後　２時２８分

再　　開　午後　２時３９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの渋谷登美子議員の質問に対しまして答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

先ほどの質問でございますけれども、現在、重篤の件数等ちょっと今把握をしておりませんので、今後、調査研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　審議の途中ですが、皆さんに申し上げます。

東日本大震災４周年追悼式における弔意表明といたしまして、平成23年３月11日に発生しました東日本大震災において、多くの尊い命が失われました。亡くなられた方のご冥福と被災地の復興を祈り、１分間の黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

〔黙　　祷〕

○青柳賢治議長　ありがとうございました。

ご着席願います。

ほかに質疑ある方。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　29ページのプレミアム商品券のことをちょっとお伺いしたいと思います。

先ほど来から、多くの皆様から質問が出ておりましたけれども、ちょっとすみません、細かいところになってしまいますけれども、教えていただきたいと思います。前回、商品券を印刷をしていただいた金額と申しますか、どういうところにこの印刷はご依頼したのか、お伺いしたいと思います。商品券、ポスター、チラシ、あと冊子、前回冊子をつくったのかどうなのかわからないのですけれども、こちらはどういうところの印刷会社さんにご依頼をしたのか、お伺いしたいと思います。

それと、先ほど、いつやるのですかという質問に対して、夏ごろだというご答弁がございました。私もできれば、それくらいの時期を目指してやっていただければありがたいなと思うのですけれども、期間はどのくらい、販売してから何カ月使えるのかを確認したいと思います。

それと、販売場所、前回はふれあい交流センターのところの場所で販売をしたかと思うのですけれども、あちらは駐車場が狭いもので、やはり今回、前回は5,000万円分だったのが、今回１億円ということで、金額も多く、枚数も多いと思うので、できれば２か所で対応するとか、その辺もどのようなお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、お答えをさせていただきます。

前回の印刷をした会社、あるいはポスター、チラシどちらでというふうな内容だったかと思います。ちなみに、前回13年の実績を確認させていただきますと、ポスターの印刷、それとチラシ、それと折り込みのチラシという部分を作成してございます。こちらに届いております決算のほうを確認させていただいておりますけれども、ポスターの印刷に金額にしますと12万3,900円ほどかかってございます。このときの参加をいただいた店舗さんの数で言いますと、店舗数にしますと137店舗ございました。

このときの印刷費が12万3,900円で、チラシ、これが４万3,680円、折り込みのチラシでございますけれども、３万1,183円という報告をいただいております。

チラシ類に関しましては、町内の印刷店さんに依頼をしてございます。ポスターとチラシでございます。それと、商品券自体は町内ではなく、これは小川町の業者さんだったかと思います、というふうな報告をいただいております。

それと、期間の関係でございますけれども、なるべく早目に、この商品券に関しましては、どこの市町村でも、今議会の承認をいただいた後にスタートすることになってきます。やはり話題性というふうなこともございますので、なるべく早目にというふうなことで考えてございますけれども、どうしても発売するまでの準備期間、印刷であるとか取材も含めて必要になってまいりますので、なるべく早いうちにというふうなことで考えておりますけれども、今のところ期間としては、準備期間に３カ月はどうしても必要になってしまうのではないかというふうなことで予想はしてございます。

それと、場所の関係でございますけれども、前回、交流センター１カ所で販売をさせていただいております。やはり、今回プレミアムの率も違いますし、発行額も違います。場所に関しましては、もうちょっと駐車場が広いほうが混乱を招かないというふうなことで、今現在でも考えております。この後の協議でそういう部分も申し上げまして、例えば町民ホールを使わせていただくですとかということも必要になってくるのかなと思いますけれども、なるべく混乱を来さないようなことで販売ができればというふうに考えてございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ご丁寧な説明ありがとうございます。

それで、先ほど聞いた、夏ごろに始めて何カ月後はやるのですかということでお聞きしたのです。すみませんけれども、もう一回そこのところを教えてください。

あと、先ほどポスターとチラシが、町内の印刷会社さんをお使いになったということで安心したのですけれども、町内に印刷屋さんがございますし、場合によっては、今、ネットで安くできる印刷屋さんもあるのですけれども、物によってはちゃんとした印刷屋さん、物によってはそういうところに依頼するというのも、金額を、そういうものを抑える手だてになるのかなと思ったので、先ほど小川に依頼した部分のとこ

ろは、例えばそういうところに依頼をするとか、何かそういう工夫もしながらやるのはどうなのかなと思ったので、一応参考までにお伺いしました。

では、いつまでやっていただけるのか、その期間を教えていただきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　大変失礼いたしました。販売をしてから使える期間になりますけれども、これは今のところ６カ月以内というふうなことで考えてございます。

よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　ほかに。

第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、２点ほどになると思うのですけれども、お尋ねします。

まず、25ページになりますけれども、児童遊園地の管理の関係になりまして、志賀の２区の第一公園の公衆便所の解体ということが載っています。62万1,000円ですが、これはもちろん、地域保護という点も出てくるのかなと思いますけれども、どのような理由で解体をし、やはり私、公園であれば必要なのかなというふうに思いましたので、質問させていただきます。

それと、次のページの27ページになりますけれども、健康増進センターの一般開放ということになってきますが、大勢の皆様が利用できるということでは喜ばしいというふうに思います。その利用することにつきまして、１、２階のロビーあるいはトイレ等のセンサー式の照明というものが、こちらのほうに設置ということで出ておりまして、106万円でしょうか。そういう中で何カ所ぐらいを対応し、あるいは暗いからということになってくるのでしょうけれども、どのような内容で照明の設置を行われるのかお尋ねをさせていただきます。

以上、２点お願いいたします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

志賀２区第一公園のトイレの解体でございますが、志賀２区の区長様より区長要望といたしまして、志賀２区第一公園の整備についてという要望が上がってまいりまし

た。その中で、現在ありますトイレにつきまして、大分老朽化をしてきて危険であるということと、今現在、女子用のトイレが使えない状態になってございます。その関係がございまして、要望の中で、公衆トイレの取り壊しということで要望が上がってまいりましたので、今現在使えておりませんので、早いうちに壊してもらいたいということでしたので、今回補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　続いて、石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

お答えさせていただくのは、健康増進センターにおきましては、現在、ロビー及びトイレの照明は事務室内で一括管理をしておりまして、今度４月より一般開放ということになりますと、事務室が鍵をかけてしまうということでありまして、スイッチ等がございません。それによって人感センサーを設置するということでございます。

設置する箇所なのですけれども、人感センサーが、親機、子機合わせて19個つけさせていただきたいと思います。また、ライトのダウンライト、枠組みとそれに伴う電球、それぞれ29台、29カ所ですか、そちらのほうを設置させていただきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは再質問させていただきますけれども、公衆トイレの関係になりますけれども、現在、利用している方たちもいらっしゃるかなというふうに思います。それは地元あるいは一般的な町民、町外の方たちも、あそこの場所では利用しているのかなというふうに思いましたけれども、やはり区の要望ということのようですので、区長さんを中心に申し出があったということを重視したというふうに考える。それで、解体撤去になったのでしょうか。

それと、もう一点は、これもかわるものの考え方は、要望がもちろんこちらへは出ていませんけれども、考え方としては、要望はなかったというふうなあれでよろしいでしょうか。

そうしますと、健康増進センターの関係ですけれども、全体的には29カ所設置ということでしょうか。19個の29カ所というふうに、私のほうがちょっとメモができなかったのかもわかりませんけれども、そうしますと１階と２階のロビーということにな

りますけれども、ロビーのほうがどのくらいなのか、あるいはトイレにつきましては何カ所ぐらいなのか、分けていただいてよろしいですか。ここで質問しなくてもいいような問題ですけれども、すみません。２回目の質問なので、お願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

公園のトイレの利用でございますが、この要望書が出てから担当と区長さん、それと地元の方等で現地立ち会いをいたしまして、いろいろ調整を図りました。そのときのお話の中で、現在、トイレについても地元の方は使っていないのが現状だと。使うのはタクシーの運転手さんですとか、そこを通過する方が立ち寄ってトイレを使っているだけだというのが現状だということで、地元としては使っていないので、要らないですというお話でした。

それと、それにかわるものにつきましては、現在のところ要望等も出ておりませんので、とりあえず解体をしておくという形でございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

人感センサーの親機に関しましては合計で８個なのですけれども、１階のロビー、トイレで４個、２階でもトイレ、ロビーで４個ということでございます。また、子機につきましては合計で11個なのですけれども、１階で４個、２階で５個でございます。

それと、ダウンライトということで枠組みとその電球なのですけれども、１、２階のロビーで11台、トイレの１、２階で18台、合計29台ということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　３回目になりますけれども、すみません。

トイレの関係で申しわけないのですけれども、そうしますと地域的には利用している方が少ないと。ですけれども、あそこはお掃除に関してはシルバーさんだか何か、よく把握し切れていなくて申しわけないのですけれども、きちんとお掃除が行き届いているというふうに伺ったり、あるいは私もその後見させていただいたりしたこともあったのですけれども、その辺につきましてはどんなふうな、解体すればなくなると

いうことはもちろんですけれども、そんなふうな方向でこちらの管理はなされていたのでしょうか。

それと、どのぐらいの年数がかかって、ここ老朽化というようなお話。地元が使わないからということが一番なのかなというようにも考えますけれども、老朽化というと、築どのぐらいの年数がたっているのでしょうか。わかりましたら、すみません、お願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

トイレの清掃につきましては、ウィズさんにお願いいたしまして清掃しておりました。それで、今回、ここを取り壊すということになりましたので、現在、ウィズさんのほうといろいろ調整等図っている状況でございます。

それと建築年数でございますが、自分もはっきり把握はしておりませんが、あの公園ができたときにつくったものだと思っております。ちょっとはっきりした年数まではわかりませんで、申しわけありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　渋谷登美子、反対討論いたします。

この補正予算には、法定外予防接種事業、国庫支出金487万5,000円と一般財源から336万5,000円を支出し、27年度事業を前倒しすることになっています。法定外予防接種は、子供の医療費の窓口払いを廃止することの代替として行われてきたものですが、現状で法定外予防接種の副反応については、嵐山町では、仮に副反応が出る人が非常に少ないわけですけれども、責任がとれる状況ではありません。そして、地方創生先行型の交付金は、地方総合戦略に盛り込まれることが想定されおり、今後５年間もこの状況が続くことになってしまい、危険です。

今、ワクチンというのは、非常にいろいろな形で製薬会社から厚生労働省の審議会などにも、医者などにも圧力がかかってきています。ワクチン産業の利権が親の不安を利用していて、そしてそれをうまく活用して、現在のような状況になってきていると思います。

現状では、嵐山町では法定外の予防接種に対して、副反応が起きたときの責任をとれる状況が全くありませんので、このような補正予算に関しましては反対いたします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第17号　平成26年度嵐山町一般会計補正予算（第６号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第７、議案第18号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第18号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第18号は、平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,703万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を22億1,393万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長　それでは、議案第18号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定についての細部についてご説明申し上げます。

予算書の52、53ページをお開きください。歳入ですが、３款国庫支出金、１項１目療養給付費等負担金は、平成26年療養諸費の額の確定に伴い962万6,000円増額し、補正後の額を３億2,707万2,000円とするものです。

次に、２目高額医療費共同事業負担金94万7,000円の減額及び３目特定健康診査等負担金22万9,000円の減額については、それぞれの国庫負担金の額の確定に伴い補正するものです。

次に、２項国庫補助金、１目財政調整交付金は、一般被保険者に係る医療給付費の増加が見込まれるため、普通調整交付金1,300万円を増額し、補正後の額を7,202万3,000円とするものです。

次の２目災害臨時特例補助金16万8,000円の減額についても、額の確定に伴い補正するものです。

次に、４款療養給付費交付金は、退職被保険者等に係る医療給付費の減少が見込まれるため600万円減額し、補正後の額を１億1,528万3,000円とするものです。

次に、６款県支出金、１項１目高額医療費共同事業負担金94万7,000円の減額及び２目特定健康診査等負担金22万9,000円の増額については、国庫支出金と同様に県負担金分をそれぞれの額の確定に伴い補正するものです。

次に、２項県補助金、２目第２号県調整交付金は、特別調整交付金のうち、定率国庫負担の２％相当分の金額が確定したため2,083万円増額し、補正後の額を3,149万8,000円とするものです。

54、55ページをお開きください。次に、７款共同事業交付金、１項１目共同事業交付金1,995万5,000円の増額及び２目保険財政共同安定化事業交付金1,724万7,000円の減額は、それぞれの交付金額の確定に伴い補正するものです。

次に、９款繰入金、１項１目一般会計繰入金は3,847万5,000円を増額し、補正後の額を9,643万6,000円とするものです。主なものとしては、保険税軽減相当額として繰り入れる、１節保険基盤安定繰入金406万1,000円の増額、また予想以上の保険給付費の増額に伴う歳入不足見込み分として繰り入れる、４節その他繰入金3,300万円の増額補正をするものです。

次に、２項基金繰入金、１目保険給付費支払準備基金繰入金は、大幅に増加してい

る保険給付費に対応するため、支払準備基金を取り崩し999万9,000円を増額し、補正後の額を1,000万円とするものです。なお、基金繰り入れ後の残高は180万1,702円となるものです。

56、57ページをお開きください。歳出ですが、２款保険給付費、１項１目一般被保険者療養給付費7,066万円の増額及び２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費2,857万5,000円の増額については、一般被保険者療養給付費の４月から12月までの支払い実績額が、また一般被保険者高額療養費の４月から１月までの支払い実績額が高額となっており、今後予算不足となることが見込まれるため、補正をするものです。

次の６款介護納付金は、財源内訳の補正であります。

次に、７款共同事業拠出金、１項１目共同事業医療費拠出金378万9,000円の減額及び４目保険財政共同安定化事業拠出金841万4,000円の減額ですが、これはそれぞれの平成26年度分の額の確定に伴いまして補正をするものです。

58、59ページをお開きください。次の８款保険事業費は、財源内訳の補正であります。

最後に、９款基金積立金、１項１目保険給付費支払準備基金積立金は、預金利子分を増額補正するものです。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　56ページの療養給付費の件なのですが、大幅に医療費がかかっているわけですね。これは、どういう病気が多かったのかというのは調査されているのでしょうか。

その医療給付費がかかったために、その他繰入金を一般会計から入れているわけですが、これはいわゆる法定外繰り入れをして会計を維持したということで理解してよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　それでは、お答えさせていただきます。

56ページの療養給付費等の額が大分ふえているということでございまして、それの病気といいましょうか、疾病の状況というご質問だと思いますが、詳しく病気の内容

等については、今のところ検証等はしておりませんが、この高額になっている理由につきましては、どの市町村でもそうでございますけれども、国保の被保険者という方につきましては、高齢化が大変進んでおりまして、前期高齢者等の加入率が大変高くなっているというような状況がございます。そういった中で、そういった人たちは、当然医療機関等にかかることも多くなりますので、そういったことで大きくなっているということだというのが、一つの原因だというふうに思います。

それから、今年の状況を見てみますと、これは２月の支払い分まででございますけれども、昨年の１年間、25年度の１年間の総件数が６万4,955件でございました。それで、今年が11カ月分、まだ３月分ございませんので、11カ月分で６万4,690件というような状況になってございます。これを、今11カ月の平均としますと、あと１カ月がございますが、約７万500件以上ということでございまして、そうすると１年間にしますと、5,000件以上の件数の増ということになります。

そうしますと、嵐山町の大体一月当たりの一般の方の件数というのが、今までが6,000件前後ということになりますので、丸々１カ月分ぐらいが今年は伸びてしまっているというような状況でございますので、件数の増によることも大変大きい理由の一つになっているのだというふうに思います。

それから、先ほど申しましたように詳しい疾病の細かい内容については、まだ見ていないのでございますけれども、100万点以上の高額の療養費の関係では調べてございまして、これにつきましては金額の大きいもので、これも11月診療分までという形でございますけれども、一番大きい金額を占めているのが循環器系の病気でございまして、37件で6,541万7,000円ぐらい。それから、２番目に新生物、いわゆるがんでございますけれども、こちらが39件で4,833万5,000円。それから、続けて血液疾患ということで、こちらが７件で3,895万円の状況というふうになってございます。

それを見てみますと、今までの100万点以上の件数でございますが、今年の件数が109件でございます。11月の診療分まででございますけれども。昨年度の件数が、１年間で109件でございました。既にこの３カ月を残している状況の中で、昨年と同じ件数になってございます。

それから、費用額で見てみますと、これは医療のレセプトの全体の額ですけれども、昨年は600万円以上ですとか、1,000万以上のものはなかったのですけれども、今年は600万円以上の額のものが５件、それから1,000万円以上のものが３件、それから保険

者負担額ということで、町のほうで負担している額で見ますと、500万以上、700万円以上というのがあるのですが、500万円以上は昨年は１件もございませんでした。それが今年は３件、700万円以上が昨年がなくて、今年は３件というようなことで、高額のほうも伸びてございますので、そういった影響から、今年の医療費のほうは大きなものになっているというようなことではないかというふうに思っております。

それから、その他繰り入れの関係でございますけれども、特別会計をやっていったものを、歳入に対して歳出というようなことでございますけれども、今年度の歳入見込み額が歳出額に足りていないような見込みとなってございますので、一般会計のほうにお願いをいたしまして、今回、3,300万円の不足見込み分という金額を補正をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第18号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおりに決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第８、議案第19号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第19号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第19号は、平成26年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を12億286万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木　務長寿生きがい課長登壇〕

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、議案第19号の細部につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の70ページ、71ページをお願いいたします。歳入の３款２項国庫補助金でございますが、４目といたしまして、東日本大震災の被災者の介護保険料減免に要する費用に対する介護保険災害臨時特例補助金12万6,000円を計上するものでございます。

72、73ページをお願いいたします。歳出の５款諸支出金でございますが、１項１目の第１号被保険者保険料還付金に、災害臨時特例補助金の対象となります被保険者に係る過年度分の還付に要する経費６万6,000円を増額するものでございます。

６款の予備費でございますが、６万円を増額し、補正後の額を313万7,000円とするものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第19号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおりに決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第９、議案第20号　平成26年度嵐山町水道事業会計補正予算（第３号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第20号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第20号は、平成26年度嵐山町水道事業会計補正予算（第３号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額について、事業収益を21万8,000円増額をし総額を５億4,988万2,000円とし、事業費用を178万5,000円増額をし総額を５億1,906万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　議案第20号　平成26年度嵐山町水道事業会計補正予算（第３号）の細部説明をさせていただきます。

補正予算書の85ページをお願いいたします。平成26年度嵐山町水道事業会計補正予算執行計画補正（第３号）によりご説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第１款事業収益、３項特別利益、１目その他特別利益でございますが、平成26年度当初予算において、貸し倒れ引当金の見込み額を計上しておりましたが、平成25年度の決算額の確定により、貸し倒れ引当金の額を再積算した結果、当初予算との差額が生じた額21万8,000円を戻入するもので

ございます。

次に、支出でございますが、第１款事業費用、１項営業費用、５目減価償却費でございますが、当初予算額は見込み額を計上してございました。平成25年度の決算額の確定により減価償却費を再計算して計上するため、当初見込み額との差額97万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、６目資産減耗費でございますが、これにつきましても当初予算額に概算額を計上しておりますが、平成25年度の決算額の確定により、資産減耗費を再計算して計上するため、当初見込み額との差額65万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、３項特別損失、１目過年度損益修正損の内容でございますが、過年度の水道料金について不納欠損処分した額につきまして、146万円を貸し倒れ引当金として繰り入れを行うものでございます。

82ページをお願いいたします。平成26年度嵐山町水道事業予定貸借対照表のご説明でございますが、資産の部、１、固定資産の（１）、有形固定資産及び（２）、無形固定資産及び（３）、投資その他の資産までを合計した固定資産合計でございますが、40億1,108万1,332円となります。

２、流動資産ですが、（１）、現金預金から（５）、前払金までの流動資産の合計は11億2,292万397円となり、固定資産合計と流動資産合計を合わせた資産合計でございますが、51億3,400万1,729円となります。

続きまして、83ページ、負債の部、ごらんいただきたいと思います。３、固定負債ですが、（１）、企業債から（３）、引当金までの固定負債合計でございますが、５億7,580万309円となります。

４、流動負債ですが、（１）企業債から（７）浄化槽使用料までの流動負債合計でございますが、4,833万4,187円となります。

５、繰り延べ収益ですが、（１）、長期前受金と（２）、長期前受金収益化累計額の繰り延べ収益合計でございますが、８億5,140万5,370円となります。

負債合計につきましては、14億7,553万9,866円となります。

次に、資本の部の６の資本金でございますが、（１）、固有資本金及び（２）、組み入れ資本金を合わせ、資本金合計が22億381万3,769円となります。

７の剰余金ですが、（１）、資本剰余金は、イ、受贈財産評価額から、チ、国庫補助金までの資本剰余金合計額でございますが、２億2,238万7,661円となります。

（２）、利益剰余金でございますが、イ、減災積立金から、ニ、当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計でございますが、12億3,226万433円となります。剰余金合計につきましては14億5,464万8,094円となります。

６の資本金合計と７の剰余金合計を合わせた資本合計は36億5,846万1,863円となりまして、負債、資本合計額が51億3,400万1,729円となり、資産合計と一致するものでございます。

81ページにあります平成26年度水道事業予定キャッシュ・フロー計算書は、説明を省略させていただきます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第20号　平成26年度嵐山町水道事業会計補正予算（第３号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第10、議案第27号　土地の取得の変更について（杉山城跡）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第27号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第27号は、土地の取得の変更について（杉山城跡）の件でございます。

杉山城跡整備事業として、杉山地内の杉山城跡の土地の取得に当たり取得内容を変更するため、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木文化スポーツ課長。

〔植木　弘文化スポーツ課長登壇〕

○植木　弘文化スポーツ課長　議案第27号　土地の取得の変更についての細部の説明をさせていただきます。

まず、この議案を上程させていただきました経緯について申し上げます。国指定史跡杉山城跡の公有化事業に伴いまして、平成26年度に購入を予定しておりました土地の一部が、地権者との合意が得られず、１筆分の購入ができなくなりました。そこで、27年度に購入予定であった土地の一部、今年度購入できなくなった分とほぼ同等の面積４筆を、今年度に前倒しをして購入する計画といたしました。したがいまして、土地の面積、取得合計価格、相手方について変更が生じたものであります。

さて、次に変更となりました箇所を申し上げます。今回変更して購入する土地の所在場所は、嵐山町大字杉山地内の４筆で、変更前の面積は３万2,401平方メートル、変更増加分の面積は175平方メートル、変更後の面積は３万2,576平方メートルであります。

次に、変更前の取得価格は3,240万1,000円、変更増額分は17万5,000円、増額後の取得価格は3,257万6,000円であります。契約の相手方が、変更前が、奥田徹氏、奥田勝氏、初雁秀男氏、村田貴史氏の４名、変更後は、奥田徹氏、奥田勝氏、初雁秀男氏、村田貴史氏、初雁益夫氏、早川栄一氏の６名であります。

なお、参考資料として公共用地等買収一覧表と公有化計画図の変更前、変更後の状況を添付させていただきましたので、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　26年度で購入できなかったということで、次年度に購入するということでわかりました。購入できなかったところは、これからも購入できそうにないのでしょうか。そういった場合に、少し計画上支障が生じるのかどうか、すみません、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　まず、今年度とりあえず相手方との条件が整わなかったということで、今年度の購入は断念をしたということでございまして、今後も継続して購入できるように交渉は進めてまいるということでございます。

それと、支障はないのかという、仮に交渉が調わず、今回の公有化事業の中で購入ができないということになった場合、今回、この該当する土地につきましては、平成21年度に杉山城跡保存管理計画書というのをつくってございます。その策定しました計画書の中で、この杉山城跡というのは国指定になるときに、山城ですので、山の頂上に主に遺構があるわけですが、指定地は山の裾まで含めた一山全体を含んでおります。その中で、特に保存管理計画の中で、復元整備ゾーンあるいは環境整備ゾーンとして位置づけているのが、山頂にありますお城の遺構の部分でございます。さらに、その山裾に至る斜面の部分につきましては、現況保存ゾーンということで、山林の自然環境を現状で管理をしながら維持をしていきましょうという、そういう位置づけになっておりまして、今回、協議が調わず購入を見送った場所につきましては、この現況保存ゾーンということになっておりまして、仮に協議が調わない場合でも、城跡の史跡の保存あるいは活用、今後の計画につきましては、大きな支障はないものと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第27号　土地の取得の変更について（杉山城跡）の件を採決いたし

ます。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第11、議案第28号　嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第28号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第28号は、嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指定についての件でございます。

嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者を再指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下企業支援課長。

〔山下隆志企業支援課長登壇〕

○山下隆志企業支援課長　議案第28号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理が、今年度末をもちまして、当初の指定管理期間であります５カ年が満了することから、再指定を行うものであります。指定管理者の名称につきましては、嵐山花見台工業団地工業会、指定管理者の住所につきましては、嵐山町花見台１番地19、指定の期間につきましては、平成27年４月１日から平成32年３月31日までの５カ年間でございます。

なお、当該再指定につきましては、継続の意思を確認するために、嵐山町嵐山花見

台工業団地管理センターの管理規則第12条の規定による指定管理事業計画書等の申請書の提出を求め、検証委員会による再指定の検証を経て、嵐山町請負業者等選定委員会において選定されたものでございます。

なお、参考資料であります嵐山花見台工業団地管理センター指定管理事業計画書につきましては、ご高覧をお願いできればと存じます。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　継続的に指定を、花見台工業団地工業会が指定管理者なるということですが、内容的にはご高覧いただきたいということですが、今までと変わらないという認識でいいのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、お答えをさせていただきます。

ご高覧をいただきました参考資料ございますけれども、こちらのほうが再指定の確認をするためにとらせていただきました事業計画書の一部でございます。内容に関しましては、議員さんおっしゃいましたようにほぼ変わらないものでございます。基本事項の１から９までございますけれども、当初の指定管理からほぼ変わらないものでございます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　ほぼ変わらないということですが、何か変わったことがあるのですか。別に、今までと、指定管理者をお願いして特別問題があったということではありません。そういうのを踏まえて質問をしているわけですが、ほぼ変わらないというのは、その期間はもちろん変わるわけだけれども、そういう内容的なものは変わらないということなのですか。ほぼというのは、どういう表現の中でほぼが出てきているのか、ちょっと失礼ですがお伺いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　大変失礼をいたしました。

内容に関しましては、一部年度が変わっておりますので、文言も変わっている部分

も多少ございます。そういう意味でほぼというふうに申し上げましたけれども、ほとんど同じものでございます。管理につきましても、記載がされておりますように、特に問題なくこの５年間経過してございます。そういう内容でございます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第28号　嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　３時４２分

再　　開　午後　３時５０分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第12、議案第29号　比企広域市町村圏組合の規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第29号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第29号は、比企広域市町村圏組合の規約変更についての件でございます。

比企広域市町村圏組合の事務所が移転することに伴い、同組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　どういう理由で、この場所の変更することになったのかお聞きになっているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えをさせていただきます。

今回の事務所の移転に関しましては、比企広域市町村圏組合の事務所の所在地について、組合業務を処理する上での合理化を図るため、平成27年４月１日より、比企広域消防本部の庁舎内に移転をするということに決定したものでございます。これに伴いまして、事務所の移転の規約を変更するというものでございます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第29号　比企広域市町村圏組合の規約変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第13、議案第30号　比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会の規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第30号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第30号は、比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会の規約変更についての件でございます。

平成27年４月１日から比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体に、埼玉中部資源循環組合を加えるとともに、比企広域公平委員会共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の７第３項において準用する第252条の２の２第３項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第30号　比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会の規約変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○青柳賢治議長　日程第14、嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

嵐山町選挙管理委員に、河又貞雄氏、伊東敦子氏、奥山嘉章氏、遠藤幸男氏、以上４名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました４氏を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、河又貞雄氏、伊東敦子氏、奥山嘉章氏、遠藤幸男氏の４氏が嵐山町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、同補充員には、第１順位初雁秀男氏、第２順位松本憲一氏、第３順位内田富江氏、第４順位阿南恵子氏、以上４氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました４氏を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、第１順位初雁秀男氏、第２順位松本憲一氏、第３順位内田富江氏、第４順位阿南恵子氏の４氏が順序のとおり同補充員に当選されました。

以上で、嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙を終わります。

◎埼玉中部資源循環組合議会議員の選挙について

○青柳賢治議長　日程第15、埼玉中部資源循環組合議会議員の選挙を行います。

議員の定数は２人であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

埼玉中部資源循環組合の議会議員に、畠山美幸議員、私、青柳賢治を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました畠山美幸議員、青柳賢治を、埼玉中部資源循環組合議会議員の当選者と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、埼玉中部資源循環組合の議会議員に、畠山美幸議員、青柳賢治の２議員が当選いたしました。

この際、会議規則第33条第２項の規定により当選の告知を行います。

以上をもちまして、埼玉中部資源循環組合の議会議員の選挙を終わります。

◎休会の議決

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

議事の都合により、３月12日、13日、16日及び17日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、３月12日、13日、16日及び17日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時００分）

平成２７年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第６号）

３月２０日（金）午前１０時開議

日程第　１　議案第２１号　平成２７年度嵐山町一般会計予算議定について

日程第　２　議案第２２号　平成２７年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について

日程第　３　議案第２３号　平成２７年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第　４　議案第２４号　平成２７年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について

日程第　５　議案第２５号　平成２７年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について

日程第　６　議案第２６号　平成２７年度嵐山町水道事業会計予算議定について

日程第　７　議員派遣の件について

日程第　８　閉会中の継続調査の申し出について

追加

日程第　９　発議第　１号　カジノ解禁推進法案に反対する意見書の提出について

日程第１０　発議第　２号　小選挙区制を廃止し、民意を反映出来る選挙制度を求める意見書の提出について

日程第１１　発議第　３号　原発再稼働中止を求める意見書の提出について

日程第１２　発議第　４号　集団的自衛権の行使容認による戦争のできる国づくりからの脱却を求める意見書の提出について

日程第１３　発議第　５号　全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置を求める意見書の提出について

日程第１４　発議第　６号　労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出について

日程第１５　発議第　７号　農業・農協改革に関する意見書の提出について

日程第１６　発議第　８号　介護報酬の引き下げに反対する意見書の提出について

日程第１７　発議第　９号　政党助成金の廃止を求める意見書の提出について

○出席議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山　岸　堅　護
書　　記	岡　野　富　春
書　　記	久　保　かおり

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総務課長
中　嶋　秀　雄	地域支援課長
中　西　敏　雄	税務課長
山　下　次　男	町民課長
石　井　　彰	健康いきいき課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
植　木　　弘	文化スポーツ課長
大　塚　　晃	環境農政課長
山　下　隆　志	企業支援課長
根　岸　寿　一	まちづくり整備課長
新　井　益　男	上下水道課長

内　田　　勝	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長
大　塚　　晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成27年嵐山町議会第１回定例会第18日の会議を開きます。

これより開会いたします。

（午前　９時５８分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで、報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に予算特別委員会に付託し、審査願っておりました議案第21号　平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第22号　平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第23号　平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第24号　平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第25号　平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び議案第26号　平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案６件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案として、発議第１号　カジノ解禁推進法案に反対する意見書の提出についての件、発議第２号　小選挙区制を廃止し、民意を反映出来る選挙制度を求める意見書の提出についての件、発議第３号　原発再稼働中止を求める意見書の提出についての件、発議第４号　集団的自衛権の行使容認による戦争のできる国づくりからの脱却を求める意見書の提出についての件、発議第５号　全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置を求める意見書の提出についての件、発議第６号　労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出についての件、発議第７号　農業・農協改革に関する意見書の提出についての件、発議第８号　介護報酬の引き下げに反対する意見書の提出についての件及び発議第９号　政党助成金の廃止を求める意見書の提出についての件、以上９議案が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、本９議案につきましては、後刻、日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

次に、本町では、３月18日をもって交通死亡事故ゼロ連続1,500日を迎えました。このたび嵐山町議会の日ごろの活動に対し、昨日、小川警察署長より感謝状をいただきました。なお、感謝状につきましては、正副議長室に掲額させていただきます。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第２１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第１、議案第21号　平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松本予算特別委員長。

〔松本美子予算特別委員長登壇〕

○松本美子予算特別委員長　皆様、おはようございます。議長の指名がございましたので、予算特別委員会の報告をさせていただきます。

まず、嵐山町議会議長、青柳賢治様。予算特別委員長、松本美子。

委員会の審査報告書に従いまして、細部につきまして報告をさせていただきます。

本委員会付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則77条の規定により報告をさせていただきます。

事件の番号は、議案第21号　平成27年度嵐山町一般会計予算議定について。

審査の結果ですけれども、可決すべきものと決定をいたしております。

まず、細部についての報告でございますけれども、予算特別委員会報告書に従いまして細部説明とさせていただきます。

平成27年３月20日、予算特別委員長、松本美子。

１、付託議案名。

議案第21号　平成27年度嵐山町一般会計予算議定について。

２、審査経過及び結果について。

３月３日開会の本町議会第１回定例会において、本予算特別委員会に付託されまし

た議案第21号　平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件を、３月12日、３月13日及び３月16日の３日間にわたり審査をいたしました。

（１）３月12日の委員会について。

12名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもと、課、局ごとに歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、総務課、会計課、地域支援課、町民課及び健康いきいき課の順で審査を行いました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでございました。

税務課では、非課税世帯の把握はできているかとの質疑に対し、課税ベースの審査報告しか資料はなく、交付税関係に対しても税額の調査表を提出しており、非課税世帯について把握はしていない。福祉担当などでは、税務情報あるいは住基システム管理などの委託をしている（株）ＴＱＣに依頼をして、非課税世帯を抽出しているとの答弁でした。

総務課、会計課では、平和事業について２年前より予算を多くとっているが、内容はという質疑に対しまして、平成25年度平和のための資料展として、広島の平和資料館から写真パネルをお借りして実施をした。今回は、戦後70年ということもあり、もう少し規模を拡大し、25年度と同じく、町民ホール及び交流センターで実施していきたいとの答弁でございました。

地域支援課では、新規事業となる嵐山まもり隊支援事業について多くの質疑がありました。嵐山まもり隊支援事業についての内容はという質疑に対し、地域創生を行っていく上で、地域力の活性化と地域コミュニティーの強化、嵐山町を愛する町民の皆様方の意識向上を目指す事業であり、最終的な要綱の作成をしているが、３人以上の任意的な活動に対し、身近なところから地域の見守りや道路の除草、清掃活動などに支援を行っていきたいとの答弁でありました。

また、嵐山まもり隊支援事業を実施することで、現在頑張っていただいている個人ボランティアの方々や団体にプレッシャーまたは阻害の要因にならないかという質疑に対して、自主的にボランティア活動を行っていただいている方々に、町として何も支援できていないというのが現状であり、この事業を通じて支援をしていきたい。また、個人ボランティアの方にも配慮していきたいという答弁でした。

町民課では、保険基盤安定負担金の保険税軽減者世帯とその算出方法はという質疑に対して、６割軽減世帯は633世帯、４割軽減世帯は318世帯で、25年度まではひとり

世帯（世帯主１人）は被保険者に含まれていなかったが、27年度予算からは、それを見込み計上したため、増加につながった。６割軽減の算出方法は、基礎控除の33万円以下が対象。４割軽減は、基礎控除33万円に、被保険者数１人当たり26万円を掛けて、それを足したものが基礎額となるとの答弁でありました。

健康いきいき課では、社会福祉協議会補助事業拡大分の地域密着型結婚相談員事業の内容という質疑に、まだ具体的に内容等は確定していないが、結婚相談員を募集し、独身の男女の仲を取り持つ事業として考えている。仮に、その後結婚して嵐山町に住んでいただけるということになれば、結婚相談員に対して報酬等を考えている。また、結婚相談員の選定については、個人情報等を取り扱うため、公職退職者や元民生委員など、地域をよく知っている方などを考慮して進められればという答弁がありました。

障害者相談支援事業の嘱託職員はどのような方なのかという質疑に対して、嘱託職員として考えているのは、社会福祉士または精神保健福祉士、保健師の資格を持っている方を考えている。単価は１時間1,500円で１日７時間、１カ月16日間程度勤務できる方を考えている。その方が１年以上勤務していただき、長く勤めていただける方であれば、その後特別職として考えていくという答弁でした。

（２）３月13日の委員会について。

委員12名で、委員外とし議長、関係する執行部、説明員の出席のもと、開会をいたしました。

長寿いきがい課から、文化スポーツ課、環境農政課、上下水道課、企業支援課、まちづくり整備課及びこども課の順で審査を行いました。

主な質疑と答弁は、次のとおりでございます。

長寿いきがい課は、嵐山おたすけサービス事業の内容はという質疑に対し、おたすけサービス事業は、埼玉県の地域支え合い仕組みづくり推進事業という補助事業を社会福祉協議会が受けて実施をしている。この事業は３カ年で、平成24年度から開始し、今年度が最終年度となっており、来年度県の補助が終わるが、今後も地域支え合いづくりのために大変重要な事業のため、町単独で補助をしていく。内容については、支援の必要な高齢者に元気な方たちが生活のお手伝いをするという事業で、30分、300円の利用券をサービス利用者が購入していただき、それを使用した時間で草むしりや電球の交換などの簡単な家事のお手伝いをしていただく。利用券をサービス券に支援ボランティアに渡すわけだが、利用券２枚を500円の地域商品券と交換できるので、支

援ボランティアの謝礼は、１時間につき500円となっているという答弁でありました。

また、シルバー人材センターの補助金が減額になっているがということの質疑に対しまして、27年度予算は728万円で、この金額は平成26年度、国の補助基準Ｄランクの金額と同額になっている。町の補助金適正化委員会の中で協議をして決定した。シルバー人材センターについては、かねてから自主的な運営を目指し、機能強化を図ってほしいというのが国の方針であり、平成27年度は、定額の補助金は減額となっているが、機能強化につながる高齢者活用現役世代サポート事業を行う分、事業費に応じた補助金を出していくという答弁でした。

文化スポーツ課では、社会教育事業のパソコン活用講座委託料について、26年度は116万7,000円、27年度においては87万5,000円で減額になっているとの質疑に対し、パソコン講座については、回数を重ねてきた上、実績と成果を勘案して事業規模を縮小したとの答弁でした。

放課後こども教室事業が減額になっているがとの質疑に対し、年々参加する子供が少なくなっている。26年度については、従来小学４、５、６年生が対象だったものを、１年生まで対象を広げて実施してきたが、一度学校から帰宅後、交流センターに送迎してもらう手間の問題、また放課後の過ごし方の多様化で、参加者がふえていないという状況である。来年度以降については、土曜、日曜、祝日の時間を利用した活動に重点を置いていく。これにより、学童保育に通う児童も参加をしてもらうことができるのではないかという考えでいる。回数については、現状より減るという答弁がありました。

環境農政課、上下水道課では、多面的な機能支援事業の内容はという質疑に対し、農村環境の保全のため、地域で行う共同活動に対する支援を行う事業で、具体的には農地ののり面の草刈りや水路の泥上げ、農道の維持や共同活動による農道や水路への植栽の活動への支援事業という答弁でした。

美化清掃事業の手数料がふえているのはという質疑に対し、手数料の内訳として、美化清掃などに伴う集積運搬の手数料、処理困難物の処理費や家電リサイクルに伴う処理費を計上しており、今回ふえた要因として、収集運搬事業の燃料高もあり、増額という答弁がありました。

企業支援課では、子育て高齢者応援リフォーム補助事業においてという経緯から、町外業者も利用可能にしたのかという質疑に対し、新規事業として、子育てに必要な

居室、浴室や玄関、トイレ等の改修工事、それに伴う附帯工事への補助、また高齢者のための床面バリアフリー、手すりの取りつけや電気工事へのリフォーム補助事業である。町外事業者の利用については、前回リフォーム補助事業の検証等において、町外事業者でもお願いできないかという窓口での声が多く聞かれたこともあり、配慮した形になった。新しい町内業者が入った場合には、さらに上乗せの補助で優遇させていただくという答弁でした。

まちづくり整備課については、武蔵嵐山駅連絡通路内大規模改修工事の内容についてはという質疑に対し、連絡通路内の壁面と天井の張りかえ、天井照明のＬＥＤ化として、改札口を出た正面にトライビジョン（画面を構成する三角ルーバーの回転により、１つの画面スペースで３つの情報を表示することができる）を設置する。また、西口の壁とエレベーターのドアには、嵐山渓谷や畠山重忠の写真などを、東口には鬼鎮神社などをラッピングする計画という答弁でした。

幹線道路整備事業の都市計画道路の測量設計委託についての質疑に対し、27年度予算で計画しているが、平面測量と中心線の検討までを予定しており、その後縦横断等については、線形を決めて地元と協議をし、その後測量に入っていきたいという答弁でありました。

こども課では、教材用タブレットパソコンと電子黒板の導入、ＩＣＴ支援員についての質疑に対して、パソコン教室のデスクトップパソコンが古くなっているので、40台の入れかえと、各学年にタブレット端末６台、教師用１台及び電子黒板を導入する。支援員については、教職員及び生徒のフォローという形で、月２回程度入っていただくという答弁でした。

（３）３月16日の委員会について。

委員12名及び委員外として議長、関係する執行部、説明員の出席のもと、開会をいたしました。既に、全課、局に関する質疑が終了しましたので、総括的な質疑を行いました。総括質疑には、川口浩史委員、渋谷登美子委員、清水正之委員、大野敏行委員、安藤欣男委員の５人が届け出があり、その順に総括質疑を行いました。

質疑、答弁の概要は、次のとおりでありました。

地方教育行政法の改正に伴い、平成27年４月、各都道府県市町村に設置される総合教育会議において、町長はどのような考えを持っているのか。また、戦前の反省から、教育に政治は介入しないということにしてきたわけだが、これについてどう考えてい

るのかという質疑に対し、この改正によって、首長と教育委員会のかかわり方は大筋で変わったところはなく、今までと同じ対応で接していきたいと思っている。総合教育会議での首長の役割については、教育に関する大綱を策定する。また、政治が教育に介入すると感じたことはない。今回の改正の一つとして、教育委員長と教育長を一本化、責任者が教育長であるということを明確化していくという答弁がありました。

嵐山町運動団体活動事業費補助金交付要綱は、27年度で３年間になる。補助金交付要綱が他の団体と差がある。公平性を失うことのないよう見直しが必要だという質疑に対して、24年度までの定額補助金を25年度から事業費補助に見直しをした。団体の補助金については、補助金等適正化委員会で毎年検討しているという答弁でした。

職員定数の考えについて、行政が停滞するというわけにはいかないことから、職員採用を適切にしていく必要がある。今後、どのような形での職員体制を考えているのかという質疑に対し、平成26年度、27年度を比較すると、職員数が定数で６人減少する。臨時、非常勤、再任用職員の対応をしても、人員は厳しい状況である。平成18年当時の行革大綱で定員適正化計画では、職員を減らし、少数精鋭でやっていくという考え方であったが、これでは今後の新しい行政需要には対応し切れないだろうということもあり、今後の内容を見直して、新しい定数適正化計画を平成27年度には策定をして、多様化する町民ニーズに対応していきたいという答弁がありました。

町は、農業生産に関して、特に水田農業の持続的な発展をするため、農業施設の改修、維持管理や土地改良事業への支援等を積極的に行っているが、水田農業の担い手や後継者不足に対して、どのような考えでより発展させていこうとしているのか。また、水田農業の組織化はという質疑に対し、嵐山町の農業を取り巻く状況は大変厳しく、畑作農業や水田農業においても専業農家の減少が進み、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などが深刻な問題になっている。今後、さらに農業従事者の高齢化が進み、担い手が受け切れなくなる農地が出てくることが予想される。そのため、担い手の育成や個人、法人などへの農地の利用集積を推進し、効率的な農業を支援していくことが重要であると考える。水田農業の組織化については、地域の農業者に主体性を持っていただき、地域農業の将来性について、農業者の意向を尊重しながら対応していきたいという答弁でありました。

太陽光発電について、公共施設への設置状況と費用対効果、今後の方向性と設置予定の考えはという質疑に対して、現在設置しているのは、ふれあい交流センターと菅

谷中学校体育館、七郷小学校体育館の３カ所、費用対効果については、ふれあい交流センターは４キロワット、七郷小学校は１キロワット、環境学習程度の使い道であります。菅谷中学校は20キロワットであるため、多少活用していると思う。今後の方向性として、新たな施設の建設や大規模改修を行う際には、太陽光発電設備の設置を考えていきたい。また、設置予定については、平成27年度の予算に計上している玉ノ岡中学校の校舎と北部交流センター、太陽インキから寄附をしていただくことになっている花見台工業団地管理センターの３カ所であるという答弁でした。

次に、渋谷委員から、平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての議案に対し修正案が提出されたため、総括質疑終了後にその提案説明を求め、審査に入りました。

修正案の内容は次のとおりでありました。

歳出における（10款）教育費、（１項）教育総務費、（２目）事務局費中、小中学校学年費補助費原案868万5,000円に868万5,000円を増額し、修正後の額を1,737万円とする。子育て支援及び学習環境向上のため、小中学校の学年補助費を小学生１万円、中学生２万円とし、予算総額を59億4,468万5,000円に変更するという修正案の説明でありました。

この修正案に対して、渋谷委員は、財政を取り崩しての修正案を提出しているが、本日の総括質疑の中でも同和事業の補助金削減を提案していたように感じられた。同和事業の削減を提案しながら、しなかった理由を伺いたいという川口委員の質疑に対し、補助金というのは申請事業であり、活動団体の方がもう補助金は必要ないと思い、申請がなければ支出することはもうない。今回、全員の皆さんに賛成していただくため、他のものは全て削って、これを一本に絞った修正案にしたという答弁でした。

質疑終了後、次のとおり清水委員の賛成討論がありました。

今回の修正案については、こども医療費代替措置であって、学年費補助事業を復活させるという意味での修正案であると思う。そこで、こども医療の全国的な現状について、対象の年齢についてはまちまちだが、都道府県全てがこども医療費を実施している。ゼロから４歳までに対して行っていた自治体は、2001年４月においては2,116市町村であったものが、2013年には19市町村まで減っている。そうした反面、中学生以上が157自治体にふえてきている。こういったことから考えると、こども医療そのものは、近い将来、国が制度として発足させざるを得ないと思う。

同時に、埼玉県の中でも既にこども医療費について、新座市や滑川町、越生町は18歳

まで引き上げを行っている。こういうことから考えると、県もこども医療費の対象年齢を引き上げる状況にあるのではないか。

また、総体的な貧困というものが1985年には12％だったものが、2012年には16.1％までふえている。子供の貧困に至っては、1985年に10.9％だったものが16.3％までふえている。これが今の家庭や子供の現状である。子供の貧困にどう対処していくかという面では、私も嵐山町の学年費補助というものは、代替措置ではなくて、子育て支援の一環として捉えるものだと思う。そういった面から、今回の修正案に賛成するというものでした。

討論の後、採決に入りました。初めに、修正案について採決を行い、挙手少数により、否決すべきものとなりました。次に、原案について採決を行い、挙手多数により、可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上、議案第21号　平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての審査経過及び結果についての報告とさせていただきます。

○青柳賢治議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論につきましては、３名の議員から届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第９番、川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。平成27年度一般会計予算に反対します。

安倍首相は、戦後レジームからの脱却、つまり戦後日本がつくり上げてきた民主的政策や平和政策からの脱却を掲げています。中でも、集団的自衛権の行使容認が閣議決定されたことは大きく、今年の通常国会で審議が行われます。これまで歩んできた平和日本の道を、海外で戦争をする国づくりにすることがよいのか。為政者は、これから戦争しますと言って戦争することなどあり得ません。そこには必ず国家の利益、国民の安全があります。日中戦争のときも、日本国民の安全を守ることがありました。私たちは、為政者の発する言動に惑わされない感覚を身につけることが求められてお

ります。

さて、嵐山町の平成27年度予算は、こども医療費の窓口払い廃止や平和事業が行われるなど、町民福祉の向上につながる予算も計上されていますが、次の点について反対します。

初めに、総合教育会議についてです。戦前、教育は国家主義教育でした。これは、教育が政治首魁のもとにあり、政治家の都合のもとに教育が行われていました。その効果は大きく、太平洋戦争に多くの国民が突き進んでいったのです。その結果、日本人310万人、アジア諸国民は2,000万人が犠牲になりました。

戦後は、この重い教訓から、教育委員会について、教育に政治の影響が及ばないように教育委員会を独立してつくりました。当時の森戸辰男文部大臣は、１つ目に中央集権でなく、地方分権、２つ目に民意の反映、レイマンコントロールのことです。そして３つ目に、一般行政からの独立、これが首長からの独立であります。これを掲げて教育委員会は出発したわけです。

しかし、安倍政権は、こうした政治の影響が及ばないようにしたことを学ばずに、教育に政治が介入できるシステムへと変えたのが総合教育会議です。過去を否定する人は、過去を繰り返す危険を冒している。これは、この１月31日に亡くなったドイツのヴァイツゼッカー元大統領の言葉です。今の安倍政権には、過去に向き合う真摯な姿勢がありません。過去を繰り返す危険を冒していると言えます。

私は、現在の教育委員会に課題がないなどとは考えていません。特に、教育委員会への非難が強まった滋賀県大津市のいじめ自殺事件では、教育長と教育委員会事務局は、他の教育委員にもいじめの事実を隠していたのです。仲間である教育委員にも隠していたのですから、本当に強い隠蔽体質があることを感じます。

しかし、これは大津市だけの問題ではありません。文部科学省から県教育委員会へ、県教育委員会から市町村教育委員会へと上意下達の組織体制ができており、その組織体制の中で隠蔽体質が定着していったということです。ここを改善しないで、ただ責任の明確化が必要だといって、教育委員会を改革しても、いじめ自殺事件から学ぶことはできず、被害をこうむるのは子供たちです。

したがって、教育委員会の改革は必要ですが、政治が介入するシステムはとってはならない政策です。しかし、岩澤町長は、今度は町長に意見を言えといっているのだと、積極的に受け止めていました。当面、町長自身の具体的な意見はないようですが、

実際会議の中で、町長が意見を述べた場合、町長に反論する者はいるのか。新教育長だって、今まで教育委員の任命のもとでつかさどっていた者から、今度は町長のもとで働く特別職です。町長のもとで働く者が、上司に当たる町長に意見が言えるのかということを考えてみれば、言えるはずがなく、合議制が残ったことは評価しながらも、町長の強い指導のもとで行われることは疑いないことです。

また、町長は今までと変わらないのだと強調していましたが、町長自身が入ることが大きく変わることを認識すべきです。総合教育会議では、大綱をつくったり、学校の統廃合、少人数学級などについて協議するということでした。大綱の中には教育の目標がありますから、どんな目標になるのか気になるところですが、それでもあえて言えば、大きな問題があるとは考えていません。

問題は、再度申し上げますが、教育に政治が介入できるシステムをつくったということです。アリの一穴であります。小さく産んで大きく育てろ、これは政治の常套手段であり、今後、町長の介入事項が拡大されることは必至です。そこを一番危惧しているわけです。こういう法律ができた以上、町長が会議を開催することは仕方ないと思います。その際、意見を差し控え、各委員からの意見の取りまとめ役に徹するべきではないでしょうか。しかし、今の町長にそんな考えはないと見受けられます。総合教育会議を積極的に受け止めている岩澤町長の姿勢を批判します。

次に、埼玉中部資源循環組合についてです。過去何度も申し上げておりますとおり、新焼却施設の建設場所を、埼玉中部環境保全組合が運営する現焼却施設の隣接地に建設することを決定しています。ここは、裁判所の和解に基づいて、今後はごみ処理施設を新設または増設しないということが明記されたところで、ごみ焼却施設の建設は絶対にあってはならないところですが、そこに再びつくろうというわけです。これは人の踏み行うべき道、人道にもとる行為と言わざるを得ません。したがって、これを認めることはできません。

次に、小中学校学年費補助費についてです。こども医療費の窓口払いの代替事業として、町長自身が取り入れた制度です。こども医療費の窓口払いを廃止すると、町の支出がふえるから、その分をというわけです。そういう面では、こども医療費の窓口払いを廃止するのだから、学年費を縮小することは論理にかなっています。しかし、格差社会の中で貧困が大きく広がっており、学校で学ぶ子供も影響を受けています。現実の状況を考えてみると、厳しい予算の中でも維持すべきものであります。学年費

を半額にしたことに反対します。

最後に、同和問題です。法の終了と差別実態がない状況から、同和問題に係る予算は全て廃止し、終了することが必要です。

以上、申し上げた点の改善を願い、反対討論を終わります。

○青柳賢治議長　次に、賛成討論を行います。

第４番、長島邦夫議員。

〔４番　長島邦夫議員登壇〕

○４番（長島邦夫議員）　議長から指名を受けました長島邦夫でございます。私は、議案第21号　平成27年度嵐山町一般会計予算議定について、会派政友会を代表いたしまして賛成の立場で討論をいたします。

現在の我が国経済は、政権交代後、デフレ脱却による景気好転のための政策を実施し、その効果の兆しが見えつつあるとはいえ、依然として厳しい財政状況にあります。また、国のプライマリーバランスは赤字が続いており、総額は1,000兆円を超えると言われております。2020年には、国際公約として黒字化がありますが、何かあやふやな表現に変わりつつ、危惧も感じられます。

当町におきましても、地方税等の自主財源や地方交付税を含む依存財源においても大幅な増加を見込むことはできず、厳しい財政環境に置かれていることは、誰もが認識しているところではないかというふうに思います。今後、ますます進む少子高齢化対策、子育て支援策は、町の存続をかけた喫緊の課題であり、住民の関心の高い大切な施策になるというふうにも思われます。

このような中、今年度の町一般会計予算は、歳入歳出とも59億3,600万円、前年比0.2％増とされております。施政方針では、国27年度予算での経済再生と財政再建の両方を旗印とした地方創生の推進を見据えつつ、町民の福祉の向上に資する施策を引き続いて行ってまいりますと。また、町の平成27年度元銀ベースのプライマリーバランスは、4,800万円の黒字となり、厳しい中でも財政の健全化に資することができたとも言われております。

また、行財政改革においては、着実に進んでいるように思われますが、行財政改革を進めるということは、町民の皆様へサービスを低下させるのも事実であります。いかにして、町民サービスを低下させずに財政の健全化を図っていくことは、非常に厳しい、難しいところであります。知恵を集中させ、前進されることを期待するところ

であります。

さて、今年度町予算は、第５次総合振興計画に基づいた子育て支援、住民福祉の向上、自然環境の保全、安心安全のまちづくりに重点を置いた予算と推察し、積極予算にまず評価をいたします。人口増、子育て世帯等転入奨励金事業を継続実施するほか、嵐山駅の子ども交流施設、駅前公園の整備、こども医療費給付事業の窓口払いの廃止及び民間保育園への建て替え助成による子育て環境の展開もあり、多面の子育て支援、住民福祉向上に重点を置いた予算編成結果と、町の意気込みが感じられるところであります。

安心安全な町対策として、既に嵐山町防犯・防災情報事業として嵐山町あんしんメールも事業展開され、さらに防犯パトロール推進事業の充実、そして明るい道をさらに明るくする防犯灯ＬＥＤ化、また新事業であります嵐山まもりたい事業、自分たちの地域は自分たちで守るの草の根的グループの活動を進めることは、画期的な事業展開というふうにも思います。

高齢者対策では、試行としてデマンドタクシー事業は、いまだ未成熟の公平性を欠けるところもありますが、今後の人口減社会及び高齢社会に対応した公共交通施策の基礎調査も予算化されました。一般質問、予算審議の答弁では、利便性のいい公共交通の推進を図るとの力強い意気込みがあり、嵐山町おたすけサービス、予防介護推進事業ともども大きく期待をするところであります。

教育費においても、児童生徒が安心して学業に取り組めるような教育環境整備、小中一貫教育推進事業、ＩＣＴ機器、新規設備や未来ある子供たちの人材育成に欠かすことのできない予算編成であり、大きく評価をいたします。

最後に、嵐山町はすばらしい自然環境にあります。この環境を生かした川の再生、観光事業の推進、町中心市街地活性化対策及び利子補給等の商工業対策、緑あふれる大地の保全、農業基盤整備等各産業団体の生の声を聞きながら、嵐山町産業の進展を図る予算計上となったというふうに考えます。

以上、町民の意向、要望が尊重され、最大限に生かされた予算と評価しつつ、ぜひこの予算が、その効果を最大限に発揮されることを期待しつつ賛成討論といたします。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　続いて、反対討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、13番議員、渋谷登美子、議案第21号の嵐山町一般会計予算議定について反対討論を行います。

日本は、人口減少による労働人口の減少が急激過ぎることが、大きな課題の一つです。嵐山町も当然人口減少のスピードに追いつく政策をつくり、持続できる社会にしていくことが、当面の目標になります。

平成27年度の予算では、大きく評価できるところは、子育て支援策に一定程度の予算を組み込んでいること。特に、こども医療費の窓口払いの廃止に取り組むこと、中学校へのタブレット端末の導入、温暖化対応策として防犯灯のＬＥＤ化、そして予算には直接あらわれていませんが、嵐山町の奨学金が一部給付金化されることです。嵐山町では、若者への施策は、奨学金と成人式実行委員会の事業のみで残念な状況ですが、本年度は奨学金返還期間中、嵐山町に住所地がある場合は、申請で半額免除になるという若者の定住促進の施策が組み込まれました。これからの嵐山町をつくる上で、よい発想だと考えます。

それにあわせて、奨学金返還中の若い人が嵐山町の審議会やまちづくりの各種委員会に参加した場合、報奨金を奨学金返済に充てることができるような、事実上の給付奨学金となるような施策をつくり、若い人がまちづくりに参加する方法の工夫が模索されるべきであると考えます。

さて、国の地方創生という流れの中で、もう遅過ぎるのではと思う課題に嵐山町もようやく取り組みます。少子化の課題は、本当は未婚化が進んでいることで、地域で男性と女性が出会う機会がないこと、女性と男性のワークライフバランスが著しく不均衡であることです。未婚化に対しては、社会福祉協議会で施策として取り組むことになりました。ワークライフバランスでは、女性と男性が同じように家庭生活の責任を担うこと。男女共同参画社会では、女性が男性社会に入っていくということを支援するというより、男性も女性と同様に子育てや家事を担うこと、そのような体制につくっていくことが大きな課題です。そのような取り組みが嵐山町で始まるのかどうかわかりませんが、嵐山町の職員が育児休業や介護休暇をとる必要から始まります。そして、当事者の立場に立つ政策が、今、求められています。

国でも嵐山町でも、福祉政策は子供への配分が不十分です。子供支援策は、国においては全く不十分で、地方自治体がそれを補うという本末転倒な状況になっています。

現在、小中学校の義務教育時代の子供は、教育は無償ということになっていますが、事実上、教育は無償になっていません。教員の費用と教科書経費のみが無償というだけです。そのほかの学校教育費は、全て保護者が負担しています。現在、子供たちは、公教育だけでは育たず、その他の機関でも保護者は教育に経費を支出しています。したがって、このような状況なので、公教育だけは公費で行っていくのが本来の姿です。当事者から見たら、公教育は全て無料にすべきものです。しかし、国でも嵐山町でも、親の自己責任で教育するという風潮がまかり通っていて、教育費が大きくなり、子供を育てる費用の負担が大きくなっています。子供が欲しいと思う人も、子供を諦める事態になっています。それは、結婚した男女が欲しい子供数は2.4人に対して、実際の子供数は２人に達していない状況にあらわれています。

そのため、嵐山町が行っている学年費補助金は、子育て支援には評価されるべき政策でした。それを、こども医療費窓口払いを進めることで得る経費を学年費補助金にするなどという、こども医療費と教育費補助金を混同してしまい、結果として27年度は半額で868万5,000円にしました。嵐山町の財政のパイに合わせるなどと経営本位の弁解を行い、これではせっかくの嵐山町独自の子育て支援政策がしぼんでいきます。嵐山町に定住促進政策というのも一つの方向ですが、嵐山町から子育て世代を転出させない政策はとても重要です。その一つであると評価していますが、行政側はその評価をせず、全く残念なことでした。

日本では、どこに行っても少子化ですが、嵐山町のように首都圏通勤圏に入っている場合、さまざまな子育て支援策が必要となってきます。子育て支援のよい市町村、子育てのしやすい市町村を、保護者は住居地として選択していきます。子供と子供を育てている当事者や進学、就職の当事者にとって必要な政策が求められていますが、子育て支援は必要なところへの現物給付で今まで行われてきていますが、今、ばらまき的な現金給付的な措置も必要になってきている時代です。

今回、親方日の丸政策で、法定外予防接種の補助額はそのまま、副反応の事実や副反応への対応をしないまま、国は法定外予防接種を奨励し、嵐山町も援助しています。本当に必要な少子化への対応策は何か、十分に議論されていません。一度でも、何が必要か、当事者である保護者と話し合ったことがあったでしょうか。それが、こども医療費の窓口払い代替事業が子供学年費にというふうなことに変わっていっていました。国の政策に追従するのではない、嵐山町の独自の特色をつかむ必要があります。

そういったことが、今おざなりになっているかと思われます。

また、本年度、埼玉中部資源循環組合によって、焼却場を地元同意を得ることができない地区に建設予定されています。現在、嵐山町が焼却処理を行っている小川地区衛生組合の焼却場は、地元との協議で２度目の焼却場建設は行わない約束になっています。一方、今後の焼却場建設予定地の吉見町大串地区の地元は、30年前の裁判で、今後、焼却場は建設しないということで和解しています。なぜ、小川地区衛生組合の地元との協議を守ることができ、小川地区衛生組合以外の吉見町では、裁判の和解状況をほごにすることができるのか、行政としての良識が問われます。

今回、埼玉中部資源循環組合負担金1,080万円が組み込まれています。無理やり地元を説得するという方法ではなく、再度のごみ処理のあり方を構築し、第３の方法を考えるべきです。その他指摘すべき点はありますが、総括質疑でも指摘しています、学年費補助金の削減、埼玉中部資源循環組合の設置の２点を大きく指摘し、反対討論といたします。

○青柳賢治議長　以上で討論を終結いたします。

これより、議案第21号　平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青柳賢治議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。再開の時間、11時10分。

休　　憩　午前１０時５５分

再　　開　午前１１時０７分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第２２号～議案第２６号の委員長報告、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第２、議案第22号　平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第３、議案第23号　平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会

計予算議定についての件、日程第４、議案第24号　平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第５、議案第25号　平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び日程第６、議案第26号　平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案５件を一括議題といたします。

本５議案につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松本予算特別委員長。

〔松本美子予算特別委員長登壇〕

○松本美子予算特別委員長　それでは、議長の指名がございましたので、予算特別委員会から報告をさせていただきます。

嵐山町議会議長、青柳賢治様。予算特別委員長、松本美子。

委員会の審査報告書に従いまして、報告をさせていただきます。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

事件の番号、件名、審査の経過という順に報告をさせていただきます。

議案第22号　平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第23号　平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第24号　平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第25号　平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第26号　平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定について、可決すべきもの。

それでは、予算特別委員会より、報告書に従いまして細部の報告をさせていただきます。

１、付託議案名。

議案第22号　平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について。

議案第23号　平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議案第24号　平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について。

議案第25号　平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について。

議案第26号　平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定について。

２、審査経過及び結果について。

３月３日開会の本町議会第１回定例会において、本予算特別委員会に付託されました上記予算議案５件について、３月17日、議案第23号、第24号、第25号、第26号の審査を12名の委員及び委員以外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに審査いたしました。

（１）３月17日の委員会について。

議案第22号　平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでございました。

特定健康診査事業費内の特定健康診査にかかわる診療情報提供事業委託の内容はという質疑に対し、事業を行う時期等についてははっきりと確定はしていないが、県の医師と契約を提携し行っていく。11月末ごろに、まだ特定健診を受けていない被保険者に、町から情報提供依頼通知を送付する。情報提供に承諾していただける場合は、かかりつけの医療機関にそれを持っていってもらい、特定健診の項目を満たしていない場合には、嵐山町の特定健診実施の医療機関であれば、実施を促していただく。そうでない医療機関においては、嵐山町の特定健診実施の医療機関で特定健診を受けていただきたいと勧めていただく。また、健診項目を満たしている場合には、医療機関で内容を記入していただき、それを県の医師会に送り、そこから町に情報が報告されるとの答弁でありました。

27年度の６割軽減、４割軽減の人数はという質疑に対して、一般被保険者の医療給付分及び後期高齢者支給分の６割軽減の人数は861人、前年度より29人の増、介護給付分は286人、前年度より21人ふえている。一般被保険者の医療給付分及び後期高齢者支給分の４割軽減の人数は578人、前年度より284人の増、介護給付分は153人、前年度より70人ふえている。ふえている理由は、軽減判定所得の算定により、世帯主も含めるようになったことによるものです。また、退職被保険者の医療給付分及び後期高齢者支給分の６割軽減の人数は41人、前年度より１人減、介護給付分は35人で増減なし。退職被保険者の医療給付分及び後期高齢者支給分の４割軽減の人数は36人、前年度より13人の増、介護給付分は28人、前年度より10人ふえているとの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第23号　平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでありました。

特別徴収保険料が若干ふえているが、人数の増加が原因なのか、また人数についてはという質疑に対し、特別徴収が1,780人、普通徴収が450人で見込んだ。後期高齢者医療広域連合から嵐山町の27年度の保険料額が総額１億3,065万4,570円という額が示された。特別徴収の人数は、普通徴収の人数の状況を見ながら割合で振り分けている。27年度については、特別徴収を71％、普通徴収を29％と見込み、計上しているとの答弁がありました。

質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第24号　平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

任意事業費の徘回高齢者位置情報探索サービスの内容についてはという質疑に対し、徘回行動のある高齢者の早期発見と安全確保を図るとともに、介護者の負担を軽減するような事業である。徘回者をＧＰＳシステムを活用し、早期発見するものであり、初期費用や使用料の全額または一部を世帯の所得に応じて補助していく事業であり、初年度は５人分を予定しているという答弁でした。

介護保険の未納が原因で制度が利用できない人がどれくらいいるか。また、長期滞納者はどれくらいいるのかという質疑に対して、保険料未納によって給付制度がかかり、１割負担ではなく３割負担をしていただかなければならない方がこれまで１人いたが、この方はサービスの利用はなく、家族介護で生活されていると認識している。滞納者については、滞納繰越分の平成25年度分までが118人であり、長期にわたる方は少数であるとの答弁がありました。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定をいたしました。

次に、議案第25号　平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を

審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

建設事業費の生活排水処理施設整備構想策定業務委託については、埼玉県が構想を見直していくということだが、どのような見直しなのか。嵐山町の見直しも含めて伺うという質疑に対し、埼玉県の生活排水処理基本構想が平成10年に策定されており、16年、21年と５年に１度見直しをかけている。それに従い、27年度は埼玉県生活排水処理施設整備構想の見直しに合わせ、各全市町村に処理施設整備構想の見直しをかけて、県がまとめていく。内容としては、公共下水道、浄化槽事業と農業集落排水、コミュニティープラント、全ての生活排水をまとめて見直しをしていく。嵐山町では、下水道エリアと浄化槽エリアの策定と、これから先の人口、世帯と土地利用、水環境の現状を将来に向けて見直していく。整備費用の算出、それぞれの比較検討、それによって、整備方針、整備手法、事業手法の選定等についても見直す。到達目標年度の平成37年度に、全ての生活排水の処理整備を完了させるという答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

最後に、議案第26号　平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

コンビニ収納はいつごろから開始する予定なのか、またコンビニ収納の件数はどれくらい見込んでいるのかという質疑に対して、平成27年４月１日より予定している。件数については、5,000件を見込んでいるという答弁がありました。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上、議案第22号　平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件ほか４議案についての審査経過及び結果についての報告といたします。

○青柳賢治議長　委員長報告は終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、議案第22号から議案第26号までを一括して行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論、採決につきましては、予算議案ごとに議案第22号から順次行います。

まず、議案第22号　平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより、議案第22号　平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○青柳賢治議長　起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第23号　平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論につきましては、１名の議員から届け出をいただいております。

それでは、反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。議案第23号　平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、反対をいたします。

後期高齢者医療制度の保険料は、昨年２月、２年に１度の保険料の改定で現行より６円下げました。これは、低所得者の２割、５割の拡充が下がったもので、決算余剰金82億円のうち67億円が繰り越しされ、その上、財政安定基金の84億円、保険給付支払基金82億円が積み立てられていました。

しかし、この２つの基金は、この１年間で財政安定化基金は５億円ふやされ89億円に、また保険料給付基金は58億円増の140億円も積み立てられています。今年の保険料は、多く基金に積み立てられたことになります。消費税８％の引き上げによる生活物資の値上げ、年金の減少、高齢者の暮らしはますます厳しくなっています。保険料の大幅な引き上げを行う財源はあり、高齢者の負担軽減のための保険料引き下げを求めて反対討論とします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第23号　平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青柳賢治議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第24号　平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論につきましては、１名の議員から届け出をいただいております。

それでは、反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。議案第24号　平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、反対をいたします。

介護保険料は、年額４万8,000円から５万1,000円に3,000円の引き上げになりました。この引き上げは、支払準備基金8,000万円を取り崩したとはいえ、高齢者にとって大幅な引き上げです。その上、現行の８段階の最高限度額、市町村民税本人課税400万の７万6,800円を、本人課税290万で８万6,700円にするなど、最高限度額の大幅な引き上げとなっています。滞納者118人を考えるならば、保険料の独自減免の検討を求めたいと思います。

こうした中で、医療支援１、２の介護保険給付は、１年先延ばしになったとはいえ、28年度には移行されます。現行のサービスの後退を招かぬよう十分な検討を求めて、反対討論といたします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第24号　平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青柳賢治議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第25号　平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより、議案第25号　平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○青柳賢治議長　起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第26号　平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより、議案第26号　平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○青柳賢治議長　起立全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、平成27年度当初予算に関する議案の審議は、全て終了いたしました。

◎議員派遣の件について

○青柳賢治議長　日程第７、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によ

り、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○青柳賢治議長　日程第８、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○青柳賢治議長　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第１号　カジノ解禁推進法案に反対する意見書の提出についての件、発議第２号　小選挙区制を廃止し、民意を反映出来る選挙制度を求める意見書の提出についての件、発議第３号　原発再稼働中止を求める意見書の提出についての件、発議第４号　集団的自衛権の行使容認による戦争のできる国づくりからの脱却を求める意見書の提出についての件、発議第５号　全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置を求める意見書の提出についての件、発議第６号　労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出についての件、発議第７号　農業・農協改革に関する意見書の提出についての件、発議第８号　介護報酬の引き下げに反対する意見書の提出についての件及び発議第９号　政党助成金の廃止を求める意見書の提出についての件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、本９議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第９、発議第１号　カジノ解禁推進法案に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　カジノ解禁推進法案に反対する意見書の提案説明を初めに行いたいと思います。

法律が禁じるカジノ賭博を合法化するカジノ解禁が、今国会の焦点の一つに浮上しております。安倍首相は、観光振興、地域振興、産業振興に資するとして、改めてカジノ解禁に前のめりの姿勢を示しました。しかし、モラルや人間社会を崩壊させる政治は許されません。賭博は、多数の犠牲のもと、一部の者がもうけるものです。多くの人の苦しみは自己責任と突き放す政治がまともなことでしょうか。

今の日本では、カジノ賭博は犯罪になります。刑法は、「賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する」、「賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、３月以上５年以下の懲役に処する」などを定め、カジノ行為や開設等を厳格に禁じています。なぜ賭博を禁止しているのか。最高裁は、賭博行為は、勤労など正当な原因によらず、単なる偶然の事情によって財物を手にする思いがけない幸運を得ようと相争うことは、国民を怠け者の浪費家にし、健康で文化的な社会の基礎になる勤労の美風を害するばかりか、副次的な犯罪を誘発し、国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれすらあると説明し、賭博行為は、社会の風俗を害する行為として処罰することとされていると規定しております。

カジノ推進派も弊害が出ることを認めております。だから、ギャンブル依存症などのさまざまな対策をとると言っていました。しかし、昨年秋に提出されたカジノ推進法案には、何も対策が明記されていませんでした。このことは、対策をとることができないことを証明しています。シンガポールでは、開業後４年で自己破産が1.5倍にもなっているということであります。

日本のギャンブル依存症は、世界の中でも高いのが実態です。アメリカ、フランス、

オーストラリア、韓国などの男性は１～２％の発症ですが、日本は8.8％もあります。日本が突出して高く、536万人にもなるということです。世界保健機関は、精神疾患と定義しており、その対策と治療の社会的基盤づくりが課題になっているということであります。カジノをつくれば、必ずギャンブル依存症の者が出、特になりやすい日本人は多くが発症すると考えられています。

ギャンブル依存症になれば、治療に多額の税金が使われることにもなります。そのほか、多重債務問題、青少年への影響、暴力団のかかわり、犯罪の発生、風俗環境の悪化などが危惧されます。中でも暴力団のかかわりは、３年前、暴力団排除条例を本議会でも採択しました。暴力団をせん滅しようとしたのではないですか。こうした条例を制定しておきながら、一方では暴力団の資金源をつくってやろうというのでは、条例の精神にも反することだと考えますので、カジノ賭博に賛成している議員の皆さんには、ご一考願いたいと思います。

それでは、意見書の朗読を行います。

カジノ解禁推進法案に反対する意見書

「国際観光産業振興議員連盟」（ＩＲ議連、通称・カジノ議連）の細田博之会長（自民党幹事長代行）らは2013年12月、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（カジノ解禁推進法案)」を国会提出した。この法案は、現在刑法が禁じているカジノ賭博を合法化するものである。

刑法の賭博禁止の規定について確定した最高裁判決によれば、勤労など正当な原因によらず、単なる偶然の事情によって財物を手にする思いがけない幸運を得ようと相争うことは、個民を怠け者の浪費家にし、健康で文化的な社会の基礎になる「勤労の美風」を害するばかりか、副次的な犯罪を誘発し、国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがある、としている。

カジノ合法化は、刑法の定める違法性を退け、民間の事業者が私的な利益をはかるために国内に賭博場を開設することを、初めて認めるという重大な内容である。

この法案による具体的な規制策や弊害への対策は、すべて同法成立後１年以内に政府の責任で整備する実施法に先送りし、白紙委任のようにカジノ解禁だけを決めるという乱暴なものである。

日本は国民が１年間に５兆６千億円もの損失をこうむるギャンブル大国で、パチンコという賭博が「遊技」として日常的に開かれ、世界の賭博機の６割が密集する特殊

な国である。それにもかかわらず、さらにカジノという最も危険で依存性の高い新たな賭博場をつくることは許されない。

同法案に反対する意見書において、日本弁護士連合会は、政府が進める「アベノミクス」の「第５の矢」と位置づけられるカジノ解禁について、その経済効果のプラス面のみが喧伝され、マイナス要因の可能性について、客観的な検証はほとんどなされていないと指摘し、暴力団対策・マネーロンダリング（資金洗浄）対策・ギャンブル依存症の拡大・多重債務問題再燃の危険性・青少年の健全育成への悪影響など、カジノ解禁がもたらす問題点をあげている。

また、「サラ金被害」救済に取り組む団体や貧困問題に取り組む団体なども「賭博場設置反対」への行動を強めている。

周辺住民や青少年への影響ははかり知れず、市民をギャンブルに巻き込むような法案は認めることができない。

よって、嵐山町議会は、国会及び政府においては、社会を壊し、国民のくらしを苦しめるカジノ解禁を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年３月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ、関係各大臣であります。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　13番議員、カジノ解禁推進法に反対する意見書の提出に賛成します。

我が国では、公営ギャンブルとして競輪、競馬、競艇があります。その収益は、公的なものに一応還元されていますが、それによって影響されるものは、大きなものがあります。競輪、競馬、競艇のほかにパチンコなどのギャンブル依存症によって、経済破綻、多重債務、失職、犯罪、自殺など、人を破滅させていく現実があります。

カジノ推進法では、民営でも一部納付金として国に納付されることになっていますが、観光業と産業立地として人を呼び、金を得るとしても、ギャンブル依存症やそのほかの弊害に対して国の納付金で対応できるものでもなく、命を失うこともあり、損失が大きく、危険と犯罪を呼びます。

以上、カジノ推進法に反対する意見書の提出に賛成します。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、発議第１号　カジノ解禁推進法案に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第10、発議第２号　小選挙区制を廃止し、民意を反映出来る選挙制度を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より、提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、小選挙区制を廃止し、民意を反映出来る選挙制度を求める意見書について提案理由を申し上げます。

衆議院選挙は、小選挙区比例代表で行われていますが、昨年12月の衆議院議員選挙の結果の分析より、現状の日本の政党政治のあり方では、小選挙区比例代表では、もはや国民の思いを一定程度の公正性で選ぶことはできていません。多くの国民は選挙制度に失望し、投票をしない状況になっています。民意と政治の乖離がこれ以上進むことは危険であり、小選挙区制度を廃止し、民意を反映できる選挙制度を求めるために本意見書を提出するものです。

それでは、意見書案を読み上げます。

小選挙区制を廃止し、民意を反映出来る選挙制度を求める意見書

2014年12月14日の衆議院選挙の結果は、投票率は52.65％で、475人の国会議員を選

出した。そのうち、自民党は290の議席数で、61％の議席数となった。小選挙区制度のもと自民党の圧勝となり、第３次安倍内閣を成立させた。

しかしながら、この選挙結果を分析すると小選挙区では、自民党の得た票数は2546万1449票で全投票数の48％であるが、獲得議席は222議席で75％となっている。有権者数１億396万2784人のうち、240％が自民党に投票しているにしか過ぎないが、選挙結果では75％の議席の結果となっている。

比例区と合わせると自民党の絶対的得票率は17・43％に過ぎず６人に１人が現自民党政権の政策を認めているにすぎない。しかし、安倍政権は積極的平和主義として軍事拡大し社会的経済格差の拡大する「アベノミクス」を進め、改憲を目指し、憲法９条を解釈改憲し、戦争ができる国へと進み、さらに憲法96条の改正を目指している。

国会の解散権は時の首相にあるため、自党に有利な時期を選んで国会解散をし、選挙を行っている。

1994年、小選挙区制度への選挙制度の改正は、民意を政治に反映することができず、民意を歪曲し、結果として、国民の多くの意見が国会では少数意見となり、少数意見淘汰となっている。国民の多くは憲法擁護、戦争放棄、脱原発、生活擁護の政策を支持している。現小選挙区制度による選挙では、国民の多くが望む政策を掲げる議員を国民代表とすることはできず、国民の選挙離れ、政治へのあきらめが進み、危険な状況に日本が進んでいる。民意と政治の乖離が進み、議会制民主主義の危機である。

小選挙区制を廃止し、中選挙区制度、比例代表制など民意の反映出来る選挙制度への改正を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院と参議院と内閣総理大臣と総務大臣です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、発議第２号　小選挙区制を廃止し、民意を反映出来る選挙制度を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第11、発議第３号　原発再稼働中止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より、提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　では、原発再稼働中止を求める意見書の提出について提案理由を述べます。

福島原発事故より４年が経過しました。福島第一原発の事故は、全く収束しておらず、原発作業員が不足し、とうとう原発作業員の被曝量を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げました。一たび事故が発生すると、その処理については全く安全性を保障できません。現在及び将来の命の安全を守るため、政府に原発再稼働の中止を求める意見書を提出します。

では、原発再稼働中止を求める意見書案を読み上げます。

東京電力福島第１原発事故が発生してから４年が経過した。いまだに福島県民12万人が避難を余儀なくされ、原因究明はされず、終息はおぼつかない。汚染水が海洋に漏れていたことを東京電力は１年間隠蔽していたことなどが発覚している。

このような状況で原子力規制委員会は昨年９月に川内原発が新基準を満たしているとし、九州電力は原発再稼働の準備を進めている。又、2月12日に高浜原発についても新基準を満たしているとし、認可手続きと地元同意の調整の準備を進めている。立地自治体の同意は求めるが道府県、緊急防護措置準備区域の同意は必要としてしていない。

福島原発事故後、放射能物質が飛散する過酷事故を想定した避難計画の策定が道府県と緊急防護措置準備区域県内の自治体に義務付けられたが、国や原子力規制委員会は計画づくりに直接関与していない。荒天時避難などの解決すべき課題が多い。特に

火山噴火リスクの取り扱いは噴火予測の限界とあいまいさの理解が不十分であると日本火山学会が異議を唱えている。

日本は、地震国であり、地震発生のメカニズムは解明されておらず、一度地震が発生した場合、原発事故を防ぎ、放射能被爆からあらゆる生命を守ることは不可能にちかい。

現在、我が国では、原発は稼働していないが、電力を活用した経済生活は行われている。

使用済み核燃料の危険性とその処理が全く不明であること、一度原発事故が起きると、放射能被爆は、国と海を越え、時空間を超えて続き、生命の存在がおびやかされる。現在、及び将来の生命の安全を守るため、原発再稼働の中止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、環境大臣です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

討論を行います。

第８番、河井勝久議員。

〔８番　河井勝久議員登壇〕

○８番（河井勝久議員）　８番議員、河井勝久です。意見書の提出に賛成いたします。

福島第一原発事故から４年、既に国内全ての原発が停止しても、電力不足は政府原電委員会が言うことなく、この支障はありません。福島県双葉郡の市町村では、いまだに12万人の人が放射能汚染から逃れ、避難しております。放射能は色も臭いもなく、目に見えない恐怖に住民は不安の毎日の生活であり、全国にある原発の再稼働は地震国では許されません。原発が再稼働されたことによる使用済み核燃料の再処理のめどすら立っていないのに、稼働させるほど核のごみがふえ、ふえ続ける数万年までの後世に禍根を残すことになる原発の再稼働を認めるわけにはいきません。

以上、賛成討論といたします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、発議第３号　原発再稼働中止を求める意見書の提出についての件を採決

いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。午後の再開の時間は、１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５６分

再　　開　午後　１時２９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第12、発議第４号　集団的自衛権の行使容認による戦争のできる国づくりからの脱却を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、集団的自衛権の行使容認による戦争のできる国づくりからの脱却を求める意見書の提出について、提案理由をお話しします。

提案理由。昨年７月１日より、日本は戦争をしない国から戦争できる国になりました。今現在では、周辺事態法を改正し、米軍以外にも日本の安全と平和に重要な影響があると判断されると、他国の領域でも自衛隊を海外派遣できるようにすること、国際社会に平和と安全を目的として、自衛隊や他国軍の戦闘を支援できるとする戦闘支援の恒久法、国連が総括していない平和協力活動にも、自衛隊が随時参加できるようにするＰＫＯの改正など、めじろ押しになっています。この事態では、現在と将来の日本の人々の安全は守れません。

国会審議をして国民投票を行う、そういう適正な手続を踏んで、初めて立憲主義が成り立ちます。憲法は時の権力の暴走を許さないものですが、その憲法さえ勝手に自分で変えていくことができると考えることを許す恐ろしさがあります。そういう冷静

な歴史観を町議会は持つべきです。少なくとも、町議会では中央集権の暴走を止めることができます。そのために本意見書を提案します。

それでは、意見書を読み上げます。

集団的自衛権行使容認による戦争のできる国づくりからの

脱却を求める意見書

第３次安倍内閣は、解散する前の2014年７月１日、集団的自衛権行使容認の解釈改憲の閣議決定を強行した。閣議決定は憲法９条のもとでは海外での武力行使はゆるされないという歴代政府見解を転換し、海外で戦争する国への道を開いた。

国会の議論、承認、国民投票を通して変えるべき内容を一内閣の考えで覆すことは、立憲主義破壊である。

集団的自衛権による武力行使は限定的なものとの政府の説明は虚言であり、現在では、自衛隊の海外派兵の恒久法の制定が協議され、閣議決定の内容は際限なく武力行使を拡大している。本年、統一選挙後の、自衛隊海外派遣恒久法の制定が目指されている。

自衛隊は海外で武力行使しないという原則が覆され、自衛隊員が海外で殺し殺されることになる。海外での武力行使は、我が国への武力攻撃にもつながる。

我が国は、第２次世界大戦参戦への反省から日本国憲法を制定した。安倍内閣は、憲法改正に必要な適正手続きを無視する暴挙で、閣議決定をもとに、自衛隊法、周辺事態法や国際平和協力法（ＰＫＯ法）など関連する法律の「改正」を行い、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の再改定によって日本を「戦争する国」にさらに推し進め、徴兵制の制定が現実味を帯びてきた。

日本国は立憲国家であり、憲法のもとに統治を進めなければならない。恒久平和主義・平和的生存権を保障した憲法前文と戦争放棄・戦力の不保持を定めた憲法第９条に基づいて日本の安全保障を図る政策を追求すべきである。

嵐山町議会は、安倍内閣の閣議決定による解釈改憲で、海外での武力行使するため憲法９条の縛りを解き、日本を「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認の撤回を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長と参議院議長と内閣総理大臣と法務大臣です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、発議第４号　集団的自衛権の行使容認による戦争のできる国づくりからの脱却を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第13、発議第５号　全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置を求める意見書の提出について、提案理由をお話しします。

子供の生育環境が悪化し、ＳＯＳを出したくても出せない子供たちの存在があり、周囲の大人も手を差し伸べることができていない現状があります。本年２月28日に起きた川崎中１事件は、貧困で生活を支えるだけで手いっぱいの母子家庭の子供の状況が見過ごされた結果といえ、私たち大人のふがいなさを見過ごすことはできません。

多様な価値観と多忙な生活をする大人が、一人一人の子供のつらさを見過ごし、多忙な学校教員だけでは、子供たちの危機を察知して、子供や周囲に働きかけることができません。一人一人の子供たちの現状から、子供に必要な支援ができるように、少なくとも中学校区に１人はスクールソーシャルワーカーを配置して、福祉の専門性のある組織と学校と家庭が連携して支援できる体制をつくることができるように、全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置を求める意見書案を提出します。

それでは、意見書案を読みます。

全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置を求める意見書

本年２月20日川崎中学１年生の上村遼太さんが、17歳、18歳の少年によって残忍に殺害され、多くの人が衝撃を受けた。

文部科学省は、いじめ、不登校、学校内での問題行動・暴力行為などに対応するため、スクールソーシャルワーカー活用事業を進めており、本町においても平成26年度、埼玉県の事業として１名のスクールソーシャルワーカーを配置した。

現在の子どもの生育環境は、６人に１人が貧困な状況で育ち、場合によっては、幼い時から家庭での必要な養育がなされていないこともある。そのため、学校生活や、健康な友人関係を作ることが難しい場合がある。

子どもの家庭環境・学校環境・加えて情報のありかたの課題は多義にわたっており、学校現場ではこども・教員の相談活動に対応できるように福祉と教育の両面にわたる専門的知識のある適切な人材が必要である。

国は子どもたちに健康で幸福なこども時代を保障しなければならない。従って全中学校区に１人は臨床心理士・社会福祉士・精神衛生士等の資格をもったスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ・不登校・暴力行為などのこども・教員の相談活動に対応できる体制を構築するため、以下を求める。

記

１　全中学校区に常勤のスケールソーシャルワーカーを配置するために要する費用を助成すること。

２　専門的知識や資格を有する人材が不足していることから、専門家の養成のための支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、総理大臣、文部大臣です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、発議第５号　全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第14、発議第６号　労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

河井勝久議員。

〔８番　河井勝久議員登壇〕

○８番（河井勝久議員）　８番議員、河井勝久です。

労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出について、この提出は私もこれで３度目です。提案理由を説明いたします。

本国会には、派遣法の改正案が再提出されています。政府は、成長戦略の名のもとで、企業の都合を優先し、労働者保護ルールの改悪を次々と打ち出しています。派遣労働者の大幅な拡大、解雇や労働時間の規制緩和など、労働者の生活を脅かしかねない内容であり、到底内容を容認できる問題ではありません。

以上のことから、本意見書を提出するものです。

それでは、意見書を読み上げます。

労働者保護ルールの改悪に反対する意見書

政府は成長戦略の名のもと、労働者保護ルールの改悪を打ち出しています。派遣労働の大幅な拡大、労働時間や解雇の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かす内容です。

労働者派遣法改正案は、「臨時的・一時的な業務に限定」し、「常用雇用の代替をしてはならない」という派遣労働の大原則を取り払い、「派遣期間上限３年」を外して「無期限」に派遣労働者を使い続けられるようにするものです。増え続ける派遣労働者の正社員への道を閉ざし、不安定雇用のまま“生涯ハケン”を押しつけることにな

りかねません。

労働基準法改正案の一番の問題点は、労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規定等を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」（特定高度専門業務・成果型労働制）の創設です。労働時間制度は、労働者を守る最低限のルールであり、すでに、労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者については裁量労働制が導入されています。長時間過密労働が蔓延し、過労死・過労自殺が後を絶たない現状において、さらに、これらを助長しかねない労働時間規制を適用除外する新制度や裁量労働制の拡大は認めることができません。

労働者派遣法改正案は国会で２度も廃案になりました。また、今回の労働時間規制を適用除外する新制度は、「残業代ゼロ法案」「過労死促進法案」との批判にさらされ、法案提出ができなかった「ホワイトカラー・エグゼンプション」と同じものです。

よって、政府に対し、次の事項について誠実に対応されるよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

１　労働者派遣法改正案を提出しない（撤回する）こと。欧州連合（ＥＵ）型の均等待遇原則を参考に、派遣労働者と正規労働者の間の均等待遇の確保を推進すること。

２　労働基準法改正案を提出しない（撤回する）こと。労働時間（時間外労働）の上限規制や勤務間インターバル規制（24時間につき最低連続11時間の休息期間を確保する規制）等を導入して、長時間労働を抑制し不払い残業を根絶すること。

平成27年３月。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出に賛成します。

この意見書案では、労働者派遣法の改正と労働基準法の改正に対して反対する意見

書です。労働者派遣法改正は、26業務による区分の撤廃によって派遣期間の制限を撤廃することで、正社員化か無期限派遣になります。それは、雇用の不安定化を生むことが懸念されます。雇用と使用が分離する派遣法は、雇用主の責任を曖昧にする弊害があります。労働者の権利保護の観点からは、直接雇用が原則です。

労働者派遣法は、直接雇用の例外として認められてきたものですが、派遣労働の完全自由化になります。派遣社員の実効性のある教育訓練や福利厚生は努力義務であり、直接安定した雇用のある正社員も、不安定な派遣労働者に置きかえられる懸念があります。非正規雇用の労働者は、現在、日本の労働者の４割にも達していますが、派遣労働法の改正は、ますます労働者の雇用の不安定化と労働条件の低下を招くことになります。

また、労働基準法の改正は、特定高度専門家業務、成果型労働制として一定条件を満たした労働は、労働時間規制の適用除外とするというものです。我が国の労働時間は、ワークライフバランスからも長時間労働が多く、男女共同参画を損なっています。新制度の適用労働者の業務は、高度の専門的知識を必要とし、その性質上、従事した時間と成果の関連性が高くないものとされていますが、抽象的な要件であり、拡大解釈される危険があります。労働者がみずから拒むことも難しく、長時間労働による過労死、過労自殺、うつ病などの深刻な社会問題をさらにふやします。

以上、労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出に賛成します。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、発議第６号　労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第15、発議第７号　農業・農協改革に関する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

河井勝久議員。

〔８番　河井勝久議員登壇〕

○８番（河井勝久議員）　８番議員、河井勝久です。

農業・農協改革に関する意見書の提出について、提案理由を説明いたします。

政府は、地域農協への農協改革案を発表、中央会や全中に関する現実を農協法から削除し、単協に対する指導や監査の権限をなくしてしまうというのが農協改革の最大の柱であり、准組合員の事業利用制限についても規制しようとしています。ＴＰＰ参加のための手段でもあり、国民の食を支えてきた農業を守るためにも、農家組合員の死活につながる現場の実情を無視した独善的な改革を押しつけることは、容認できません。

以上のことから、本意見書を提出するものです。

それでは、農業・農協改革に関する意見書を読み上げます。

政府・与党は２月９日、ＪＡ全中（全国農業協同組合連合会）の地域農協への監査権限廃止や一般社団法人化を柱とした「農協改革」案の骨格を了承した。しかし生産現場には農協改革案が安倍政権の主張する「農業所得の向上」とどのように結びつくのかという疑問の声があるほか、今回は導入が見送られたものの准組合員の事業利用制限についても懸念が根強い。

農業者の職能組合と地域のライフライン機能を併せ持つＪＡグループは、持続可能な農業と住民の生活基盤を維持・発展させる上で大きな役割を担うものであり、拙速で一方的な改革論議は農業者のみならず地域社会全体にも無用の混乱を招きかねない。農業委員会の改革や農業生産法人の要件見直し、大規模農地の転用許可権限見直しについても、企業の農地取得に道を開く恐れなど生産現場の懸念に十分配慮し、慎重な検討が不可欠である。

「農協改革」を含めて安倍政権が掲げる急進的な「農業改革」案、さらには交渉が大詰めを迎えているとされるＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）参加問題は、日本農業と国民の食を長年支えてきた家族農業を危機にさらし、中山間地域をはじめ地域社会の衰退・切り捨てにつながりかねない。安心・安全で環境と調和した農産物生産・供給を将来にわたって可能とし、それを支える諸制度と地域社会の自主的・主体的な発展の道筋こそ議論されるべきである。

よって、嵐山町議会は、下記の事項について実現することを求め、地方自治法第99条

の規定により意見書を提出します。

記

1　農協、農業委員会、農業生産法人等の見直しにおいては強制的な組織・変更等を押しつけるのではなく自己改革を基本とし、組合員や農業者、地域住民の意見や実情を十分に踏まえ慎重かつ丁寧な議論を行うこと。

2　ＴＰＰ交渉にあたっては、2013年４月に衆参両院の農林水産委員会において採択された国会決議を遵守すること。

3　農業改革にあたっては、国土保全や地域コミュニティの維持・発展など農業の持つ多面的機能や社会的役割を十分に評価し、生産の振興と食料自給率向上、農業者の所得向上に資するものとすること。

平成27年３月。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、地方創生担当大臣、規制改革担当大臣。

以上です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、発議第７号　農業・農協改革に関する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第16、発議第８号　介護報酬の引き下げに反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。

今回のこの意見書が全会派一致にならなかったというのは、非常に残念に思います。ぜひ、意見書に反対する議員は理由を述べて反対をしてほしい、そういうふうに思います。

今、私たち日本共産党は、県下事業所に、この介護報酬の引き下げに当たってアンケートをとっています。既に寄せられたアンケートの中では、この介護報酬の引き下げによって経営が大変になる、こうした意見が寄せられています。この介護報酬の引き下げは、施設の処遇改善のみならず、入所者のサービスにも影響を及ぼしかねない、こうした問題が含まれているということです。

こうした中で、政府は、2015年度介護事業所に支払われる介護報酬を2.27％引き下げることを決定しました。この引き下げは、2003年度の2.3％、2006年度の2.4％の引き下げに並ぶ過去最大級の引き下げになります。介護事業所の３割は赤字だと言われています。介護報酬が大幅に引き下げられれば、職員の処遇改善どころか、最悪の場合、事業所の閉鎖や撤去ということにもつながりかねません。

したがって、介護報酬の引き下げを中止をすべきだというふうに考えます。

それでは、意見書を朗読して提案にかえさせていただきます。

介護報酬の引き下げに反対する意見書

政府は2015年度から介護報酬（介護サービスの公定価格）を全体で2.27％引き下げることを決定し、これを新年度予算に反映させました。介護報酬の引き下げは、実質0.8％減だった前回2012年度に続く連続削減で、介護職員の処遇改善（1.65％）、認知症・中重度者対応の加算（0.56％）を除くと、実質4.48％もの大幅な削減となります。

政府は引き続き、特別養護老人ホームや小規模デイサービスの基本報酬引き下げなどを検討しており、これが実施されれば、多くの事業所の経営が直撃を受け、介護職員の労働条件や介護サービスの後退を招くことは必定です。

特別養護老人ホームなどでつくる全国老人福祉施設協議会は「現在でも赤字施設が３割近くに及ぶ特別養護老人ホームなどでは、やむなくボーナスカットや非正規雇用への切り換え、賃金水準の引き下げもあり得る危機的な状況に陥る恐れがある」と、

今回の引き下げに重大な懸念を表明しています。

厚生労働省は、「処遇改善加算」によって140万人（常勤加算）に月１万2,000円程度の賃上げを見込んでいると説明していますが、介護で働く事務職員や理学療法士など約70万人は対象外です。しかも加算を得られるのは、職務に応じた貸金体系や研修の実施、子育て支援など労働環境が整っている事業所に限られ、今でも２割弱の事業所が加算を得られていないのが現状です。

国の推計でも、現状のままの対応では介護職員が25年度に約30万人不足するとみられており、介護報酬の引き下げは事業者の経営を圧迫し、サービスの低下や職員の削減などにつながりかねず、人手確保にも逆行することになります。

政府は、報酬の引き下げによって介護費を2,400億円削減でき、利用者の負担軽減になるとしていますが、その一方で保険料を10％もアップすることは全く理解に苦しむものです。

よって、政府においては公費負担の割合を増やすなど利用者負担とならないような手だてをとりながら、介護報酬の引き下げについては行わないよう、強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年３月。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生大臣です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、介護報酬引き下げに反対する意見書の提出に賛成します。

超高齢化社会になって、2012年の統計で介護認定される高齢者は575万人で、高齢者の18％以上が介護認定を受けています。介護認定される平均年齢は83歳で、80代の方が272万人、90代の方が113万人です。

ところで、介護は家族などが多く担っていますが、555万人の方が介護になってい

ます。それに加えて、介護の専門職が従事しています。介護職として働く人は169万人ですが、定着率が低く5.8年で離職しています。やめた人の多くは他の産業に従事します。介護職は専門職が育たない現状です。介護報酬を引き下げると、介護職につく人の労働条件や研修にさらに悪影響があり、決してよい介護状況を望むことはできなくなります。したがって、国の政策のあり方を抜本的に変革し、介護報酬の引き上げをする必要があります。

以上、介護報酬の引き下げに反対する意見書の提出に賛成します。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、発議第８号　介護報酬の引き下げに反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第17、発議第９号　政党助成金の廃止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。

政党助成金の廃止を求める意見書の提出について提案をいたします。

今、国会では、身を切る改革として比例定数の削減を求めています。政党助成金制度は、1995年政治改革の名のもとに、小選挙区制、比例代表並立制とともに導入、施行されました。この制度は、国民１人当たり250円を負担させ、毎年320億円もの税金を各党に配分する仕組みです。この20年間の政党助成金の総額は約6,311億円に上ります。

私たち日本共産党は、この制度には思想信条の自由や政党支持の自由を侵す憲法違反の制度であると指摘し、この創設に一貫して反対してきました。同時に、受け取り

そのものも拒否をしてきました。政党助成金を受け取っている各党の本部収入に占める割合は、自民党が約６割、民主党が約８割、当時の維新の会７割。その上、2013年度に政党助成金を受け取りため込んできた総額は、９党合わせて147億5,307万円にも上ります。憲法違反の政党助成金はきっぱり廃止をすべきだと考えます。

それでは、意見書を朗読をいたします。

政党助成金の廃止を求める意見書

政党助成金制度が1995年に創設されて以降、毎年320億円もの血税が日本共産党以外の政党に投入されてきました。2014年末までの総額はすでに6,311億円にのぼります。

そもそも政党助成金制度を支持をしていない政党に事実上の「献金」を強要するものであり「思想信条の自由」「政党支持の自由」に反する、憲法違反の制度です。

加えて、何の苦労もなしに巨額の税金が転がり込む制度が、政党・政治家の金銭感覚を麻痺させ、政治腐敗を加速させています。政党助成金ほしさに、政党が離合集散するなど、政党と政治を堕落させる元凶になっています。

よって政府においては、320億円の政党助成金を廃止し、国民の福祉増進にまわすよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年３月。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結します。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　政党助成金の廃止を求める意見書の提出に賛成します。

政党交付金は21年前に成立しました。当時、リクルート事件、ゼネコン汚職などの企業からの賄賂が多発し、企業、労働組合、団体などから政党、政治団体への政治献金を制限するかわりに、政党に対し国が助成を行うことを目的に制定されました。国民１人当たり250円の税金が、政党の国会議員数と得票数で案分されます。したがっ

て、それぞれの個人の支持しない政党への税金からの配分が大きく、今回の選挙のように絶対得票数が国民の18％に届かない自民党に、政党助成金の半分以上が交付されます。

１月19日に時事ドットコムでは、2015年には自民党は過去最高の172億円が交付されると報道されています。新しいニュースでは、生活の党と山本太郎となかまたちという政党で政党交付金の要件を満たし、３億3,000万円を受け取ります。支援者の寄附よりも、国庫交付金による金額が大きく、それでも政党活動は行われ、広報活動に未成年者も含めた国民の税金が支持しない政党の広報活動に使われ、日本は現在、国家の存在が危ぶまれるところにまでなっています。

政治は、公正に国民の意見が議論されるべきところ。政党助成金制度が広報活動に有利に展開することができる制度で、権力の固定化が起こり、国際的にも支持されない方向に動いています。政治活動は、企業、団体の献金は禁止し、支持者からの寄附で行っていくことが基本です。政治活動に経費がかかり過ぎること、政党活動に経費がかかり過ぎること、その経費を国庫から支出することは本末転倒で、本意見書提出に賛成します。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、発議第９号　政党助成金の廃止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎町長挨拶

○青柳賢治議長　これにて、本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、平成27年第１回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は３月３日に開会をされ、３月20日の本日まで18日間にわたり、極めてご熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成27年度一般会計当初予算をはじめとする諸議案を、全て原案のとおり可決ご決定を賜り、まことにありがとうございました。

私ども執行部といたしましては、新年度予算を誠実に執行し、町民の負託に応える決意でございます。

なお、議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましても、十分検討いたしまして対処する所存でございます。

さて、嵐山町は３月18日をもちまして、交通死亡事故ゼロ1,500日という快挙を達成いたしました。これもひとえに小川警察署をはじめ、交通安全に献身的なご尽力を賜っている関係団体の皆様、そして児童生徒の見守り活動にご協力をいただいている多くの町民の皆様の日ごろからのご活躍のたまものでありまして、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。今後もこの名誉な記録が更新されますよう、安全安心なまちづくりを一層強く進めてまいります。

間もなく新年度です。いよいよ、地方創生に向けた町の総合戦略づくりが始動いたします。誰もが将来に希望を持ち、安心して暮らせる魅力と活力にあふれた嵐山町を実現するため、全身全霊を傾注してまいる決意でございます。

議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、今後ともご健勝にてさらなるご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。大変ありがとうございました。（拍手）

◎議長挨拶

○青柳賢治議長　次に、本職から挨拶申し上げます。

平成27年第１回定例会も本日をもちまして閉会となります。３月３日からきょうまで18日間、長期にわたりまして、議員の皆様には熱心に活発にご審議を尽くすことに、議事進行に多大なご協力いただきました。ここに、第１回定例会を無事閉会できますこと、まことにありがとうございます。

また、町長をはじめ執行機関の皆様には、審議の間、常に真摯で丁寧な説明などをいただき、そのご労苦に対しまして深く敬意をあらわすものであります。

提出されました議案は、条例予算その他合計30件でありました。全て原案どおり可

決されました。予算審議においては、委員長を務められました松本委員長並びに森副委員長に対しまして、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

議員提出議案は、９件提出されました。そのうち３件可決されました。

一般質問においては、８名の議員が登壇されまして、当面する町の諸課題に活発な議論が展開されました。特に、地方創生への取り組みに向けては、町も議会も町民も新しい覚悟を持って、一体となって取り組むということが確認されたのではないでしょうか。

今議会は、来年度の嵐山町の方向を決める27年度予算案の審議でありました。世代間格差の是正に向けて、財調を取り崩しての苦渋の予算でありましたが、厳しい管理のもとに、執行実現に努力されますことを切に希望するものであります。

また、３月いっぱいで、長い間、町のため、町民のためにお務めいただきました中西敏雄税務課長、根岸寿一まちづくり整備課長、井上裕美総務課長、大塚晃環境農政課長には、本当に長い間ご苦労さまでした。今後も健康に留意されまして、今まで同様に町民のために、また町のために、変わらぬご支援、ご尽力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

結びに、執行部の皆様、議員の皆様におかれましては、季節の変わり目でございます。十分健康に留意されまして、ますますのご活躍をお祈りさせていただきまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

◎閉会の宣告

○青柳賢治議長　これをもちまして、平成27年嵐山町議会第１回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後　２時１９分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員